

を掲ぐ 阿部豊後守正謙筆、往古は後光嚴帝宸 △華嚴塔趾
 門外杉林の中にあり、當院開闢已前より在しと見ゆ釋
 迦多寶及び四天王の像を安ず、本寺開山佛光舍利及び
 袈裟を收む貞治六年十月塔修造の時、義詮令して鎌倉
 六浦、小間別錢を資用に充らる 院、華嚴塔修造事、明年
 重位彼所、致祈禱之、一所致其沙汰也、早以鎌倉、六浦、小間
 別錢貨、宛彼要脚、可被成修功之狀如件、貞治六年十月七日
 當院塔主、義詮華押あり、七年四月細川頼之奉はりて塔修造の事、速
 に成功あるべき旨駿河入道の許に書を投す 日、圓覺寺
 嚴塔修造事、以鎌倉六浦、小間別錢貨、可爲彼要脚旨、去年十
 月七日、被成下御教書了、早嚴密有遵行、可被成修功由、内
 々被仰下候也、恐々謹言、卯月 應安七年十一月烏有のた
 めに灰燼となるの後再造ならず、永徳二年五月塔修造
 明年秋を限りて成功あるべき爲、義滿令して鎌倉中酒
 壺役を費用に充つ 日、圓覺寺華嚴塔事明年秋以前、
 急速可被遂其節之狀如件、永徳二年五 同時執事、斯波義將
 月七日、左兵衛督殿、義滿華押あり、塔事、明年秋以前、可有
 上杉憲方の許に書を投して傳ふ 日、圓覺寺華嚴院、華嚴
 造畢之間、以鎌倉中酒壺役、被付彼要脚之由、被進御書候、
 嚴密御遵行之様、可有申沙汰之由、内々被仰下、恐々謹言、五
 月七日、謹上上相安房入、嘉慶元年僧義堂小偈を作て化緣

疏に代へ、諸方に請て其功を竣ふ 日、瑞鹿山圓覺寺黃梅
 小偈并叙始於弘安某季、厥制三層、層方三間、高廣稱是、
 下安釋迦多寶二尊如來像、四隅列置回天王像、左右位以日本
 國內、大小神祇名牌、而翼衛之靈應頗多、其四壁則以繪事幻
 善財南詢五十三知識之相、因號華嚴塔焉、舊記云、開山佛光
 祖師、親以佛舍利參粒袈裟壹領、藏于塔心會應安七年歲次甲
 寅冬十一月二十三日寺罹鬱攸之厄、則塔亦燼矣、烏乎數哉、
 明年永和初元、余承官差任起廢事勞土木者五載、康曆庚申春、
 大殿既成、余時迫東山之命、塔功未潰于成不亦爲歎歎乎、今
 守塔大慈菟昌遠不容袖手、遂不遠千里、以幹事來京師、謀于
 諸老以欲終厥功、俾周信爲化緣疏文、則未暇、姑裁小偈代疏、
 仰于諸大檀那揮金成此勝事、則合尖一句、不待舉而圓矣、偶
 日、昔日浮圖墮劫灰、從新架起奈無材、直將大地爲檀越、玄
 勸緣比丘 昌遠證明 左丞相 征夷大將軍 左大臣華押、左
 衛門佐華押、左 應永八年二月再火災に罹る、數月を歴て
 再造成と云へども釋迦多寶の佛像いまだならず、爰に
 於て十一年冬塔主中樹偈を作りて、四方に助縁を請ふ
 日、瑞鹿山圓覺寺、黃梅院華嚴塔、重造釋迦多寶二尊、勸緣
 小偈并叙、圓覺華嚴寶塔、在於 瑞鹿山頂、黃梅之院、
 乃天龍開山、窓夢國師塔頭也、會應永八年歲次辛巳春二月晦
 日塔罹鬱攸之厄、則塔中二尊、釋迦多寶亦燼烏乎、悲哉越后
 數月、相國、天龍、等持、臨川、五山、十刹等、國師、開山大小寺
 院、泊東堂、西堂、單寮、者舊蒙堂、禪資等、國師門派、老少
 僧衆、隨分助緣、重新造塔、蓋一時盛事也、而無塔中二尊、
 豈不爲歎歎乎、於是本山 都總發大誓願、築重造二尊、

其費浩繁也、即欲速成厥功、特命守塔比丘中樹、爲化緣疏文
 未暇、姑裁小偈代疏、通告諸大檀越、長者、居士、宰官、婦女、善
 男善女等、隨家豐儉、發心結緣、福不唐捐、偈曰、浮圖久矣
 地中藏、涌出虛空始啓光、要見二尊茲並化、先、須努力化諸方、
 應永十一年甲申冬、中樹謹識、幹緣比丘、其後廢せし時代詳
 丘、中傳證明、千百倍分身釋迦牟尼佛、
 ならず、○續燈菴 萬富山と號す、門に額あり 高辻前大
 文和中尊氏佛滿のために創建し、師を以て開祖とす中
 興開基は今川五郎範國入道心省なり 佛滿の弟、至徳元
 永四年今川修理大夫氏親再造せり、舊は多福軒・笑月
 軒・梅雪軒・半寮宗なりと號する寮舎ありしと云、今は
 廢せり、永祿九年六月大道寺駿河守資親庵領安堵の證
 狀を寄す 日、續燈庵知行之事、相任先證文之口、無相違進
 如件、永祿九年丙寅六月三 爲後日仍一筆
 日、續燈庵、大道寺華押、此頃の事か古河義氏永く當庵
 を祈願所とす 日、佐貫之邊御座候内、被抽懇祈候、無相違
 向後可爲祈願所候、彌以精誠可喜入候恐々謹 仍續燈庵之事、
 言、十月九日、續燈庵法施西堂、義氏華押、十年五月古河
 義氏より總州古河の内、十五貫文地を合力として寄附
 あり 日、於古河之内、拾五貫文分、以田畠、可有御合力之狀、
 如件、丁卯、永祿十年五月廿一日、朱印、續燈庵、法施
 西十二年九月當庵祈願所として違亂の徒有まじき旨北
 條美濃守氏規證狀を寄す 日、圓覺寺之内續燈庵、從前々爲
 祈願所之間至于何年、横合非分之

儀不可申懸、就被成不入所、萬乙於有狼藉之輩可 △客殿
 預注進之狀如件、己巳、九月廿日、平氏規華押、
 靈龜殿と號す、額を掲ぐ 僧月 開祖の像を安ぜり、
 【寺寶】 △開祖佛滿禪師墨跡、△承先和尚墨跡、△尊
 氏自筆法華經一卷 尊氏、父貞氏が爲に書寫せしと云、奥書
 種妙行、觀應三年九月五日書 △十六善神畫像一幅 巨勢金
 寫了、正二位源尊氏華押、 △龜甲一枚 寺傳に云、往昔佛滿禪師法義を談ずる時、いづ
 △龜甲一枚 寺傳に云、往昔佛滿禪師法義を談ずる時、いづ
 首して動かず、殆法論聽聞の狀をなす、法會畢て後、尙去ら
 ず、いつしか精神已脱去して、只其甲を殘せり、於是衆奇異
 の思をなし、即取て珍藏せり、是より方丈を呼て、靈龜殿と
 號す、此甲尋常の龜に比すれば、甲高く斑文、龜甲に勝れて
 玲瓏たり △堆朱香合一合 椿の花葉を彫す、 △古文書九
 通に注記せり 一は至徳二年管領氏滿が大義庵に寄する
 庵領の寄附狀、一は應永四年圓覺寺に寄する氏滿の下
 知狀、一は永祿中古河義氏の書翰、一は同九年大道寺
 駿河守資親が出せる敷地の證狀、一は元龜三年北條陸
 奥守氏照が證狀、△開山入定窟 客殿の背後にあり、
 祥光塔と號す額あり 月船 ○佛日庵 北條家の祠堂な
 り 【鹿山略記】日、本寺大檀那、北條相模守平時宗、同相模守
 平貞時、同相模守平高時、祠堂之地也其始者時宗而已之靈
 屋、而佛日庵者、即時宗靈室之名也、而餘之貞時、高時、之
 靈屋者分處而在黃梅續燈之二院而靈屋之名、貞時曰無畏殿、

高時曰同光堂、至子中右、合安子當院、爲檀那塔、近年穿續燈庵、客殿之下、得一石櫃、是則移置於當院之跡也、云々、舊は輪番たり、後僧鶴隱が時塔頭に屬す、爲本寺常住之、後至于當院中興鶴隱之時、爲、故に鶴隱を以て中興開祖と一庵、備于塔頭之一員云々、

位于禪興、俗姓小田原、北條家之氏族也、故時々候小田原城中、世々受恩顧、剝被附前件之領地、永樂十七貫六百文餘也、隱翁曾於隱之南、營一軒、號玉泉居焉、復性常嗜茶構茶店、號烟足軒、昔年者不以塔主、稱佛日庵、至于隱翁、亦以玉泉軒、稱呼之、自爾隱翁聞諸於閭衆、改玉泉之號、稱佛日庵、以塔頭之一數、加之以有當卷領知之功勳、爲其後者、稱隱翁爲中興開祖、慶長十七年九月十二日寂、永德四年管領氏滿狀を下して造營料を寄附す、所藏文書曰、佛日庵造營料、武藏國浦々帆別事、任去元年御教書、嚴密可令致其沙汰給之狀、如件、永德四年二月十五日、圓、永祿七年九月北條家より敷地一貫六百文を寄せらる、曰、山門大德寺敷地、壹貫六百文目、如件、永祿七年甲子九月朔日、八年六月又尾藤谷にて一貫二百文の地を寄附あり、曰、山内鼻頭谷、本一雲屋敷山共に敷添、但是者御前帳内也、以上三貫貳百六十文進候、當夏毛、無相違可有所務、諸役令免許者也、仍狀如件、永祿八年乙丑六月十七日、佛日庵、此頃北條家の旨を承て、零の事を宗前奉、虎朱印あり、

曰、雨之御祈禱故、即雷雨奇特存候、大駭奏達候、委細者務む、佛日庵江中候條、不能審候、恐々敬白、六月廿二日、正續院尊報、宗、九年六月大道寺駿河守資親敷地壹貫六百文の

所先蹤の如く寄附ある旨證狀を授與す、曰、相任先證文、所、進置者也、自今以後、不可有横合所、爲後日、元龜二年一筆如件、永祿九年丙寅六月晦日、佛日庵大道華押、元龜二年扇谷の内にて、三貫文の地を善九郎某と云者寄附す、曰、鎌倉扇谷之内、瑞心屋鋪、三貫目善九郎進置由候、令得其意候、山共に無相違、可有御拘者也、仍狀如件、元龜二年辛未五月十日、佛、四年十月北條家より東勝寺分の地を預けらる、寺分、只今明地之由候間、預置候、仍狀如件、元龜四年癸酉十月十九日、佛日庵中將奉之、△客殿、中興鶴隱の像を置く、【寺寶】△天國寶劍一振、長二尺五寸許、寺傳に、貞時、高時の廟を移す時土中より石室を掘得し、此劍を收むと云ひ、又北條家より納る所とも云ふ、△達磨畫像一幅、牧溪筆、畫上に、△徑山佛智禪師語錄二本、宋人逸が謄寫する所なり、卷尾、△古文書廿四通、内七通は、前に竹溪林希逸書と記せり、

△古文書廿四通、内七通は、前田畑段別の注文、一は建武三年武州金陵寺に寄する尊氏の下文、一は貞和中金陵寺の事に依り義詮に送る尊氏の書、一は同三年尊氏が金陵寺領の寄附狀、一は觀應二年波多野次郎に與ふる御教書、一は文明九年奉行入連署寄附地の證狀、一は天文十六年天寧寺敷地の奉書、一は同廿二年正續院に出す、大道寺源六周勝が奉

書、一は永祿五年圓覺寺に答ふる北條氏政の返翰、一は同九年正續院に寄する大道寺駿河守資親が敷地の證狀、一は同十一年天役免許の奉書、一は天正七年大道寺政繁が寄附地の證狀、一は波多野次郎左衛門に與ふる千葉頼胤が書翰、年代詳ならず、一は千葉入道に與ふる軍義政の下文、一は大道寺駿河守盛昌が正續院に與ふる寄附地の證狀、一は安藤豊前入道良整・板部岡江雪齊連名の書翰、△檀那塔、小堂を構へ中央正觀音を安置、立像長一尺、右に北條時宗の像を安置、同牌を置く、寺殿大禪定門、弘安七年、潮音院殿甲申四月四日と記せり、其傍に時宗室の牌あり、覺山志道大姉と記す、靈屋、左に貞時・高時の二像を安ず、各牌あり、貞時牌曰、最勝園寺殿宗演大禪定門、應長元年十月二十六日、高時牌云、日輪寺殿崇鑑大禪定門、元弘三年五月廿二日、其傍に高時が三子の牌及び像を置く、【鹿山略記】曰、各羅髮各遺骨を石櫃に藏め、堂下に湮埋すと云ふ、△玉泉軒、今軒號を存するのみ、下同じ、中興鶴隱が常住せし所なり、△煙足軒、茶室なり、○如意庵、開祖妙謙、【高僧釋妙謙字無礙、武州人出世相之壽福、尋徒圓覺、僧問如何、是大唐行脚之事、謙曰笠重吳天雪、香楚地花、住職稍久、構如意菴、而養老身、上杉憲顯、建國清寺於豆州、請謙爲、開山祖、應安二年七月十三日寂、勅諭佛眞禪師筆、【寺寶】

△文殊普賢古畫一幅、筆者詳ならず、△羅漢古畫二幅、△古文書四通、一は天文十六年大道寺駿河守盛昌が瑞光庵敷地の寄附狀、二は同年北條氏が養龍軒・聽好庵敷地の寄附狀、一は永祿九年大道寺資親が養龍軒寄附地の添狀、○正傳菴、今は無住にして佛日庵の持なり、貞和四年三月開祖明嚴萬壽寺、所在詳ならず、中に創建す、右文萬壽寺前塔頭、正傳菴地事、不可有相違之狀如件、貞和四年三月八日、明岩和尚、左兵衛督判、文和三年此地に移すと云、鎌倉萬壽寺塔頭、正傳菴事、可被引移圓覺寺、月八日、明岩和尚、○壽德菴、開祖月潭中興大檀那、三浦介義同入道道寸、所藏の系圖によるに、三浦介高行の男、永浦那新井城に在て、男荒、次郎義意と共に討死す、往昔境内に聽好庵・養龍軒と唱ふる二室あり、天文十六年十月聽好庵・養龍軒の敷地各北條氏より寄附あり、如意菴所藏文書曰、敷地之事九百四拾令寄附者也、仍如件、天文十六年丁未十月十二日、聽好庵、虎朱印あり、養龍軒に出す所は、敷地一貫五百文分と在のみ、此餘前と同文、永祿九年六月大道寺資親淨智・護法兩寺の内敷地一貫七百文分、養龍軒に寄附あり、曰、前々寄進之候、但淨智寺之内、六百文、護法寺之内壹貫百文如此落着所、至于向後、不可有相違者也、仍如件、永祿九年丙寅六月晦日、

養龍軒參 其後廢せし年代詳ならず、【寺寶】△三浦系圖

資親華押 一卷、△三浦道寸太刀一振 薙刀の穂の如く、平打なり、

異なり、木柄長一尺許、黒漆にて横に筋あり、鏝は五枚重の革

徑り二寸四分、形木瓜、鞘は長二尺二寸許、金漆たゞき塗、縁

頭小尻總て △義堂眞蹟一幅 △庭訓折本一本 三浦道寸

唐銅なり、 德四年三浦道寸の後裔、三浦郡長柄村民の納る所なり

奥書あり 三浦道寸代目爲末代、圓覺寺中長香庵納之者也、

三浦長柄村、荒井高保之と記せり ○景福菴 古は景福軒

長香庵は、當菴の舊稱なりと云、 中の寮舎たり、海會菴

と號して海會菴 舊跡のみを存す、 廢せし後、又是も荒廢に及びしを天正中當山に移して

再興すと云、開祖は朴中と云へり、○濟陰菴 古は軒

と稱す、開祖曇芳、○松嶺菴 古は不閑軒と號す、開

祖は叔悅、中興奇文、中興開基、松嶺院妙圓尼 寺十八世

瑞山尼の 此人僧奇文の道風を慕の餘り、五貫文の田を

寄附せしかば是より不閑の號を改め松嶺を名とし、且

て總菴の持なり、塔を天眞と號す、舊は額ありしと云

普濟國 今失せり、開山文昱、開基は上杉中務少輔朝宗

入道禪助なり牌を置く、其他蔭山氏の牌三基あり 義山

長公上座、永祿五年九月廿五日、俗稱蔭山長門守、一は高山

源公禪定門、永祿七年正月八日、俗稱傳はらず、一は心江妙

悟大姉、永祿九年九月 月十六日、長門守室、永祿五年蔭山長門入道義山、本郡の

内にて寄附の地あり、七年九月妙悟尼重て證文を寄す

所藏文書曰、東郡岩瀬之郷廿貫文、内にて一貫二百文目に田

二段 ちやう、妙悟上悦高山之爲に、茶湯錢として、壬

戌の年より、長門入道殿寄進申され候事、實正也、一札參ら

せられ候所に、亥の年の炎上に、燒參らす候付て、我等方よ

り重て取て參せるものなり、甲 子の歳九月廿五日、富陽菴妙悟、

一幅 巨勢金剛筆、一圓相の中に繪かけ △古文書一通 前に注

所、即以白雲名之云々、又【禪林僧傳】に載する塔銘の文によれ

ば長應元年に當れり、曰、即己酉歲、爲日本延慶二年也、明年

元帥平貞時、請住禪興、仍受戒執弟子禮、崇信日曠云々、翌

歲平帥請 遷圓覺云々一住七年、東關禪客旁午請謁、日就寺

之隴西、卓白雲菴、爲請問所云々、曆應 塔を大明と唱ふ、塔銘

三年十月三日寂 弟子身全身瘞于本菴、塔を大明と唱ふ、塔銘

葬全身于本菴大明之塔、先是師始作庵時塔與

之、俱師以期於法道光明盛大之故、乃安是名、額を掲ぐ 墨跡

亭を雲封と云 貞和集、曰雲封亭 軒を絶遊と稱す【空華集】

遷居白雲庵、扁軒曰絶 遊、蓋俗態可厭也云々、【寺寶】△開山慧日書翰一軸、

往昔大崎山長勝寺と云あり、今其舊跡當菴下にあり、

雲頂菴は、其開山塔の號なりと云へど是非詳ならず【鹿

略記】曰、相之諸山、往昔有大崎山長勝寺、後年癡類、于今舊

迹存在當菴之所預也、此長勝寺之開山塔、號雲頂庵、因取其

號、銘當庵、即以長勝寺之開山、客殿に入三摩地の額を掲

ぐ、是舊は長勝寺外門の額なりと云ふ、中興開基長尾

尾張守忠景入道皎忠 文龜元年六月 元弘三年九月後醍醐

帝當庵領の繪旨を下し賜ふ 所藏繪旨曰、相模國雲頂庵、當

日、皇太后宮 花押、 應仁元年九月澤部孫次郎森忠

毎年八貫二百文、并米九斗充寄附ある旨證狀を授與す

所藏文書曰、富塚郷之内、雲頂庵領以本目錄御見地候上者、

如目錄隨可有御所務候、金井口郎右衛門尉方、於濫入訴訟出

申候間、如請留申候、毎年八貫二百文、并米九斗充、無口水

早損納可申候、若一錢一粒も、無沙汰仕仕者、同名小太郎入道

善阿彌證護に罷立、出仰口上本目錄、可有御所務候、除金阿彌

左近次郎前申候、仍爲後證、押書狀如件、應仁元年丁亥九月十

一日、澤部孫次郎森忠華 押、同名小太郎入道善阿、明應の比、年來當菴抱置所武州

兒玉郡太駄村の地、永く寄附ある旨長尾忠景入道皎忠

書翰を授じて示す 間、永代當庵江可有寄進旨趣、一札披閱

存其旨候、如愚案者、當村仁草庵建立、爲菩提所、御弟子不

然者法眷中以仰合、當庵末寺一分允候歟、但可仕御覺悟事、

不可有餘儀候、恐々敬白、十月四日雲頂庵、淳長藏主、皎忠

在番の下知狀、一は同時高經の款狀、一は同五年建長寺大統庵領の證狀、一は同十三年圓覺寺造營料の押書一は同二十二年長尾憲明が長樂寺領の寄附狀、一は同廿六年持氏が僧省文に與ふる長樂寺住持職の下文、一は同二十七年大義庵領の事に依り催促所に寄する長尾憲明が沙汰文、一は同三十四年本願寺領安堵の證狀、一は正長二年僧省文が省樹に與ふる常州大雲寺住持職補任の狀、二は永享六年上杉憲實が本願寺領の奉書、同大石石見守が渡狀、一は寛正三年僧省菊が書翰、一は同七年同人が庵主の事を令する書、一は文龜元年僧淳長が書翰、一は同時淳長が示す條目、一は永正四年淳長が讓狀、一は天文七年禪興寺住持職の下文、一は永祿八年僧省現が讓狀、一は天正五年高城下野守胤辰が庵領の證狀、一は波多野氏に下す義政の感狀、一は波多野高經に與ふる下知狀、十四は長尾尾張守忠景の書翰、二は長尾修理亮顯忠書翰、五は僧常輝有心等が書翰、○傳宗菴 文保元年の創建にして僧士雲を開祖とす【禪林傳】に載する、南山行實曰、師諱士雲、號南山、遠州人、東陵諸師曰、久隨佛光嗣法、聖一國師示寂以佛鑑法衣附師、師遺誠曰、此信衣、自徑山佛鑑禪師、傳于東福開山國師、國師授於老僧、收在傳宗庵、永仁三年乙未師年四十二、在建長結夏冬至秉拂、四年移圓覺、又在首座寮、兩節說法、五年有承天之請、而來洛下、延慶三年住東福、應長三年退院

冬移壽福、文保元年丁巳、六十四、住圓覺秋暮退院、又再住、偈云、自慚蹤跡似附趨、欲占林園世途、勿奈府書催促急、再呈舊面對禪徒、立傳宗菴、元應二年庚申、年六十七住建長、元亨元年、創金剛崇壽寺、元弘元年上京、居莊嚴、建武二年乙亥十月、建武四年七月土御門親王家より寄附の地あり七日化、
所藏文書曰、鎌倉西御門、大藏杉【二箇所御地事、御寄進圓覺寺傳宗菴定照院間土御門二品親王姫宮令旨、如此候、早守先例、可有其沙汰之狀、依仰執達如件、建武四年七月十四日、南山和尚御門徒御中、沙彌道光華押、應安六年九月僧士尊より雪庭が塔所、二階敷地、乞に任せて當菴に讓與す 所之事、二階之地基、無子細如仰渡申候、渡狀者逐可進候、恐惶敬白、九月廿一日、傳宗庵□老師御報、士尊華押、渡狀曰、二階敷地事、東者限山上之二重切岸、南者限井東之小島之南岸、西者限山上切岸、北者東西之大松限之自傳宗庵主築心和尙之方、任承旨塔頭一所、敷地限四至堺、渡申處狀如件、應安六年九月廿七日、住持士尊華押、都管士歲華押、明德元年十二月、泰次相傳の采地、武州兒玉郡の内、一町七段の地を寄附あり曰、寄附、武藏國兒玉郡下兒玉郷内、淺羽方、田一町七段事、右彼田者、泰次重代相傳私領也、然所奉寄進德藏寺長老太勳和尚也、若於泰次子孫中、致違亂妨輩者、爲不孝仁、不可知行泰次跡、仍爲後證、寄進之狀如件、明德元年庚午十二月廿日傳宗庵主藤原 應永十七年五月安藝守貞春武州入間郡の内にて菴領を寄附す 曰、奉寄進、武藏入西郡栗生田郷上村之内、窪田二段、并厚河郷末松名之内

二段畠一所事、任淺羽淨願寺塔頭、曇華庵主寄附之旨、圓覺寺傳宗庵へ同所、奉寄進之條、如件、應永十七年庚寅五月三日、前安藝守 貞春華押 【寺寶】 △南山畫像 一幅 自讚の語あり、肖像を畫き、齋し來て自贊を乞ふ、其語曰、者箇面背太奇怪矣、爾是何誰我不知、你喚作南山、不是不是鑑公太守所寫、景像携 △古文書八通 内五通は、前、一は觀應三年彈正忠行胤が崇壽寺領の渡狀は應永三十一年正續院に寄する菴主心榮崇壽寺士恩連名の契約狀、一は天文十五年北條氏が境界安堵の證狀、△西岡 堂後の山を云、境内勝景の地と稱す、下同じ、△甘露井 水至りて清冷なり、○桂昌菴 開祖は道欽と云ふ、永祿九年六月先規に任せ、敷地八百文寄進ある旨大道寺資親證狀を寄す 曰、相任先證文、□地八百文之所、進置者也、自今以後、不可有横合所、爲後日、一筆如件、永祿九年丙寅六月晦日、桂昌庵大道 當庵は元來續燈菴の進退たり、此事續燈菴所藏元龜三年の文書に見えたり 曰、續燈菴之派、桂昌菴之主可在御計候、爲後證之狀如件、元龜三年壬申三月廿四日、圓覺寺續燈庵主、氏照華押、今は無住にして全く續燈菴の持なり、○臥龍菴 舊は二字在て山上なるを潤香と云ひ山下なるを臥龍と稱す、後二字共に敗壞に及ぶ、然して潤香一字、先再造なるに至りて又元祿十六年地動の爲に悉く頽廢せしかば是を臥龍の舊

地に移して再修補を加へ是より改て臥龍と號す、開祖は大川と云ふ、△觀音堂 正觀音を安ず、右に地藏微妙禪尼、念 左に釋迦を置く、腹籠に同體を安ず、北條時頼の笈佛と云ふ 長一寸許、○歸源菴 開祖是英 傳曰 釋是英號傑翁、貞和觀應間遷住相之大慶、淨智圓覺、門に萬永和四年三月十二日、寂于鹿山歸源庵、勅諡佛慧禪師、法歸源客殿に不二の額を掲ぐ、書院を號して好雪と唱ふ、僧奇文を中興開祖とし北條氏康を中興開基とす、奇文は兼任して武州比企郡三保谷養竹院に住す、天文十六年十月敷地一貫三百文餘の地を氏康寄附あり 敷地之事、一貫三百八十文之分、任永正十七庚辰歲落着之旨、令寄附者也、仍如件、天文十六丁未十月、歸源庵虎朱印あり、是年十一月又氏康本郡須崎郷大慶寺分の地村と云 寄附ある旨書翰を寄す 曰、前々寺領之由候間、須崎大慶寺分、要候、子細者龍源軒、可被申候、恐々敬白、天 又此地の事、文十六丁未十一月二十一日、養竹院氏康華押、
により十八年八月氏康再書翰を寄す 曰、其他和談以來、種年約諾申、大慶寺分進置候、子細者、自龍源軒、可被申置候、恐々謹言、天文十八己酉八月十五日、養竹院御司、氏康華押、永祿九年須崎郷の地、先蹤の如くたる旨氏政證書を授與す 曰、如先證文筋目、須崎大慶寺分、猶以不可有相違候、恐白、永祿九丙寅七月廿一日、歸源庵、氏政華押、大道寺

資親添狀あり。曰、須崎之内、大慶寺分之事、如先御證文、然者御寺中似合之修造、御心懸肝要に候、恐惶敬白、天正十二年十二月氏直寺領の書狀を寄す。須崎大慶寺分、猶以不可有相違候仍如件、天正十二年甲申十二月十二日、歸源庵、氏直華押、同時板部岡融成入道江雪奉はりて須崎郷の地山林制禁の事を令す。寺分之山林竹木剪取事、堅令停止了、若違犯之輩有之者、可有披露、可處嚴科者也、仍如件、天正十二年甲申十二月十二日、歸源庵、江雪奉之、十八年東照宮此地を過らせ給ふ時當庵に入らせ給ひ、現住雲如に護法の事を命じ給ひ、金百兩を賜ふ。【鹿山略記】佛日庵條に云、雲如妙意、相州三浦人、蒙辱口賜瑞泉之公帖、後兼管塔頭歸源、元和八年、賜公文住當山、寛永五年四月廿二日寂、又當庵所藏、寛永二年の舊記に曰、向大將軍巡于倉之次、奉駕于好雪之書院、領護法之旨、又恩賜百金而上于洛之建仁寺、而乘拂特賜景徳寺住持職之押、元和八年領二世大將軍之旨、董位當山、卷末に寛永二年臘月十又六日、妙意記焉、今時代を天正十八年と定しは、寺傳に於り十九年十一月東照宮、當村及び極樂寺村の内にて寺領を本寺に寄賜ふ時、事本寺の條に詳載す。當庵の領所も他郷に在所當村内に移し賜ふ。【鹿山略記】曰、東照宮頒賜封命意東堂、啓開官衙、而諸塔頭并當庵之封土、堂後の山上に蘭亭

の碑あり、【寺寶】 △法嗣歴世畫像十幅 各額斐筆、畫上は達磨、一は慈明、揚嶼、白雲三師、一は馬祖、黃葉、百丈三師、一は風穴、汾陽、首山三師、一は應庵、密庵、松源三師、一は大祖、大醫、鑑智三師、一は臨濟、興化、南院三師、一は東山五祖、虎丘、圓悟三師、一は掩室、佛源、石溪三師、一は法源、之庵。 △瀧見觀音畫像一幅 可然。 △文殊畫像一幅 筆者詳ならず。 △夢窓國師書翰一幅 △開山佛慧畫像一幅 畫上に石室。 △奇文肖像一幅 希叟の需に應じ、自畫で月日と。 △江湖疏四軸 内には叔悅薦席の時、諸國の僧徒、當時來會する者より、叔悅を薦舉する所、永祿元年の書記、一は龍派の時勸むる所なりと云ふ。元和九年。 △山門疏二軸 一は奇文の時、山門の僧徒等が勸むる所、永祿元年の書記、一は時代詳ならず。 △諸山疏二軸 一は奇文の時、諸山の僧徒等が勸むる所、永祿元年の書記、一は時代詳ならず。 △古文書十五通 同七通は、前二は建武二年直義が鳥山孫太郎貞康に與ふる采地の下文、一は康安二年千葉介に與ふる散位某が奉書、一は應安元年武州金陸寺に下す沙彌某が奉書、一は元龜四年庵領夫役の事により北條氏繁が證狀、一は天正十三年續正院に寄する永仙院昌濟・築田右馬助等連名の書翰、一は同十九年寺領御朱印の事に依り林道春・同永喜連名の書翰、一は

左馬助某が書翰、年代詳ならず、一は大道寺源六周勝が書翰、△稻荷社 境内鎮守、○藏六庵 今無住にして總菴の持とす、開祖は大休なり、【寺寶】 △開祖眞蹟一軸 法語を書せし巻物なり、卷尾に、弘安改元 五月圓日、住壽福宋大休正念書とあり。 ○龍隱菴 舊は龍隱軒と號す、本寺百二世大雅、某年中、瀧水の東邊に軒を造り龍隱をもて名とす、故に大雅を開祖とす、中興開基幸春、長尾右京某室、永正六年十一月幸春尼當菴を再建し、本郡長尾の地にて田島を寄附す、所藏寄附狀曰、龍隱軒事、菩提の爲に、建立致し候、寄進の地の事、長尾の郷の内、田畑年貢穀代、別々に認め置候、未代に於て、所の代官又は公の綺ひなし、軒より直に御成敗候て、造營佛餉燈油以下、退轉なき様、御計ひ可被成候、かうはん在世の時、申定め候、筋目を以て、顯方の一筆を所望致し候て、後證の爲に添置候者也、仍寄進狀如件、永正六年己巳十一月廿日、龍隱軒、幸春華押、年貢目録曰、寄進、相模國小坂郷、長尾郷之内、田島所々、小倉分一字、代錢一貫四、百、此内六斗、石井新右衛門屋敷也、石代參石武斗引定納、貳石六斗鳥山分、田一町貳段年貢八貫百文、芝口屋舖田六段、小、代錢參貫文、畠貳百文、同うは作、一段白井分、田貳段、代錢壹貫文、金井村、堀内分不之田内よこまくり、田三段、代錢壹貫文、さいかち作、田三段、代錢壹貫文、御りやう分、田二段、出口分、畠四まい、代錢五百文、原島一まい、代錢三百文、廣町田二段、代錢六百文、よこまくりの内、田二段、代錢六百文、名越分番匹免、以上、但是は本年貢也、小作注

文別紙あり、永正六年己巳十一月廿日、龍隱軒、幸春華押、同時長尾顯方證狀を添ふ。曰、任萩和田大方幸春御寄附狀旨、名字地内所々事、坪附別紙在之、可被令軒務之狀如件、永正六年己巳十一月廿日、龍隱軒、顯方華押、其後僧伯貞住職となる時、寄附の地安塔の證狀を顯方授與す。曰、龍隱軒主職事、御領掌日出度簡要候、被仰定筋目、不可致許容候、仍寄進地等事、是又不可有相違候、恐々敬白、正月廿六日、伯貞和尚、顯方華押。 【寺寶】 △古文書六通 内五通は、前二は應永三十三年法珠院を圓覺寺塔頭に加ふ、義持の公帖、○法珠院 應永中の起立にして開祖を芳隱と云ふ、抑當院は雲頂菴依頼の地として芳隱が創建せし所なりとぞ。雲頂庵所曰、雲頂庵、同法珠院事漢老、曰芳隱和尚、師兄月溪和尚、如兩代、不相分而今與奪者也、法珠院事者、雲頂庵中、爲依頼之地、芳隱和尚、盡許多之費用、有建立而、圓覺寺、可爲塔頭一分之由、勝定院殿、御判被申成之、然處淳長一世之亂、連線口不致再興事、課失本意、然間太駄村、土貢三ヶ年分集置、廿坪坊一字、可建立之也、本敷地事者、在門外然則、庵衆老少評議、於寺内可然地披見選、可有再興焉、此旨一點、不可有無沙汰、次檀門現當之祈願、如先代不可有怠慢、仍爲後證、讓與狀如件、永正四年丁卯四月廿日、省輔首座、淳長。 應永三十三年二月圓覺寺塔頭たるべき旨足利義持書を與へて令す。龍隱菴所藏文法珠院事、可爲諸塔頭列之狀如件、應永三十三年二月十七日、義持の華押あり、其後廢せし年代詳

ならざれど、今猶八年の讓狀を存すれば夫より已後の事なるべし。雲頂菴所藏文書に曰、雲頂曰、同法珠菴之事者、老漢仁英和尚如御代、不相分不相守候、法珠院之事者、雲頂僧中、爲依頼之地、芳隱和尚、有御建立、勝定院殿御判、被御申請、可爲圓覺寺塔頭、一分申被定置候、讓與省年球喝食幼若之間、省敦首座可羽翼、三時行事、不可忘轉者也、永祿八乙丑九月日、省球喝食、省珉華押、○大

義菴 開祖は天澤貞治六年十月と云、至徳二年十一月濱名五郎政信と云者采邑上州藺田御厨内、東村上村の地を當菴に寄附す、是尊氏基氏及び上杉安房守憲顯等

が追福のためなりとす。雲頂庵所藏文書に曰、寄進圓覺寺大

事、右所者父朝經、爲勳功之賞、所拜領也、然間御爲長壽寺殿并瑞泉寺殿之御菩提、且爲桂山大禪定門、且爲二親追善殊政信二世、悉地圓滿限盡未來降、所令寄附天澤和尚塔頭也、若子孫之中、於致違亂之輩者、爲不孝之仁、不可知行政信跡、仍奉寄進狀如件、至徳二年十一月六日、源政信華押、十二月氏滿狀を授與あり。菴所

藏文書曰、寄進圓覺寺大義庵、上野國藺田御厨内、東村上村濱名五郎寄進地事、右爲當庵領、所寄附也、者早守先例、可被致沙汰之狀如件、至徳二年十二月廿六日、左兵衛督源朝臣華押、○瑞光菴 開祖は天外

と云ふ、天文十六年閏七月大道寺駿河守盛昌、敷地九百六十文の分、舊の如くたる旨證狀を授與あり。如意菴書に曰、山内瑞光庵敷地之事、百六十坪、年貢目兩毛九百六十文、如前々、寄進申候者也、仍如件、天文十六丁未閏七月

廿日、恩都寺 此餘長壽院・瑞雲菴・寶珠菴・青松菴・大仙菴・等慈菴・妙光菴・頂門菴・龍門菴・海會菴・東雲菴・慶雲菴・珠泉菴・正源菴・寶龜菴・利濟菴・定正菴・雲光菴等總て二十一字、蚤く荒廢して舊趾も詳ならず、

新編相模國風土記稿卷之終

新編相模國風土記稿卷之八十一

村里部 鎌倉郡卷之十三

山之内庄 山之内村四

○淨智寺 金峰山と號す、臨濟宗、鎌倉五山の一にして

第四位たり。至徳三年に、都部五山の座位を、定められたり、事は圓覺寺條に載す、故開山は

普寧 宗覺禪師と謚す、元亨釋書曰、釋普寧號元庵、宋國西蜀人也、幼年祝髮、負笈於唯識之講肆、歷數歲捨去出峽而南詢、遍歷諸老、偶本朝道舊、講五峯之法義、屢附商船時々聘

招、景定二年庚申泛滄海、順帆不艱、速達博多寓聖福寺、即文應元年也、尋至帝都、東福聖一迎接掃客位延之、待遇甚渥、副元帥平時頼聞寧道價、迂歸相陽寓止巨福山、寧急率不羈勇

退鳴鼓告衆曰、無心遊此國、有心復宋國、合國勸留堅執不允、逮退歸時宗差部從送到西府、文永二年也、至元十三年十一月廿四日寂請待開山は正念 曰釋正念、宋國永嘉郡人也、自號大休

士、文永六歲也、至相陽、建長、隆蘭溪待以高賓、副元帥平時宗郷道望、命主禪興精藍、燒香證石溪之法乳、次移建長壽福圓覺、念住禪興、夢觀音大士告白、逢強則止、念覺莫測、後十年由建長移龜谷、仰見額有金剛字、始明聖識、則鑿西南一巖窠壽塔、正應二年冬寢病于鹿阜、十一月益革、遷正觀寺、二十九日集衆入室化、茶毘得設利、諸徒收龜谷塔、謚佛源禪師、

準開山は宏海 嘉元元年正月廿一日寂、眞應禪師と謚す、高僧傳曰、釋宏海號南州、不詳其氏譜、弱冠出家奔波參問、聞支那禪法之盛、勇奮入宋、典賓於南屏山、東歸依元庵寧公於建長受庵付屬、出世金峯、構藏雲庵、爲終焉處、海公以高德而有功、開基は北條武藏守宗政、同相模守山中寺衆推準開山、宗政は相模守時頼男、評定衆引付頭、弘

師時父子なりと云、安四年八月九日卒、年二十九、法名道明、七歳卒、法名淨智寺道覺と云、【鎌倉志】には念を開山とし實は寧が開基なれども、後宋に歸る時附法の弟子海壯年なるが故、念に言を遺すと記し、師時をもて開基とす、其年序に於て甚懸隔せり、寺傳に云ふ處も又

委しからず、抑當寺創建の年代を傳へざれば詳ならず、れど寧が宋に歸りしは文永二年にして、是年宗政僅に十三歳、師時未生以前たれば事實に適はず、今推考するに宗政が死後是が爲に其室などが親族をかたらひ、弘安の末當寺を起立し、亡夫宗政幼子師時を合て開基と唱へ海を延て第一祖とす、然るに海壯年、其任に中らずとし、念を請じて入佛供養等の禮式を行はしめ、且亡

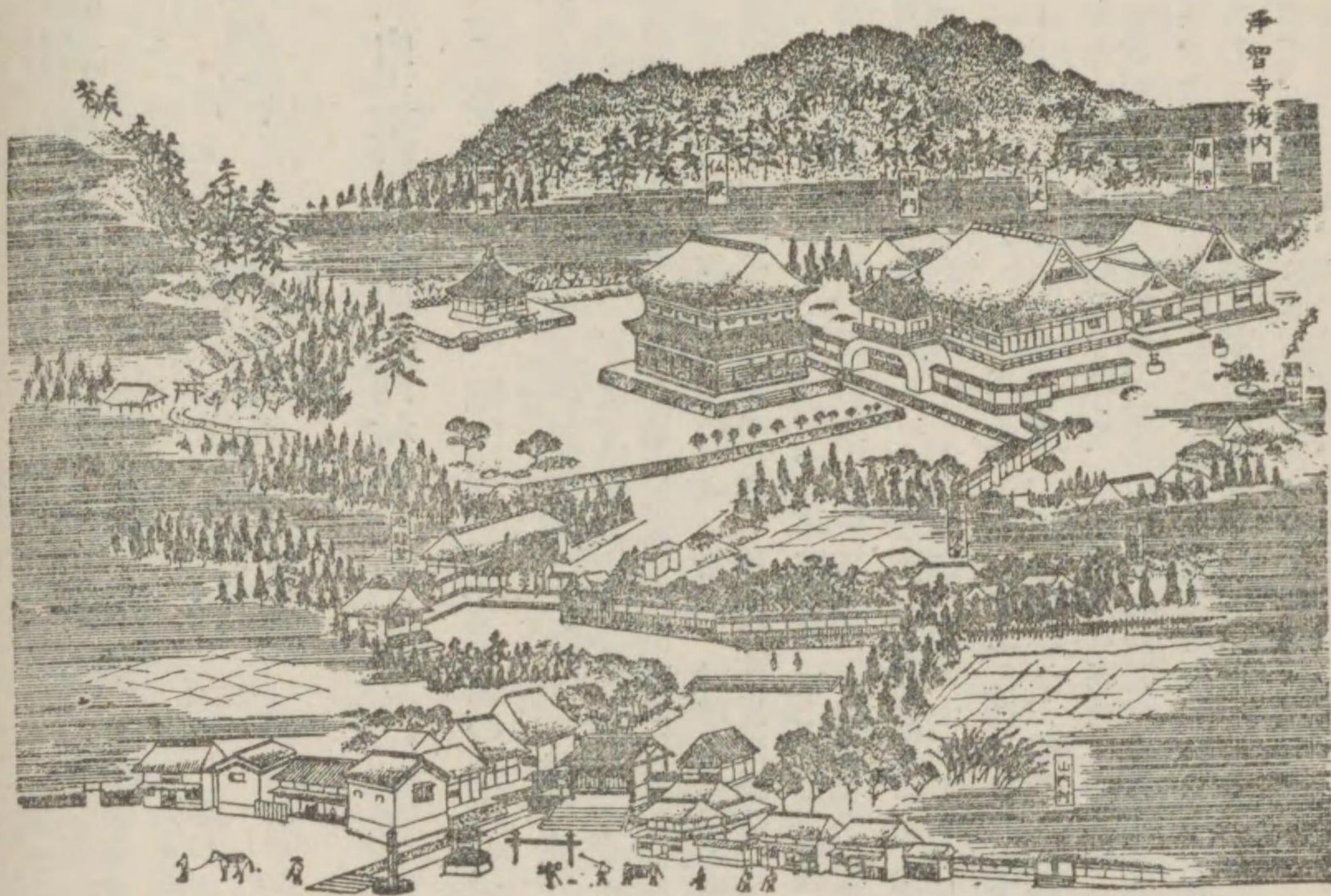
師寧をたて、開山祖と稱し、其身は二世と稱せしなるべし、古くは此等の例まゝ見聞あり、應永廿四年正月

上杉禪秀兵亂の時、管領持氏當寺に入る、【鎌倉大草紙】四年、禪秀亂の時、正月十七日持氏、文安四年九月成氏鎌倉還御なり、淨智寺に入せ給ふ、

文安四年九月成氏鎌倉還御なり、淨智寺に入せ給ふ、

文安四年九月成氏鎌倉還御なり、淨智寺に入せ給ふ、

淨智寺境內圖



倉へ下着の時當寺に止宿在て、座所造營あり 文安四年、鎌倉下向、同九月、淨智寺に御入ありて、御所造營なり、按ずるに、永壽王は、成氏の幼名なり、永享十年十一月又當寺に入る 鎌倉へ歸らせ給ひ、淨智寺に入御、天文十九年五月北條氏より撞鐘の事に因て寺領増加あり 所藏文書曰、淨智寺 進之事、彼敷地之事、前々御寄進り三貫文、今度鐘二儀に付き、新御寄進二貫七百餘、首尾五貫七百四十餘之所、寺中不被結寺卷 當所務之儀、夢々不可有之旨、以御下知、申定候、鐘代物二十貫文、此内十貫文、
 □自院御預 十貫文者聽好軒、有御預、佛殿 〇所、從兩所、公物取出口拙者奉行一人相添、嚴密使 〇成共、非分無之様に御制可被成之事、新御寄進二貫七百餘之 〇自院、并聽好軒、年貢目取沙汰半分宛、有御預、寺中小庵をも可被取立事、是又肝要候、先御寄進三貫文之内 〇所、此度買主、可爲損物之由、被仰出候、此儀者懸別 〇中法度、改被仰付事、御屋形新御寄進二貫七百餘之御判形、寺中開山塔、藏雲庵之可爲住物、不可被納他寺事、右條々兼日、得御内口如期、直談申定候、於向後、此筋目毛頭、〇相違 〇畢、山内小代官、後藤右近尉、爲證人、毎年可被仰改之旨、申合候所、如件、庚戌閏五月廿一日、藏雲庵大道寺華押、按ずるに、庚戌は天文十九年なるべし、又撞鐘の事に付寺領を増加し、代物を授與せしこと見ゆれば、當寺の古鐘を以て、伊豆權現社の撞鐘に、天文十北條氏康が、送りしと云事、【豆相記】に見ゆなり、されば其時出せし文書なるべし、二十二年十二月北條氏より更に修理料として二貫文の地を寄附し、且

衆徒の内出世僧有ん時は又寺領を加ふべき由、證書を出せり 曰、先年檢地之時、三貫文指置候、重而二貫文、爲寺出家修理、令寄進畢、此上衆僧、文字之嗜肝要候、能僧出來付者、猶可令加合力候狀如件、天文廿二癸巳、十二月十五日、淨智寺、北條氏虎印あり、今寺領六貫百四十文の御朱印は天文十九年賜ふ所なり、△佛殿臺華殿の額を掛ぐ、釋迦・彌陀・彌勒の三尊を本尊とす 古くは法堂一音堂と號す、日峰、僧堂、雲海堂、妙海堂、那寮 紀綱と等ありしが今は悉く廢す、△方丈 朝宗と號す 扁額なし、玄關を向上關と云ひ、書院を常安と名づく、又半碧とも號す、管領氏滿が書せし額ありしが蚤く失せしと云ふ、【寺寶】 △韋駄天像一軀 立像長二尺作法眼 △辨天像一軀 長八寸許、又十五童子の像をも置、弘△虎藥師像一軀 虎に乗たる座像なり、長一尺二寸、毘首羯毘首羯摩所造像也、帝在長孫皇后腹三年不産、皇后憂心瘵憤成病、醫療轉甚、後詔李洞玄醫之、奏曰、腹中聖子以手掬母心藥不能差、須下針、又奏曰、下針須一死、若存子即母口、若存母即子衷、太宗云、可留子、留子即國祚興、留母國祚斷、洞玄奉勅、進止隔衣於右脇、任鍼穿心、刺太子手、尋放誕太子、皇后命終、太子在春宮日、患左手疼痛甚、罔絕良久乃蘇、看時似有癢痕、服靈藥求法驗、二事無効、或言宿疾不可治、帝大憂之、一夕夢有翁鬚皓々告曰、長安之東北山、有藥師佛

靈感無比汝其祈之、覺後帝悅甚、便命長孫無忌、詣佛所作禮祈求、又夢藥師佛乘虎背到帝城、以壺中之良藥與帝、覺後不幾日病癒、後復帝苦風眩、祈而即愈、帝感喜而求勝地、創伽藍安此像、示來感應日新、祈禱得福、求子得子、能除障災、去衆疾、又結好夫婦、調適產育、其 △佛國禪師眞蹟一幅 驗響如應聲、沙門春水誌焉、印、
 △古文書十一通 内二通は、前 一は天文十九年寺領の御朱印、二は正和五年藏雲庵に出す貞時が書、一は曆應二年右馬權助が藏雲庵領の下知狀、一は康永二年藤原某が悟性寺領の寄附狀、一は永和二年悟性寺住持職の奉書、一は嘉慶二年安藝守氏興が采地の讓狀、一は天文十六年北條氏が藏雲庵敷地の寄附狀、一は大道寺源六周勝が書翰、△經藏 △地藏堂 門外にあり、像は運慶の作なり三尺、△八幡宮 △白山社 △稻荷・三島・天神・金毘羅合社 △鐘樓 元は正慶九年の古鐘を掛しが天文十北條氏康、伊豆權現社の撞鐘に贈りしと云【豆相記】曰、伊豆權現、上宮の鐘は、北條氏康、鳥銃を造らんとして、急に銅鐵を得がたく、此鐘を鑄取す、其後天文十九年、鎌倉淨智寺の鐘を代りに贈る、是は正慶元年、平崇鑑の所鑄、清拙撰銘ものなり云々、按ずるに所藏天文十九年の文書にも、撞鐘の事に付、寺領を 是は北條相模守高時が造加へ又代物を贈りしこと見ゆ、
 銘曰、相模州金峯山淨智禪寺鐘銘、寺舊樓鐘、建する所なり 聲弗大揚者、久之、住山天外志高禪師、謀於檀門、施財之外、復謂藉衆緣益奇、僧俗見聞樂助、乃命工師、範模一鑄就功、謁銘於圓覺比丘清拙正澄、喜而贊曰、昔梁武

帝因寶口禪師之言、詔天下寺、擊鐘當舒徐其聲、俾地獄聞而息苦、然則鐘之功大矣哉、銘予宜爲、銘曰、惟茲巨鋪、厥功在昔、號令晨昏、禮樂山林、下徹空輪、上窮有頂、停酸息苦、警夢發省、聞齋捧鉢、出定舒容、得句狂扣、悟禪夜春音、唯一鉢、機乃萬應、其聞則同、各證所證、如來亦爾、一音演揚、隨類得解、咸契眞常、又如天鼓、普告天衆、聲出自然、十方變動、猗歟禪師、淨智妙圓、以鐘說法、密暢遐宣、情與無情、聞塵清淨、聲來耳往、返我聞性、皇風洽蕩、佛日照明、兵戈永息、國界隆平、梵刹輻輳、檀門光大、保我關東、億千萬代、太歲壬申、正慶元年解制前一日、幹絲比丘□□□、知事比丘□□□、頭首比丘□□□、當代住持比丘天外志高、本寺大且那菩薩戒弟子慧清、大檀那前相模守、菩薩戒弟子崇鑑、匠氏山城權守物部信光、匠氏、今は延寶七年の鑄鐘を掛く、【鎌倉志】に載する所は、慶安二年の鑄造にて僧碩寛の銘文あり、さては貞享の後、其鐘破壊せし故、延寶に至り、又再造ありしと知らる、

△甘露井 方丈の後なる清泉なりとも又門内に湧出する清水をも云と云へり、鎌倉十井の一なり、傳に源賴朝を寄附せしこ △盤陀石 開山塔の後にあり、△山門 今廢壞す、漢の像を置き、中央に觀音を安せしと云、△外門 寶所左近の額を掛筆、△惣門 解脱二字の扁額ありしが今は失へりと云ふ、【高僧傳】曰、出世金峯、即海が塔所とす某年北條相模守師時母子が寄附の庵領あり

書に天文十六年十月北條氏康、敷地を寄附す、本寺藏文據之、九百文之分、任永正十七庚辰歲落着之旨、令寄附者也、仍如件、天文十六丁未十月十二日、雲庵、虎の朱印あり、

△開山堂 宏海・正念・普寧三師の像を置く、△開山塔 堂後にあり、宏海の塔なり、【塔頭】 △正紹庵 崇喜が建る所即塔所とす、【高僧傳】曰、釋崇喜字見山、上野人、久參佛光、唯首住相之淨智、後遷洛之南禪、帝召問禪要、特賜佛宗禪師之號、元亨三年六月八日、化於金峯之正紹庵、 △正源庵 妙準の建る所なり、【高僧傳】曰、釋妙準號太平、幼隨高峯和尚于辨文雅道標可觀、晚退正源庵、勅諡佛、 客殿の傍に寮あり、應禪師、嘉曆二年閏九月廿四日寂、【高僧傳】曰、釋應禪師、嘉曆二年閏九月廿四日寂、 駐春と號す、準が塔所の山上に井あり、龍淵井と名づく、或は弘法の硯

△眞際精舎 龍華山の號あり、靜照が建る所なり、【高僧傳】曰、釋靜照號無象、相州鎌倉人也、建長四年入宋時年十九、咸淳元年乙巳、與鄉僧圓海、同船而歸、當文永二年矣乃住鎌倉、構眞際精舎而居、正安元年、副元帥平貞時、延主淨智、德治元年五月十五日寂、諡法海禪師、寺傳は △正覺庵 妙受が塔所なり、△楞伽院 竺仙が塔所なり、以上二字廢壞地と唱へ、各無住庵等の塔頭ありしが今は全く廢亡せり、

○禪興寺 福源山と號す關東十刹の第一たり其始北條時賴幽栖の地とし遁世の素懷を遂んとて遂に爰に一宇

を造立し最明寺と名づけ堂の傍に一亭を構へ是を閑居とす、【東鑑】曰、康元元年七月始て將軍宗尊親王御參あり、

七月十七日、將軍家御參山内最明寺、此精舎建立之後、始御禮佛也、相州可被遂御素懷之由、内々御有其沙汰、依思召彼餘波歎、殊被刷今日御出行先隨兵十二人、次御車綱代、庇廿人、次御劍役、御調度懸、次御後供奉人、二十二人、次小侍所司、十一月二十三日當寺に於て時賴落飾あり、建長の道隆を請て戒師とす、十一月廿三日寅魁、於最明寺、相州令落飾給、(歲卅)依日來素懷也

御法名覺了房道崇、御戒師宋朝道隆禪師也、正嘉二年二月十三日、故武藏守經時十三回忌に當るを以て五種行を行ふ、時賴法主たり

正嘉二年二月十三日、奉故中武州十三年御追福、於最明寺、被行七箇日五種行、相州禪室爲法主、殊令致丁寧給、十九日最明寺五種行、今日結願、導師信承法印、被供養普賢菩薩像并法華經二部、内一部者灑聖靈遺札、爲眞文料紙、第一卷者、法主手自、書寫給之、以下七卷者、課習弘誓院亞相室手跡之輩、故以被終其功、是即云法主、云聖靈、令好彼風清給之故也、唱導言語詳而委述其旨、弘長三年十一月十九日、時賴病病危急に及ぶの時、當寺の北亭に移る、弘長三年十一月十九日、相州禪室御病病辭已及危急、仍有渡御于最明寺北亭、心閑可令臨終之由思召立、仰尾藤太(法名淨信)、宿屋左衛門尉(法名最信)、可禁制群參人之由、廿日早且渡御北殿、偏及御終焉一念昨日含嚴命之兩人、固守其旨、制禁人々群參之間、頗寂寞爲御病者、六七許輩禪候之外無人、所謂武田五郎三郎、二十二日南部次郎、長崎次郎左衛門尉、安東左衛門等也、

法衣を着し坐禪して卒す、翌日葬禮の式を行ふ、廿二日入道正五位行相模守平朝臣時賴、御法名道崇、御歲三十七、於最明寺北亭卒去、御臨終之義者、着衣袈裟、上繩床、令坐禪給、聊無動搖之氣、頌云、葉鏡高懸三十七年、一槌打碎大道坦然、弘長三年十一月廿二日、道崇珍重云々、平生之間、以武略、而輔君、施仁義而撫民、然間達天意、協人望、終焉之刻、又手結印口唱頌、而現即身成佛瑞相、本自權化再來也、誰論之哉、道俗貴賤、咸群奉拜之、是より後は時賴が廟所たるのみ、元より住持僧なきが故、自然廢寺となりしにや、翌る文永元年或人爰の梅花を折て宗尊親王に參らせし時往事を感慨して詠ぜられし歌、【瓊玉集】にあり、其詞書に最明寺舊蹟とあるをもて識るべし、曰、最明寺梅の盛なりける枝を、人の奉りけるを御覽して、心な二年十き物なりながら墨染に、咲すもつらし宿の梅が枝、

月故時賴が三周の佛事爰にて修行あり、【東鑑】曰、文永二年十月廿五日、最明寺禪室、第三御佛事、於山内被修之、導師道隆禪師、正日十一月廿二日、 其後相模守時宗故基再興して更に一寺とし名づけて今の山寺號を負せ、道隆を延て常住たらしむ、【高僧傳】曰、建長壬子冬魯大伽藍、居十三年、有詔遷維之建仁、歷三禪返東關、副元帥平時宗、開禪興寺、而居無何、還建長云々、按ずるに、 【鎌倉志】に開山は道隆なれども徳詮をもて、【東鑑】に開山は道隆なれども徳詮をもて、【東鑑】に開山は道隆なれども徳詮をもて、【東鑑】に開山は道隆なれども徳詮をもて、

塔建立ありて梁牌の銘を記す、曰、梁牌銘、左上祈、皇心廣

固宏基於億載、本寺大檀那正五位下行左馬頭源朝臣氏滿敬書、右伏願、檀信歸崇承靈山付囑旨、法輪常轉興少林直指禪康曆元年己未十二月二日、開山大覺禪師四世孫、住持文怡謹立、其頃の堂宇等頗る廣大にて當時の地圖、今明月院も當時塔頭たりしとぞ、應永二十年六月千葉兼胤伐木禁制の制書を出せり、明月院藏文書曰、〇聖禪寺、〇甲乙人等、於寺邊并寺領〇〇剪取竹木、不可致狼藉、若有違犯輩者、可處罪科之狀如件、應永廿八年六月日、兼胤の華押あり、按ずるに、此文書の寺號おぼつかなく、殊に上の一字、蠶食して慥ならざれど、當寺禪興仰聖禪寺と名づけられたれば原書は果して、仰、其後漸々衰微せしにや、永正六年九月管領政氏より當寺再興の事に因、建長前寺住玉隱に書を送りし事あり、曰、禪興寺、亂衰、以功勞、寺領還補寺家再興、然者如舊規、大勸進職之事、御領掌可悅入候、恐惶謹言、永正六己、天文十已九月廿八日、建長寺前住玉隱和尚、政氏華押、天文十六年十月當寺總門内、田園及び山野竹木等を北條氏より明月院に寄附せらる、曰、禪興寺總門内田園、壹貫六百八分、百八十文、任永正十七庚辰歲落着之旨、令寄附者也、某年仍如件、天文十六年丁未十月十三日、明月院虎朱印あり、某年三月里見義弘より制札を出せり、曰、制札、於鎌倉禪興寺、不可濫妨狼藉之事、右此旨違犯之輩、可處罪科之狀、仍如件、三月九日、義弘の華押あり、其後荒廢して今は佛殿のみを存し、明月院の持となれり、△佛殿釋



平時頼木像

同像大覺禪師作



△玉潤 佛殿の前の流を云ふ、板橋を架す

迦を本尊とす、首は惠心作、
△土地堂 佛殿の内にあり、下同、蜀大帝、草駄天・地藏 慶作、及び平時宗・同貞時・上杉重房等の像を置く、
△祖師堂 大覺禪師に開山大覺禪師に泥塑坐とあり、平時頼蘭溪の作と云ふ、牌に最明寺崇公禪門覺靈と云、玉隱和尚等の像を置
【鎌倉志】曰、或人金地院の最獄叟に問、鎌倉に何の異事かある、答曰、實朝將軍右大臣、最明寺崇公禪門覺靈、開山建長大覺禪師師座、此三本の牌、他に異なりと、此事寺僧の物語なり、
△鐘樓 天和二年の鐘を掛く、施主は旗下の士長坂直健九郎信維新

呼べ、△北條時頼亭蹟 康元元年時頼が隱栖として建し所なり、正嘉元年六月將軍宗親王渡御、蹴鞠の會あり、【東鑑】曰、正嘉元年六月廿四日、將軍宗親王御留最明寺殿、有御觀會、將軍家令立御人數、相州禪室以下數輩云々、二年六月又渡御、翌日遠笠懸あり、入御山内最明寺御亭、供奉人三十員、十二日、於山内、有遠笠懸、刑部少輔教時、相模三郎時利、新相模時村・武藏五郎時忠、已下十騎別之、文應元年二月故岡屋兼經の息女時頼の猶子として將軍宗尊親王に嫁娶の時、まづ當亭に下着あり、中ノ御所と稱し申す是なり、文應元年二月五日、故岡屋禪定殿下兼經、公御息女(御年二十)、爲最明寺禪室御猶子、御下着、則入御山内亭、是可令備御息所給、十日於最明寺御亭、將軍家御吉事、有其沙汰、十四日將軍入御最明寺御亭、弘長元年七月將軍家中ノ御所を俱せられ、當亭に遊宴あり、競馬・相撲及び管絃等を催さる、弘長元年七月十一日、明日可有入御山内殿、可催供奉之由、被仰出、十二日、將軍家御騎馬入御最明寺第、覽弓鞠競馬相撲等勝負、亦管絃以下有御遊宴、供奉三十三人中御所供奉、二十一人、三年十一月時頼入道當亭にて卒去せり、事は前に詳なり、
△時頼茶毘所 佛殿の傍にあり、○明月院 始は禪興寺の塔

最明寺時頼墓



△時頼茶毘所 佛殿の傍にあり、○明月院 始は禪興寺の塔



上杉重房木像

頭に於て庵號を唱へしなり、下に載する文、書中に見ゆ、開山は守嚴、孫なり、開基は上杉憲方なり、法名明月院天樹道合、應永元年十月廿四日卒、十六、永徳三年十二月左兵衛督氏滿庵領として岩瀬郷を寄附あり、所藏文書曰、明月庵領、相模國山内庄岩瀬郷事、任寄進狀、被成安堵候、者雖無子細、就真俗、不可有相違候、謹言、永徳三年十二月廿一日、至徳二年十月氏滿、上杉憲方が請に任せ、常陸國信太庄の内を庵領に充つ、曰、寄進明月庵、古來矢作中村等郷事、右任上杉安房入道道合申請、所寄附也、者守先例、可被致沙汰之狀如件、至徳二年十月廿五日、左兵衛督源朝、三年三月僧道光岩瀬郷の内白河局が闕地を寄附す、曰、奉寄進明月庵、相模國山内庄岩瀬郷内田地、白河局文、限永代、所奉寄進之狀如件、應永元年上杉安房入道道合卒して是に葬し、法名を明月院と號す、按ずるに此時當院も庵號を改め、是より院と稱するなるべし、

十年正月上杉安房守憲定、上野國長野郷・武藏國馬室郷
 兩所の内にて當院領を寄附あり 曰、寄進明月院、上野國
 長野郷内西柴村半分、武
 藏國馬室郷五分一事、右爲當院領、所寄附之
 狀如件、應永十年正月十六日、沙彌華押、十二年五月故
 上杉憲方菩提の爲僧惠範、大石大炊助共に武藏國馬室
 郷に妙樂寺を建立し、當院の末寺となす 曰、武藏州足立
 郡馬室郷、大江
 山妙樂寺之事右彼寺者、爲故明月院殿御菩提、大石大炊助殿
 爲檀那、惠範相共建立申所也、仍彼寺之事、永代爲明月院之
 末寺、可有御計候爲後日證狀如件、應永十二年乙酉
 五月十二日、進上明月院侍者、禪師侍從惠範、華押、二十三
 年六月上杉安房守憲基、上野國長野郷の内賀島左衛門
 太郎が闕地を附與せり 曰、寄進明月院、上野國長野郷内、
 當院領、所寄附也、者早守先例、可被致沙汰之狀
 如件、應永廿三年六月三日、前安房守憲基華押、長祿元
 年五月上杉兵部少輔房顯より、寺領課役の免狀を寄す
 曰、明月院領、相州岩瀬郷、其外所々諸公事免除事、不可有
 相違候、恐々敬白、康正三五月十八日、明月院、房顯華押、
 按ずるに、今年 某年七月上杉民部大輔顯定より六浦の
 内鹽場並關三ヶ所、先規の如く執務たるべき由を令す
 曰、當院領、相州六浦内、鹽場并關三ヶ所其外事、如元御執
 務、不可有相違候、恐々敬白、七月五日、顯定華押、按ずるに六
 浦は武藏國久 大永二年三月北條氏綱院領の内、伐木の制
 禁を示す 曰、制札、相州岩瀬郷之内今泉村、竹木之事、從地
 郷剪取之事、堅令停止畢、若於違犯輩者可處罪科狀

如件、大永二年壬午三月七日、明 天文四年三月宗感より
 月院傳藏主、氏綱の華押あり、
 院領を寄附す 曰、御意候間岩瀬郷之内、孫四郎名内田代物
 三疋之分、永奉寄進候、彼地至子々孫々致知
 行候者別儀不可有之候、恐々敬白、天文四年 十六年十月北
 乙未三月五日、明月院侍者御中、宗感華押、
 條氏より禪興寺總門内、田島并山野竹木等を寄附す、
 曰、禪興寺總門内田島一貫六百八十一文、同所山野竹木之事
 明月院分、百八十文、任永正十七庚辰歲落着之旨、令寄附者
 也、仍如件、天文十六年丁未十月十 永祿二年の頃も猶岩
 二日明月院、北條氏虎朱印あり、
 瀬郷の内院領たり、
 上杉憲方木像 北條役帳曰、明月院
 卅一貫九百七十文、東
 郡岩瀬之内今泉、廿一
 文御藏出、以上五十一
 貫九文、東郡岩瀬
 之内百七十文なり、天正
 十二年十一月北條氏
 直より院領安堵の證
 狀を寄す 曰、明月院寺
 領、今泉村并
 總門之内田地、如先御證文、才西堂以後相續、不可有相違者
 也、仍如件、天正十二年十一月十四日、明月院、傳藏主、氏
 直華、某年六月北條氏の臣、大道寺駿河守盛昌より當院
 領先規の如くたるべき旨證書を出す 曰、爲御寄進一貫七
 百五十文目之所、如



前々、□地之段申調候條、仍證文如件、開山守嚴の像及び
 未六月八日、明月院駿河守盛昌華押
 開基憲方の木像を置く、當寺は始禪興寺の塔頭なりし
 が今は建長寺の塔頭に屬す、院領三十一貫文は建長寺
 領の内より配當あり、【寺寶】 △寒山拾得繪 常憲院殿
 の御筆に
 て當院に賜
 ひしと云ふ △舍利一粒 義經守護の舍利、古河の御所より
 是を納む、金文紗の直垂の袖に包
 て有しとぞ、其袖は
 古河に残せしと云、
 △九條袈裟一領 稱絲にて織と云、黄
 龍より千光、千光よ
 り大覺、大覺より無及次第
 に相承して、今に存せり、
 △布袋木像一軀 運慶
 一幅宋徽宗皇帝の
 一幅筆と云傳ふ、
 △二十八祖畫像一幅 唐
 一幅筆と云傳ふ、
 △中峯贊像一幅 贊曰、天目山不遠、遠山在眉睫、
 要識幻住眞畫圖難辨別、春滿錢塘
 潮、秋湧西湖月、觀面不相瞞也、是眼中層、遠山華居士、寫幻影
 請汚老幻、明本信筆とあり、贊の中に幻住と有は、中峯の庵號
 なり
 △指月和尙畫像一幅 贊曰、虚空五彩畫雲端、無相相還
 眞相看、應物現形福源水、指頭明
 月影團々、右前禪興明月堂指月和尙肖像、嫡弟仙溪首座繪之
 就于老衲需贊揚、不贊成云、天文龍集辛亥季春廿一日、建長
 脩幻道人釋祖台、
 △玉隱和尙像一幅 贊有ども文字湮滅
 書子聽松軒下、
 △禪興寺并明月院の地圖一枚 圖面に氏滿
 華押あり、
 △古文書十
 九通 内十三通は、一は應永廿八年千葉兼胤が禪興寺に出
 せし伐木の禁制書、一は明應七年四月建長寺住持職の

公文、一は永正六年九月建長寺に寄する政氏の書翰、一
 は上杉顯定の書翰、一は里見義弘が禪興寺に出せし制
 札、一は北條氏顯書翰、△瓶井院の後にあり、鎌倉十井
 の一なり、△上杉道合石塔 方丈の西北岩窟の中にあ
 り、窟中左右に十六羅漢中央には釋迦靈寶の像を彫る
 【鎌倉九代記】に道合を極樂寺に葬りし事を記す 曰、上
 守入道道合は、應永元年十月二十四日、朝の霜と諸とも消
 行ける、尸をば極樂寺に送りて、草根一堆の墳の主となす、
 さては當所は全く塔所のみなるにや、其實詳ならず、
 △明月院舊蹟 道合石塔の前島を云ふ、昔は此に道合
 の靈屋ありしとなり、○東慶寺 松岡山と號す、臨濟
 宗の尼寺なり 里俗呼て松
 岡と稱す、
 弘安八年北條相模守宗時の後
 室、覺山尼が創建なり 法名潮音院覺山志道、秋田城介義景
 が女にて、貞時の母なり、弘安七年
 四月四日、時宗卒去、明年落飾して、當寺を創せりと云、每
 年十月九日を開山忌とす、又傳に當寺は、賴朝の叔母美濃局
 の草創なるを、時宗の室、此時凡婦人一旦、不法の夫に配
 中興ありしと云へり、
 身を過つ者あり、其類奔て當寺に入時は三ヶ年の際抱
 置其身の望を果さしむるを以て、寺法たらん事を申乞
 ければ貞時天聽を経て其事成りぬ 寺記曰、覺山時宗へ願
 ひ候は、出家の身なが
 ら、女の事に候へば利益の種も無御座、就夫女と申候は、不
 法の夫にも身を任せ候事、尋常に候へ共、女は狭き心にては

風と、邪の思立にて、自殺など致し候者有之事に候間三ヶ年の内、當寺に相抱何卒縁切り候て、身輕に成候寺法、相願候由、依之貞時被經天、五世用堂は後醍醐帝の皇女なり、此時より倚來の婦人三ヶ年の寺務を經んこと、不便なりとて更に二十四ヶ月を定期とす五世用堂は、後醍醐帝の姫女、三ヶ年辛勞成勤、不便なる儀に思召、二十四ヶ月を限り、被成候へば、出入三年に有之候故、月數御改被成候由云々、二十世天秀は右府秀頼の一女にして、東照宮の御外孫たる故、上意をもて十九世瓊山の附弟なさる此時望申す事ありやとの上意により、開山よりの寺法永く斷絶なからん事をと申されしかば、やがて其乞に任ぜらる廿世天秀は、正二位右大臣、豊臣秀頼の姫君に御座候、從權現様依上意、御幼年の節、十九世瓊山に御附弟被成候、此節從權現様、御文を以被進候者、何ぞ願の筋御座候者、無御心置可被仰上由、被仰進候、其節之御挨拶被成候者、尼之儀に御座候へば、別而望も無御座、開山よりの寺法、無斷絶、永く相立候へば、不過之儀思召候由、被仰上候へば、御望に御任せ被成候由、其上只今の客殿方丈、蔭涼軒門等は、二十二駿河大納言様之御殿、御引取被進候て、今に有之候、二十二世玉瀾 高辻中納言卿の女なるを喜連川茂 元文二年五月退院ありしより無任となり、蔭涼軒院代を勤む、當時管領成氏の時例歳正月十一日鎌倉寺主を招かる、當寺も其一たり鎌倉公方年中行事曰、正月十一日、太平寺長老、公方様姫君、同天樹院様、東桂寺管領妹也、松岡長老、同

瑞松院殿様、同積善院殿様、永正・天文の度北條氏の沙汰御出御茶以後、御酒數獻、として當寺及建長・圓覺の三寺諸公役免除の旨を令す圓覺寺藏 大永七年八月北條氏綱當寺領前岡の地、課役免許の事を下知す 所藏文書曰、依松岡殿御料前岡郷事、諸參人者可出之者也、仍如件、大永七年丁亥、八月十二日、前岡郷百姓中、氏綱華押、天文十八年三月石卷下野守康保奉りて寺領前岡・野場、兩所の地へ捕鳥人の入る事を禁ぜり 曰、松岡殿様、御自領、野場之郷、可入候、自然押彼郷中へ入候は、就免角申族有之者百姓中急度、小田原へ可申上、其時有子細御尋、可有御成敗者也、仍如件、己酉三月廿八日、野永祿二年の【北條役帳】にも以場前岡、百姓中、石卷華押、曰、寺領松岡殿、卅貫文、東郡上の地所寺領たる事見ゆ 笠間之内、同前岡、野場以上、天正二年八月安藤豊前守良整等奉りて、寺領稅務課役の事を沙汰す 所藏文書曰、分國之定法、郷中之指引、百六貫百文、神田、三貫五百文、野葉郷田島踏立辻、此内二貫五百文、定給、十一貫文、公事免、以上廿一貫文、前々神社等之指置は、免もあれ、御國法如此候間、可爲此分、殘而八十五貫三百六十七文、此内前々納所、御寺へ參分、十三貫五百文、米五十四俵納、三貫八百五十文、畠年貢、長佐久共に、二貫四百文、宮窪深田堂免共、一貫文政所免、一貫文原田、以上廿一貫七百五十文、此員數百姓如申口、猶殘而六十三貫六百十七文、當檢地増分、以上、此増分御寺へ新寄進之由、被仰

斷候、可存其旨、陳夫一匹は、前々井田兵部所へ出、此度増分に、一匹可出之、以上、右所定、如件、天正二年甲戌八月十七日、野葉郷百姓中、江雪中將、江雲、安藤豊前奉之、北條氏虎朱印を押す、又寺領前岡百姓宛にて、一通あり、大概一尺九寸三分

是れに同じ、舞岡村の條に引用す、十八年四月豊臣太閤より制札を出す、十九年十一月寺領百十二貫三百八十文の御判物を賜は

表
大檀那征夷大將軍太政大臣從一位源朝臣秀忠公御息女天壽院殿御建立焉
一切宿皆善一切宿皆賢諸佛皆威德羅漢皆斷漏以斯誠實言願我吉祥文
維嵩寛永十一 甲戌十月吉日 住持關東公方家左衛督源賴紀息女法清和尚 弟子右大臣從二位豊臣秀頼公息女法恭藏主御寄進也
分二寸四

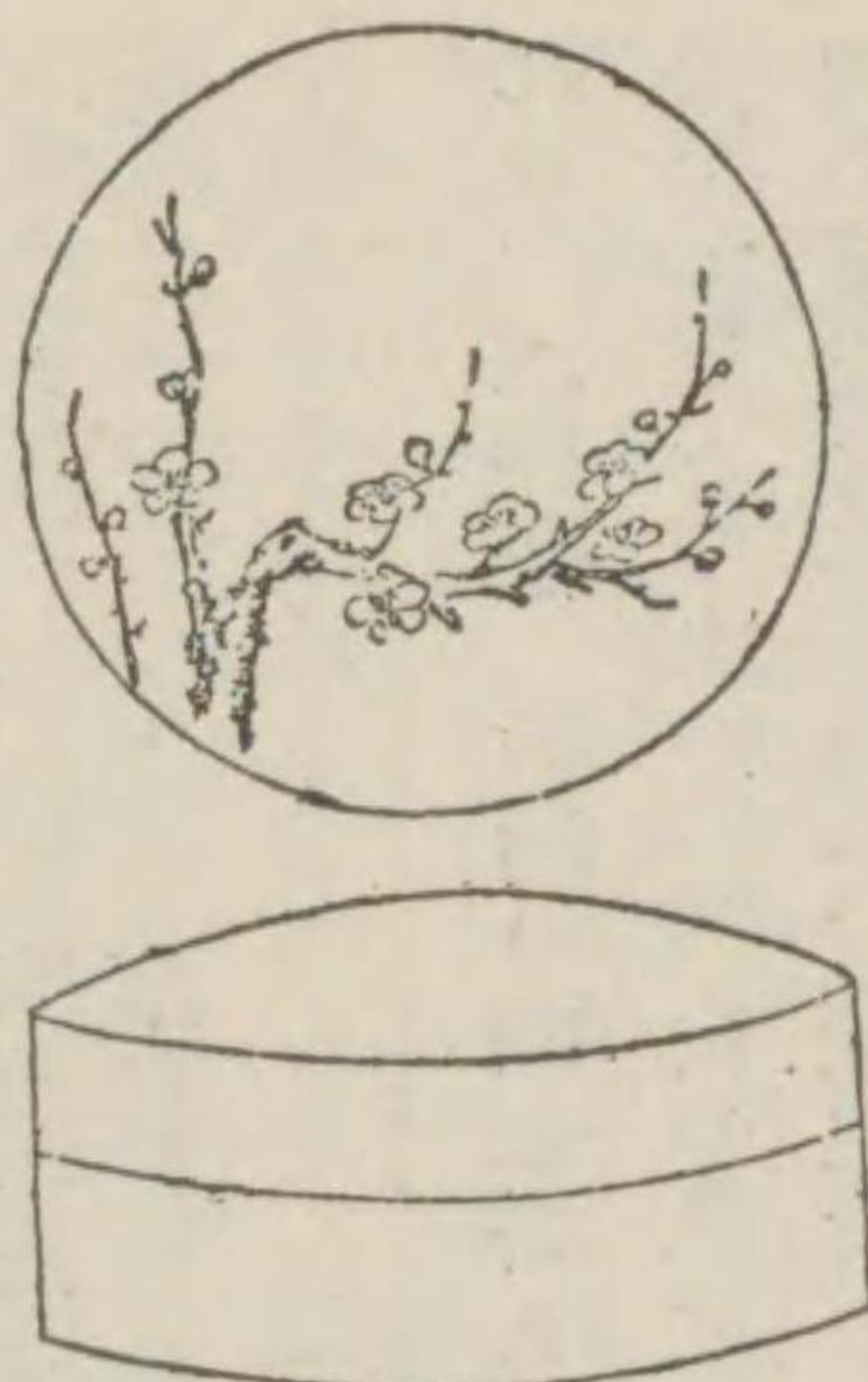
裏
南無堅牢地神與眷屬本願
南無五常龍王侍者眷屬等
名乘官
當大樹御乳母春日局御執持焉 大工金子兵左衛門

れり、△佛殿 祈禱の額を掛り、釋迦・文殊・普賢の三像を本尊とす共に金銅なり開山の像をも置く、駿河亞相忠長卿の舊館を移し賜ひ、寛永十一年十月御建立あり、其時の棟札を藏せり、△方丈 是も同時、忠長卿の舊館を以て造らせ給ひしなり、【寺寶】 △寺領御判物一通 △短冊二葉 一葉は定家卿の筆と云、鐘の音を松に吹しく追秀の筆にて、歌二首を記せり、咲時はそれとも見えず山櫻、ふもとにふるき風の色哉、柴の戸も春は錦ぞ敷にける、花吹

堆朱香合
餘寸四徑
おろす峯のあらしを、△靈照女畫像一幅 探筆 △堆朱香合一合 △額一面 波羅密の三字あり、道隆筆、△堆朱香合一合 徑二寸 △朱塗香五分許

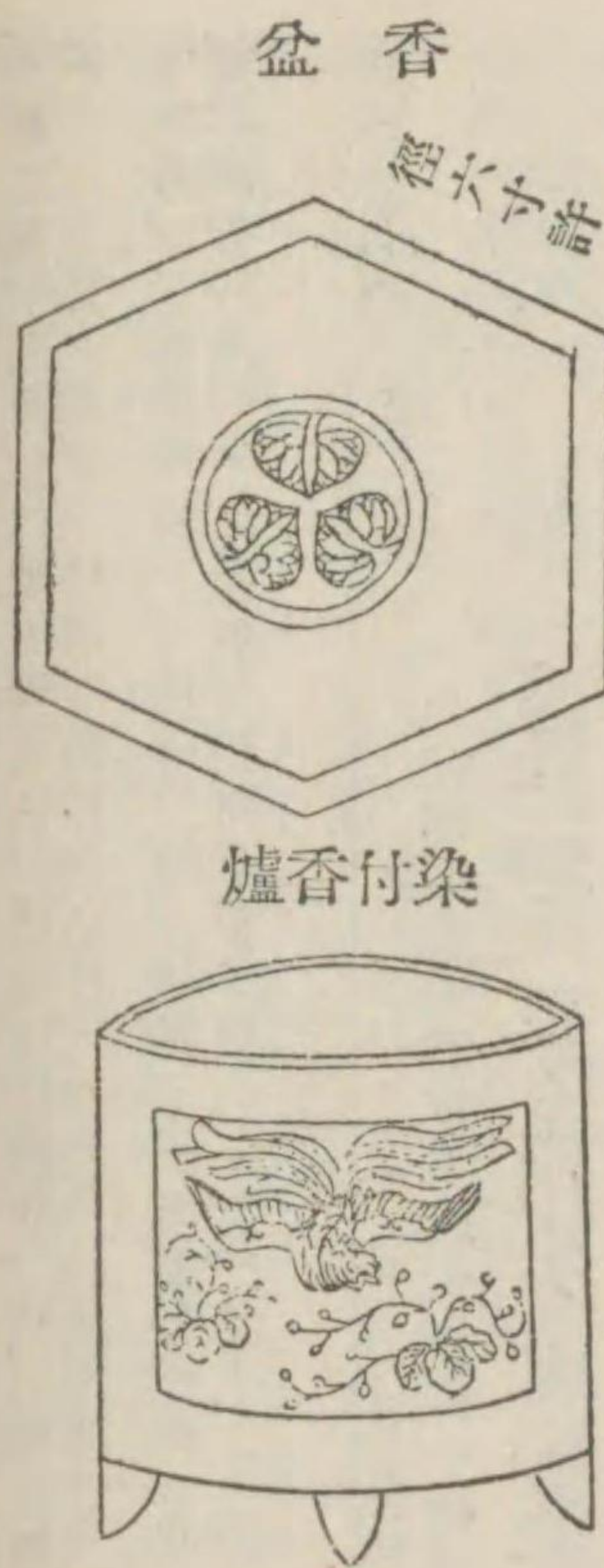
合一合 △香盆一枚 東照宮より天秀に賜ふ所なり、△染付香爐 袖香爐に二重口 △青磁香爐 是も二重口にて藥の模様木理の如し △丸香爐 天秀所持の △梨子地箱 一持の品、是も天秀所 △古文書二十一通 内五通は前に

朱塗香合 徑二寸五分



出せる制狀、一は同年七月寺主跡職の事により北條氏の書狀、一は同年同月宗甫奉はりの下知狀 藤原朝の條に注記す

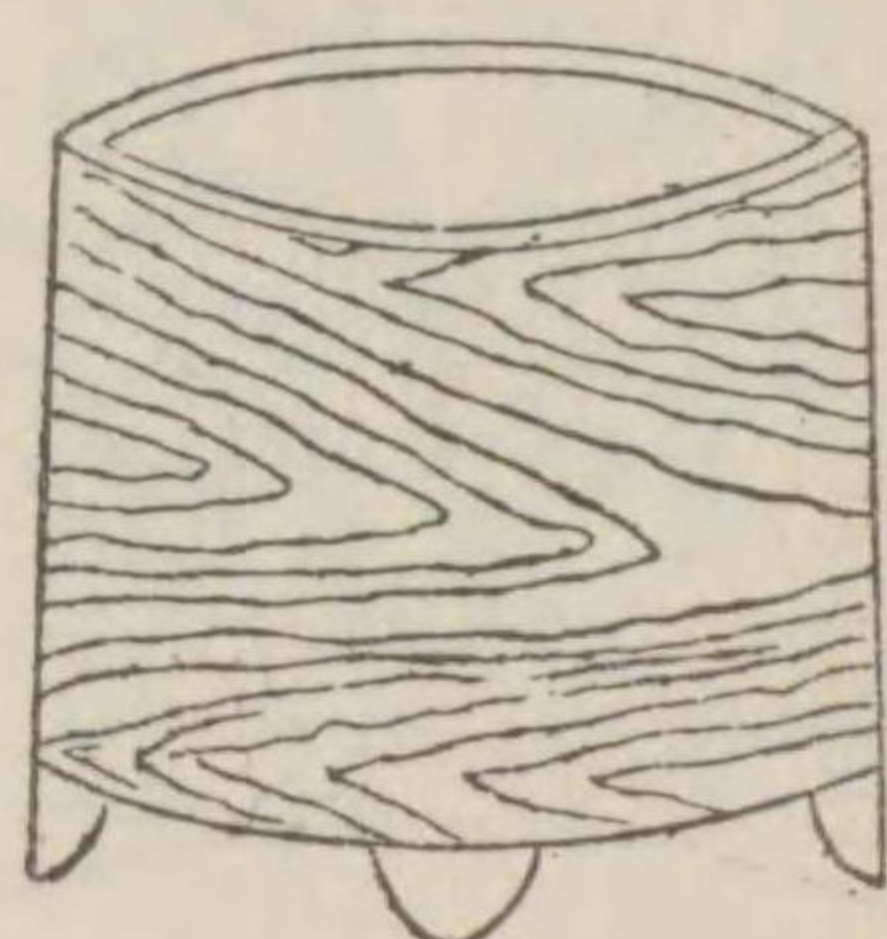
金梨子地



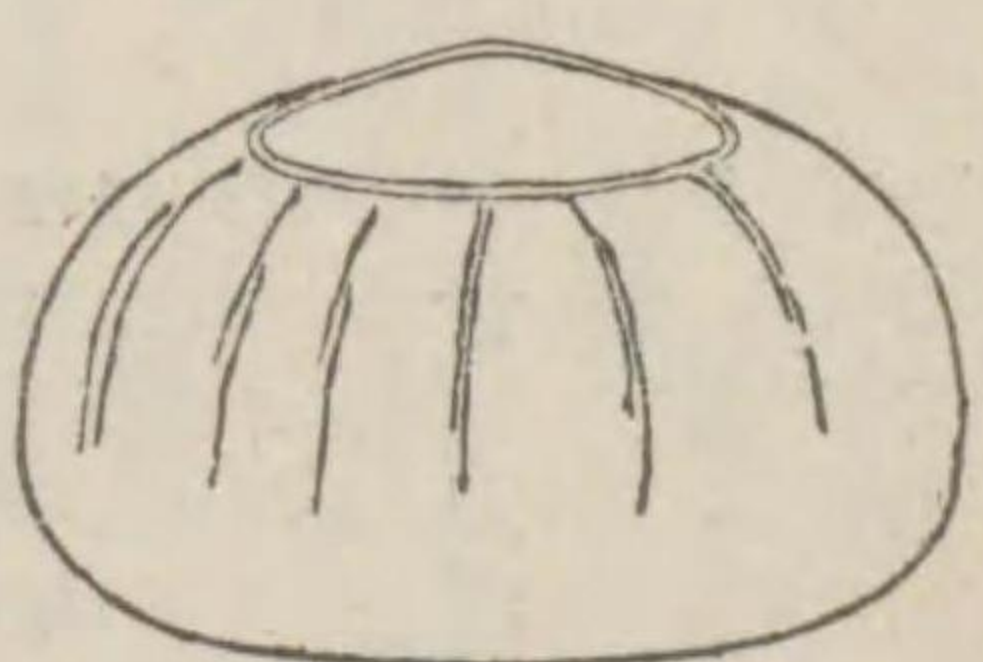
爐香付染



爐香磁青



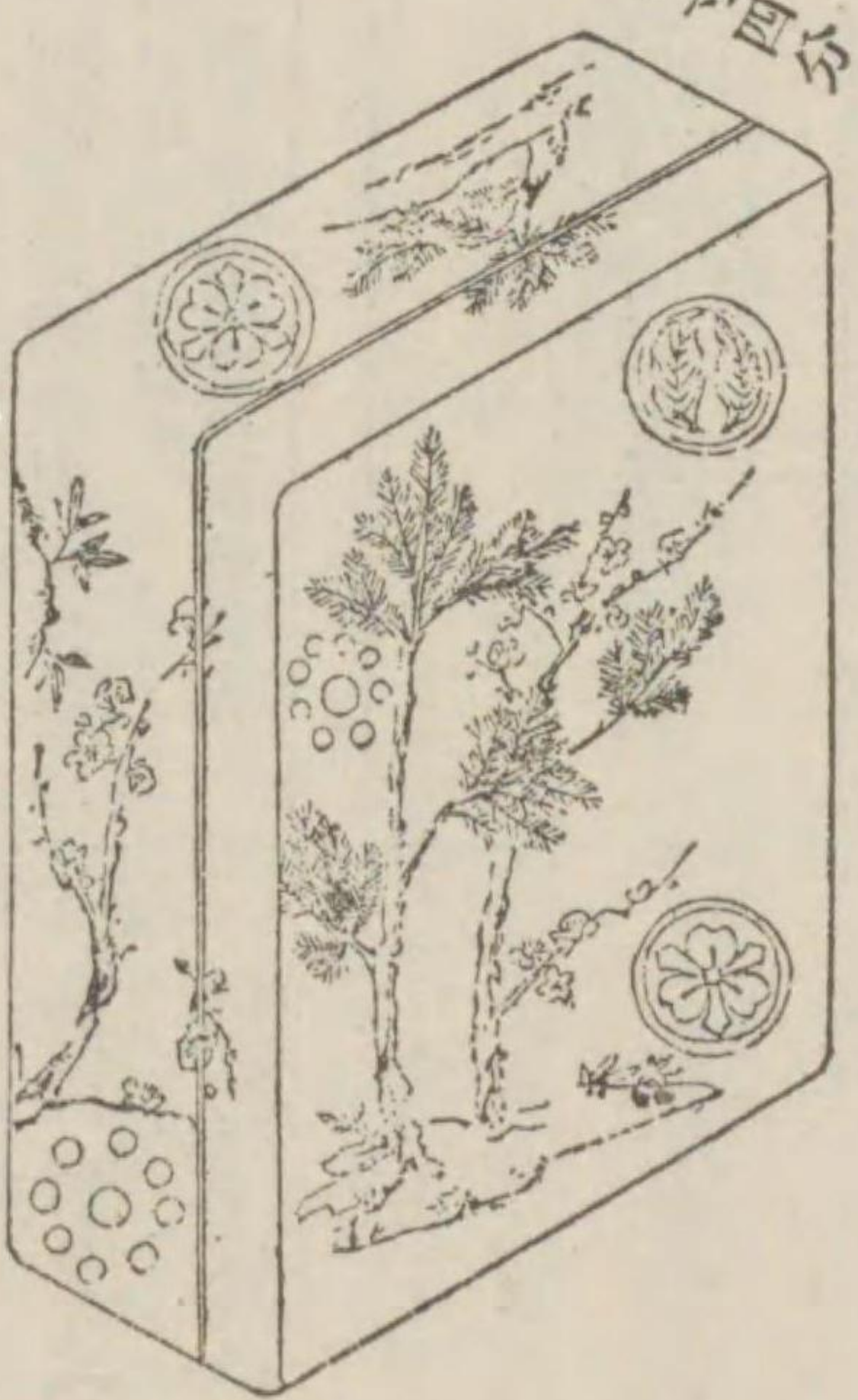
爐香丸



一尺二寸六分

箱地子梨

川カ巨六



六は北條氏綱の書翰、二は北條氏康の書翰、一は無氏書、一は豊臣太閤の書翰、△觀音堂 正觀音を置く、△諏訪社 △稻荷社 △鐘樓 觀應元年の銘ありて補陀落寺の鐘なり、是は寺領の農民が地中より掘得たるを當寺の撞鐘とせしなりと云 銘曰、就相陽城之海濱、有富多樂之寺院、雖尙具八吉

六勝之德、只恨欠二聽五觀之儀、絲絃住持賴基、唱十萬之檀越、造九乳之蒲牢、眇觀拘留孫之已往、雅示化如來之明宣、慣彼舊矩、企此新製、作銘曰、鐘々清響、段々肅音、雷警諸蟹、風折醉沈、呼嵩歡應、動海潮鳴、普門無外、圓通云生、希兮微兮、一陰一陽、克磨慧鏡、乍斷業網、擊蒙叩寂、浮空和籍、明辨夢覺、長告晁昏、器虛梵燄、銘勒紺園、日月俱懸天地久存、住持比丘賴基、大工大和權守光連、鑄成右兵衛尉家村、結緣貴賤縹素一萬餘人、觀應元年庚寅八月日、當時元德四年の鐘を掛しが小田原陣の時失ひしと云、其鐘

今豆州葦山本立寺にあり 銘曰、梵刹置鐘兮、令人天休息輪廻苦、利益大矣、松岡住山了道長老、以寺用百緡鑄洪鐘、求銘於圓覺清拙叟、銘曰、松岡之山、寺曰東慶、鐵磨花宗、末山芳省、緇流駢羅、禪學鼎盛、必假洪鐘、發號施令孔方載馳、工極是命、爐糝奏功、範模畢正、範蓋既張、蒲牢斯震、晨興夜坐、朝諷夕詠、鯨音一吼、趁集卒敬、左建右圓、天近樓迎、新聲飄揚、通益遐應、層曼開聽、厚壤徹聽、十虛消殞、五濁清淨、聞塵忽空、返我聞性、檀門福壽、紺園殊勝、千萬秋年、國界安靜、壬申、元德四年、結制後二日、都寺比丘尼遠峯性玄首坐比丘尼無染親證、住持比丘尼果菴了道、大檀那菩薩戒尼圓成、按ずるに、圓成は、貞時室の戒名なり、△山門 東慶總持

禪寺の額を掛く、△總門 △協寮 蔭涼軒 駿河大納言 忠長卿の舊館を以て、造建する所なり、天正十六年七月、北條氏より寺地の事を下知せり、東慶寺藏文書曰、東慶寺門前の内、こくをん寺分、下地三貫四十文、前々の如く、不可相違候、仍如件、天正十六年戊子七月十日、蔭涼軒宗甫、奉之、此條北條氏より、當寺宛の書翰二通あり、共に 永福軒・青松庵・妙喜本山に藏せり、釋迦を本尊とす下同、

庵今廢せり、海殊庵、△被官人 金子清左衛門 松岡門前に住す、東慶寺領、御朱印の内にて、永五百文を配當す、番匠を職とせり、北條氏より出せし文書六通を藏す、何れも小田原普請の事に因て寄せらる 山下又右衛門・渡部千藏・今井重吉、

○長壽寺 寶龜山と號す臨濟宗にて關東諸山の第一なり當寺所藏開山古先の行狀記 永和二年、福山の石室が書記せしなり、及び【鎌倉志】【高僧傳】等みな尊氏 延文三年四月廿九日薨す、牌あり長壽寺殿妙義仁山大居士と記、薨せし後管領基氏父の爲に勸建すと記すれど、當時所藏に建武三年八月當寺を諸山の例に定し、尊氏の公文あり 建武三年三月廿九日、長壽寺長老、尊氏の華押あり、是に據れば没後の開基とするは中らず、今は非を決しがたし、昔は七堂具足せしとぞ今は悉く滅せり、舊は應永の鑄鐘ありしが蚤く逸して今は圓覺寺、正續院にあり、則應永四年の銘あり 銘文は正續院條に註記す、彼山内に移せしは何の頃の故たる事ふつに傳へず、彼院の條併見るべし、△客殿 獅王殿と唱ふ、釋迦・文殊・普賢を本尊とし、古先・中岑二師の像及び尊氏束帶の像を置く、

【寺寶】 △尊氏公文一通 前に註 △義詮狀一通 △氏滿狀一通 △持氏狀一通 △開山古行狀記一冊 諱印元

字古先、姓藤氏、關西薩州人也、始六歲不混群兒遊戲之中、辭親航海、遙抵東關州圓覺禪師室、蘇梁奉侍其左右、既達六年矣、嘉元三年、師十二歲、桃溪示寂、悟建長開山、蘭溪禪師高弟也、曾在鄧岑頌極和尚會裏掌藏論、飽參碩德也、師到文保二年、二十四歲、鏡圖南志、附舶到岸、便挈一錫直登天台華頂峯頂、參見無見觀禪師、數月之間、恣以心法、親憐其奮勵敏惠、指見天目山中奉國師、一見慙素志、老幻、示法語數段、其略云、設使於未悟之際、千釋迦萬彌勒、傾出四

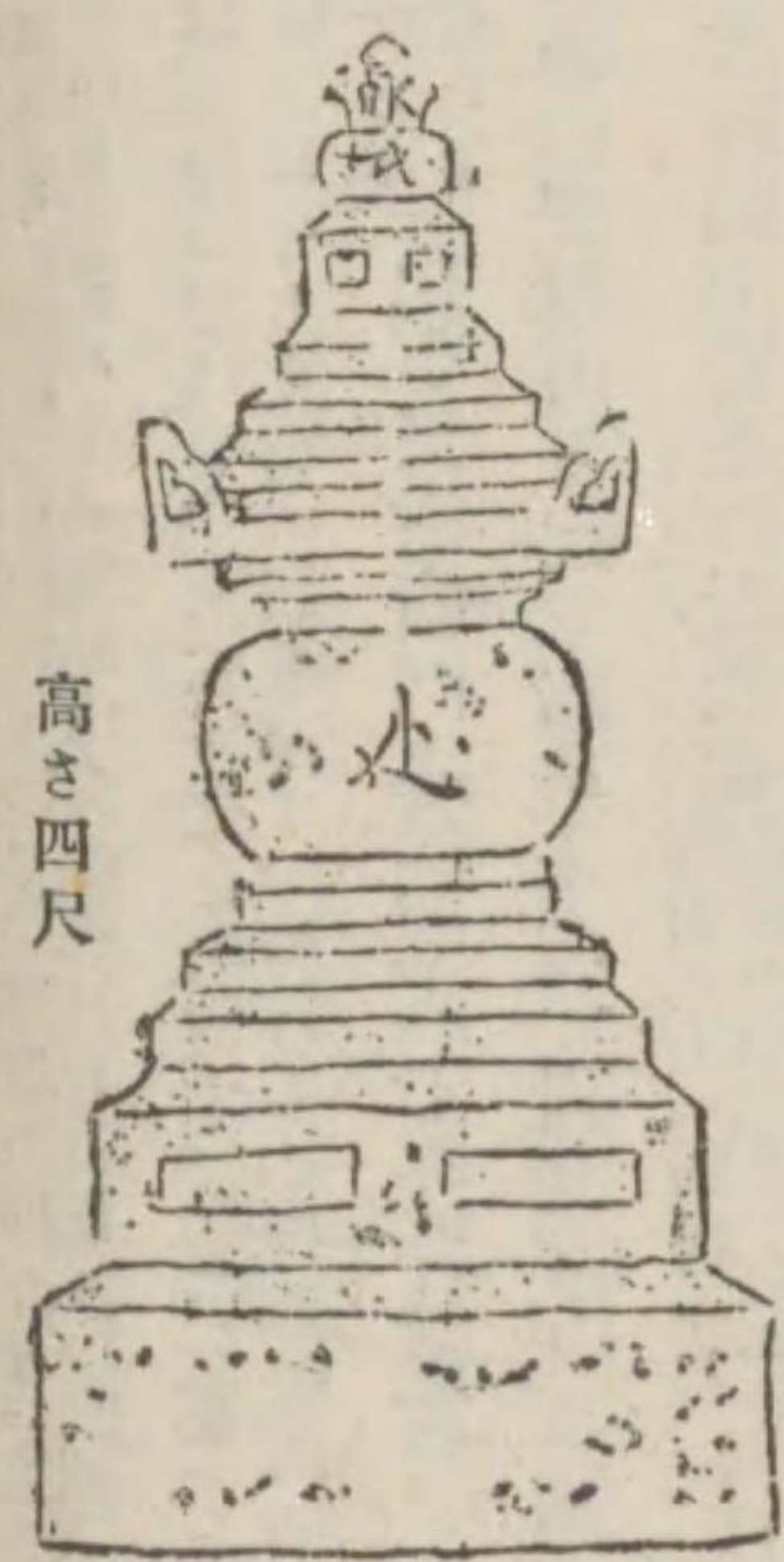
尊氏木像 長二尺許



大海佛法、入你耳根、總是虛妄塵勞、皆非究竟法、禪師領慈誨、刻苦服膺、與衆作息、已許參堂、自誓參觀老幻之外、不出堂門、默究自怡者、僅經五六寒暑、告辭遊金陵鳳臺古林茂禪師法席、掛錫依棲、聊領雪隱事、社中名勝、如了菴欲、仲謀猷、南山日、大

促裝欲赴其命師送到海壖告別、拙翁正欲同師附舶往、師固辭、告以誓而不歸本國之意、再三懇求不已、師亦飄然相隨東矣、嘉曆二年、拙翁領建長、命使師典藏論、冬節秉拂、韻吐如鐘、詞鋒俊快、拙翁翌日陸座讚揚、延元四年師四十三歲、天龍夢窓國師、請住甲州慧林、師已赴命、拈香嗣天目中峯大和尚、明年住京師等持、貞和三年、師五十三歲、遷京師真如、未幾、再董等持、源相公、偶以建長虛席敦請、固辭讓以無隱晦和尚、師五十六歲、住京師萬壽、又遷相州淨智、同年八月、檀賢藤氏、創興州普應寺爲開山第一世、又革房州天寧律居、請師爲開山禪刹、六十四歲、左武衛將軍源基氏、建長壽寺命師爲開山祖、師六十五歲、赴圓覺請、未幾領建長衆、有東庵曰廣德、凡師隨檀信請所創建、丹州願勝、信州盛興武州正法、津州寶壽、皆遷師畫爲開山、切度徒若干、受戒法者不可勝記、師晚年養老於長壽、而不倦來參接化、貴官頂謁、以寬撫物、以惠救孤、師之平生應酬語句、更無彫蟲篆刻之體、一實尤慕高古朴略之風、應安七年正月廿日、顯示微恙、談笑如平日、二十四日午刻、索筆書身後行事遺誡、并書心印大字、擲筆逝矣、世壽八十、僧臘六十七、葬全身於後曇芳庵、其塔曰心印、其神足宣演二子、聊記其師出處大概、示僕要爲證、僕與師親灸五十餘年、知師行脚始末甚詳、宣演二子、斯藥子以遍曆

尊氏廟塔



高さ四尺

南方將乞塔銘於大手筆、其志勤矣、故摩老眼少迷、昔見開矣、永和二曆丙辰、仲春上浣、前巨峯石室叟善致謹書、【鎌倉志】曰、宋景濂作所の碑銘は、蓋し此文を潤色して成者ならん、△尊氏廟 客殿の後山際にあり、鬼簿に、先年廟中より尊氏の商骨を得、又寺の南を尊氏屋鋪と云ふ、大倉井巽荒神の東にも尊氏屋鋪と云ふ所あり、三ヶ所共に舊館なるべし、△開山塔蹟 客殿の南山上にあり、則古先の塔なり、昔は曇芳庵と號す、心印の額を、明宋景濂古先和尚の碑銘を作れり、○光照寺 清代山光明院と號す、時宗藤澤清淨彌陀を本尊とす、○新居閣魔堂 新居山圓應寺と號す【鎌倉年中行事】に、今建長寺塔頭に屬す、開建は建長二年開山は智覺、此舊は由比ヶ濱、大鳥居の東南に在しと云、其頃迄は別當脩驗者にて寶藏院と云しとぞ、今の小袋坂の南邊に移せし年代は近世の事と覺ゆれども詳ならず、按ずるに、貞享の初刊行せし、【鎌倉志】には、由比ヶ濱に在と記したれば、猶夫より後の事としらる、閣魔、俱生神・奪衣婆・惡鬼等の像を置く、舊像は、共に運慶作、辨寛文十三年閣魔の像を修補せし時、腹内より舊き片紙を見出せり、夫に建長二年出來、永正十七年再興佛師下野法眼如圓建長役人、德順判、興瑚判と記せりと云ふ、按ずるに、應安明應の頃、逆浪の爲に、堂宇及び木像等亡失せしを、後漸々に再興ありしなり、然に今俱生神・

奪衣婆・惡鬼等の像は、古のまゝにて、運慶の作なりと云傳ふれど、是も亦永正の頃再造せしものなり、堂領として建長寺領の内、永三貫文を充つ、○十三堂 土人傳へて閻王は、座像長二尺五、運慶試の作と云ふ、緣故詳ならず、按ずるに、新居の像を作らんとす、試に造作せしものありしか、今は亡たりと記す、今思ふに、其村持 ○藥師像を此地に移し、再興せしも、識るべからず、村持 ○藥師堂 一は善應寺と稱す、舊は一字の寺院たり、中古廢寺となり、纔に小堂をとめ寺號のみを存すと云、本尊尺六、は行基の作なり、二字共に圓覺寺塔頭、佛日庵持下又同じ、○地藏堂 矢柄地藏と稱す、權五郎景政が守護佛なりと云へども詳ならず、古昔は寶鏡廢寺の境内に在しが、中古彼寺全く廢して此堂のみを存せしと云ふ【龜山畧記】曰、寶鏡寺、自中古、廢壞之後、地堂災小堂悉敗、享保四年、有信檀、再建小堂、相攸□山内佛日之領地、易地經營焉、○延壽堂 本尊藥師、座像長三尺、左右に日光月光を置く、又十二神を安置、各古物と見ゆれ、往古は圓覺寺境内に在て、病僧を置所なりしとぞ、額を掲ぐ、筆、圓覺寺持、○晴明石 往還中に二所あり、各大に三尺許、石の傍に各井あり、

安倍晴明が加持水にして火難を防ぐ奇特ありと云傳ふ
大船村多聞院持、○二本榎 二株並生す 尺許 村西
畑中に在り、

○德泉寺蹟 管領屋敷蹟の傍にあり、上杉朝宗入道禪助
建立す 德泉寺は則朝 開山は文晔、永享十年十一月上杉

陸奥守憲直が二男小五郎持成當寺に在けるが、一族等
長尾尾張守の爲に悉く死亡せしと聞、辭世の吟を留め
て自殺せし事【東亂記】に見えたり、日、永享十年十一月七
大將として、上杉陸奥守憲直、以下の讒人、退治の爲めに、金
澤へ發向す、憲直父子、以下一族門葉、重り合て死にけり、
憲直の次男、上杉小五郎持成、山内德泉寺に在けるが、是を
聞て、乳母の鱸豊前を呼、已に自害に及けるが、亦居直り硯
を取寄筆を染て、辭世の詞に云、合受百年煩惱業、今朝端歸
轉身清滅却、心頭化緣盡、直向本來空性行、ゆるゆると押疊
み、西に向ひ手を合せ、念佛百返計唱へて雪の肌を押肌扱、
九寸五分の刀を抜て、左の脇より右の乳の下まで、引廻す所
を豊前守後より、主の首を打落し、其太刀を取直し、己が心
もとへ、鐔本迄指貫てぞ失にける、譽ぬ人こそなかりける
中古より廢寺となり 年代詳 今は開墾して陸田とす、圓
覺寺塔頭、富陽庵持、此他木束寺 舊は花谷にあり、今も彼
所あり、此に移りしは、文安の初なり、觀蓮寺 大船村多
聞院持、寶鏡寺、東現寺、光陽院等の廢蹟あり、擧ぐ陸田とす、各寺
の事跡廢置の年次等今傳はらず、○管領邸蹟 上杉家

故に鎌倉にても、是に擬し、管領を斥して公方と唱へ、執事
を斥して、管領と擬稱せしならん、亦【足利治亂記】應永五年
の條に曰、爰に上杉東國の大名を集て評定して曰、京都將軍家
の三管領四職に准ず、關東にも、其沙汰あるべしとて、鎌倉
殿を押して、將軍と崇め、上杉を以て、管領として、千葉・小山・
長沼・結城・佐竹・小田・宇都宮・那須を以て、關東の八家と號
し、大となく、小となく、此八家の面々、評定して、上杉を
以て、決定主とす云々、又永享十一年、持氏滅亡の條に、是
より執事、上杉家を以て、鎌倉の管領と云へりと思ゆ、應永
是等による時は、永享已來、専ら自稱せしと識らる、應永
元年 南朝正平 九月憲顯野州足利の降中に卒す 【大日本史】
年卒、時年六十三、法名桂巖道昌、應顯、嘗於伊豆國、創國清寺、
世因號憲顯、曰國清寺、諸家系圖纂曰、應安元年九月十九日
於足利御陣卒、年六十三、二男兵部少輔能憲、父と共に氏
滿が執事たりしかば、之爲子、歷藏人、左衛門尉、兵部少輔
亦爲足利氏滿執事、又【鎌倉九代記】曰、氏滿は基氏の嫡男、
童名金丸、年僅に六歳なり、京都將軍義詮、御教書をもて
故左馬頭の如く、東國の管領として、上杉民部大輔父子、相
違なく、執事たるべき旨、上意あり、御幼稚にましませば、
内外の事、上杉父子、御名 憲顯卒して後、是に襲ぐ、時に中
務少輔憲藤が男、彈正少弼朝房も 杉と稱す、相並て執事
職に補せられしかば、世に是を兩上杉と稱す 【鎌倉九代
部少輔能憲、禪正少弼朝房二人、管領職に補せらる、鎌倉の管
領、兩上杉とぞ稱號す、諸家系圖纂曰、朝房、能憲兩管領、號

の邸蹟なり、村東にあり 【鎌倉志】に明月院の馬場先、東
り貞和五年 南朝正 足利基氏關東の管領として鎌倉に下
向ありしとき、上杉民部大輔憲顯執事として是を輔佐
す 【大日本史】曰、足利基氏、幼名龜若丸、尊氏子也、正平四
年、爲關東管領、居鎌倉、時尙幼冲、尊氏、命上杉憲顯、
高師冬、爲其執事、輔之、京都將軍家譜には、貞治三年六月
基氏以上杉民部大輔憲顯、爲鎌倉執事と見ゆ、諸家系圖纂に
は、康永元年四月晦日、管領と記して、年次一ならず、將軍
家譜貞治三年とするもの、還補の年代をとれるなり、今【太
平記】【大日本史】【鎌倉九代記】等を參考するに、憲顯一端、
直義に與して、信濃國に遁れしを、貞治三年に至り、基氏猶
舊功を忘れず、召返して、還補せしなり、是より再當所に在
て、又氏滿を輔佐す、ひとり系圖纂、康永元年とするもの、
未分明 是より憲顯當所に居住しければ、世人は是を山
内の管領と稱す 【鎌倉志】に、上杉民部大輔憲顯、基氏の執
事として、此所に居す、其後上杉家代々此
所に居宅す、其時鎌倉にても、京に似て、管領を將軍、或は
公方など、稱し、執事を管領と云ふ、故に此所を管領屋敷と
云なりと見ゆ、今按ずるに管領の事、志に云所是なり、然れ
ども山内扇谷兩上杉を斥て兩管領と云事、諸記に載て顯然た
れば、更に應説をもて辨じ難しと云へども、全く是は當時世
人の稱する所にして實は執事と唱ふべき事必せり、亦【大日
本史】に正平二十二年足利高經死、義時降義詮復命爲執事、
尋改執事稱管領と見ゆ、京都將軍家譜には、康永元年閏四月
以【斯波義將代頼之、改執事、號管領と見えて、年代互に合
せざれど、義將が時より、京都にては既に管領と稱せらる、

兩上杉初、能憲永和四年 南朝天 授四年 四月卒す、弟刑部大輔憲春
之云々、能憲永和四年 南朝天 授四年 四月卒す、弟刑部大輔憲春
繼で執事職に補せらる 【足利治亂記】曰、永和四年四月十日
氏滿悲歎し、能憲舍弟刑部大輔憲春を、其代とす、【諸家系圖
纂】曰、永和四年四月十七日死、四十六、法名報恩寺敬堂、諱道、
氏滿を輔佐す、康曆元年 南朝天 授五年 三月氏滿密かに京都將
軍家を傾けんと欲する志あり、憲春屢諫むと雖、容れ
られざりしかば遂に諫書を殘して自殺す 【鎌倉大草紙】
の條に曰、京都の動聞に就て、内々勸め申入有にや、鎌倉殿
思召立事あり、上杉大に驚き、諫め奉ると雖も、御承引なし
歸りて、内室を、近着、思ひ立事あり、尼に成て給はりてん
やと宣へば、女房けしからぬ所望哉と、打案じけるが、我男
ながら賢者第一の人也、惡さまの事ありとも、如何で背くべ
きと思ひ、安き御望に候とて、則髪を切て衣を仕立などしけ
るを見て、憲春打笑無體の所望申つる也、後に思ひ合せ給へ
とて、立給ひしが、氏滿卿へ御謀反協まじき由を、再三自筆
の書置を持佛堂に入て、則腹切給ひける、【大日本史】曰、天
授五年、土岐康行、起兵背足利義滿、義滿徵兵於氏滿遣上杉
憲方赴之、聞康行隆而還是時義滿、政行縱恣稍人心、氏滿以
爲良機、欲篡代之、上杉憲 時に三月七日なり 【花營三代記】
春諫之自殺、氏滿乃止、 康曆元年
三月七日、上杉刑部少輔入道自殺之由聞之、諸家系圖纂曰、
康曆元年四月八日自害、法名大澤院高源道珍云々、或は四月
七日に係るもの有、何 弟安房守憲方命を奉じて職を襲ぐ
れか是非、詳ならず、

【足利治亂記】曰、憲春の舍弟安房守憲方を立て、鎌倉の執事とす、憲方始て鎌倉の山内に居住して、政事を明にける、
 【大日本史】曰、憲方爲右京亮、任安房守、及憲春卒、爲執事云々、
 【鎌倉九代記】憲春自殺の條に、上杉安房守憲方を管領とし、始て山ノ内に居住せしめ、政道を執行せらる、北條五代記曰、上杉安房守憲方、康暦元年己未四月廿日、管領職を賜はり、初て山内にまします云々、按ずる、
 南朝元年四月、憲方始て當所に住すとするは誤なり、明徳三年、
 月病に依て辭職、夏四月、上旬安房守入道道合、所勞ありて、
 執事職を辭、應永元年十月卒す、
 院天樹道合、鎌倉九代記曰、上杉安房守入道々合は只假初の所勞と號して、籠居せられしかば、さしたる事とも、思ひよらざる所に、或日卒中昏倒して、俄に半身麻痺不仁し、聲調溢り、立居心に任せ難し、鍼灸湯藥治療、様々也と雖も、
 日に從ひ、月を追て惱み、應永元年十月二十四日、
 父辭職の後、命を奉じて其職を襲ぐと雖も、幾程なく病に依て辭す、
 入道の子息上杉兵衛助憲孝を、管領職に補せらる、同道合卒去の條に曰、此款の積りにや、嫡子兵衛助憲孝こゝち例ならず、惱みて、管領職を辭退申す云々、按ずるに、或は憲孝を、能孝が子とするものあり、
 是を是とかくて犬懸の上杉中務少輔朝宗入道禪助、憲孝に代て當職に補せらる、應永二年三月なり、

童名幸若丸、中務少輔、上總國守護、十三歳之時赴合戰大將號持節十六度、應永二年三月九日、任管領、號釋迦堂管領云々、
 【鎌倉九代記】應永元年の條下に曰、翌年三月九日に、上杉中務少輔朝宗入道禪助を管領に補せられ、内外の政道を執行はる、
 十二年九月職を辭す、
 日、上杉中務少輔朝宗入道禪助、管領職を辭退、爰に於て憲方が三男安房守憲定、當職に補せらる、
 定入道長基を以て、執事となさる、東國の大名諸侍參候して、
 權に伏し禮を調ふ、
 號佐々入道、應永十二年乙酉八月十七日、補管領云々、按ずるに、八月に係るは、
 日東國の執事、上杉安房守藤原憲定病死せり、
 日逝、年三十八と見え、又、
 載て曰、十二月十八日、前管領憲定入道長基、
 稱して、一族親類等、残りなく招き集めて、終日の酒宴あり、
 一獻に一種の肴を出し、
 燭を乘り、
 人々立倚て、
 が如く、
 弱りて、
 二書共に十九年十二月とす、
 其男安房守憲基

父に繼と雖若年たる故、執事職には犬懸の朝宗が男左衛門佐氏憲を補せらる、
 從弟、上杉左衛門佐氏憲を立て、諸士の別當として、
 安房守憲定入道長基、病に因て、
 二月九日、
 管領に補せらる、
 月、
 四月氏憲入道禪秀、
 なりしが、
 氏朝臣は、
 日補管領云々、
 政所にて、
 郎、
 ける、
 て、
 立有、
 其管領に補云々、
 二年と記せしは、
 月卒す、

翌年正月四日、
 歸られたり、
 月憲基が男安房守憲實當職に補す、
 房方一男安房守、
 房守に任じて、
 軍義教と確執に及ぶにより憲實屢直諫せしに、
 實を疎み、
 地を去て上州白井に遷る、
 京都一字可奉請由也、
 未決、
 代記、
 り、
 もあらず、
 人なし、
 り、
 ば當家の御爲、
 御元服なさるべしと、
 引し給はず、
 守は、
 し、
 助憲光が二男憲信、
 郎已下跡を尋て、
 州にぞ行加はる、
 髮し長棟と號す、

御臺所は永安寺の大塔の内に入て、焼死し給ふ、御馬廻の人々も一人も不殘、討死す、云々、既に御先祖基氏卿、觀應の頃より、東國を領し給ひ今持氏卿に至て四代、其間九十年にして鎌倉殿永く絶え給ふ事ぞ哀なる、上杉憲實も君を弑する罪、免れ難くや思ひけん、出家して、法名を長棟とぞ申ける【諸家系圖纂】曰、永享十一年二月十日、於永安寺、奉責問、冷泉民部少輔・木戸・里見・印東・小笠原・今川兩御供討死、果持氏満貞自害、同月廿八日持氏若公義久、於報國寺奉責十歳、上杉憲實有忠無誤、就于讒言、君臣不和、及合戰、自京都御答持氏御亡命、憲實愁歎、無是非次第、不及力、忽出家法名長棟、此頃越後に在ける弟兵庫頭清方を招き、少刻當職の事務を委す【足利治亂記】持氏滅亡の條に曰、憲實は其後管領を讓る、云々【鎌倉九代記】永享十一年、憲實通世の條に曰、子息は未幼少なりければ成長せん時まで、其名代として、越後へ飛脚を立、清方を招き、十二年四月義教の命を鎌倉の管領職をぞ、預けられける、十二年四月義教の命を奉て憲實入道再此所に歸住し、國政を輔く、此間鎌倉の管領家斷絶するにより凡ての政務、專上杉家に歸す【足利治亂記】永享十一年持氏生害の條下に云、是より執事、上杉家を以て、押て鎌倉の管領と云へり、一向東國の事は、皆上杉家の手に屬す、【鎌倉九代記】曰、永享十二年四月六日京都將軍家の仰に依て、安房入道長棟、伊豆國を立て二度鎌倉山の内の第に歸參せらる、斯て持氏の末男成氏鎌倉に下向の時、思ふ旨あるにより潜に當所を去て防州に遁れ、應仁元年三月卒す【諸家系圖纂】曰、若君被召籠事數年、然而免許、鎌倉下向之時、憲實父子通世、也下向西國云々、應仁元

年三月六日死、年五十七、【鎌倉大御紙】文安四年の條には、越斯て永壽王殿、關東に起給ふ、是により、上杉相模守は、越後上野の境へ出向ひ、政事を輔佐し同顯定は上野國府中へ參り、還御の御支度を馳走し被申、八月廿七日、上州白井を立鎌倉へ赴き給ふ由聞えければ、上杉安房守も、御迎に可參と支度しけるが、否々御父持氏兄弟、其外御兄三人迄憲實が爲めに、失給ひし事、定て怨しく思めし、身の爲、子孫の爲、大事也と存、同廿六日の夜、子息三人同道して伊豆國に落行爰にて出家して、行方不知成にけりと記し、又下文に、其後憲實遙に年従り、寛正七年三月六日、山口大寧寺に於て、終に卒り給にけりと見ゆ、【足利治亂記】持氏滅亡の條には、世上も閉に成ば、管領入道憲實は、鎌倉を立出で、諸國執行し、長門國に少刻住て、後は周防の山口と云所に住て、且夕主君の後世をぞ、祈りけりと見ゆ、【鎌倉九代記】には持氏亡し後、伊豆國に赴き、夫より西國を行脚して、周防國に止り、應仁二年三月六日卒すと記して、各差異あり、何れか是非詳ならず文安四年成氏鎌倉に入て管領家再興あるに及び、憲實が男右京亮憲忠豆州の山中に潜居せしを、召出されて執事職に補せらる【鎌倉大御紙】文安四年九月の條に曰、成御、後には淨智寺に御入有て、御所御造營也、其間京都より、御下知有て、上杉安房守が行方を御尋云々、末子龍若丸、幼少なりければ豆州の山家に、隠れ置けるを、老臣ども漸々に尋出し、京都へ此由申ければ、警は幼少なりとも、老臣ども令輔佐、管領に任じ、山ノ内・扇谷の兩家の輩、相談にて京都の御下知を請、政務を專に可致の由、被仰下ける【鎌倉九代記】曰、諸國の逆浪に依て、關東の形勢穩ならず、然る所に、鎌倉の管領上杉安房守入道長棟の子息右京亮憲忠は、父と同

じく、剃髮して、伊豆の御山に閑居し、世を遁れておはせしを、上杉家の執事、長尾左衛門尉昌賢、呼出して、管領とす【諸家系圖纂】曰、憲忠童名龍若丸山内右京亮、文安頃管領十國云々と在、然るに是より先憲實中國に隱遁の後當所の舊第、破壊に及びしかば更に西御門村に別第を構へて住せしより、遂に此地の邸宅は頽廢せり、永祿四年三月上杉謙信鶴岡八幡に參詣の時上杉家舊館の蹤跡たるを以て、當所に假屋を設て止宿あり北越家書曰、永祿四年三月の條に曰、鎌倉の山内は前管領家數代、榮館の陳跡なれば、舊に復さるべき、一端の表示として、鎌め爰に假屋を脩理し給へば、鶴岡社の拜賀畢て後、近衛殿父子及び謙信は此地へ駕を枉られ、止宿し給ふ、今は開墾して陸田とす五段

新編相模國風土記稿卷八十一之終

新編相模國風土記稿卷八十二之

村里部 鎌倉郡卷之十四

山之内庄

○雪下村 由幾能志 多牟良 江戸より十三里餘小坂郷に屬す、曩昔此邊の惣名を大藏と唱へしが、今は僅かに村内の小名に残れり 小名大藏町 條に詳載す 雪下の唱は鶴岡の北の麓、僧房所の地 鶴岡に 起り、波及して此地の村名となりしなり、されば【東鑑】に此地名往々見えたるは 建保五年正月四日條に始て見ゆ 多々く僧坊の地を指せるなり 按ずるに、【名所方角鈔】、宗祇終焉記等に雪下と記せしも、彼地を云る 文明十八年十月僧萬里此地を過る 【梅花無盡藏】曰、文小春廿三日乙未尊食携京子、出武野之江戸 薄暮入鎌倉之山内、歷過雪下扇谷云々、十九年三月僧堯惠東常和と共に當所を遊歴して堯惠歌を詠す 【北國紀行】曰、此浦をあしなと云所の磯の上に、平常和東下野守常縁に男侍り、こゝにかさなれる岩を枕とし、おほくの浪の聲を聞あかす云々、彌生半に 建長・圓覺兩寺巡見して、雪ノ下と云所を分侍るに、門碑遺跡數

しらず、哀なる老木の花、苔の庭に落ちて、道を失ふかと見ゆ、春深き跡哀なり苔の上の、花に残れる雪の下道、慶長五年六月、東照宮、景勝御征伐として關東御下向の時、當村に御止宿あり【關原軍記】曰、慶長五年六月廿八日、藤澤御泊り、是より鎌倉へ御立寄有べしとの上意なり云々、片瀬腰越を経て、稻村崎の道筋、鎌倉星月夜など御覽じて雪下に着せ給ひ、御泊り則御裝束を改め給ひて、八幡宮へ御拜禮有、東西十三町許南北十六町程、扇谷村、北、鶴岡及山之内村、民戸百四十五此内四十戸は、鶴岡街衢に連住し、旅店を開き生業の資とする家多し、往還五條あり、人馬繼立をなす一は北方戸塚宿へ二里九町、一は西方藤澤宿へ二里餘、一は南方、三浦郡小坪村へ一里餘、一は西方、江ノ島へ二里餘、一は東方、武州金澤へ二里餘、今御料及び鶴岡社領なり、按ずるに、古書に見えし若宮大路・横小路・大倉今大藏窟堂下等の地は皆村の屬にて今小名に存す故に其地に預る事は小名條に記載す

○高札場 ○小名 △置石町 鶴岡赤橋より南由比ヶ濱に到る迄の直道を呼ぶ、此道の中央に八幡宮の置石壽永元年三月、源賴朝の新造する所にて古は千度小路或は千度壇など稱せり、詳なる事は、鶴岡八幡宮條にあり、あれば則地名とす、古は若宮大路と唱ふ、古書に往々見えたり、文治元年五月前内府宗盛父子、爰に道して幕府に到る【東鑑】曰、文治元年五月十六日、今日前内府入鎌倉、觀者如堵、内府用輿、金吾乘馬、家人則清

盛國入道、季貞、盛澄、經景、信康、信村等同騎馬相從之、經若宮大路、至横大路、暫扣輿宗親先參入申事由、則被仰可招人營中、建久二年二月賴朝伊豆箱根二所參詣の時、當所を過る、鶴岡宮御奉幣後進發給若宮大路南行至稻村崎整行列、建仁元年三月町の西側回祿に罹りしを始め、屢火災ありし事所見あり建仁元年正月十日、若宮大路西側燒亡、承元元年十月八日、南風扇扇、終日不休止、入夜若宮大路人家燒亡、猛火烈烟炎如飛及數町、四年二月一日、町口民屋燒亡、餘炎出若宮大路、建保二年十二月四日亥刻、由井ヶ濱邊燒亡、南風烈之間、及若宮大路數町、其中人家皆災、承久元年九月廿二日、自申一點至戌四刻、鎌倉中燒亡、火起阿野四郎濱宅之北邊、南風甚利、上延永福寺總門、下至濱軍倉前、東及名越山之際、西限若宮大路、右大將軍以來未有此例、建長三年二月十日、甘繩邊燒亡、從火地相法橋之宅起、自戌刻到子一點不止、東若宮大路、南由井ヶ濱、北中下馬橋、西佐々目谷也、數箇所災、四年二月八日子刻燒亡、西若壽福寺之前、東者名越山王堂前、南者和賀江、北者若宮大路上、其内無殘所五年十二月八日子刻、若宮大路、下々馬橋邊燒亡、正嘉元年十一月廿二日丑刻、若宮大路燒亡、弘長元年九月廿日、入夜若宮大路燒亡、三年十二月十日寅刻若宮大路燒亡、始身咒師勾當辻、至于大學辻子、火芳延、其中間人家、建保元年五月和田亂の時、此地にして武田五郎信光、朝比奈三郎義秀に行逢ひ、互に戦はんとせしが信光の男惡三郎信忠父の命に代んとす、義秀其志を感じ戦はずして去る五月二日、武田五郎信光、於若宮大路米町口、行逢義秀、互懸目已欲相戰之處、

信光男惡三郎信忠、馳入其中、于時義秀、感信忠欲代父之命形勢、馳過畢、仁治二年二月廿七日條曰、武田伊豆入道光運令義絶次男信忠號惡三郎、今日光運奉調前武州之間、信忠伺其便宜、令推參申云、信忠爲父有孝無怠、義絶故何事哉、先建曆年中、和田左衛門尉義盛謀反之時、光運者奉武州通若宮大路東類米町前、向由比ヶ濱方、義秀者自牛渡津橋打出、同西類指御所方馳參、各相逢于妻手番、義秀見光運、頗合證進寄、于時信忠忽爲相代父命、捨身馳隔兩人中之處、義秀雖取太刀、見信忠無二之體、直加感詞、不及關戰馳過訖、米町は當町西側の横街なり、大町村の屬又牛渡津橋は、今廢して其跡詳ならざれど、當町又北條修理亮泰時、同武藏守時房等三浦の輩と當所にて合戰す、由利中八郎惟久敵を射る、三日義盛重擬襲御所、然而若宮大路者、匠作武州防戰給云々、各張陣之間、無據子擬融、仍於由比ヶ濱并若宮大路、合戰移時、凡自昨日至此晝攻戰不已、軍士等各盡兵略、御方兵由利中八郎惟久、於若宮大路、射三浦之輩、其箭註姓名、古郡左衛門尉保忠兩三輩中此箭保忠大顯分、取件箭射返之處、立匠作之鎧草摺之間、維久令與義盛、奉射御方大將軍之由、嘉祿元年十月北條時房、同泰時、此地を巡視して丈勘す、是幕府を移さるべき爲なり【東鑑】曰、嘉祿元年十月十四日、相州武州相具人々而宇津宮辻、并若宮大路等、令巡檢而始被打尺、八月十五日、鶴岡放生會、將軍地を歴て鶴岡に社參あり、家御出、自南門出若宮大路、令到宮、嘉祿二年四月、當所に柳營を移さる、仁治二年十一月、三浦一族小山の輩、此邊騷動す、十一月廿九日未

馬橋邊、建長二年十一月、周防前司入道親實が從士等鬪争の事ありて、此地騷動す十一月十一日、入夜若宮大路入道郎從等、依有確論事及鬪殺、五年八月、宗尊親王當所を過り、鶴岡放生會に參詣せらる、宮云々、出御西門若宮大路北行、到赤橋御下車、抑此地は鎌倉中の大道にして鎌倉全盛の頃は市店櫛比し、鶴岡二鳥居の前後には武家の亭宅鱗差として空隙の地なかりしなるべし、其宅跡今は皆田圃となりたれど、八幡境内の接地なれば、旅亭民屋頗る軒を連ぬ、古の餘風萬一を存すと云べし、按ずるに【東鑑】に車大路の名見えて、其文加藤景廉、今其唱を失ひ何れの地たりし事詳ならず、されど同書建長四年五月十七日條に、出羽前司長村が車大路の亭は柳營より正南の方なる由見えたり其文小山朝政、此方位を以て考れば當町より東に轉じ、小町大町に到る街を云しならん、按ずる朝殺治考に粟田口助綱は、鎌倉車大道に住し、正和三年に死せし由記せり、是則當所なるべし、△横小路古は横大路と稱す、鶴岡赤橋の前より東折して寶戒寺に到る通衢を云、文治元年五月平宗盛父子、幕府に到る時爰に暫く輿を止む、【東鑑】其、建久二年二月賴朝伊豆箱根二所詣の時此街を過て先鶴岡に參詣せらる、同じ四

月京師延曆寺の僧辨勝義範等下向し、當所に徘徊して事の由を申す。四月廿日、延曆寺所司、辨勝義範等參田亂の時義盛が軍兵爰に襲ひ來る。五月二日、凶徒到横大路(御所西南道也)於御所西南政所、御、家人 天福元年八月犯科の者を捜求の爲當所の通衢を固む。八月十八日早旦、武州爲奉幣于江島明也、不遂神拜、直參御所給、則召評定經沙汰、先令御家人等、武藏大路、西濱、名越坂、大倉、横大路已下、固方々途路、有犯科者、可搜求其。△若宮小路 鶴岡赤橋前西の横街を内家々由、被仰下。△若宮小路 鶴岡赤橋前西の横街を攻入しを長崎三郎左衛門入道思元父子、小町口に來て防戦す。【太平記】曰、濱の手破れて、源氏既に若宮小路まで攻入たりと、騒げれば云々、長崎三郎左衛門入道思元、子息勘解由左衛門爲基二人は、極樂寺の切通へ向ひて攻入敵を支て妨けるが、敵の陣の聲、既に小町口に聞へて云々父子二人が手勢、六百餘騎を勝りて、小町口へぞ向ける、義貞の兵を見て、中に取籠て討んとす、長崎父子二所に打寄て、魚鱗に連りては懸破り、虎鎧に別ては追躰け、七八度が程採たりける、義貞の兵共懸散されて、若宮小路へ颯と引て、人馬に息をぞ。文和元年閏二月新田左兵衛佐義興、脇屋左衛門佐義治、鎌倉攻の時、小俣小次郎、三浦介高道等、鎌倉勢と此所にて合戦す。【東鑑】曰、鎌倉勢は唯今三浦より打歸て、上帶をも解ぬ程なれば、若宮小路へ打出で、只一處に控へたり、小俣小次郎をば今日の軍奉行と、今朝より定られたりけり。

れば、手勢七十餘騎引勝て、敵の群立て控へたる中へつと懸入、火を散て切亂す。【鎌倉九代記】曰、爰に鎌倉勢の中、佐久間三郎左衛門と云者、若黨三人を具して、若宮小路に懸向三浦が勢と戦、散々かけ立らる云々、按ずるに合戦は閏二月廿三日、應永二十三年十月足利滿隆、新御堂と稱す、管領上杉禪秀に一味して爰に陣取る。【鎌倉大草紙】曰、應永二十三年十月四日、新御堂殿、寶珠院より打立給ひ、御馬一疋、△琵琶小路 鶴岡一の鳥居と二の鳥居の中間を云、昔は道の形狀琵琶に似たり、故に此名ありと云ふ、△大藏町 筋替橋より東方の市街を云、曩昔は大倉と書し廣く係りし地名にして谷合四村をも概して大倉或は大倉谷と唱しなり。【詞林采】に大藏松岡云々、准后親房が記されば【東鑑】に大倉と記したるは當所のみ事にあらずとされど、其指所今より知べからず、故に皆此條に載、治承四年十月頼朝爰に幕府を營作す。【東鑑】事は幕府蹟之條に辨す、建久元年五月大倉山大に震動し、木石倒れ落其跡細流となる。【東鑑】曰、五月十五日、止、大倉山震動、樹木多顛倒、岩甚雨大風、雷鳴終日不休石類落其跡俄爲細流、是龍降云々、二年二月頼朝大倉山邊を歴覽す、是精舎を建立すべき、靈地を求めんが爲なり。二月十五日及晩暮下歴覽大倉山邊給、建曆元年六月越後國爲建立精舎、得其靈地給之故也。建曆元年六月越後國三味庄、領家雜掌、訟訴に依て參向し、此邊の民家に宿

して賊に害せらる日條、建保和田亂の時、佐々木五郎義清・結城左衛門尉朝光等爰に張陣す。五月三日大倉者佐城左衛門尉朝光等各張陣、天福元年八月犯科の者を捜せんが爲、當所の通衢を固む。【東鑑】曰、建長三年十二月鎌倉中の賈區を定められし時、當所其一たり。十二月三日、鎌倉中在處々加制禁之由、日來有其沙汰、今日被置彼所々、此外一向可被停止之旨嚴密觸之被仰之處也云々、大町・小町・米町・龜谷辻和賀江・大藏辻・乘和飛坂山上、建長三年十二月三日、文永二年三月市街免許の時も又其一にあり。三月五日、鎌倉中被止散在町屋等、被免九箇所下、一所須地賀江橋、一所大倉辻、今も頗る家並をなせるは其餘風なるべし、△馬場町 鶴岡の城外西の市街を呼ぶ、同社境内の馬場に邊すれば此名あり、△岩屋堂町 窟堂の前街なれば名く、【東鑑】に窟堂前路、窟堂下など記せしは則此所なり、文治四年正月佐野太郎基綱が當所の宅失火して民屋若干烏有す。【東鑑】曰、正月一日窟堂下宅燒亡、如飛入屋敷十字炎、此後大災の事兩度見えたり。承久二年正月西夜窟堂邊燒亡、三月九日、建保和田亂の時、土屋大學助義清甘繩より法華堂に赴んとして此所を過れり。五月三日學助義清、自甘繩入龜谷、經窟堂前路、次欲參旅御所之處、於若宮赤橋之砌、流矢之所犯、義清亡命、按ずるに、旅御所

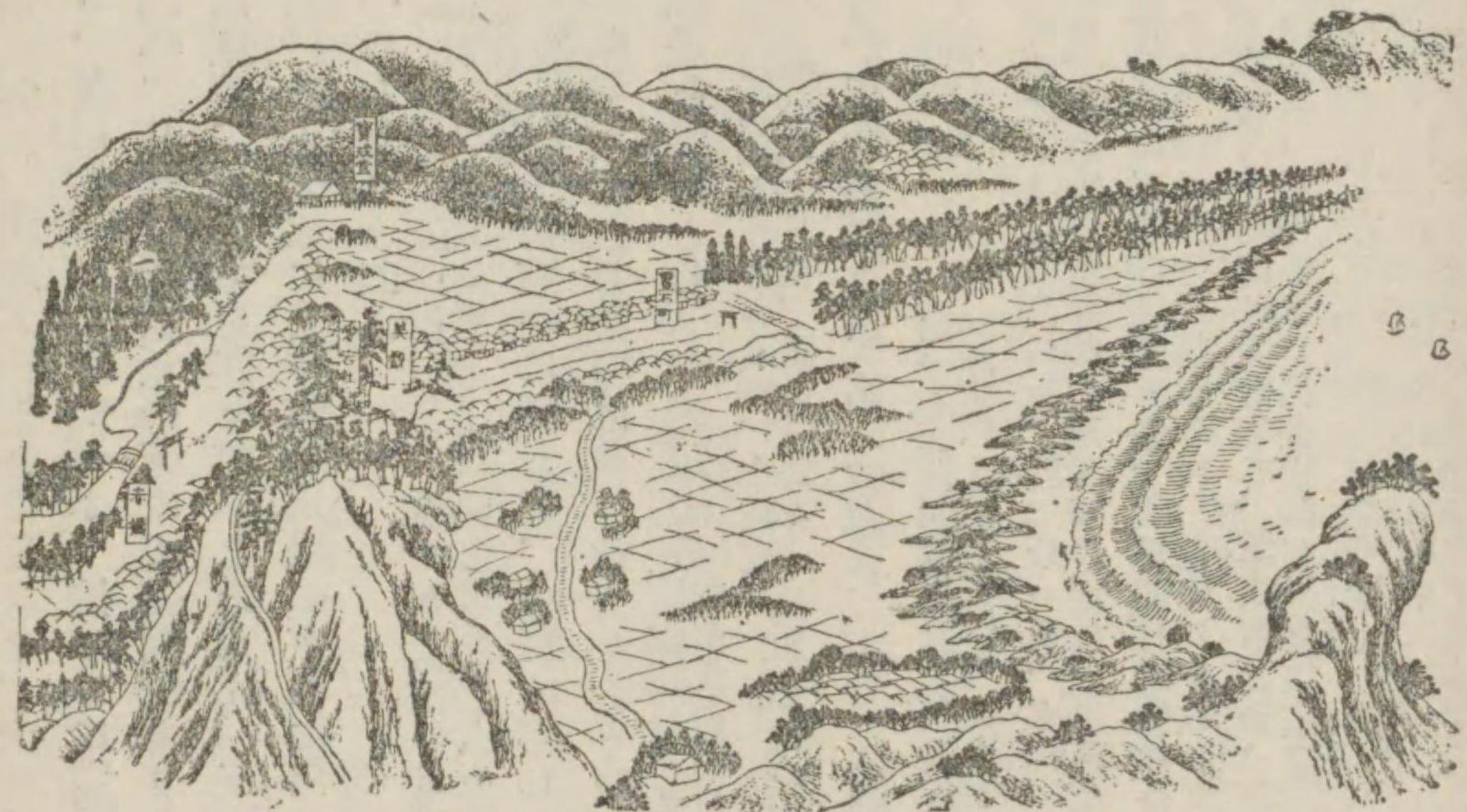
は、頼朝法華堂を指、是實朝亂を避て、爰にあればなり、弘長三年四月此邊騷動せし事あり。四月七日夜なり、詳なる。【東鑑】曰、四月七日夜、松源寺條に註す、△鶯谷 西方、志二稻荷所在の邊を云、實朝鶴岡參詣の時此地にて鶯の初音を聞しより此名起れりと傳ふ、嘉吉三年の物に此地名見ゆ。【東鑑】曰、現社の條に載す、△小袋坂町 小袋坂に到る道を云ふ、小袋坂 古は巨福呂、或は巨福路とも書せり、鎌倉七口の一にして、山之内村に通ず。【東鑑】曰、十二月廿日、せり、嘉禎元年十二月、頼朝不例に依て、四角四境の祭を行ひし時、當所四境の一なり。【東鑑】曰、十二月廿日、四境祭云々、小袋坂、仁治元年十月北條泰時、安東藤内左衛門尉光成を奉行として坂路を脩造せしむ。【東鑑】曰、十月十日、於前造山内道路之由有沙汰、安東藤内左衛門尉奉行之、十九日、爲前武州御沙汰、被造山内道、是險難之間依有往還煩也、按ずるに、鎌倉より山内への往來、必此坂路による、建長二年六月又道路の修理あり。【東鑑】曰、六月三日、山内并六浦等道路事、先時又土石埋其間巷云々、仍如故可致沙汰由、今日被仰下、弘安五年三月僧一遍此道より鎌倉に入んとして北條相模守時宗に行逢、時宗が從士一遍を制止す。【通上人六條緣起】曰、弘安五年の春、鎌倉どまり給ふ、聖曰鎌倉入の作法にて、化益の有無を定むべし利益絶べきならば、是を最後と思ふべき由、時業に示して、

三月一日小袋坂より入給ふに、今日は大守、山内へ出給ふ事あり、此道よりは悪かるべき由、人申ければ聖思様ありとて猶入給ふ、武士むかひて制止を加ふと雖、しひて通り給ふに小舎人をもて、時衆を打擲して、聖はいづくにあるぞと尋ければ、聖爰に有とて、田向ひ給ふに、武士曰御前にて如此の狼藉をいたすべきやうある、汝徒衆を引具する事偏に名聞の爲なり、制止に抱へられず、亂入する事心得がたと云々、聖答給はく、法師にすべて要なし只人に念佛を勸るばかりなり、汝等いつまでかながらへて、かくの如く佛法を毀謗すべき、罪業に引れて冥途に趣ん時は、此念佛により、助られ奉るべきにと宣ふ、返答なくして二杖打奉る、聖は捨怨憎大悲なれば、更に痛る色なし、有識含靈普化なれば、偏に結縁を悦び宣けるは、念佛勸進を我命とす、然をかくの如くいましめられば、何れの所へか行べき、爰にて臨終すべしと宣ひ、武士鎌倉の外は御制に非と答、よりにて其夜は山の岨道のほとりにて念佛し給ひける云々、元弘三年五月新田義貞鎌倉攻の時、堀口三郎後美濃守貞満、大島讃岐守守之或は義前等を大将として十萬餘騎此口に向はしむ【太平記】曰、義貞關戸に一日逗留有りて、軍勢の着到を附られけるに、六十萬七千餘騎とぞ註せる、此にて此勢を三手に分て、各二人の大將を差副、三軍の帥を司どらしむ云々、一方には堀口三郎貞満を、上將軍とし、大島讃岐守守之を裨將軍として、其勢都合十萬餘騎、巨福呂坂へ指向らる【神明鏡】曰、堀口美濃守貞満の十萬餘騎、巨福呂坂へ向へらる云々、按ずるに、【鎌倉志】に【太平記】【神明鏡】に記せし巨福呂坂は、當所にあらず、巨福呂谷と云所あり、是を指す

りと云、されど【太平記】に義貞武州關戸にて其勢を三手に分極樂寺切通、假粧坂、巨福呂坂等の三所に、差向し事を記し、其指所の地名、皆鎌倉の口々なれば、巨福呂坂は、當所たる事論なし、志の説謬れり、巨福呂谷は、今の小袋谷村なり、鎌倉には此敵を防んため、赤橋前相模守盛時或は守六萬餘騎にて出張す【太平記】曰、赤橋前相模守盛時を大将と騎にて、州崎の敵に向らる、【異本太平記】には、州崎を巨福呂坂に作れり、按ずるに盛時當所を越、州崎に於て合戦ありしなら、文和元年閏二月新田義興・脇屋義治鎌倉を襲し時、南遠江守房總の兵を卒して此口を警固す【太平記】曰、鎌倉方には、左馬頭基氏を警固し、南遠江守安房上總の勢、三千餘騎にて、假粧坂、巨福呂坂を切塞、【鎌倉九代記】曰、鎌倉には唯今三浦より歸參、鎧の上帯をも解ず、甲を脱ぬ程なれば、敵寄たりと開て、小袋坂、假粧坂に集て、固められたれども、分内廣き所に、防ぐ兵多かられば、寄手は、應永廿四年正月上杉禪秀滅亡の時鶴岡別當實性院快尊禪秀子此地にて自滅す【鶴岡社務職次第】

○山 西方村堺にあり登五十間許、鎌倉三觀の一にして美觀と呼ぶ【鎌倉志】等に此山名を載せず、眺望最勝たり、頂上に愛宕社あり、○座禪川 昔文覺此川に臨み入禪せしより此名ありと云ふ、村東文覺居蹟の前を通ず幅二間 ○鐵井久路賀 若宮小路商家の裏にあり、鎌倉十井の一に

美觀眺望圖



て昔井中より鐵の觀音像鐵觀音堂を得たり故に名く、○筋替橋 須智賀江橋とも書す、横小路より大藏町に到る、街角の小流に架す石橋長二間にて鎌倉十橋の一なり、寶治元年六月三浦若狭前司泰村を誅する時、城九郎泰盛以下軍卒を率て、橋の北邊に進み鳴鏑を射る、【東鑑】事は泰村宅跡の條に載、又筑後左衛門次郎知定、泰村が郎從岩崎兵衛尉を橋頭にて討捕れり、十二日、筑後左衛門次郎知定、泰村郎從、岩崎兵衛尉、去五日於筋替橋討捕若狭前司之間、望申其賞云々、文永二年三月鎌倉中の商戸を九箇所に定置れし時、此邊其一所なり、三月五日條、其文小名

○琵琶橋 琵琶小路にあり因て名く、鶴岡社前御手洗池の downstream、小渠に架す長三間、或説に和田亂の時、朝比奈三郎義秀、完戸左衛門を討しは此所なりと云、詳なる事を知らず、○下馬橋 置石町の西の方小流に架す、橋邊に鶴岡の下馬牌あり、文永八年九月、日蓮囚となりし時、此橋頭にて鶴岡の宮に向ひ、靈驗を蒙らん事を告ぐ【注畫贊】曰、文久八年九月十二日、賴綱以下數百人、武土等、來名越小菴擲取聖人、然後申刻終出鎌倉、日中渡小路如朝敵、若宮小路、下馬橋邊下馬、向鶴岡高聲告曰、八幡大菩薩實神歟、日蓮日本第一法華經行者也、一切衆生謗法華經、可墮無間大城、爲助申法門也、急顯驗可達靈山之誓言矣、 ○鳥合原 鶴岡東鳥

居の白田を云ふ、相模入道崇鑑鶏を合せ、犬を挑合せし地なり、故に名づけしと云傳ふ、按ずるに【鎌倉志】に建永二年三月三日實朝北の壺にて鶏鬪會ありし事、【東鑑】に見ゆ、蓋し事を誤り傳へしならん、又一説に鳥合は鳥居合と云事にて流鏑馬馬場の東西に鳥居あり故に名づけしなりと云ふ、

○大藏稻荷社 大藏町の鎮神とす 按ずるに【鎌倉志】に、北内鎮守社を大藏稻荷とすは謬なり 岩窟中に社を建、神體は秘して幽中に納む、弘長元年五月社壇に夜々會合せしものあり、夜行の輩是を捕んとせしが悉遁去る【東鑑】曰、五月一日、彼社壇此間連々有會合之輩、今夜夜、當社古は供僧あり行衆、怪之欲擄取之故也、悉逃散云々、當社古は供僧あり慶舜・覺胤・貞雅・貞譽等次第に讓與せし事、鶴岡供僧、我覺院文書に見えたり 坊覺胤、吹舉申處也、彼所領得分御布施等、所領之下地隨田畠員數、於三分一者、慶舜一期之間可拜領候也、但公方御祈禱等、嫌忌不忠之外、違亂煩申事候者、可罷蒙稻荷御慶舜之身候也、依爲後日之狀如件、建武四年二月六日、慶舜華押、按ずるに、建武四年は延元二年なり、又曰、讓與大倉稻荷社供僧職事、卿律師貞譽、右所職者自讓岐法印覺胤、所相傳也、而貞譽律師、依爲受法灌頂弟子、所令讓與也、更不可有他妨、仍爲後證、狀如件、廢せし年代は件、永和元年十一月十三日、法印貞雅華押、廢せし年代は傳らず、應永三十年六月管領持氏當社社主に祈禱を命

大船村民所藏文書曰、凶徒退治祈禱事、近日殊可致精誠之狀如件、應永三十年六月十七日、稻荷社社主殿、持氏の華押、有某年五月駿河入道行宗奉りて、武州岩淵郷の橋税を社頭脩理の料に寄附せらる 當社御脩理要脚之事、以武州岩淵郷橋賃、自明年造畢之間、御寄附目出候、恐々謹言、五月六日稻荷社社主左近將監殿、行宗華押、按ずるに、此文書年號を書せざれば、次序定めなれど、行宗應永廿三年二月間注所政所執事となりたれば、其頃の事として爰に出す、正長二年十一月管領成氏、武州岩淵關の租錢を修理料に宛藏文書寫曰、武藏國豐島郡、岩淵關所之事、爲稻荷社造營料、如元一某年閏所寄附之狀如件、正長二年十一月三日、成氏華押、某年十月上杉兵庫頭清方、足柄下郡湯本の關稅を營作の料に附す 大藏稻荷社修理所、相州湯本關所事、如元當社關務之理亮殿、兵庫允清方、華押、按ずるに、清方は上杉憲實の弟にて、兵庫頭と稱す、永享十一年十一月十一日、管領憲實、退職の後、實子幼なるを以て、成長の間、管領職を勤めり、脩理亮いまだ其人を考へず、天正二年閏十一月北條左衛門大夫氏繁、神鏡雲板を寄附す 鶴岡下社采女、所藏文書曰、奉寄附神鏡雲板七面云々、大藏稻荷寶前一面、右奉納之旨趣者、於内道場、本尊之祈禱抽精誠、天下安全、可奉祈武運榮盛者也、仍而寄附之狀如件、天正二年甲戌、潤霜月五日、左衛門大夫氏繁、華押、按ずるに、鶴岡上下兩宮を始すべし、所 當社は古より鶴岡神主の管する所にて永享二年四月管領持氏の投ぜし、當社社主職還付

の文書を藏す 曰、大藏稻荷社社主職事、所還付也、者早守日、鶴岡八幡宮社主殿、持氏華押、按ずるに、正長四年四月廿七日、享三年なり、今年八月、關東にて、初めて此年號を用ひし事【鎌倉九代後記】 ○志一稻荷社 僧志一の勸請なり、此僧は筑紫の人にて訴訟の事ありて鎌倉に來り、既に訟も達しけるに文狀を本國に忘置り、時に平生此僧に仕へし狐、一夜の中に本國に往來して彼狀を取來て志一に見えたり、志一鎌倉に來り、左道を以て人を蠱惑し且康安元年上洛せし事【太平記】に記せり 細川清氏背義の志一上人、鎌倉より上りて、判官入道の許へをはしたり云々【異本太平記】曰、此志一元來邪天道法、成就の人なる上近き頃鎌倉にて、諸人奇特の思をなし、歸依淺からざる上、畠山入道諸事深く信仰し憑入て、關東にても、不思議とも現しける鶴岡供僧淨國院持、△毛利藏人大夫季光墓 五輪塔なり、面に藏人從五位下、大江季光朝臣之墓、寶治元年歲次丁未、六月五日と記す 按ずるに、季光は廣元監、藏人大夫等に相す、鶴岡社主大伴主膳が宅地の飯山兩社權現は、廣元・季光の靈を祀る所なり、其條載略傳、併可見、文政六年毛利家より建る所なり、昔此地に季光が室家三浦若狭前司 尼となりて爰に草菴を結び、居住せしと云傳ふ、此國縁を以て建しなるべし、○青梅聖天社 小

袋坂の左側小坂聖天坂の上にあり、窟中に祠を建相傳ふ鎌倉將軍一日病床に在て、時ならず青梅を食せんことを欲し、所々を尋しむるに此社前の樹に青梅あり、則是を進めしに疾頓に癒たり、故に名くと、鶴岡供僧最勝院持、○愛宕社、本地將軍地藏を置、寛保中の勸請なり、每歲四月三日八月十五日祭る、松源寺持、○松源寺 日金山と號す、眞言宗、開山貞節 正治二年五月本尊地藏長五尺許を安ず、緣起に據に治承四年八月頼朝豆州日金山の地藏に源家の開運を祈り、成業の後彼山の像を模して爰に安置し、則日金地藏と稱すと云なり弘長三年四月巡夜の武士等、此堂にて盜賊十餘輩を生虜す【東鑑】曰、四月七日入夜、窟堂邊騷動、但則靜謐、是群盜按ずるに、當寺窟堂の側にあれば、本書載る所の地藏堂は則此寺なる事知べし、當寺は鶴岡社僧たり、故に社領の内永一貫文の配當あり、○窟堂 村西に巖窟あり 潤三問許、其中巖面に不動の像、弘法の畫を彫るのみ今は堂宇なし、文治四年十月堂主の僧、勝長壽院に參詣し歸路にて頓滅せし事あり【東鑑】曰、十月十日佛房、詣勝長壽院、禮佛退出之後、於路頓滅、年八十四歲、希有事則爲當寺供僧良覺沙汰、入棺亥尅葬送、以藥火葬、凡此間人庶多以頓死 建久三年五月南御堂にして、後白河法皇の御佛

事、百僧供を脩せられし時僧衆の内に當堂の住侶を加
 五月八日、法皇四十九日御佛事、於
 南御堂被修之、有百僧供、齋堂一口、貞應二年四月源
 光行鶴岡より當所の山を眺望せし事あり【海道記】曰、鶴
 岡にまいらす云々、日の光にたゞみて、石屋
 堂の山の梢、遙に眺めて、いぶせく歸りぬ、建長四年五月
 宗尊親王方違の事に依て出羽前司行義、和泉前司行方・
 左衛門尉景頼等陰陽道六人を伴ひ、當所の後山に登り
 龜谷の方位を見る 五月五日、於相州御方、爲出羽前司行義
 奉行、御所造營將軍御方違事、有其沙汰
 陰陽道六人參入云々、秋節可被儲御本所於北方之由評定畢亦
 龜谷方角、若向見定可申之由、被仰下之間、行義・行方・景頼
 等、令引卒彼六人、登齋堂後山上、正嘉二年正月回祿に罹
 即歸參、當乾方之由、一同申之、
 四月七日入夜齋堂邊騷動云々、按するに、【鎌倉志】には嚴窟
 不動と譽、俗或は岩井堂と云、今は教園坊持なり、昔は
 等覺院 鶴岡の持なりけるにやとて古文書二通 曰、岩井堂
 被立卵塔之由承候、先以目出候、然者御萬歳夕、至于三會之
 曉、留慧燈於彼地、可覆慧雲於他界給之條、殊以令庶幾候之
 間、以彼所限永代、奉避渡候了、兼又同以被申方候之由承候
 其段可令存知候也、恐々謹言、應永卅三年七月十七日、等覺
 院法印御房へ尊、運判、運は今河朝廣子、又曰、岩井堂日金
 事、如來院僧正任證文、成敗不可有相違候、恐々謹言、五月

九日、等覺院へ、空然
 判、空然は古河源政氏、を證とせり、今文書を傳へず、志
 に載る文に據に、尊運は鶴岡別當二十三世の僧なれば
 元は別當坊の持なりしを、應永三十三年七月等覺院の
 住僧卵塔を建るに依て尊運より譲りしなり、されど是
 等の事實都て傳を失へり、鶴岡社人山口榮存持、○鐵
 觀音堂 鐵の觀音の首尺五、のみを置く、是は昔堂前の
 井 鐵井と呼 中より掘得せしものにて新清水寺 廢寺
 尊なりしと云傳ふ、傍に元祿十二年九月造立せし觀音
 の像 長一尺、を置、鶴岡少別當大庭元長持、
 ○御茶屋屋鋪地 鶴岡西の總門外にあり此地は鶴岡社領
 の内たりしを東照宮鶴岡に御參詣の時御休憩所を建ら
 るべき爲慶長八年上地となりしが 鶴岡舊記曰、御茶屋々
 覺整十七間、横七間間中以上神主分、整七間間中、横同斷以
 上等覺院分、整廿五間、横十三間、此内八間十三間、裏の小
 島共、此外九間、整七間間中、横
 以上、増福院分、是は彦六屋敷なり、終に御造營なくして彦
 坂小刑部元正の支配に屬し、今に御料所なり、其替地
 は扇谷村にて賜へり 雪下御茶屋々鋪替地、扇谷越中山屋鋪
 百文等覺院、百三十文神主殿、右相渡候、替地之義、何茂棟
 別屋鋪仁而、定納之上者、早損水損風損如何様之損物候共、
 無申様相濟可申候、爲後日仍如件、十月十四日、増福院、等
 覺院、神主殿、青木雅樂助、和田喜右衛門、又曰、渡申雪下御茶

新編相模國風土記稿卷之八十三

村里部 鎌倉郡卷之十五

山之内庄

○雪下村二

○大藏幕府蹟 里俗頼朝屋鋪と唱ふ、大藏町の北にて方
 六町許の地なり、曩昔結構のさま今より知べからず、
 されど地形を以て其境界を計るに、南は大藏町の街道
 西は鶴岡北は頼朝法華堂村の屬に邊し又良の方に荏柄
 天神社 二階堂村の屬鬼門鎮護
 往々ありしなり、【東鑑】に和田平太胤長が宅幕府の東
 隣たりと記すを以て知るべし 建保元年三月廿二日條、其
 註、四面に門を設け其方位を以て之を稱し、又門外の
 地名をも東御門 文治元年九月一日條に比企四郎能員東御門
 宅云々、按するに、比賀之乃美加土と唱へ
 しなり、下、西御門 今村名 南御門 條、二品并若公御行始也入
 之家南御門宅云々など唱へしと見ゆ 按するに、北御門の地
 知家南御門宅云々

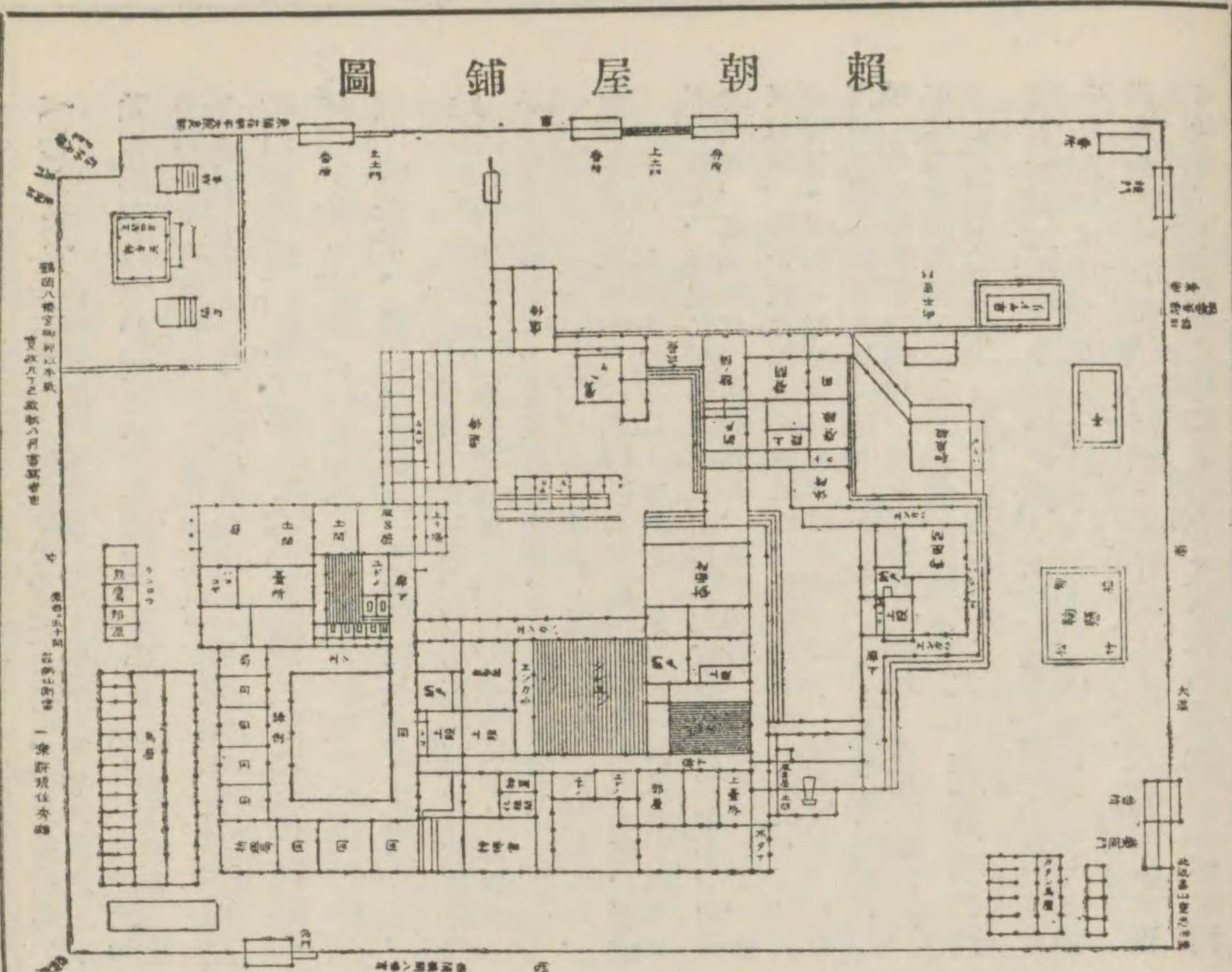
屋鋪替地之事、高壹貫八十二文目、相渡申候、此内七百五十
 文目者、棟別屋鋪之内を以、扇谷仁而渡申候、殘二百三十二文
 目分者、社人八乙女、新町之道代罷成申分候分之替りに渡し
 由申、但是も野地仁而渡申候、仍如件、慶長八卯十月十四日
 莊嚴院、増福院、等覺院、神主殿 御屋鋪地の圓に諏訪社
 後藤吉左衛門判、西村左平次判、あり、鶴岡下宮の末社なり、

新編相模國風土記稿卷之八十二之終

保元年五月二日條に、尼御臺所並御臺所等、去營中出北御門、渡御鶴岡別當坊とあれば、北方にも門ありし事知るべし、構内に設けられし屋名の「東鑑」に見えたるものは末に其名目を舉各所に預る事蹟を記せり、按ずるに在柄天神別當一乘院に頼朝屋鋪圖を傳へたれど圖中槍之間など記し、全當時のものにあらず、新井君美も後世匠家に傳へし所ならんと云【折焚】されど其傳來、近世の事にあらざれば縮寫して爰に載、抑此地は伊豫守頼朝の居蹟たりし事【保曆間記】に載、頼朝相模國鎌倉に始て館を敷云、又陸奥守義家が館を大倉谷に造營せし也、准后親房の記に見ゆ 日、伊豫守源頼朝、康平六年八月、潜勸請石清水、而建瑞籬于相模國由井ノ郷、永保元年二月、陸奥守源義家修復、其時權五郎景政、大藏谷屋鋪四町四方奉將軍、因造作御館、三月十五日集關東諸士爲酒宴、其列座自前九年、到後三年有功族也、以八平氏四藤私黨、是も爲揚名將吏、一族之三家代々可任將軍之孫之契約也、是も當所ならんか、其後治承四年頼朝始て館を造營せしより頼朝・實朝・平政子に至る迄爰に在て政を聴く、嘉祿二年七月政子薨じて十月幕府を宇津宮辻小町村に徙せり、治承四年より此年に至る迄、四十七年にして廢蹟となる、其間の事實【東鑑】に見えたれば則爰に録す、治承四年十月頼朝安房國より當國に入、大庭平太景義を奉行として爰に居館を造營せしめらる

申云、中略、當時御居所、非指要害地、又非御臺跡、速可令出相模國鎌倉給、常胤相率、門客等、爲御迎可參向之由申也、十月六日、着御于相模國、畠山次郎重忠爲先陣、千葉介常胤候御後凡扈從軍士不知幾千萬、楚忽之間、未及營作沙汰、以民屋被定御宿館九日、爲大庭平太景義奉行、被始御亭作事、但依難致合期沙汰暫點知家事兼道山内宅、被移建立之、此屋正曆年中建立之後、未遇回祿之災、晴明朝臣押鎮宅符之故也、十五日始て此亭に入、武衛始入御鎌倉御亭、爲景義奉行所令修理也、【保曆間記】曰十月十五日頼朝相模國小坂郷鎌倉に始て館を構へたり云々、十二月造營落成して移徙あり、是より東國の諸士推て鎌倉の主と仰げり、十二月十二日亥刻、前武衛將軍、新造御亭始營作于大倉郷也、時尅自上總權介廣常之宅、入御新亭、御水干御騎馬、石禾栗毛、和田小太郎義盛候最前、加々美次郎長清候御駕左右、毛呂冠者秀光在右、北條殿、同四郎主、足利冠者義兼、山名冠者義範、千葉介常胤、同太郎胤正、同六郎大夫胤頼、藤九郎盛長、土肥次郎實平、岡崎四郎義實、工藤庄司景光、宇佐美三郎助茂、土屋三郎宗遠、佐々木太郎定綱、同三郎盛綱以下供奉、畠山次郎重忠候最末、入御于寢殿之後、御共輩參侍所十八箇間、二行對座、義盛候其中央着到云々、凡出仕之者三百一十人云々、又御家人等、同構宿館、自備以降、東國皆見其有道、推而爲鎌倉主、所素邊鄙而、海人野叟之外ト居之類少之、正當于此時、開卷直路、村里授號、加之家屋并覺、門扉軒軒云々、按ずるに【東鑑】に、頼朝十月十五日、始て此亭に入、明る十六日、駿州へ發向ありて、廿五日、當國松田亭に歸着、又廿七日、常州に進發十一月十七日、鎌倉に還着の事見えたれば、此日より、二十日三浦介義澄院飯廣常が宅に逗留ありしならん、

頼朝屋鋪圖



を献す、此次を以て弓始あり、是橋太公忠橋次公成兄弟が射藝を試んが爲俄に此事あり、廿日、於新造御亭、三有御弓始、事急雖無其沙汰、公長兩息、爲殊達者之由被聞召之間、令試件藝給以酒宴次、於當座被仰云々、射手一番、下河邊庄司行平、愛甲三郎季隆、二番、橋太公忠、元暦元年四月庭中の櫻盛なるに依て中宮亮能保を招請して花を翫び、且管絃詠歌の興を催さる、四月四日、御亭庭櫻開敷艶招請申也、相共終日令翫此花給、前少將時家、接其座又有管絃詠歌之儀、文治二年二月營北の山址に狐子を産む、其子丁臺に入れり、是不快の事と云、二月四日、九年藤判官代邦通菊花を献す、是を北の壺に栽しめられ其芳艷を賞して毎秋此花を進すべしと、邦通に命ぜらる、九月九日、迎重陽節、藤判官代邦通献菊花、色滿籬每秋必可進此花之由、被仰邦通之、又、建久二年三月回結附一紙於花枝、御披覽之處、載絶句詩、建久二年三月回祿に罹り、大路邊失火云々幕府同災、四月造營始まり、三日幕府事始依去月火事、六月南門を建、頼朝來て造營の次第也、盛時、俊兼奉行之、被建幕府南門、武藏守沙汰也、七月落成を見る、成尋法橋奉行之幕下渡御、令覽造營次第給、七月落成して移徙あり、七月廿八日、寢殿對屋御厨等、造畢之間今日入御新、五年五月營中に菖蒲を葺事、檜皮葺の所役たる

べしと令す五月五日、御所中屋倉葺葺事、可爲檜皮葺承元元年三月北の壺に於て鬪雞の會あり三月三日、於北御房朝臣・親廣朝臣・朝光・光盛・遠元・景盛・常秀・常盛・義村・宗政等爲其衆、建保元年五月和田左衛門尉義盛、伴黨を卒して幕府を圍む、朝夷名三郎義秀總門を敗り南庭に亂入す、此時放火に依て府内の舍屋悉く焼亡す、實朝は頼朝の法華堂に入て火を避らる、此間大に合戦あり五月二日申尅、和田左衛門尉義盛率伴黨、手、先圍幕府南門、中義西尅賊徒、遂圍幕府四面、摩旗飛箭、相模修理亮泰時・同次郎朝時・上總三郎義氏等、防戦盡兵略、而朝夷名三郎義秀、敗總門亂入南庭、所籠之御家人等、利縱火於御所、郭内室屋不殘一字燒亡、依之將軍家入御于右大將軍法華堂、可遁火災御之故也、相州、大官令、被候御共、此間及挑戦、鳴鏑相和、利劍耀刃、就中義秀、振猛威彰壯力、既以如神、敵子彼之軍士等無免死、所謂五十嵐小豐次・葛貫三郎盛重・新野左近將監景直・禮羽運乘以下、數輩被害、其中高井三郎兵衛尉重茂、(和田二部)義茂子、義盛甥也、興義秀攻戰、棄弓並誓欲決雌雄、兩人取合共以落馬、遂重茂被討訖、取落義秀者爲此一人之上、不與一族之謀、獨參御所殞命也、人以莫不感歎云々、六月造營の事を建

を指揮し、且今度は中間を建べしと命ぜらる廿三日所事有其沙汰、今日於御前指圖少々有被改、之所々、今度可被立中門之由云々、八月上棟あり八月申尅、御所上棟也、相營中の障子畫圖の事により紀伊刑部次郎を使として上落せしめ、事書を佐々木太郎左衛門尉廣綱の許に遣さる六日、新造御所、御障子畫圖風情者、又有御尋旨等、仍今日、被遣其事書等於佐々木太郎左衛門尉廣綱之許、御使紀伊刑部次郎上落、此月造營落成して前大膳大夫廣元が第より移徙あり廿日酉時大夫廣元朝臣第、入御新御所、大須賀太郎道信、率黃牛云々、御輿入御南門之頃、陰陽少允親職東帶、候反閉被相具水火童女、次於西廊自御輿下御、隨反閉入御于寢殿、移徙之時、直可有入御寢殿、今儀非普通作法之由廣元朝臣頻領申云々、欠親職賜五衣、左近藏人仲能、取御衣進出自小御所於廊給之、階間説之、戊尅被置七十二星、西岳真人符、於新御所寢殿御寢所奉仕之上、五年九月暴風により東西の廊顛倒す九月午尅大風、御所東西廊已下鎌倉中舍屋大略顛倒、十二月燒亡に依て政子頼經の亭に移る十二月廿四日、右府將軍亭、當時二品居所、燒亡失は頼經を指、此時正月十一日、有對北條義時之亭に在二年正月作事定あり屋以下作事定、此後落成移徙等の本書に脱す、但貞應二年四月大監物光

行幕府の結構を稱美せし事、【海道記】に見えたり日將貴居を垣間見れば、花堂高く押開て、翠簾の色喜氣を合、朱欄妙にかまへて、玉砌の礎光を磨く、春にあへる鶯の聲は、好客堂上の花にあざけり朝を送る龍蹄は、參會門前の市に嘶、嘉祿元年十月幕府を宇都宮辻に移さるべき事治定して頼經、伊賀四郎左衛門尉朝行が宅を本所とし、當所の府を破却す【東鑑脫漏】曰、武州參御所給、當御所、可被移於宇津宮辻地之由、有其沙汰、又可被立於若宮大路東類敷之由、同及群議云々、廿日、珍譽法眼申云、(中略)若宮大路者、四神相應勝地也、大道南行東有河北有鶴岳、南湛海水可准池沼云々、依此地可被用之旨治定畢、按ずるに、此文に據れば、當所より、若宮大路に移りし如く見ゆれど、嘉祿二年六月廿六日條に、宇津宮辻に幕府ありし事見えたり、又曰、廿八日、今夕若君、渡御于伊賀四郎左衛門尉朝行大御堂前家、御騎馬御水干也、駿河守・大炊助・三浦駿河前司・同次郎・後藤左衛門尉等供奉、是可被破却御所之間爲御本所也、廿九日、御所被破却、是より永く廢し、天文の頃は芝草のみ繁茂せしと見ゆ【東國紀行】家の御跡山かつも心あるにや、畠にもなさず、今は陸田を芝しげらせ、はなち飼駒、所えかほなり、開けり、△大御所 頼朝の遺跡にて政子居住ありし事建仁三年九月六日、仁田四郎忠常誅せら【東鑑】に見えたり條曰、江馬殿、折節被候大御所、幕下將軍御遺跡、當時尼△小御所 養和元年五月造營あり五月廿三日、御亭之傍、可被建姫君御方並御廐、且土用以前爲被始作事、不論庄公別納之地、今明日内、可召進工匠之旨、

被仰遣安房國在廳等之中、按ずるに姫君御方とは、即小御所を謂なり、廿四日、被曳小御所御廐等之地、景義・景時・昌寛等奉行之、御家人等、面々召進疋夫、廿八日、去夜安房國大工參上、仍今日、件屋々立柱上棟、六月移徙せらる六月十三日、新御所御移徙也、文治二年修理を加へ、八月移徙あり八月廿日、小御所東、此程被加修理今日有御移徙之義、藤九郎盛長、爲上野國役、沙汰此事云々、建久五年八月右兵衛督高能京都より下向此所を旅館とせり八月日、右兵衛督高能、自京都下着、是將軍家御外甥也、建仁の頃は一幡能員が女、若狭爰に住す、三年九月比企能員誅せられ、其一族等此所に籠りて謀叛す、政子軍兵を遣し是を討しむ、彼輩防戦の後館に火を放て自盡す、一幡も其殃を免れず九月一日、能員誅戮の條曰、彼一族郎從間、未三尅依尼御臺所之仰、爲追討件輩、被差遣軍兵、所謂江島四郎殿・同太郎主・武藏守朝政・小山左衛門尉朝政・同五郎宗政・同七郎朝光・畠山二郎重忠・榛谷四郎重朝・三浦平六兵衛尉義村・和田左衛門尉義盛・同兵衛尉常盛・同小四郎景長・土肥先藤小次郎行光・金窪太郎行親・加藤口郎景康・同太郎景朝・仁田四郎忠常、以下如雲霞各襲到彼所、比企三郎・同四郎・同五郎・河原田次郎・笠原十郎左衛門尉親景・中山五郎爲重・糟屋藤太兵衛尉有季等防戦、敢不忿死之間挑戦及申尅、景康・知景・景長等、並郎從數輩被疵、頗引退、重忠入替壯力之郎從責攻此親景等不敵彼武威、放火于館、各於若君御前自殺、若君同不免此殃給、廷尉嫡男餘一兵衛尉、假委於女人、雖遁出戰場、

於路次爲景廉被鼻首、其後遠州、大輔房源性、一幡の遺骨遣大岳判官時親、被實檢死骸等、大輔房源性、欲奉を拾ひ、高野山に納む、三日於小御所跡、大輔房源性、欲奉相交、而無所求、而御乳母云、最後合着染附小袖給、其文菊枝也、或死骸右脇下、小袖僅一寸餘、殘菊文詳也、仍以之知之奉拾了、源性懸頸進發高野山、可納奥院、按承元三年東之庭上にて壯士等の射藝を試む、十一月四日於小御所東面盛以下壯士等、射功的、是弓馬事、不可被思食棄、建曆二年之由、相州依諫申、所被興行也、故可有勝負、東面於柱根花開、四月東面の柱根に花を開し事あり、四月六日、小御所

△北向御所 正治元年七月頼家、安達彌九郎景盛が妾女を此所に置く、廿日、中將家、遣中野五郎能成、猥召景盛、廿六日、入夜召伴好女景盡妻、於北向御所石壺在此北方也、自今以後、可候此所云々、是御寵愛甚故也、又小笠原彌太郎長經、比企三郎、和田三郎朝盛、中野五郎能成、細野四郎、已上五人之外、不可參當所之由被定云々、△兵御所 建仁二年六月政子頼家の居所に來りて蹴鞠を見、其事訖て當席にして酒宴を催し舞曲あり、壹岐判官知康酒狂の餘、北條五郎時連が實名の文字を誦る、六月廿五日御左金吾御所、是鞠會雖爲連日事依未覽、行景以下上足也云々、事訖於東北兵御所、有勸盃及數巡、召舞女微妙有舞曲、知康候鼓役、酒客皆酣知康進御前取銚子、勸酒於北條五郎時連、此間酒狂の餘知康云、北條五郎者云々儀云進退、可謂拔

群處、實名天下劣也、時連之連字者、貫錢貨儀歟實之依爲歌仙、訪其芳躅歟、旁不可然、早可改名之由、將軍直可被仰之云々、全可改連字之、△常御所 建保四年四月實朝この所の南面に於て訟を聽斷せらる、四月九日、於常御所南、候于藤御坪言上子細、義村、△御對面所 承元元年七月善信、行光、仲業等奉行之、七月十九日、午未兩時大暴風の爲に此所顛倒せし事見ゆ、御對面所顛倒、比須末者二人、△寢殿 承元元年十二月此所にして吾妻四郎助光青鷺を射留し事あり、十二月三日、牙陰白雪飛散、今被候其間、青鷺一羽入進物所、次集于寢殿之上良久、將軍依惟思食、可射留伴鳥之由、被仰出之處折箭可然射手、不候御所中、相州被申云、吾妻四郎助光、定爲愁申蒙御氣色事、當時在御近邊歟、可被召之云々、仍被御使之間、助光願衣參上、狹引目自階段の蔭、窺寄兮發矢、彼矢不中于鳥樣雖見之、驚忽騷騷于庭上、助光進覽之、左眼血聊出、但非可死之疵、此箭羽鷹羽遊施云々、曳鳥之目兮融云々、助光兼以所相計無違也云々、乍生射留之御感殊甚、如元可奉昵近之由、匪被仰出所下給、御劔也、△釣殿 文治四年七月頼家始て甲冑を着せらる、時、頼朝爰に着坐盃酌あり、七月十日、若君始着盃酌、二品出御于釣殿西面、(上母屋御簾)武州、△問注所 元曆元年七月幕府東面の廂を以、其所となし扁して問注所と云、大夫屬入道善信を以執事とす、十月廿日、諸人訴論對決事、相具俊

御影(南無佛)眞智房法橋隆宣、又文殊供養あり、是恒例に爲導師、此事日來御願云々、廿五日、於御持佛堂有例文殊供養、導師して往々見えたり、莊嚴房行勇、建曆元年十二月廿五日、於御持佛堂、有恒例文殊供養、導師葉上坊律師榮西也、廣元朝臣取布施、二年二月二十五日、於御持佛堂、有恒例文殊供養、導師隆宣法橋、八月廿五日、於御持佛堂被行恒例文殊講、建保三年正月廿五日、於御持佛堂被供養文殊像、導師行勇、五年五月廿五日、於御持佛堂、被供養文殊像、導師壽福寺長老、而將軍以來御所持牛玉、爲御布施、建曆元年六月夫人の本尊を供養す、十八日、於御持佛堂、被供養御莊嚴房、十二月觀音講を始行せらる、佛堂、被始行觀音講、隆宣法橋讀式、一年六月聖德太子靈會を行ふ、六月廿二日、有管絃等、被行聖德太子靈會、莊嚴房以下、請僧七人、建保元年四月佛生會あり、四月八日、被行佛生會、十二月藥師法を修行す、十二月四日、於御莊嚴房被參、十二月藥師法を修行す、持佛堂、被修藥師法、隆宣法橋始行之、十日、藥師法結願、御布施被物二重、沙金一裏、野劔一腰也、左近大夫朝親、近江前司仲兼、橋三藏人帷廣、四年正月本尊釋迦の像京都より來るにより則等取之、正月十七日、將軍家御持佛堂堂中に安じて開眼供養あり、本尊、釋迦像、雲慶作之、自京都被奉渡、可有開眼供養事、爲信濃守行光奉行有其沙汰、廿八日、始安置御本尊於御持佛堂、即有供養之儀、導師莊嚴房律師行勇、請僧七口、鶴岡供僧也、導師御布施被物二重、裏物五、行光役之、御馬一疋、(置銀鞍)三浦左衛門尉義村、大須賀太郎道信、一疋、裸、筑後左衛門尉朝重、同六郎和尙等引之加布施沙金五十兩、仲章朝臣持參之、請僧分口別裏物二、

兼・盛時等召決之、且令注其詞可申沙汰之由、被仰大夫入道善信云々、仍就御亭東面廂二箇間、爲其所號問注所打額、建久三年十一月廿五日、熊谷次郎直實、久下權頭直光と對決の日直實憤悶に堪ず、西侍に於て除髮して逐電す、是より營中にて召決せらる、事を停止し、善信が家に署を移されしなり、正治元年四月の條曰、將軍御時營中就一現無禮之條、頗爲狼藉之基、於他所可行此儀歟之由、内々有評議之處、熊谷與久下境相論事、對決ノ日直實、於西侍除髮髮之後、永被停止御所中之儀、以善信家爲其所、今又被新造別郭云々、按ずるに、善信が家は名越にあり、大町村の屬、△弓學問所 建保元年二月近臣の中より藝能の輩を撰び、此所の結番を定め、和漢の古事を談話すべき由を命ぜらる、北條武藏守時房奉行す、二月二日、昵近祇候人中、之學問所番、各當番日者、不去御學問所令參候、面々隨時御要、及和漢古事可語申之由云々、武州被奉行之一番、修理亮伊賀左近藏人、鳥津左衛門尉、安達左衛門尉、江兵衛尉、松葉次郎、二番、美作左近大夫、三條左近藏人、後藤左衛門尉、和田新兵衛尉、山城兵衛尉、中山四郎、三番、安藝權守、結城左衛門尉、伊賀次郎兵衛尉、波多野次郎、内藤馬允、佐々木八郎、△進物所 承元元年十二月青鷺一羽爰に入りし事所見あり、十二月三日條、其、△持佛堂 頼家以下の持佛堂なり、頼朝の持佛堂は、法華堂と稱りし、西御門村に今尙存せり、承元四年十一月實朝此堂に於て聖德太子の影像を供養せらる、十一月廿三日、於御持佛堂供養聖德太子

新編相模國風土記稿卷之八十三 村里部 鎌倉郡卷之十五

青鬼千疋、被遣宿坊、大夫判官行
 村、結城左衛門尉朝光奉行之 五月七日藥師像を安置
 し供養あり、且藥師法を修せらる 二月十日、爲將軍家御
 今日有事始、行光、行村等爲奉行、五月十日、御所御持佛堂、
 被安置七佛藥師像、又有供養儀、導師小河法印忠快、即以同
 人、被修七佛藥師法、十八日、七佛藥師法結願、施物已下事、
 被盡美、相州・武州・遠江守・駿河守、以下着座、上如花、
 △既 養和元年五月小御所と共に造營あり 小御所條に
 註 又文治五年十二月十五間の既を建、奥州駒の中を撰
 て是に置る、梶原景時別當たり 十二月九日、此間被建御
 選上馬三十疋、始被立置之、 廐、十五間、奥州駒中、被
 景時可爲別當之由奉之、 後災に罹り、建久二年六月造
 營あり 六月十七日、被建大 又七月内の既を建らる 七月十
 内御廐十間、立柱上棟土肥 六年七月始て頼家の既を造營
 次郎・岡崎四郎等沙汰之、 〇若宮大路
 比企藤次奉行之、所進人々、態被撰仰、 幕府跡 土俗親王屋舖と唱ふ、豊石町 古の若宮
 脊にあり、今見る所、分内一町許平田を闢けり、東は小
 町大路を隔て寶戒寺 寺域は、執權北條に對せり、嘉禎二
 年將軍頼經、宇津宮辻の幕府を此地に移されしより守
 邦親王に至る迄、六世相繼て爰に居住あり 按ずるに、
 今其所を知らず、寶戒寺所在 〔東鑑脫漏〕に據に嘉祿元年十
 の邊ならんと云は誤なり

月大藏の幕府を宇都宮辻か又は此地に移さるべき沙汰
 ありて北條相模守時房・同武藏守泰時等、彼兩所を巡檢
 して丈尺を打しが遂に宇都宮辻に移されしなり 事は前
 條に嘉禎二年三月此地に幕府新造あるべき目次を定め
 らる 〔東鑑〕曰、三月廿日、可被新造幕府并御持佛堂等於若宮
 大路東願事、今日於御所有其定、日次已下、陰陽道勘文晴
 賢・文元等、四月木作を始む 四月二日、若宮大路御所造營、
 事終賜酒 六月築地始あり、依て土公祭を行ふべき由命
 ぜらる 之仍可行連日土公祭、之由被仰下、又寢殿立柱あ
 り 廿七日、若宮大路新御所、寢殿立柱上棟、伊賀式部大夫入
 道光四、信濃民部大夫入道行然、清左衛門大夫季氏等、爲
 奉 七月門を建 七月十日、被建 八月落成して陰陽家安鎮
 の祈を行ひ 八月三日、於新御所、被行鎮御祈、大歲神、泰貞
 王相、(國繼)并靈、(廣賢)廐鎮、(道氏)七十二星、西岳真人
 鎮、忠尙朝臣、於里亭勤行之後、持參鎮物之處、以伊賀六郎
 右衛門尉被仰之、本御所新造之時、此兩鎮、故國道朝臣、於
 御所勤行、而今於私宿勤仕不可然云々、忠尙無申之旨退出、
 頼經北條泰時之亭より移徙あり 四日戌刻、將軍家若宮大
 路新造御所御移徙也、自
 武州御亭渡御、御東帶、御乘車、仰前大監物久元、參轅内勤
 反閉、入御自新御所南門、御車入門内、經二丈餘之後下御、
 安藝右馬助役御榻、木工權頭獻御香、前民部權少輔親定取御
 榻、備中左近大夫前司等取松明、二條侍從教定、一條大夫能

清等、預候陛下、先奉黃牛、押垂三郎左衛門尉晴基、野本太郎
 時秀等役之、牛童一人相副、次水火役人參進、水壺岐五郎左
 衛門尉行方、火、伊賀六郎左衛門尉光重等也、次陰陽助、忠
 尙朝臣(東帶)候反閉、於庭中唱咒、昇西廊經二棟御所南縁、
 入御于寢殿(五間)南面中間、回南着御、水火前行入同間、訖
 供五葉、四面栗柿菓子棗盛高日、一本以木造之、圖鶴松折敷
 兼置之、酒杯入片口銚子、置折敷上銚蓋次忠尙於階陰助賜
 祿、木工權頭仲能取之、次有碗飯之儀相州、武州、出納侍給、
 又覽吉書、武州、持參之給、納覽管蓋、寶治元年三月頼嗣
 信濃次郎左衛門尉傳之事終退出云々、 實治元年三月頼嗣
 鬪雞會を催す 三月三月、營 建長三年五月由比ヶ濱の民
 戸失火し、延て幕府南方の棟門災に罹る 五月廿七日、今
 々濱の民居焼亡、延御所之南、到隣人家、則 四年二月頼嗣
 南面棟門之災難、今之營中希有而遺餘災、 歸洛あり、四月一日宗尊親王下向に依て幕府を改造せら
 る 四月廿九日、於相州可被棄古御所事、五月懼否有其沙汰、
 陰陽師等依召參上、被尋所存之處各申狀不一揆云々、就面
 々申詞被擬評議、相州被仰云、古賢云、我居宅於壞者、大將軍
 王相、凡不忌云々、況於前將軍幕下哉、仍雖五月、可被破却
 之由 六月造營を始む 六月二日、御所事始也、前佐渡守基綱、
 被定 六月造營を始む 前出羽守行義等奉行之、十日、御所築
 地以下事、被催諸家人、七月九日、 新御所門上棟、廿一日、御所居礎等、八月立柱上棟あり 二日
 新御所立柱上棟也、奥州并評定衆、御家人等 十一月鎮定の
 出仕濟々焉、及晩頭大工以下匠等、賜祿物、 法を行ひ 十一月九日、於新造御所、被行鎮宅 親王北條時

頼が亭より移徙あり 十一日申刻、將軍家新御所御移徙也、
 面妻戸間、宰相中將、(顯方)郷、直衣、被候御簾所、大膳亮爲親
 朝臣、(東帶)持參日時勘文、御覽之後、參入車寄戸内、勤反
 閉則給御衣、長井藏人役之、其後出御、(御烏帽子垂也直云々)
 到南門外稅御駕、爲親朝臣參會此所、亦候反閉、自階間下御、
 爲親給祿、役人同前、又被奉黃牛、和泉五郎左衛門尉政泰役
 之、奥州・相州、布衣襖被參候、佐々木大夫判官氏信、(赤衣)
 佐々木隱岐判官泰清、白襖、候南門内東西脇、次人々着坐庭
 上、其後將軍家出御、宰相中將被上御簾、小時而相州起坐參
 御前簀子給、伊勢前司行綱、立堂下捧進吉書、相
 州取之被置御前、御覽之後、返下行綱、令退下給、弘長三年
 七月棟門を立 七月十日被立 八月暴風雨の爲に西侍破損
 す 八月十四日、自朝大陰雨降、雷鳴數聲、則南風烈雨脚彌甚、
 午起大風拔樹、民屋大略無全所、御所西侍顛倒、棟梁椽等
 吹拔、按ずるに、〔東鑑〕に載る所爰に盡れば此後の事蹟
 考るに所なし、但守邦親王の時正和四年三月 〔鎌倉武將
 三月八日夜、自濱火出、八幡宮、 元徳元年二月 二月七日午
 並將軍御所、相州亭以下燒失畢、 幕府も兵火に罹り 〔武將執權記〕曰、五月廿二日、鎌倉方被
 或落畢、守邦親王は遁れて出家せられしが、八月逝去あ
 り 〔鎌倉九代記〕曰、守邦親王は出家して遁れ出つ、程なく
 薨去し給ひ、北條家爰に滅亡せり、〔武將執權記〕曰、守邦

親王、五月日、御出、其後足利尊氏爰に館を構へし事、梅家、八月十六日薨、其後足利尊氏爰に館を構へし事、梅松論に見えたり、曰、將軍御兄弟、鎌倉に打入、二階堂別當朝臣、關東に下着し、今度東國の逆浪、速に靜謐する條、觀感再三なり、但軍兵の賞に於ては、京都に於て、論旨を以て充行はるべきなり、先早々に歸洛有べしとなり、勅答には大御所急參すべき由、御申有ける所に、下御所仰られるは、御上洛然るべからず候、其故は、高時滅亡して天下一統に成事は、併御武略に依る、然に頻年京都に御座ありし時、公家并義貞隱謀、度々に及といへども御運に依て今に安全なり、適大敵の中を逃て、關東に、御座然るべき旨を以て、堅く諫め御申ありけるに依て、御上洛を止められて、若宮小路の代々將軍家の舊跡に、御所を造られしかば、簡直以下の諸大名、屋形軒を并べける程に、鎌倉の體、誠に目出度ぞ覺へ、淨妙寺村公方屋鋪と照し見るべし、△二棟御所 嘉禎二年八月賴經移徙の時、此所の南縁を経て寢殿に入る、八月四日條、其文、仁治三年十一月賴經の世子、賴嗣着袴の式を行はる、十一月廿一日、將軍家若君御前、御着袴魚味也、未刈、於二棟御所南面簾中有儀、先魚味、次御着袴、任承久佳例、前武州令奉結御腰給、陪膳北條大夫將監役、送筑前權守重輔、同平長、彌次郎左衛門尉親盛、但馬左衛門大夫定範等也、其後、按ずるに賴嗣の母、中納言親能、を二棟御方と稱せしは爰に居住ありし故なり、寛永二年正月酒宴あり、正月二十七日、御所中有完飯、人々、三月僧隆辨に布衣參入、事終於二棟御所酒宴、

祿を賜ふ、是賴嗣の不例、祈禱に依て平癒せし賞なり、三月廿七日條、四月賴嗣元服の時爰に出座進物あり、四月廿一日、元服也云々、次冠者殿、(將軍被奉扶持)出御二棟、嘉祿例如此、次進物御劍、前右馬頭政村、經養子入第三間置之、御弓征箭、遠江守朝臣、左手持矢、右取弓、倚立御座傍柱、御刀、相模右近大夫將監時定、御鏡、越後守光時、遠江式部大夫時章、置御前長押下羽、前若狹守泰村、砂金、秋田城介義景、已上兩種置長押上武州、依召參進廊賜御劍庭上一拜給、次入御、正嘉元年二月此所にて北條時賴が嫡子、宗首服を加へら、二月廿六日、相州禪室若公、於御所被加首服、奥州並御家人、着西侍於二棟御所其儀、副東障子設御座大文高麗端若公着童裝束、被着武州座下、時尅將軍家出御、土御門中納言、(顯方)出二棟南面妻戸、踏躑廊根妻戸間、向若公告召之由、若君被參御前、武州被奉扶持之、次賜御裝束御烏帽子退下、於中御所西、對渡廊立屏風、被着所賜之御衣、則又被參簾中、武州扶持如先、其後置雜具云々、次奥州起侍座、經廊西南列座、次武州參進理髮、次新冠候御座前給御加冠、次新冠三拜、次本役人等、參進撤雜具、武州出於簾中、加于庭上、次黃門、出自二棟南面、上同西面御簾三、營中心經會の時、宗尊親王爰に出座せらる、建長五年正月八日、正嘉二年正月八日の條に見ゆ、又方違として入來の事あり、正嘉二年十二月廿三日、立春御方當坤方、文應元年二月二日、將軍家御方違、二棟御所、西端自御寢所、相渡御二棟御所、是可被修理御所之故也、△小御所 嘉

禎三年正月目勝の遊戯あり、三年正月六日、完飯以後出小田賭物、二條侍從、右馬權頭、相模式部大夫、周防前司、長井左衛門大夫、毛利藏人、駿河大夫判官、同四郎左衛門尉、隱岐式部丞、佐原新、寛元元年改造せらる、八月廿六日、入夜左衛門尉等祇候、寛元元年改造せらる、將軍家、令移前右馬權頭亭御、是小御所并御持佛堂以下、可、十月作事始、七月被壞立之間、爲被移四十五日、御方忌也、十一月作事始、七月小御所作事始也、佐渡前、十一月立柱上棟二日、十二月移司、出羽前司等、爲奉行、十一月立柱上棟二日、十二月移徙あり、州有經營等即被參、評定衆等參會、△中御所 正嘉元年二月北條時賴の子息、營中にて元服の時此所の渡廊に於て裝束を改む、二月廿六日なり其文、△持佛堂 久遠壽量院と號せり、【東鑑】嘉禎二年六月立柱あり、六月五日御持佛堂立柱、十一月供養を行はる、本尊は京都にて院圓の作る所なり、十一月廿五日、御持佛堂供養、導師辨僧正定豪、密日次事、於一條殿被經沙汰、去四月廿三日、加茂祭日、奉始之是初例也、三年五月八講を始行せらる、五月廿六日、於御所御持佛堂、延應元年五月隆辨をして最勝王經を轉讀せしめらる、五月十二日、將軍家仰大讀最勝王經、八月賴經の素願により百部の金光明經を供養す、八月十一日、依將軍家年來御素願、於御持佛堂被供養す、養百部金光明經、導師三位法印賴兼、題名僧十口、

布施取皆被用諸大夫、按ずるに此下願文を載たれど、爰に略せり、仁治元年九月彼岸の法華織法結願により僧侶に物を賜ふ、佛工をして北斗七星及廿八宿、七曜、十二宮等の像を造らしむ、九月七日、御彼岸法華織法結願也、僧衆分賜五十二種物、此外有御布施、其後佛師參河法橋、依召參御持佛堂、奉造始北斗七星、廿八宿、七曜、十二宮等形像、雖爲九月造立、佛像無憚之由、及御沙汰、兵庫頭定員奉行、仁治二年七月墓泥塔供養あり、七月四日、於御所御持佛堂、爲將軍家息災御承寬仁元年四月佛生會を行ふ、四月八日、於御所御持佛堂、七月孟蘭盆會あり、賴經入來せらる、七月十五日、於御持佛堂御出、閏七月供花結願なり、賴經日來書寫せられし法華妙典を供養あり、閏七月二日、御持佛堂、供花結願也、將軍家日來所書寫給之、法華妙典、被送供養、導師岡崎僧正也、此年改造せらる、按ずるに、八月ありて、十一月立柱上棟等あり、二年正月隆辨に命じて如意輪の法を修せしめらる、正月一日、爲將軍家御願、於久遠壽量院、被修如意輪法、大納言法印隆辨奉仕之、此外初夜轉讀最勝王經、五月供花あり、賴經自日中觀音品、後夜眞讀大般若經、五月供花あり、賴經自ら供せらる、五月十五日、於御持佛堂有供花、前、六月墓泥塔を供養す、六月八日、於御所御持佛堂號久遠壽量院、被供養八萬四千墓泥塔、導師三位法印猷尊、曼荼羅

供儀也、又供花結願により頼經父子參詣し、且僧俗參集衆六口、六月十六日、久遠壽量院、供花結願也、して延年の舞樂あり、大殿將軍家入御、岡崎僧正、内大臣法、印大藏法印、以下參集、垂髮僧徒、并俗人相、七月供花の儀あり、將軍父子自ら供す、七月十三日、此程於久遠壽量院、有之給、女房敷置、八月供養あり、八月廿二日、御所御持佛堂、爲巡役參勤之、八月廿二日、導師竹中法印、爲七僧法會也、九月後鳥羽院追福の爲、摺寫法華經を讀誦せしめらる、九月十五日、後鳥羽院御追福、摺寫法華經、三年二月於御持佛堂、被奉讀始之、定親法師奉仕之、三年二月墓泥塔供養あり、聽聞の細素群參す、二月廿五日、於久遠四千墓泥塔、法印圓意爲導師、諸大夫、右筆の輩をして夫等取布施、聽聞道俗群參如垣、六月、右筆の輩をして一日に五部大乘經を書寫せしめられ、則供養あり、六月三日被召聚右筆ノ輩、於久遠壽量院、一日中、被書寫五部大乘經、則有供養之儀、七僧法會也、三位法印頼兼爲導師、七月前將軍頼經、此堂にして削髮せらる、戒師は岡崎僧正成嚴なり、七月五日、前大納言家、頼經、於久遠壽量院、被遂燭院法印、讚岐守親實、九月西園寺公經の周關に依て追福の爲八講を行はる、九月廿九日、入道大納言家、頼經八口僧、於久遠壽量院、被行八講、乘燭之後、被引御布施、是故大相國公經、周關御追、十月頼經書寫善也、按ずるに、公經は頼經の外祖父なり

ありし法華經を供養せられ即永福寺に納めらる、十月十日於久遠壽量院、有妙法華經十種供養、導師本覺院僧正、即日被奉納于永福寺奥山、是爲大納言家御願、日來所被勤行書寫、又報恩舍利講を行はれ、童舞あり、廿日、入道大納言家、恩舍利講、本覺院僧正爲唱、導、有童舞、每事被整花麗、四年二月結緣灌頂を行ふ、二月日於久遠壽量院、四月供花あり、頼經常の居所より堂の廣庇に階を設け、女房及結番の輩に花を供せしむ、四月八日入道大納言家、於御持佛堂、被始供花、自常御所、至御持佛堂、廣庇、被構階爲其階、女房並庇御出居番衆等、隨結番各備花、建久二年九月千卷觀音經を轉讀す、九月十八日、於久遠壽千卷觀音經、般若房律師、率門弟等奉仕之、將、四月十一月本尊釋迦を安置せられ供養あり、十一月十日、新御所御持像、廿二日、御所御持佛堂、佛堂、被安置御本尊釋迦供養、導師右大臣法印嚴慧、是頼嗣歸洛の後、幕府新造ありし故なり、六年八月彼岸に依て法華懺法を始行す、八月五日、彼岸初日也、於御持佛堂、被始行法華懺法、其衆十二口也、十一日、彼岸懺法之結願、導師左大臣法印、花山院中將、尾張少將、中御門少將、各取唱導布施、那波、△二所左近大夫政茂、能登右近藏人仲時等、役請僧布施、△二所精進屋、仁治元年十二月堂裡異の方に造立せらる、十二月六日、爲二所御精進屋、御所異角、被立新御所一宇、檜皮葺也、別被立門、二年正月廿四日、爲二所御精進屋、去年被造

進之御所、可有御移徙歟之由、被仰合攝津前司・出羽前司・佐渡前司等、可有御移徙者、御精進以前者、可爲來廿七日之旨、陰陽道申之、而彼是申詞不一准云々、此上仰、曰今年許者令掃除、本御所可被用御精進屋、按ずるに、二所は伊豆・箱根兩社、此餘構内に御室戸道慶の壇所を營作ありし事見えたり、寛元元年十一月二日、御室戸大僧正坊壇所等、立柱上棟、十二月十日丑刻、新造壇所(御所異角)、大僧正坊、被遷移徙、佐渡前司・能登前司・但馬前司等參入、毛利藏人大夫入道、儲盃酒以下事、

新編相模國風土記稿卷之八十三之終

新編相模國風土記稿卷之八十四

村里部 鎌倉郡卷之十六

山之内庄

○雪下村三

○政所蹟附問注所蹟

蹤蹟今は傳を失ふ、【東鑑】建保元年五月二日建長四年四月十四日等の條によるに小名横大路に在りしなるべし、始は公文所と稱す、元暦元年八月始て造營せらる、【東鑑】八月廿四日、被新造公文所、今日立柱上棟、大夫屬入道主計允等奉行之、廿八日、新造公文所被立門、安藝介大夫屬入道、足立右馬允、筑前三郎等參、十月安藝廣元を別當とし、齋宮次官親能・主計允行政・足立右馬允遠元・甲斐四郎秋家・判官代邦通等を寄人として吉書始あり、次に當國之神領、佛物等の事を沙汰し畢て、院飯を行ふ、頼朝出座せられ引出物あり、十月六日未刻、新造公文所、吉書始齋院次官中原親能・主計允藤原行政・足立右馬允・藤内遠元・甲斐四郎・大中臣秋家・藤判官代邦通等、爲寄人參上、邦通先書吉書、廣元披覽御前、次相模國中、神領佛物等沙汰之、其後行院飯、武衛出御、千葉介經營、公私有引出物、上分御馬一

正、下各野 十二月廿四日、於公文所、被置雜仕女三人、文治三年四月、爲因幡守(廣元沙汰)、今日定其輩云々、

一卷の心經は聊恙なし 四月十四日、雨降雷鳴、霹靂落于政屋上並柱、多以燒訖、而一卷心經、安棟上處、聊雖焦字形鮮也、因州隨喜之餘、持參彼經於營中申佛法之未落地事、拭感涙

十月常陸國鹿島社に供料を充行べき下知あり 十月廿九日、常陸國鹿島者、御歸敬異他社、而每月御膳祈事、被充于當國與郡、今日令加下知給、政所下、常陸與郡可令早下行鹿島毎日御上日

新、初伯十石事、多賀郡十二石五斗、佐都東十四石、佐都西九石八斗、久慈西十四石三斗、那珂東十三石九斗、那珂西十四石四斗、右件初每年無懈怠、可下行之狀如件、文治三年十月廿九日、中原、藤原、大中臣主計九、前因幡守中原、建久二年正月吉書始を行ふ、去年頼朝羽林上將に任ぜらるるを以て是より先出す所の判物、奉書等を下文に改められ、且令・案主・知家事等の所役を定む 正月十五日、被召返彼狀、彼改于家御下文旨被定政所別當、前因幡守平朝臣廣元、令、主計允藤原朝臣行政、案主、藤井俊長(鎌田新藤次)知家事、中原光家、岩平十中太、十一月多右近將監好方、歸洛に依て政所の沙汰として餞物を賜ふ 十一月廿二日、多好方等、欲歸洛之間、自政所賜餞物、行政、仲業、家光等奉行之、按ずるに好方は、鶴岡遷宮の事に依、召

に應じて、下 三年六月美濃國の諸士等に同國の守護、相模守惟義の催に應じ、洛中の群盜を鎮むべき由下知あり 六月廿日、美濃國御家人等、可從守護相模守惟義下知之由、被仰下、是爲被鎮洛中群盜等也、前右大將持家政所下、美濃國家人等、可早從相模守惟義催事、右當國內、庄之地頭中、於存家人儀輩者、從惟義之催、可致勤節也、就中近日、洛中強賊之犯有其聞、爲禁遏彼輩類、各企上落、可勤仕大番役、而其中者、不可爲家人之由、在々早可申子細、可勤於公領者、不可加催、兼又重隆、佐渡前司郎從等催召、可勤勤其役、於隱居輩者、可注進交名之狀、所仰如件、建久三年六月廿日、案主藤原、知家事中原、令民部少丞藤原、七月頼朝、將軍に補せらるるを以、八月政所始として出座あり、此時千葉常胤申請旨ありて頼朝の判を載らる、八月五日、令補將軍給之後、今日政所始則渡御、家司別當、前因幡守中原朝臣廣元、前下總守源朝臣邦業、令民部少丞藤原朝臣行政、案主藤井俊長、知家事中原光家、大夫屬入道善信、筑後權守俊兼、民部丞盛時、藤原官代邦通、前隼人佐康時、前豐前介實俊、前右京進仲業等候其坐、千葉常胤、先給御下文、而御上階以前者、被載御判於下文訖、被始置政所之後者、被召返之、被成政所下文之處、常胤頗確執、謂政所下文者、家司等署名也、難備後鑿、於常胤分者、別被副置御判、可爲子孫未代龜鏡之由申請之、仍如所望云々、被載御判、下總國住人常胤、可早領掌相傳所領、新給所々地頭職事、右去治承比、平家擅世者、忽緒王化、剩圖連節、爰欲追討件賊徒、運籌策之處、常胤奉仰朝威、參向最前之後、云合戰之功績、云奉公忠節、勝勞致勤厚、仍相傳所領、又依軍賞、宛給所々、等地頭職、所成給政所下文也、任其狀至于子孫、不可有相違之狀

如件、建久三年八月五日、九月小山左衛門尉朝政に政所下文を賜ふ 九月十二日、小山左衛門尉朝政、先年募勳功、浴恩澤、常陸國村田下庄也、而今日賜政所御下文、其狀云、將軍家政所下常陸國村田下庄、(下妻宮等)補任地頭職事、左衛門尉藤原朝政右去壽永二年、三郎先生義廣、發謀叛企圖亂、妄朝政偏仰朝威、獨欲具禦、即待具官軍、同年二月廿三日、於下野國野木宮邊、合戰之刻、抽軍功畢、仍彼時所補任地頭職也、庄官宜承知、不可違失之狀、所仰如件以下、建久三年九月十二日案主藤井、知家事中原、令民部少丞藤原、別當前因幡守中原朝臣、下總守源朝臣、四年十月貢稅結解勘定の事、政所に於て沙汰すべしと令す 十月廿一日、諸御領乃貢結解勘定事、奉行入然、至今日以後者、於政、十一月多好方に飛驒國荒木郷地所可致沙汰之旨被仰、十一月多好方に飛驒國荒木郷地頭職の下文を與ふ 十一月十二日、右近將監多好方、承神樂所御下文訖、因幡前司廣元、今日以飛驒國荒木郷地頭職、被成政民部大夫行政等奉行、五年三月掃部允行光を政所寄人に加へらる 三月五日、當所の下部等、幕府中端午の菖蒲の事を沙汰す 五月五日、御所中屋倉葺菖蒲事、可爲繪沙汰、正治元年二月頼家文の遺跡を續て吉書始あり、有司政所に集會し屬入道善信吉書を草す、右京進仲業清書を加へ廣元持參して頼家に進覽す 二月六日、羽林殿下、同廿六日宣下云、續前征夷將軍源朝臣遺跡、宜令彼家人郎從等、如舊奉行諸國守護、者彼狀到着之間、今日有吉書始、清

大夫擇申日時、北條殿・兵庫頭廣元朝臣・三浦介義澄・前大和守光行・中宮大夫屬入道善信・八田右衛門尉知家・和田左衛門尉義盛・比企右衛門尉能員・梶原平三景時・藤民部丞行光・平民部丞盛時、右京進仲業・文章生宣衡等、到着政所、善信草吉書、武藏國海月郡事云々、仲業加清書、廣元朝臣持參之、羽林於寢殿、披覽之給云々、按ずるに、民部丞行光は民部少丞行政の子にて、建久五年寄人に加はる、四月頼家當時は掃部允たり、其後父の職を襲ぎしならん、四月頼家政所に命じて寵臣の從類等、鎌倉にて縦ひ狼藉の事ありとも敵射すべからざる旨、村里に令せしむ 四月廿日三景時、右京進仲業等、奉行、書下政所云、小笠原彌太郎、比企三郎、同彌四郎、中野五郎等從類者、於鎌倉中、縱雖被狼藉、甲乙人敢不可令敵射、若於有違犯聞之輩者、爲 二年五月比罪科儘可尋注進交名之旨、可觸廻村里之由、

五月十二日、羽林令禁斷念佛名僧等、是衣を褫ひ是を燒く 五月十二日、羽林令禁斷念佛名僧等、是衣之、行向政所橋邊、剃取袈裟、然間比企彌四郎、奉仰相衣燒之、見者如堵、皆莫不彈指、十二月諸國の田文を出し大輔房源性 源進士左衛門、をして、是を算勘せしめられ、治承養和以後新恩の地は五百町に限り、其餘を削りて無足の近臣に賜ふべしと政所に命あり、然るに善信等の諫により姑く其事を聞かる 十二月廿八日、金吾仰政所、被召出諸國田文等、令源性算勘之、治承養和以後、新恩之地、每人於五百町者、召放其餘、可賜無足近仕等之由、日來内々及御沙汰、昨日可令施行

之旨被仰下、廣元朝臣已珍事也、人之惑世之誘、何事如之哉、
 之趣、彼朝臣以下宿老、殊周章、今日如善信、類盡調詞之間、
 慙以被閣之、明春、建仁元年十二月頼家左衛門督の辭狀
 可有御沙汰云々、依りて、位置を略すべき旨、政所に令す
 を上らるゝに依りて、十一月二日戊寅、文章生宣衡、爲使節上洛、是被上左衛門督
 辭狀也、依之御位署、可略之旨被仰政所、按ずるに本書に、
 十一月小二日己酉云々と記し、又十三日の下條に、二日戊寅
 と擧、辭狀の事を載たり、此支干を以て推二十三日の次に
 十二月とあるべきを脱せしなり、故に今十二月の事とす、三年五月政所の沙汰として
 鶴岡供僧等に布施を賜ふ、是祈禱の賞なり、五月廿八日
 等、自去廿六日、勤仕將軍家御旅行御祈禱、仍爲政、鶴岡宮供僧
 所沙汰、被下御布施、白布三十端、八木十課也、九月實
 朝、將軍に任ぜらるゝに依て十月政所始あり、民部丞
 行光吉書を書し北條時政是を持參す、其後院飯盃酒の
 儀あり、十月九日、將軍家政所始也、午尅別當遠州、廣元朝
 臣、已下家司、(各衣)衣、等着政所、民部丞行光吉書、
 吉書、令圖書允清定成返抄、遠州持恭吉書於御前給之後、有
 院飯盃酒之儀、按ずるに、政所の別當は、大江廣元たり、然
 るに此記、別當遠州廣元と載たるを見れば、此頃時政も、別
 當を兼攝せしにや、廣元退職の後は別當の沙汰なく、執事を
 置て、令を、建曆元年正月吉書始あり、正月十日、政所問注
 傳へしなり、所吉書始也、行光、善
 信各參行之、按ずるに、二年十一月紀州熊野山へ奉幣の
 改元に依てなるべし、十一月十五日、爲將軍家
 使を遣す、日次等の事を沙汰す、御祈、可被遣奉幣御使於

南山事、今日於政所有其沙汰、日次、建保六年正月禪尼政子
 已下治定、行光參御所申其由、參詣事、有其沙汰、相州可被扈從云々、
 熊野參詣の事を議す、正月十五日、於政所尼御寮所、南山御
 十二月實朝右大臣に任ず依て政所始あり、圖書允清定
 吉書を書す、今日有政所始、去二日將軍家、令任右大臣給、仍
 及家司文章博士仲章朝臣、右馬權頭頼茂朝臣、武藏守親廣、相
 州、伊豆左衛門尉頼定、圖書允清定等(着布衣)、列坐、清定爲
 執事書吉書、右京兆坐而覽吉書、參御所給、路次行光捧持之、
 從于京兆御後、將軍家故以、出御南面階間覽之、(京兆持參彼
 馬御劔等於京兆、按ずるに、政所執事職のこと、此記に始て
 見承久元年二月回祿に罹る、二月十四日、已刻將軍家政所
 七月頼經下向あり、依て政所始を行ふ、但頼經幼稚たる
 の間、禪尼政子釐務を聽斷す、若公幼稚之間、二品禪尼可
 聽斷是非、九月伊賀次郎左衛門尉光宗、政所執事に補
 せらる、是前信濃守行光退職せし故なり、九月六日、伊
 賀次郎左衛門
 尉光宗、補政所執事、信濃前司
 行光、依病病危急、辭退替云々、元仁元年閏七月光宗事に
 坐して職を止られ藤民部大夫行盛其闕に補す、閏七月廿
 賀式部丞光宗坐事、改政所執事職、被召放所領五十二箇所、
 外叔隱岐入道行西、預守護之云々、藤民部大夫行盛、補政所
 執事六月北條相模守時房、同武藏守泰時等、執權に補せら
 れしが義時の喪を憚て出仕せず、然るに禪尼政子の命

に依て八月時房政所に出仕す、八月一日、乘獨之程、相州
 州、被奉執事之後、于今無此儀、而與州禪室、五旬中者、所
 憚申誠可謂理、去月又聞也、於今者不及擇日次、早可令參、
 此間世上不靜人之所思多其疑歟、被行如然、又武藏守泰時も
 式者、可爲落居基之由、二品類被勸仰、
 出仕ありて吉書始を行ふ、廿八日武州泰時、嘉祿元年十二
 月政所を壞つ、東鑑脱漏曰、十二月五日新御所、按ずるに
 此年幕府を宇都宮辻に移さる故に政所を改め造られし
 ならん、此頃より民部大夫行盛政所執事たりし事、關
 東評定傳に見えたり、安貞元年十二月改元に依て吉書
 始あり、書也、信濃民部大夫入道行然奉行、此後改元の吉
 書始ありし事度々見えたり、寛喜元年三月廿五日、嘉禎元
 年十月十四日、文應元年四月
 廿二日以上【東鑑】徳治元年十二月十四日、應長元年五月八日、正
 文保元年三月八日、元應元年五月九日、元亨元年三月八日、正
 中元年十一月十九日、嘉曆元年五月十三日、元徳元年九月
 十三日、正慶元年五月十四日等なり、以上【將軍執權次第】寛
 嘉二年頼家嫁娶の事、内擧ありて日次の勘文を政所に
 遣はし其儲をなさしむ、(東鑑)曰、十二月九日、將軍家御嫁
 行、召親職晴賢等朝臣、被仰日次事、二人共擇申今明兩日、
 仍被遣件勘文於政所之間、爲行然奉行、如御儲之事、令致沙
 汰、按ずるに行然は、即、三年四月風雨水旱の災を攘ふため
 諸國分寺に於て最勝王經を轉讀すべしとの宣旨によ

り政所の沙汰として關東の分國に施行せしむ、三年四月
 爲新風雨水旱災難、於諸國分寺、可轉讀最勝王經之旨、宣
 旨狀去夜到着、仍今日爲民部大夫入道行然奉行、於政所關東
 分國、可施行之、嘉禎元年二月五大堂造畢に仍て、工匠等
 由有其沙汰、嘉禎元年二月十日、被立御堂、事終大、七月近江
 入道虚假信綱、承久合戦の時勳功の賞を賜りし、豊浦
 庄を神社に寄附せられ其替として尾張國長岡庄、地頭
 職を賜り政所の下文を與へらる、七月七日、近江入道虚假
 勳功、被載其詞、將軍家政所下、尾張國長岡庄住人、補任地
 頭職事、前近江守信繩法師、右人承久兵亂、宇治河鋤鉾の勘
 賞、豊浦庄之替、可爲彼職之狀、所仰如件以下、文曆二年七
 月七日、案主左近將曹菅原、知家事内舍人清原、令左衛門少
 尉藤原、別當相模守平朝臣、武藏守平朝臣、按ずるに、文曆二
 年は嘉禎改、八月五日酉尅、有政所始、
 馬置鞍御劔、按ずるに此時、幕府を若宮大路に移さる故
 等に兩所、仁治元年三月頼嗣誕生後、百
 日に賀儀に依て政所より餅以下の物を調進す、三月七日
 公、御五十日百日也、於寢殿南面、有其儀云々、時尅自政所、
 進餅以下御前物、昇居于西侍北縁、信濃民部大夫行泰(布衣)
 爲奉行、按ずるに頼嗣、去、又此月政所造畢して吉書始あ
 り、九月日政所造畢之間、今日有吉書始儀、前武州參給、二年正
 評定衆前攝津守師員、藏人大夫入道西阿以下參上、二年正

頼綱没し、十二月左衛門少尉行忠補せらる【評定傳】曰、原行忠法師法名行一、十二月十八日、爲政所執事、正應二年十月廿五日、久明親王下向に依て吉書始を行ふ【將軍執權次第】三年山城守行貞執事に補任せられ、永仁元年出羽守行藤行貞に代る【倉大日記】正安三年十月政所始あり、是右馬權頭時將軍の後見となり、武藏守時村合判の事を奉りし故なり【執權次第】又此年行貞執事に再任す、元徳元年美作入道行憲正慶元年出羽入道道灌藤二年三河入道行謹綱等相代て執事に補せらる【以上大】元弘三年五月北條滅亡の後永く廢絶せり、△問注所蹟 始は營中にありしを【事は幕府建久三年屬入道善信が居邸に移し、正治元年四月別に衛字を建らるに記載す按ずるに、東鑑】に弘長元年三月政所郭内失火して廳屋・公文所・問注所等焼失の事見えたり其文政所是に據に其頃は政所郭内に移し建られしならん、故に爰に廢蹟の目を擧て其後の事を記す、弘長三年執事民部大夫康宗病に依て職を辭し、勘解由判官康有補任せらる【關東評定傳】文永三年三月訴訟聽斷の事、改正あり、執事日々參勤し、且文士二人を毎日參進すべき由令せらる【東鑑】曰、三月六日、諸人訴論事、被引付沙汰、問注所召悉訴陳狀、可勘申是非也、前

前被記申詞之間、爲被賦九人評定衆、所被結番也、御評定日、且自問注所、每日可差進文士二人也、按ずるに奏事結番、各五人の交名あり、今略す、弘安五年十二月執事康有病を以て辭免し、六年信濃守時連補せらる弘安八年津入道道廓、時連に代り永仁元年時連再任す【以上鎌倉大日記】是より元弘に至て廢せしなり、○三浦若狭前司泰村宅蹟 鶴岡社の東、筋替橋の邊にあり【方一今陸田を開けり、東鑑】に泰村西御門の宅と記せしは則此地なり、按ずるに當時は、此邊をも通じて、西御門と稱地なり、呼せしなり、村の境界、沿革せしはあらず、曆仁元年正月火災に罹れり【東鑑】曰、正月十日、三浦駿河前村は、左衛門尉にて若狭守たりし事、所見なし、寛元元年正月行始として世子頼嗣及び母堂大宮入來す、正月五日、若狭二棟御方、皆御輿、渡御若狭前司家、是皆御行始之儀也、面々御儲大結構、御引出物及風流、三年七月頼嗣此家に方違あり、七月六日、將軍爲御方違、渡御若狭前司所北、四年正月前將軍頼經の夫人及び乙若頼經、正月四日御行始、御臺所并若君、渡御若狭前司泰村亭、寶治元年五月北條時頼輕服に依て爰に止宿ありしが、五月十三日、御臺所遷化云々、是故左親衛渡御若狭前司泰村亭、依御輕服也俄に歸館す、是泰村が一族群集して隱

謀あるを察せし故なり廿七日、左親衛御輕服之間、日來令族、雖有群集之形勢、更無祇候于御前之事、只在閑所、皆不能取誓直衣裳、是外則爲獻盃酒等、雖似專經營、内有用意之條揭焉也其上入夜、鏡腹卷之粧、有響于御耳、此程自方々、告申之趣、強無御信用之處、忽符合之間、思召合俄退彼館、令還本所給、主達一人、僅持御太刀御供、亭主聞此事、仰天失度内々及陳謝、六月近江左衛門尉氏信、時頼の使として此宅に來りしが、第中軍器等の用意ある事を窺ひ、歸て是を告ぐ、六月一日、左親衛以近江有被仰遣于若狭前司泰村之事、人不知其旨趣、氏信向彼家、先着侍上、令案内事之由、而第主相逢之程見傍弓數十張、征矢並鎧唐櫃棹數十本置之、氏信就怪思之、令郎從友野太郎、館内之處、所積置子廐侍之鎧唐櫃、假令百二十合歟之由、達于氏信云々、頃之泰村、請入氏信於出居承仰事、後互及雜談、泰村此間世上物念、偏似一身之愁、其故者兄弟共、超他門宿老、已爲正五位下也、其外一族多帶官位、剩守護職數箇國、庄園數萬町、吾衆之所掌也、榮運窮訖於今者上天加護、頗難測之間、非無讒訴之憤云々、氏信歸參申御返事、又彼用三日意次第、内々相語奮勞人々、仍殿中御用心、彌及嚴密、三日此館の南庭に落書あり、泰村討るべき由を記す、今日若狭前司泰村南庭、有落書注檢板、其詞云、此程世間のさはぐ事何故とか知らで候、御邊うたれ給ふべき事なり、思ひまいらせて、御心得の爲、申候云々、若州爲五日時頼平左衛門入道盛阿を以て泰村に書を贈り、且和平の事を説しむ泰村悦て是を許諾せしが、城九郎泰盛祖父高野入道覺

地が勧めに依て一味の輩を引率して此館を襲撃す、泰村今更驚ながら家子郎從等をして防ぎ戦はしむ、時頼も今は宥むるに由なく、北條六郎時定を大將として若干の軍兵を差向らる五日未明、左親衛先遣萬年馬入道於由、次付平左衛門入道盛阿、被遣御書於同人、是則世上物念、若天魔之入人性歟、於上計者、非可被誅伐貴殿之構歟、此上如日來、不可有異心之趣也、剩被載加御誓言云々、泰村披御書之時、盛阿以詞述和平子細、泰村殊喜悅、亦具所申御返事也、盛阿起坐之後、泰村猶在出居、妻室自持來湯漬於其前勸之、賀安堵之仰泰村、一口用之、即反吐云々、爰高野入道覺地、傳聞被遣御使之旨、招子息秋田城介義景、孫子九郎泰盛、盡諷詞云、被遣和平御書於若州之上者、向後彼氏族獨窮驕、益蔑如當家之時、愁顯對揚所存者、還可逢殃之條、置而無疑、只任運於天、今朝須決雌雄會其期後日者依之、城九郎泰盛、大會福左衛門尉長泰、武藤左衛門尉景頼、橋本摩十郎公義以下、一味之族引卒軍士、馳出甘繩之館、同門前小路東行、到若宮大路中下馬橋、行渡鶴岡宮寺赤橋、相構盛阿歸參以前、於神護寺門外作時聲、公義差揚五石墨文之旗、進于筋替橋北邊、飛鳴鎗此間所張陣於宮中之勇士、悉相加之、而泰村今更乍仰天、令家子郎從等、防戰之處、橋薩摩餘一公負者、自兼日懸意於先登、潛入車排之内、宿于泰村近邊荒屋、付時聲進奇、小河次郎被射殺、中村馬五郎同相口之、皆泰村郎從等被慕疾焉、先之盛阿、馳駕令歸參、雖申事次第、三浦一類、有用意事之條者雖勿論、旁依有御沙汰、被廻和平議之處泰村既及攻戰之上、無所被子宥仰、先以陸奥掃部助實時、令警衛幕府、次差北條六郎時定、爲大手大將軍、時定令撤車排揚旗、自塔辻

馳逢、相從之輩如雲霞、諏訪兵衛入道蓮佛、抽無双之勳功、信濃四郎左衛門尉行忠、決殊勝負獲分取、凡泰村則從徹精兵等、備所々辻衛發矢石、御家人又忘身命責戰矣、毛利藏人大夫入道西阿は幕府に參らんとせしが其室の諫めに従ひ、泰村が陣に加はる、四日子尅、毛利入道西阿妻、忽然而到于兄若狹前司泰村西御門宿所云、此程騷動事、無何不思入之處、可被伐貴殿之由、慥聞其告此上相構可被求乘勝、然者毛利入道殿者、定勵與之志歟、縱雖有二心、吾身加飄諫、可令爲一同之由云々、五日已尅、毛利藏人大夫入道西阿、着甲冑率從軍、爲參御所打出之處、彼妻(泰村妹)取西阿鎧袖云、指若州參左親衛御方之事者、武士所致歟、甚違年來一諾訖、盡耻後聞、此日午尅に及て南隣の人家に火を放て攻撃ければ、泰村が伴黨烟に咽び、防戦の術盡て館を遁れ頼朝の法華堂に籠り云、折節北風變南之間、放火於泰村南隣之小屋、風類扇煙覆彼館、泰村伴黨烟遁館、參籠于故右大將軍法華堂、遂に自害す、是より永く廢せしなり、○畠山次郎重忠宅蹟筋替橋の坤方にあり、方一町許、今陸正治元年五月針博士丹波時長頼朝の女、三幡姫の疾を療治せんが爲京師より下向して此宅に寄宿す、是幕府に近くして便利なるを以てなり、【東鑑】曰、五月七日醫師時長、昨日自京都參着、左近將監能直、相具之云々、今日時長、自掃部頭親能龜谷家、移住于畠山次郎重忠南御門宅、是令候近々姫君御病惱、爲奉療治也、六月時長歸洛す、日條重忠は畠山庄司重能の子なり、元久二年六月武州

二俣川にて討る、○足利氏屋鋪跡 松原寺の南方白田町餘を云ふ、土俗は尊氏の屋鋪と傳ふれど其祖先足利大夫判官家氏の居蹟なるべし、【東鑑】寛元元年正月の記に家氏の亭、龜谷にありし事見ゆ、正月九日寅刻、足利頼人家等、龜谷は隣村、扇谷の屬にて此地に近ければ當時は此邊をも龜谷と唱へしならん、尊氏居蹟は淨明寺村に在、其條併せ見るべし、家氏は泰氏の子にして左衛門尉檢非違使に補し、尾張守中務權大輔等に累遷す、後祝髮して蓮阿と號せり、

新編相模國風土記稿卷之八十四之終

新編相模國風土記稿卷之八十五

村里部 鎌倉郡卷之十七

山之内庄

○雪下村四 當村は古幕府の下にして諸士の邸宅櫛比せしなり、されど其遺蹟現存するも僅に三所前卷のみなり故に【東鑑】に載し邸宅の地名、村内に係るものを採て爰に録す、
○北條陸奥守義時亭蹟 大倉亭とあり、按ずるに、大倉は廣當村に在しとは、定め難し、但其地名、村の小名に存す、必れば、姑く爰に記す、下大倉と記すもの、皆是に倣へ、義時が館跡は小町村に存したれば大倉に在しは別亭なり、建久五年閏八月安田遠江守義定が宅、闕地となりしを義時に賜はりし事あり、閏八月七日、義定朝臣跡、是大倉亭の地なるべし、正治二年五月義時の妾此亭にて男子を産す、五月廿五日、江間殿妾男子平産、爲加、承久元年頼經持若宮別當自去夜、被座于彼大倉亭、承久元年頼經下向に依て郭内に座所を新造し七月下着せらる、七月十日、

左大臣道家公、賢息、(歳二、母公經卿女)下向關東、是故右將後室禪尼、重將軍舊好之故、爲繼其後嗣、依申請之、去月三日可有下向之由、宣下云々、今日午尅入鎌倉、着于右京、二年權大夫義時朝臣大倉亭、(郭内南方)此間構新造屋云々、十二月此亭にて頼經着袴あり、十二月一日午尅、若君着袴也、於大倉亭、南面有其儀武藏守泰時、足利武藏前司義氏、駿河守義村、小山左衛門尉朝政、千葉介胤經以下、着小侍、次中將實政朝臣、(東帶)右京兆、(布衣)相州(同)等候東面弘廂、時尅後藤左衛門尉基綱、持裝束(納廣蓋)進、前京兆結腰二品扶持若君、次被獻兵具、劔武州弓矢前武州、刀義村、甲(盛唐桂蓋)朝政、宗政等昇之、馬三疋、(銀鞍糸鞅)家長引之、(二鞍同上)泰村、光村、(三裸)經朝、朝貞、三年十一月義時の室産所に移る時、此亭を本所とす、十一月三日、右京兆室有産氣、而聊依有憚、可改日來一同相議云、三條局宅宜也、件所者自當時住所、東方分、自一宿乾方也、當所者所讓武州也、大倉亭本所也、依去晦日被是令移産所、無其憚之由云々、貞應二年十二月光物の怪あり、十二月三日丑尅、元仁元年六月義時の後室居住あり、七月伊賀式部丞光宗、同大夫光季兄弟、此亭に會して密事の誓約をせり、七月五日、鎌倉中物念、光宗兄弟、類以往之、入夜伴兄弟群集于奥州御舊跡、是有相談事歟當由人怪室居住、不可變此事之旨、各及誓言、八月義時の後室、豆州北條に下向して籠居す、八月廿九日、前奥州後室禪尼、依居彼所云々、有其科故也、按ずるに、禪尼其聲宰相中將實政を、關東の將軍に立、子息政村を後見として、光宗光季兄弟

に、武家の成敗を任せんと、謀りしが、發覺して、各流刑に處せられしなりと云ふ、此後の事所見なし、○後藤左衛門少尉基清宅蹟 本書に此宅所在の地名を記さず、蓋基清の子基綱の宅、大倉にありし事見えれば其父より相傳へて居住せしなるべし、故に基清の宅跡を爰に載、建久二年四月々々木兵衛尉定重日吉社官事等を又傷せし事に依て延暦寺の所司・辨勝・義範等、下着の時此宅に招き、筑後權守俊兼民部丞盛時をして問答せしめらる 四月廿日、延暦寺所司、辨勝義範等清之家、被招入彼二人先賜酒着、次遣 俊兼盛時等、令問等答給、献上衆徒狀、五月所司等歸洛す月一日、延暦寺所司等歸洛、賜馬二疋色々染絹三十段又被遣御返報、按するに、基清は佐藤仲清の次子にて後藤兵衛尉實基が養子となり、其家を相續し後承久の亂に勤王して誅せらる、基清の子基綱寛喜元年三月拜任の儀畢て、京師より此宅に到着す 廿六日、新判官基綱、自京師歸着、二月廿七日蒙使宣旨、三月九日申長云々、今日爲往亡日之由、雖有諷諫人、於武家不忌此日、其上曩祖秀郷朝臣以來還而稱用來之由、到着彼大倉家、即今夜參御所并武州亭、賀申當職拜任事、嘉禎元年二月賴經此宅に止宿せられ、種々の遊興を催さる、二月九日、將軍家入、御子後藤大夫判官基綱大倉家、御水干御騎馬也云々、今夜御止宿彼家、遊興非一、先御的、次小笠懸、次御鞠、次御酒宴、管絃、入夜和歌御會云々、相州、武州參給、御的射手、一番三浦駿河次郎、岡部左衛門四郎、二番佐々木八

郎左衛門尉・神地四郎、三番武田六郎・横溝六郎・小笠懸、相模式部大夫・駿河次郎・小山五郎左衛門尉・相模五郎・近江三郎左衛門尉・佐々木八郎左衛門尉・横溝六郎・宇都宮四郎左衛門尉・武田七郎・上總介太郎、十日將軍家自基綱家、渡御于五大尊堂之地、曆仁元年正月火災に罹れり 正月十日、三浦駿河前司、云々曆仁元年正月火災に罹れり 支蕃頭等、依失火災云々、按するに、當時基綱玄蕃頭たり、延應元年六月賴經月に乘じて深更に來臨あり、勝長壽院の兒童等を召て管絃舞曲等あり、六月廿日、及深更風靜月明、將軍家俄渡御于佐渡前司基綱宅、被用御車云々、於彼所召勝長壽院兒童等、有管絃舞曲等興遊、寬元元年九月復入來して和歌管絃を催され、夜陰に及て舞曲猿樂等あり、此地は幽邃にして園中の風光殊に住なりしなり 九月五日將軍家入御佐渡前司基綱大倉家云々於彼所和歌管絃等御會、能登前司、壹岐前司等、彈琵琶、二條中將、壬生侍從、相模三郎御入道、河内式部大夫等參會、此所素屬山陰、閑寂幽棲也、加之紅葉松交枝之狀、黃菊青苔帶露之粧、感荷非一、亦陰薄暮舞女兩三輩參入、翻迴雪之袖、人々及猿樂、鷄鳴以後還御、基綱奉御贈物、按するに基綱は建長四年四月引付衆に加はり、康元元年十一月廿八日卒す、其子基政の時弘長三年正月祈禱僧の休憩所となれり 正月十八日、御祈大阿闍梨休所事、按するに基政は左衛門少尉檢非違使たり、建長三年六月宿衛のため上洛し、文永四年六月廿三日歿す、○大膳大夫廣元亭蹟 本書に御所近邊と載て其地名を記さ

れど當時幕府此所に在れば當村中に在し事知るべし、正治二年六月亭後の山麓に新屋を構へ、泉石の奇觀を備へ納涼逍遙の地とす、又廣元京師に鞠を得たる事を申に依て頼家爰に來臨あり、杯酒管絃の興を催す、時に廣元彼鞠を獻す、此夜止宿せらる 【東鑑】曰、六月十六日大官令亭後山麓新造屋、有山水有立石、納涼逍遙之地也、而今日彼朝臣自京都、召下鞠之由、令申之間、羽林渡御其所、先有勅盃管絃儀次及晚涼、件鞠付松枝獻之、仍羽林令直給、北條五郎、比企彌四郎、富部五郎、肥田八郎、加賀房等參、今夜御止宿、十七日羽林還御、大官令獻御馬已下御引出物、御供人々皆有賜物、建仁元年九月紀内所行景下向して此亭に着す、是鞠伎に長ずるを以て頼家院に申請れしなり 九月七日、紀内所行景鞠足、依上皇仰下着、蓋請れしなり 是左金吾依被申請也、今日到着于大膳大夫廣元朝臣 三年九月北條時政爰に來りて比企判官能員誅伐の事を談す 九月二日、遠州渡御于大膳大夫廣元朝臣亭、主奉相世之所知也、剩將軍病疾之令、窺惘然之期、掠而稱將命、欲企逆謀之由、慥聞于告此、此上先可征之歟如何、大官令答申云、幕下將軍御時以降、有扶政道之號、於兵法者不辨是非、誅戮實否、宜賢慮云々、遠州聞此詞、即起座給、十一月實朝及び禪尼如實來臨あり 十一月九日、將軍家入御前大所同 元久元年十二月實朝又入來せらる 十二月十七日、將軍家入御前大膳大夫廣元承元四年正月實朝此宅に行始あり 正月廿六日、將軍家御行始廣元

朝臣亭、義 五月又來臨して興宴を催さる 五月六日、將軍清持御劔、相州武州被參、及和歌以下之興宴、亭主以三代集爲賜物、建曆二年十二月賴朝の法華堂以下巡禮の歸路此第に入る 十二月廿九日、將軍家故右給云々、御歸之時、建保元年五月和田義盛が亂の時、筑後左衛門尉朝重の告により廣元幕府に參るの後、義盛が軍兵門前に襲來て攻戰ふ 五月二日、筑後左衛門尉朝重在見其旌聞其音備戎服、發使者告事之由於前大膳大夫于時件朝臣、賓客在座酒方酣、亭主聞之獨起座奔參御所、次廣元朝臣亭酒、客在座未去御義盛大軍鼓到進、此時幕府兵火に罹りしを以て實朝此宅を假の居館とせられ 六月將軍家入御于前大所燒失也、七月和歌の會を催さる 七月七日、於御所有和歌太重胤等、所 此月北條義時盃酒を獻す、次で去る五月義盛に黨して囚虜となりし、富田三郎が臂力の事を談す、實朝則三郎を召て其力を試られ、感嘆の餘罪を赦さる、七月十一日、相州參御所(廣元朝臣第)、給、被獻盃酒其間相州被申云、去五月所與于義盛之、富田三郎強力勝于人扛鼎碎石云々、將軍家爲御覽其藝召富田、伊東七郎具參、候寢殿西面簀子、自御所被出大鹿角二、(長三尺方七寸)依仰相州令尋進之給、二角一度折之、滿座莫不感嘆、八月京極侍從定家の又御感之餘、可被免囚人之旨被仰出、八月十七日、京極侍從獻する所の和歌文書等爰に到着す 三位、(定家)付二條中

將雅經朝臣、猷和歌文書等於將軍家、是先日被尋仰之故也、件雙紙等、今日到着所廣于元朝臣宿所、即持參御所之處御入興之外、此月幕府造營落成して移徙あり、廿日、將軍家自前大膳大夫廣元朝臣第、入御新、移徙の後行始として此第に入來せらる、將軍家入御廣元朝臣之第、是十二月一日、御所移徙之後御行始也、十二月回祿に罹れり、近邊燒亡、武州、前大膳大夫、筑後守、承久元年正月又火災あり、正月七日、御所近邊、前大膳大夫入道等、宿廬災、承久元年正月又火災あり、所近邊、前大膳大夫入道覺阿亭以下、四十餘宇燒亡、二年五月小弓會を催す、北條義時、時房・泰時等參會す、五月廿日、右京兆・相州・前武州、三年四月京師の使者到着して、俄に御讓位ありし由を告ぐ、四月廿九日、京都使者、到來大官令禪門之許、去廿日俄有御讓位(春秋四歲)之由云々、按ずるに、廣元は中納言匡房の曾孫、式部大輔維光の子なり、家世々儒を業とす、廣元幼にして、掃部頭中原廣季に養はれ、中原氏を冒し、後本姓に復す、賴朝薦舉して、安藝介とす、元暦元年始て公文所を置る、廣元別當として、政務を綜理す、頃之あつて因幡守となり、文治二年功を以て肥後國山本庄を賜り、尋で守を罷らる、建久五年公文所を改て、政所となす、廣元仍て別當たり、二年正五位下に叙し、明法博士に任じ、左衛門大尉檢非違使を兼、明年三官を辭す、久くして兵庫頭に任じ、掃部頭大膳大夫に遷る、建保中正四位下に叙し、陸奥守に任ず眼を患て困割し、五年十一月薨髮して、覺阿と號す、嘉祿元年六月十日卒、年七十、
○毛利藏人大夫季光宅蹟、幕府の前に在しなり

證下に、按ずるに【東鑑脫漏】嘉祿元年四月條に三十日夜半、毛利藏人大夫入道西阿宿所元註に御所、燒亡、近邊一町許災とあり、是父廣元在世の時に西阿宿所と記したれば父の宅とは別なりしも知べからず、故に今別載す、嘉祿二年一月賴經方違の爲此宅に入來あり【東鑑】十一月廿二日、將軍家御方違、入御于藏人大夫入道西阿宿所、是御持佛堂造營、其所自御寢所北方分歟之由依有御疑也、寬元四年正月賴經賴嗣父子來臨ありて逗留せられ、立春の方違なり、正月十日、入道大納言家、并將軍、入御于毛方違也、十二日大膳並將軍家、自毛利入道西阿宿還御、是雖爲立春御方違十一日者東爲太白方之間、一昨日御出、昨日御還留云々、今朝西阿宿御引出、寶治元年正月乙若、賴經行始として入來す、御子毛利藏人大夫入道西阿家、六月三浦若狹前司泰村逆心の時其一族等の軍卒、此邸に群集す、六月四日、若狹前司、並一族等之郎從眷屬、彼是自諸國領所來集彼西阿宿所者、甲冑士卒相列而成壇壁、西阿は泰村の妹婿たるを以て遂に泰村の陣に加はり自殺す、泰村宅跡條、
○三浦駿河前司義村宅蹟、此宅も所在の地名所見なし、但曆仁元年正月三浦泰村、後藤基綱等が邸と同一火災に罹りし事、其文泰村宅、見えたり、泰村・基綱の宅跡當村にして是と連書すれば同所たる事知べし

承久元年正月實朝弑せられし時、別當公曉の使者來て公曉を關東の長に立べき事を計議すべしと示す、正月廿七日、愛阿闍梨持彼首、被向于後見備中阿闍梨之雪下北谷宅云々、彼遣使者彌源太兵衛尉於義村、今有將軍之闕、吾專當關之長、早可廻計議、元仁元年七月禪尼如實深更に來て義村に密事を談す、是式部丞光宗等武藏守泰村に對して逆心あるを以てなり、七月十七日子尅、二位家以女房駿河局計爲嘔、二品仰云、就奥州卒去、武州下向之後、人成群世不靜、陸奥四郎政村、並式部丞光宗等頻出入義村許、有密談事之由風聞、是何事哉、不得其意、若相度武州欲獨步歟、去承久逆亂之時關東治運難爲天命、半在武州之功哉、凡奥州鎮數度烟塵戰干戈、合靜謐訖、繼其跡可爲關東棟梁者武州也、無武州者諸人爭久運哉、政村與義村如親子、何無談合之疑乎、兩人無事之嫌、須加諷諫者、義村申不知之由、二品猶不用、令扶持政村、可有濫世企否、可廻和平計否、早可申切之旨、重被仰、義村云陸奥四郎政村、全無逆心歟、光宗等者有用、意事云々、尤可加禁誓之由、及誓言之間令還給、安貞元年二月賴經入來あり、【東鑑脫漏】曰、二月十四日、將軍家白地渡御三浦駿河前司義村休所、則還御義村進御馬、寬喜三年七月賴經の夫人、車始として入來、賴經も來臨ありて遊興を催さる、【東鑑】曰、七月九日、御臺所御車始也、渡御駿河前司義村宅、將軍家先入御、(御布衣御車)駿州經營盡美、召伶人並舞女等、終日御遊興、臨曉鐘之期還御、曆仁元年正月十日火災に罹る、證泰村宅跡、延應元年十二月義村病死條に引用す

十二月五日、前駿河守正五位下平朝臣義村卒、頓死大中風云々、入夜前武州、向故駿河前司第、令訪彼賢息等給、人々群集、左馬助光時、爲將軍家御使、
○長井甲斐守泰秀宅蹟、毛利秀光が宅の近隣なり、元治六月五日、甲斐前司泰秀亭者、仁治二年三月賴經永福寺西阿毛利藏人大夫入道、近隣也云々、泰秀、劍良馬等を獻すより歸輿の時此亭に入來せらる、八月一日、左前司亭、下野前司泰綱、出羽前司行義等參會、被決圍碁勝負、十二月賴嗣方違として來臨せらる、泰秀亭、將軍家有御方違之儀、入御甲斐前司家還御、甲斐前司獻上、按ずるに泰秀は廣元の三男、左衛門尉時廣の子なり、備前大榎・藏人・左衛門少尉・左衛門大尉・檢非違使・甲斐守等に遷任し、仁治二年六月評定衆に加へられ、建長五年十二月廿一日卒、年四十二、其子長井宮内權大輔時秀の時、弘長三年十二月回祿に罹る、十二月十七日戊尅、荏柄社前失火、餘炎至塔辻、按ずる宮内權大輔時秀家、被定御産所之處、同以不免災、按ずるに時秀は泰秀の長子なり、宮内權大輔・備前守等に任ぜらる、建長六年引付衆に加はり、文永二年六月評定衆

となり 弘安七年四月薙髮法名西規と云ふ、○大學頭仲章宅蹟 所在の地名は知らざれど本書に幕府近邊なる事見えれば爰に載建保五年正月焼亡す正月十一日、御所近邊焼亡、仲章朝臣按ずるに仲章は文章博士大學頭に累遷し、建保六年三月昇殿侍讀の勅許を蒙り、承久元年正月實朝鶴岡拜賀の時別當公曉に害せらる、○讚岐中將實雅亭蹟 北條義時が大倉亭の傍なり、承久元年十月義時の女を娶り爰に迎ふ十月廿日、伊豫中將實雅朝臣、嫁于右京兆嫡女、(母伊賀守朝光女、迎大倉家、右京兆居所傍)、侍十人從、三年十二月千度祓を行ふ、是其室懷孕に依てなり十二月三日、讚岐中將室、右京(兆女)、懷孕之間於大倉亭廊行千度祓、主計大夫知輔、少輔大夫泰貞、陰陽大元親職、右京亮重宗漏刻博士只業各衣冠、等勤之、貞應二年九月頼經入來せらる小笠懸あり九月十六日、若公渡御讚岐中將亭、有小笠懸等、按ずるに實雅は權中納言能保の三男なり、建保六年實朝左近大將拜賀の時扈從せん爲下向し是より鎌倉にあり、少將より右中將に進む、伊豫・讚岐等の守たり、元仁元年閏七月、事に坐して歸洛、後越前國に謫せらる、○伊賀四郎左衛門尉朝行宅蹟 大御堂今廢跡大藏町の南にあり、嘉祿元年十月幕府を宇津宮辻に移さるゝに因て朝經此宅を本所として入來せらる【東鑑脫漏】曰、十月廿八日、今夕若君渡御于伊賀四郎左衛門尉朝行大御堂前家、御騎馬水

千也、駿河守・大炊頭・三浦駿河前司・同次郎・後藤左衛門尉等供奉是可被破却御所之間、爲御本所也、按ずるに朝行は佐藤伊賀守頼光の四男なり、左衛門尉に任ず、元仁元年事に坐して鎮西に配流せられ、明年赦に逢て鎌府に還れり、○周防守親實宅蹟 嘉禎元年正月頼經方違として此宅に來臨する事三度なり正月十二日今夜周防守親實大倉家、是爲大將軍王相方御方違也、春間十五日一度可有渡御也、廿日將軍家爲御方違、入御于周防守親實大倉家、明日依可被立五大堂之門、令違太一方給、廿六日今夜爲御方違、入御周防守親實大倉家、於此所有庚申御會、被讀二首和歌、題竹間鶯、寄松祝、石山侍從、河内前司光行入道大夫判官基綱、式部大夫入道光西、東六郎行胤等進懷紙、曆仁元年十二月回祿に罹れり十二月廿九日戌尅、周防前司親實宅燒亡、○小田伊賀守時家宅蹟 康元元年三月祝融に罹れり三月十日伊賀前司時家大倉家以東三町餘人家皆燒亡、按ずるに時家は八田知家の第三子なり、知家常陸國小田を領す、故に子孫小田を氏とせり、時家初圖書助伊賀守となる、正元元年引付衆に加はり、弘長元年十月薙髮して道空と號し文永五年閏正月廿五日歿、年六十六、○八田右衛門尉知家宅蹟 文治三年正月の記に知家南御門宅と載、南御門の地名は今失ひたれど大倉幕府の南門外を唱しなり、今の大藏町の邊なるべし、文治二年五月延尉公朝、院宣を帶し

て京師より參着の時此宅を旅館とす五月十四日、延尉公院宣等也、以知家宿所爲旅館、三年正月頼朝及び頼家行始として來臨せらる 正月十二日、二品並若君御行始也、入御于八田右衛門尉知家南御門宅、千葉小太郎役御劍、知家獻御馬御劍等、四年十二月京師より官史生守康、義經追討の宣旨、院應の下文等を帶して奥州に赴く時先鎌倉に參着す、頼朝此宅に召て祿を與ふ十二月十一日、豫州追討事、被下守康帶之赴奥州今日參着、召入 五年六月鶴岡塔供養の導師觀性、下向に依て知家が宅を旅宿とし頼朝來て對面あり六月三日、中納言法橋觀性、自京師參着、是天台座主僧正全支代官、爲鶴岡塔供養導師也云々、兼日以八田右衛門尉宅、被點置彼旅宿之間、令招入其所給、先以三浦平六爲御使被遣金光素餅等、八日二品渡御中納言法橋旅亭有御對面、獻及御雜談 建久二年八月頼朝新造の幕に移徙の後、行始として爰に入來あり八月六日、御移徙之後、有御行初之儀、申尅渡御八田右衛門尉、(是又新造)近々間歩儀也、糟屋藤太兵衛尉役御劍、武藏守、上總介已下、供奉人濟々焉、知家獻御引出物、宇都宮四郎持參御劍、子息兵衛尉朝重引御馬、按ずるに、元註に是又新造とあれば此宅も今年三月四日、幕府と共に災に罹りしならん、五年十二月東大寺別當勝賢、下向の時爰に招かる、十二月十九日、東大寺別當、前權僧正(勝賢)、下着、被招入于八田右衛門尉知家之宅、 建保元年十二月丙丁に罹れり十二月一日戌尅、御所近邊燒亡、武州、按ずるに知前大膳大夫、筑後守知家入道等宿廬災、

家は下野守守綱の子、或は左馬頭義朝の庶子とも云へり、平治中原氏の諸族多く清盛に討れし時、知家は舅宇都宮宗綱が許に匿れ遂に養れて子となり、藤原姓を冒す、下野國八田に住せしなり、在名を以て氏とせり後白河上皇に奉仕し武者所に候し、右馬允・右衛門尉等に任じ後筑後守を兼たり、薙髮して尊念と號す、知家が子左衛門尉朝重、初は若宮大路に住し後爰に移居せり事は若宮大路の條に辨す、建保四年六月宋人陳和卿來着す、實朝命じて朝重が當所の宅を旅宿とし、大江廣元をして子細を問しめらる 六月八日、陳和卿參着、是造東大寺佛宋人也、彼寺供養日、右大將家結緣給之次、可被遂對面之由、頗以難被命、和卿云貴客者多令斷人命給之間、罪業惟重、奉値遇有具憚云々、仍遂不謁申、而於當將軍家者、權化之再誕也、爲拜恩願企參上之由申之、即被點置後左衛門尉朝重之宅爲和卿旅宿、先令廣元朝臣問子細給、五年正月火災に罹れり正月十一日戌尅、御所近邊燒亡、御臺所御乳母、并仲章朝臣筑後左衛門尉朝重等宿廬災、 ○大庭平太景能宅蹟 若宮大路今置石町の西側なり、文治四年十一月庭中にして狐斃る、怪異の事とす十一月八日今曉於大庭平太景能宅庭、狐斃依怪異、 其後景能懷島高座郡に移居す、建元元年三月當所舊宅災に罹れり三月十日未尅、若宮大路跡、土屋次郎、和田左衛門尉等宅、 ○小山下野守朝政宅以南至由井人屋、片時之間數十災、

蹟二 一は若宮大路にありしなり、建久元年六月夫人政子此宅に入來あり、酒宴の間舞女等藝を施す、今夜月蝕に依て止宿せらる 六月十四日、二位家渡御小山兵衛尉參施藝、今夜依 朝政之家、御酒宴之間、白拍子等群月蝕令止宿給、五年十月朝來臨し、弓馬堪能の輩を召舊記を閲し先蹤を訪ひ、流鏑馬作物等の式を談せしめらる、其故實家々の説區々たるを以、前右京進仲業命を奉て是を筆記す 十月九日、將軍家入御小山左衛門尉朝政家、朝政兄弟以下一族群參、數輩祇候云々、於此所召衆弓馬堪能等、披覽舊記相訪先蹤、令談流鏑馬以下作物射樣給、其故實各所相傳之家説、面々意巧不一准、仍令前右京進中業記彼意見給、(中略)其乘下河邊庄司行平小山左衛門尉朝政、武田兵衛尉有時、結城七郎朝光、小笠原次郎長清、和田左衛門尉義盛、榛谷四郎重朝、工藤小次郎行光、諏訪大夫盛澄、海野小太郎幸氏、氏家五郎公賴、小鹿島橋次公業、曾我太郎祐信、藤澤次郎清近、望月三郎重澄、愛甲三郎季隆、宇佐美右衛門尉祐茂、那須太郎光助、安禎二年四月賴經方違の爲止宿せらる、此時生西朝政堪能強力の輩を撰み、小笠懸相撲等を催し遊興せらる四月廿五日、今夜將軍家、有五月節御方違、而入御于生西之家、廿六日、今朝將軍家、欲有還御之處、生西頻望申御逗留仍至晚頭御遊興、生西撰一族中堪能強力之輩、此後丙丁に於御前庭上令射小笠懸召決相模勝負其後還御、此後丙丁に罷りし事あり 證下の註に見え 嘉禎二年四月賴經方違として兩度來臨あり、但後度には久しく止宿ありしな

四月四日、將軍家有御方違、可有渡御于小山下野入道生西家、若宮大路之由、有其沙汰、彼家先年燒亡、更新造之後未及入御、可爲何様哉之旨、爲藤内大夫判官定員奉行、被尋人々云々、入夜渡御生西家、十四日將軍家爲御方違、渡御下野入道家、是可有四十五日御連宿之由、按ずるに、七月十日條に、八月四日、若宮大路新造の幕府に、移徙あるべきに、當時の居所生西が宅は、造營牛にして、門戸も備はらざれば一旦北條武藏守泰時が亭に居を移し、夫より移徙あるべき由見えれば、八月初迄、朝政は下野大椽政光の子なり、兵衛尉、右衛門尉、檢非違使、下野守等に任じ、播磨守護職に補せらる、後剃髮して生西と號す、曆仁元年三月三十日卒す、八十四朝政が孫出羽守長村も此宅に住せり、文應元年十一月中御所爰に入興せられし事あり 十一月廿二日將軍家被始二所參詣御精進、仍爲令浴湖、有御出由比濱之門、爲御見物中御所、入御于小山出羽前司長村若宮大路之家、按ずるに中御所とは、宗尊親王之正室を指 按ずるに長村は左衛門尉檢非違使に補し尋て出羽守に任じ、下妻或は藥師寺と號せり、一は車大路なり、是別亭なるべし、安貞二年十月賴經方違として一夜止宿せらる 十月十五日爲御方違、入御于小山下野入道生西車大路家、被用御輿、黑駿御馬卒于御前云々、入御彼亭之後、供三瓶之間相州、武州被候、越後守追參加、十六日、日中以後還御、生西進御引出物、御劍砂金御弓征矢御行騰御馬二疋、(一疋置鞍)等也、建長四年五月宗尊親王も亦方違として來臨有べき由定

られし事見えたり、時に此亭も長村傳住せり 五月十七日、將軍家御方違事被經評議、仍被定出羽前司 〇工藤小次郎行光長村車大路亭、自當御所正南方也、 〇若宮大路なり 正治二年十月廿一日、羽林入御濱御所宅蹟 若宮大路なり 云々、工藤小次郎行光候陪膳此間羽林被仰云、行光郎從等、去比於奥州顯弓馬隱德、就之尋其號、兼有勇敢之聞、未覽其面、早可召進、仍行光起座、歸若宮大路宅、召藤五、藤三郎、美源次、已上、建久二年三月火災あり三人郎等、餅衣裳刷騎物具參云々、 三月四日、南風烈、丑尅小町大路邊失火、江間殿、相模守、村上判官代、比企右衛門尉、同藤内、佐々木三郎、貞實法橋、仁田四郎、工藤小次郎、佐賀四郎已下、入屋敷十字燒亡云々、按ずるに、按ずるに小町大路は、若宮大路の南に値れり、 に行光は工藤庄司景光の子なり、〇和田左衛門尉義盛宅蹟 是も若宮大路なり、建久六年十月賴家三浦栗濱明神社參の歸路此宅に來臨せらる 十月廿七日、若公自三引出物、以其次入御于和田左衛門尉 正治元年九月復入來義盛宅、按ずるに前日栗濱社參あり、 九月廿三日、中將家渡御永福寺、可有御鞠あり之處、依雨被止訖、入御和田左衛門第、建仁元年三月十日條、其文景 二月廿九日、和田左衛門能宅跡條に註す 承元四年二月 門尉宅以南燒亡云々、兩度火災に罹る、建曆二年六月實朝來臨あり 六月廿四日、田左衛門尉義盛家、御儲甚丁寧、建保元年四月義盛謀叛の聞あるを以て宮内兵衛尉公氏使として爰に來り、其實

否を尋ぬ、又刑部丞忠季をして蜂起を止め退て恩義を侍べき旨傳へしめらる 四月廿七日、宮内兵衛尉公氏、爲將盛有用意事之由依聞食、被尋仰其實否之故也、而公氏入彼家之待令案内、小時義盛爲相逢御使、自寢殿來侍、飛越造合無橋、其際烏帽子被落于公氏之前、彼體似斬人首、公氏以爲此人若顯叛逆之志者、可伏誅戮之表示也、然後公氏述將命之趣、義盛申云右大將家御時、勵隨分微功、然者抽賞頗軼涯分、而薨御之後未歷二十年、頻懷陸沈之恨、條々愁訴泣離出微音、鶴望不達鴨、退耻運訴也、更無謀叛企之云々、詞訖保忠義秀以下勇士等列座、調置兵具云々、晚景又以刑部丞忠季爲御使、被遣義盛之許、可奉度世之由有其聞、殊驚思食也、先止蜂起退可奉待恩義也、義盛報申云、於上全不存恨、相州所爲傍若無人之間、爲尋承子細、可發向之由、近日若輩等、潛以令群議歟、義盛度々雖諫之、一切不拘、已成同心訖、此上事力不及云々、五月筑後左衛門尉朝重此宅に軍兵競集る事を窺ひ、其由を大膳大夫廣元に告ぐ、其後義盛兵を發す 五月二日門尉朝重、在義盛之近隣、而義盛箱軍兵競集、見其班聞其音、備戎服發使者、告事之由於前大膳大夫云々、申尅和田左衛門尉義盛、卒伴黨忽襲將軍幕下、按ずるに、三日義盛討死して、伴黨伏誅す、 〇土屋次郎義清宅蹟 前と同じ邊なり、建仁元年三月の災に燒亡せし事見ゆ 十日條、證大場景 義清晚年宅地を由比濱にて賜り、其地に住せり、〇中條出羽守家長宅蹟 是も若宮大路なり、承元四年二月火災あり 二月一日、町口民屋燒亡、餘下災、建保六年勅使内藏頭忠綱實朝大將拜賀の調度を

皆是を奇とし、頼朝も此舉の佛意に叶へる由を稱す、三月十八日、於南御堂、番匠一人(字觀能)者、誤而自木屋上落地、然而其身無殊煩、諸人成奇異之思、是眞實御祈願、叶佛意之故、以男不及死悶始終、四月立柱上棟あり、頼朝監臨せらる、此時西海より飛脚參着して平民滅亡の事を告ぐ、四月十一日未尅、南御堂柱立也、武衛監臨給、此間西海官代跪御前、讀申此記、因幡守、并俊兼、筑前三郎等候其砌武衛則取之、自令卷持之給、向鶴岡方令坐給、不被發御詞柱立上棟等事終、匠等賜祿漸令還營中之、五月頼朝左馬頭能保を伴ひ、經營の樣を巡見し、堂舎所在等の事を談す、五月廿一日、二品相伴左典廐、渡御南御堂地巡見造營之體、令談舎在所等給、又、南都の佛工成朝を召て當寺に安置すべき佛像を造らしめらる、又南都成朝、依御招請參向、是八月下總權守爲久下向し、堂中の畫圖を造る、廿三日、爲久日京都又參門尉景季・義勝房成尋等を上洛せしめ、堂供養の施物及び堂の飾具等調進の奉行とす、九月二日、梶原源太左衛門節上洛也、南御堂供養導師御布施、并、又此月義朝の遺骨及鎌田二郎兵衛尉正清が首を境内に葬埋す、詳なる事は下墳墓條に載す、堂供養の導師本覺院公顯、下向により旅中宿次の雜

事等を諸士に宛られ因幡前司廣元、掃部頭親能是を奉行す、十日、御堂供養導師事、被請申本覺院僧正公顯之處領狀先畢、仍下向之間宿次雜事以下、今日被宛催御家人等、因幡前司、齋院次官等奉行之、進發日雜事、又内陣の板敷削終るに依て頼朝監臨して匠等に祿を與ふ、廿九日、南御堂内陣板敷削之畢、二品監臨給、匠等更賜祿、各長絹、堂内陣板敷等一疋、筑後權守俊兼、主計允行政奉行之、十月供養の時施行すべき諸事を議せらる、因幡前司廣元、筑後權守俊兼等奉行たり、十月三日、南御堂供養間、導師請僧等布施、諸方進物且覽之、其間事令談合左馬頭給、又爲御分并布施取等、裝束廿餘具、自京都被召下、義勝房成尋相具之、去夜參着、仍今日被支配所役人々、因幡前司、筑後權守等奉行、佛殿背壁の畫丹青の功終る、頼朝監臨して畫樣本說に叶はざる由を論ず、依て灣月の圖を削る、十一日、御畫圖、終彩色之功、所奉圖淨土瑞相、并二十五菩薩像也、二品監臨給之處、圖淨土之所有三日月、而此月者以己影、隱己影云々、今畫樣頗不叶本說之由、堂供養の導師本覺院公顯被仰之間、畫工不能改之則削、堂供養の導師本覺院公顯僧徒を相具して下着あり、廿日、御堂供養導師、本覺院僧正、廿一日本佛を渡す、又供養の願文京師より到着す、廿一日、南御堂奉渡本佛、(丈六皆金色阿彌陀佛、佛師成朝也)大夫屬入道、大和守、主計允等奉行之云々、又御堂供養願文到着、草民因幡守廣元、於御前讀申之、廿四日供養あり、堂の左

右に假屋を設け左の方を頼朝の聽聞所、右の方を夫人政子及左馬頭能保が室等の聽聞所とす、又布施取の座諸士の妻等が聽聞所を設く、導師公顯僧徒二十口を率て參堂し供養の儀を供ふ、終て布施を賜はる、毎年善美を盡さる、廿三日明日御堂供養御出、隨兵以下供奉人事、(號勝長壽院)、被送供養、寅尅、御家人等中、著殊健士警固辻々、宮内大輔重頼奉行、會場以下堂左右構假屋、左方二品御座右方御臺所、并左典廐室家等御聽聞所也、以御堂前簀子、爲布施取座、山本又有北條殿室、并可然御家人等妻、聽聞所、已尅二品御出、(御束帶)、御歩儀、行列先隨兵十四人、小山五郎宗政、持御劍、佐々木四郎左衛門尉高綱、着御鎧、愛甲三郎秀隆、懸御調度、御後五位六位(布衣下括)、三十二人、次隨兵十六人、次隨兵六十人、(被清選弓馬達者、皆供奉最末、御堂上後各候門外東西)、令入寺門給之間、義盛景時等候門外左右行事、次御堂下胤頼參進取御香、高綱着御甲候前庭、觀者難之、以脇立着甲上爲失、爰高綱小舍人童、問此事告高綱、高綱嘆曰、着主君御鎧之日、若有事之時、先取脇立進之者也、加巨難之者未辨勇士之故實云々、次左馬頭能保、直衣諸大夫一人衛府一人、前少將時家、侍從公佐光盛、前上野介範信、前對馬守親光、宮内大輔重頼等、着座堂、前武州已下着其傍、次導師公顯、率伴僧廿口參堂、演供養之儀、事終被引布施、比企藤内朝宗、右近將監家景等役送、先之入布施物等於長櫃、昇立堂砌、俊兼行政等奉行之、時家、公佐、光盛、頼兼、範信、親光、重頼、仲頼、廣頼、義範、義資、重弘、廣元、經業、以廣、繁政、基繁、義兼、高重、邦通等、數返相替取布施、導師分、錦被物五

重、被被物五百重、綾二百端、長絹二百疋、染絹二百端、藍摺二百端、紺二百端、砂金二百兩、銀二百兩、法服一具、(副錦橫被)、上童裝束十具、馬三十疋、(武者所宗親)、爲北條殿御代官奉行之此内十疋置鞍、(御家人等引之、所殘二十疋者、御廐舍人等引立傍)、次加布施、金作劍一腰、裝束念珠、(附銀打敷)、五衣一領、(松重自簾中被押出)、已上左典廐被取之、此外八木五百石、被送遣旅店、次請僧分、口別色々被物三十重、絹五十疋、染絹五十疋、白布百端、馬三疋(一匹置鞍)也、每事莫不盡美、思作善大功、已千載一遇也、按ずるに本、二年五月、頼朝女大姫二七の間參籠す、五月十七日、大姫君令參籠南云々、是常有御邪氣、此時靜女を召て伎藝を施さしむ、廿七日、氣、爲御對治也、此時靜女を召て伎藝を施さしむ、入夜靜女依大姫君仰、參南御堂、施藝、給祿、是日來有御參籠于當寺、明日滿二七日、依可退出給及此義、七月孟蘭盆を迎へ考妣以下菩提の爲萬燈會あり、頼朝及び夫人參詣せらる、七月十五日、迎孟蘭盆於勝長壽院、被行萬燈會、仍二品并御臺所渡御、是奉爲二親以下尊靈得脱也、八月總門大風に破損す依て修理あり、頼朝監臨せらる、八月九日、勝長壽院總門、依風破、三年四月百部大般若經轉讀を始行す、四月二日、被始行百部大般若經轉讀、模國中寺之供僧等、盡數勤行、是太上法皇御不豫、玉體不安仍御使上下向、已及數度、然而御平癒之由、未聞之間及此儀、六月水溢し院外の橋落て已に流失せんとす、此日の宿直飯田次郎、水練者たるに依て郎僕を引具し、水を渡

りて是を留む、賴朝其償として乘馬を與ふ六月五日、自去夜雨降、晡時以後如覆、雷電聲終日不休止、戊尅洪水、勝長壽院前橋落畢、而飯田次郎相當御堂宿直、依爲水練者、相具郎從、浮渡水面二村餘取留之、而景時爲見御堂邊、欲參入之處橋已流之間、扣駕之間、見飯田所爲、令歸參申某由、則召飯田賜御馬、七月萬燈會を修す、賴朝及び夫人參堂あり七月十五日、孟蘭盆之間、二品參勝長壽院給、被勤修萬燈會、武州(義信)并常胤、遠元等、沙汰之、二品及御臺所等、有御參堂、四年八月波多野五郎義景、岡崎四郎義實と所領の事により爭論あり、對決に及び義實雖伏す、其科として百日の間當院及び鶴岡社の宿衛を命ぜらる八月廿三日條より、其建久元年五月、一條權中納言能保の追福の爲、佛事を修行し、阿彌陀の畫像を供養す、賴朝及び夫人、聽聞せらる五月三日、於南御堂爲一條殿追善、被修佛事、導師信教得業、被供養繪像阿彌陀三尊、二位家并御臺所、有御聽聞、前少將時家取導師施物、左衛門尉祐經引同馬、按ずるに、能保の室は賴朝の姉なり七月十五日、今日して平家亡族の爲に萬燈會を修せしむ孟蘭盆之間、二品參勝長壽院給、被勤修萬燈會、二年四月佛生會に依て賴朝及び夫人世子等參詣あり四月八日、南御堂佛生會也、爲御禮佛、幕下并御臺所若公等御參九月義朝追福の爲頓寫法華經を供養せらる、夫人政子參詣あり九月三日、奉爲先考、於南御堂有御佛事、被供養頓寫法華經一部、慧眼房爲御導師、御布施被物二重、

大夫闕入道奉行之、御臺所爲御聽三年五月後白河法皇四開御參、幕下無御參依御臺日也五月八日、法皇四十九日の佛事を修せらる、百僧供なり十九日御佛事、於南御堂被修之、有百僧供、早且各群集、布施口別白布三段、袋米一也、主計允行政、前右京進仲業奉行之、僧業鶴岡二十口、六所宮二口、伊豆山十八口、箱根山十八口、大山寺三口、觀音寺三口、勝長壽院十三口、高麗寺三口、岩殿寺二口、大倉觀音堂一口、窟堂一口、慈光寺十口、眞慈悲寺三口、淺草寺三口、弓削寺二口、國分寺三口、四年正月修正會を行ふ、賴朝參詣す正月十日、南御堂修禮佛あり正月十八日、永福寺、勝長壽院等、御禮佛、二月堂後の山址に竹を植しめらる、賴朝監臨あり二月廿二日、竹數十本被召寄之、今日被裁南御堂後山麓、將軍家命、監臨給三浦介奉行之、按ずるに、澁谷は高座郡の屬なり八月廿六日、御不例減月賴朝不例快復により參詣せらる八月廿六日、御不例減氣之間、相具右武衛、御參勝長壽院、又此月金泥の法華經を安置す八月廿七日、永福寺等云々、是爲被安十月鎌田兵衛尉正清が女置勝長壽院、永福寺、持佛堂也、義朝及び父正清追福の爲、一千日の間如說法華三昧を行はしむ、賴朝及び夫人參詣せらる十月廿五日、於勝長壽院、有如法經十種供養、是故鎌田兵衛尉正清息女所修也、且爲奉訪故左典廐御善提、且爲如亡夫追福、一千日之間、於當寺屈淨侶、令行如說法華三昧、願文信救得業草之、因幡前司廣元清書、將軍並御臺所、爲御結緣令參給導師大學法眼行慧、者經王功

能々施主懇志所述旨趣、已福當樓那之辨智、聽業抑雙眼需兩衫、上野介憲信、工匠藏人、安房判官代高重等、取布施、彼女性父左兵衛尉正清者、故大僕卿功士也、遂於一所終其身、仍令將軍家、殊令憐愍給之間、雖被尋遺孤、無男子、適此女子參上、以尾張國志濃幾丹波國田名郡兩庄地頭職令恩補給訖、按ずるに文中亡夫と記せるは蓋父の誤なり、十二月當院奉行人の員を増加す、因幡前司廣元・梶原平三景時・前右京進仲業・豐前介實景等なり十二月二日、御願入訖、而今日重有其沙汰、被加人數、勝長壽院因幡前司廣元、梶原平三景時、前右京進仲業、豐前介實景、六年七月賴朝參詣あり七月十四日、將軍家御參勝長壽院、又孟蘭盆に依て萬燈會を修す七月十五日、於勝長壽院、被修孟蘭盆御佛事萬燈會等、九月僧増盛を當院に居住せしむ、此僧は平氏の一族にして今年賴朝上洛の時相伴て下向ありしなり六月廿五日、將軍家關東御下向云々、中納言禪師増盛(新中)納知盛卿息等、令相伴之給、九月廿仁治二年六月一切八日、中納言禪師増盛、住勝長壽院、六月十五日、勝長壽院經會舞樂等あり、賴家參詣せらる六月十五日、勝長壽院經會舞樂等あり、賴家參詣せらる羽林建仁三年十一月鎌倉中寺社の奉行を改定の時當院奉行は前大膳大夫廣元・宗掃部允孝尙・小山左衛門尉朝光等に命ぜらる十一月十五日、鎌倉中寺社奉行事、更被定之、仲業、清定、爲執筆記之云々、勝長壽院、前大膳大夫・宗掃部允・小山左衛門尉、元久二年三月院領上總國菅生庄の内十二箇村を中分して別當供僧に配當せらる三月二十五日、勝長壽

院領、上總國菅生庄、十二箇郷事、今日被中分之以六郷爲別當分、割六郷給供僧中、按ずるに、此院領寄附ありし事、本書に漏せり、菅生庄按ずるに【東鑑】建曆元年十二月廿二實朝參詣の事を記し、是歲末恒規也と書す、是に據れば毎年恒例の參詣ありしなり、されど同書に載る所是より先、承元三年十二月廿三のみにて其餘は漏せり、又【金槐集】に當院に參詣せられし時の詠歌四首を載す、雨そほふれる朝に、勝長壽院の梅、所々咲けるを見て、花に結び付侍りし、古寺の朽木の梅も春雨に、そぼちて花も綴ひにけり、三月末つかた、勝長壽院に詣たりしに、ある僧山陰に隠れたるを見て、花はと問しかば、散ぬとなん、答へ侍りしを聞いて、行て見んと思ひし程に散にけり、あやなの花や風たぬまに、櫻花咲とみしまに散にけり、夢かうつゝか春の山風、七月十四日の夜、勝長壽院のうらに侍りて、月さし入たりしに讀る、詠めやる軒のしのぶの露のまに、いたくなふけり秋の、貞應二年四月源光行參拜せし事【海道記】に見えたり南の山の麓に行て、大御堂新御堂を拜すれば、佛像烏雲々、按ずるに、【東鑑】貞應二年四月の記に、勝長壽院の奥地を點じて、御堂を建立し、南山小御堂と號すとあり、此紀行は、同時の物なれば、新御堂とは、即小御堂のことなるべし、嘉祿二年七月禪尼如實の周關に依て一切經會を修し舞樂等あり、賴家の息女參詣せらる、又北條相模守時房、塔婆を建供養を遂ぐ、【東鑑脫漏】曰、七月十一日、故禪定二位家、周關御佛事、於勝長壽院被修之、一切經有供養之儀、奏舞樂、大藏卿法印良

信、爲導師此經日來聖人勸進也、相州・武州已下人々群集、竹御所御出、又相州立塔婆、被供養、導師莊嚴律師行勇、按ずるに、前年七月如實卒し、境内に葬りし事は、墳墓の條に記す、竹御所は別郷にして、大町村にありしなり、息女爰に住居あり、故 寛喜元年七月禪尼の月忌にも一切經會をかく稱せり、

【東鑑】曰、七月十一日、當子故禪定二品御月忌、貞永元年七月一切經會あり、賴經參詣せらる、壽院一切經會、依有御意願、舞樂等殊被刷其儀、將軍 仁治三年前河内守親行が紀行に當院の結構を載す、ゆるは、石殿のきひしきをきりて、道場の新なるを開きしより、禪僧を並べ、月おのづから祇宗の觀をとらひ、行法座を重ね、風とこしなへに金響の響、寛元元年十二月僧道禪結緣灌頂を修行す、賴經及び夫人、同母儀等參詣あり、且諸人の參集を催さる、

十二月廿五日、信濃法印道禪、於南御堂廊、被行結緣灌頂、將軍并御臺所同御母儀等御出、被相催諸人群參、建長二年七月法會あり、執權以下諸士參集す、七月十一日、勝州・相州爲結願參給、

四年七月祈雨の法を行ふ、七月六日、評定衆以下群參、

甘雨以後、炎旱又及數日、仍祈雨事、被仰勝長壽院・永福寺・明王院等、行方・景頼、奉行之、康元元年十二月回祿に罹り、堂塔以下悉く烏有す、十二月十一日亥尅、亡、北風烈吹、勝長壽院、并彌勒堂、五佛堂塔、悉以火、但本尊及一切經等、希有而奉取出之、正嘉元年八月

月造營あるべき由を命ぜられ、且造營の雜掌を定めらる、八月廿五日、勝長壽院、可有造營之由同被仰、大行事縫殿頭師連、壹岐前司基政、備後前司康持等也、又被定造營雜掌、本堂、(勝長壽院申之)最明寺禪室御沙汰、彌勒堂、前武州、五佛堂、奥州禪門、三重塔、相州、九月造營事始あるべき旨別當坊に觸られ、九月十六日、勝長壽院事御教書、縫殿頭師連爲御使、帶陰陽道勘文、而當院別當、宰相法印最信宿坊相觸、造營間事、一事以上、可爲寺家沙汰云々、其後寺奉行、三位律師良明、帥阿闍梨禪信等、參奥州、禪門相州、前武州等御亭、諸堂支度事等申入之、又造營中の祈禱を命ぜらる、十八日、造營無魔障之様、可致祈念造畢之期、供今日日本、十九日事始あり、諸堂の雜掌等參會尊開白加賀法印、

十九日事始あり、諸堂の雜掌等參會し、事畢て工匠に祿物を賜ふ、又黄土の祭あり、院事始諸堂雜掌、安東左衛門尉光成、工藤三郎左衛門光泰、(已上相州禪室御方)、藤民部大夫入道々佛、(奥州禪門御方)、四上田三郎左衛門尉景綱、(相州御方)、募匠等祿物事沙汰之、時尅大工(已下布衣)、時參上鑄始、事終給祿、(御衣)、戊尅於勝長壽院行大土公祭被引牛一頭、時茂朝臣奉行之給、銀劍一腰、按ずるに、此文十八日條に連書す、されど、十六日條に十九日事始たるべき由見たれば、此條日を、

元は此門なかりしが今始て建らる所なり、正月二日、勝院足、上棟也、元無門、始被建之、縫殿頭師連、向其所、大工(着布衣)賜御馬御衣等、又堂宇礎石を居る廿一日、勝長壽院諸堂居礎脇門を建つ、廿四日、勝長壽院二月堂塔立

柱あり、北條朝直監檢す、二月十八日、勝長壽院諸塔婆柱落成して供養あるべきにより導師を定めらる、五月五日、

四月本院及び諸堂上棟なり、四月廿六日、勝長壽院、

落成して供養あるべきにより導師を定めらる、五月五日、

供養之儀、可爲曼茶羅供、大阿闍梨事、任以前兩寺供養之例、以沐被定之、安祥寺僧正良瑜、若宮別當僧正隆辨、日光法印尊家、松殿法印良基、左大臣法印嚴惠被出、此五人交名、納五合函、被遣于右大將家法花堂、別當尊範僧都修七箇日護摩之後可取進一合之由、被仰合、而所取進之、良基法印也、仍遣御使、可被曼茶羅供御導師之由被仰之、北條武藏守長時同相模守政村奉りて供養當日布施錢の儀を乙吉小太郎に沙汰す、古證文曰、來六月四日、勝長壽院供養御進寄事、於此役不可煩所領住民之狀、依仰執達物件、正嘉二年三月十八日、乙吉小太郎殿、武藏守長時、相模守政村、各華押六月供養あり曼茶羅供を修せらる、導師は良基なり、

宗尊親王參詣あり、殿上人及び執權以下の群臣祇候す、供養終て僧等に施襪若干を賜ふ、六月四日、今日勝長壽院閣梨松殿法印良基、職衆三十口云々、御願文章右京權大夫茂範朝臣、清書左大臣法印嚴惠、法會奉行參河前司教隆、(布衣下括)、刑部權少輔政茂、(束帶)、參拂曉院内飭會場、已尅將軍家渡御、(御束帶紫袍御帶劍)、供奉人行列云々、次於勝長壽院大門、稅御車下、御土御門中納言奉御簾、花山院宰相中將候御傍、中務權大輔家氏役御搦、左近大夫將監公時進御香、黃門取御裾越後守實、時役御劍云々、先陣隨兵對御所、居東陽下、入御之後、後陣隨兵候同楊北、殿上人等候樂屋前、諸大夫候

本堂前御堂上之間、相州・武州、下居佛前階下給、又黃門參進御劍御笏其後供養五位六位候庭上、(自彌勒堂前至塔前各用床妖)、着直垂六位等群居御所前階下、大夫判官行有大夫判官廣綱隱岐判官行氏等守護寺門午尅大阿闍梨參入、執蓋小山太郎左衛門尉、執綱越中前司頼業、長門前司時朝也、職衆等皆列立導師前次入道場、御經供養之後、被引御布施、導師被物卅一重、(錦一重色々十重蘇甘重)、裏物一(以織物裸之、納紺村濃十口、砂金百兩御馬十疋(皆置銀鞍懸厚總鞍)、供米二十石、御加布施、銀劍一腰、職衆三、

建武二年八月中前代滅亡の時詭訪三河守頼重を始め宗徒の者四十三人當院に入て自盡す、【太平記】曰、始遠江の橋本より、佐夜中山江尻高橋箱根山相模河片瀬腰越十間坂、此等十七箇度の戦に、平家二萬餘騎の兵共或は討れ或は創を被りて、今僅三百餘騎に成ければ、詭訪三河守を始として、宗徒の大名四十三人、大御堂の内に入入、同く皆自害して、名を滅亡の跡に留ける、其死骸を見るに皆面の皮を剥て、何れをそれとも見分ざれば、相模次郎時行も、定て此内にぞ在んと、聞人哀を催しけり、(常樂記)曰建武二年八月十八日二十日、鎌倉中前代没落、(寛永詭訪系譜)に、詭訪頼重、或盛高と號し、建武二年五月管領足利氏滿、小山下野守義政を追討して鎌倉に凱陣し當院に居住あり、十二月歸館す、(鎌倉九代後記)曰、永徳二年四月小山落城、義政自害す、同五月朔日、氏滿鎌倉へ歸陣大御堂に居、成氏年中行事に正月評定始に右筆三條を記す、其一條は當院の事を記するを例とす、(鎌倉年中行事)曰、正月十一日、御評定始、古筆折紙に三ヶ條記之、一ヶ條

皇太后宮伊勢之御事也、一ヶ條は八幡宮、鶴岡之御事也、一ヶ條は勝長壽院之御事也、此三ヶ條油磨に右筆致て祇候令披露、御評定始之發言は、一年充番に回て、三ヶ條何をも有意見、上古には勝長壽院之事一年、二階堂永福寺事一年各年に被乘之、近代永福寺回祿以後、又院主登營の時應接饗待等大御堂事、毎年披露あり、

又院主登營の時應接饗待等の格別嚴重たりし由見ゆ、十二日、勝長壽院之御門主様、殿官一人、侍法師二人、被召具、綱代與に被召、御車寄三杖許隔て、自御與有御下、自御妻戸十二間へ入御、御酒數獻、御盃の御式題あり、御門主御始あり、公方様門主へ出御之時は公方様有御始也、兒御座へ被參、奉公中も依其人舂祇候、還御之時御中門之御縁迄御出有之、公方様御門主に有御定て、御入室之時、京都様の御猶子に成御申ある也、其頃は

二階堂上野介當院の奉行たりしなり、二階堂上野介は、勝奉行かゝる大刹なりしが成氏古河城に退去し、兩上杉氏も他國へ移轉して此邊漸く荒蕪の地となるに隨ひ、共に衰廢して荆棘の地となり、今は其礎蹟をも存せず

○彌勒堂蹟 境内にありしなり、在蹟詳ならず下皆同じ、元久二年六月實朝武藏國久下郷を堂領に寄附す、

【東鑑】曰、六月廿八日、以武藏國久下郷、被寄進勝長壽院彌勒堂領、按ずるに、久下郷は大里郡の屬、康元元年十二月回祿に罹り、十二月十一日條、其文、前に見えたり、下同じ、正嘉元年八月

造營の企あり、北條前武藏守朝直預れり、八月廿二年正月礎石を居多、一日條、二月立柱、二月、四月上棟、四月廿

○五佛堂蹟 承久元年十二月二位禪尼本願として實朝追福の爲に創建す、本尊は五大尊なり、依て五佛堂と號す、此月實朝の忌日を迎へて供養あり、【東鑑】曰、十二月廿七日、爲二品御願、爲故右府追福、於勝長壽院之傍、草創一伽藍、安置五大尊、(佛師雲慶法師)號之五佛堂、今日迎彼忌日、有供養之儀、明善法印爲導師、康元元年十二月祝融に罹り、正嘉元年八月再建の企あり、北條前陸奥守重時、造營の事を奉はる、

以上の證、五月廿八日、勝長壽院に註す、二年五月落成して入佛あり、院五佛堂本尊等、奉渡新造堂中、

○塔蹟 寬喜元年十月新に創立あるべき爲材木を駿州富士郡に課せらる、【東鑑】曰、十月廿六日右柚入也、被仰下駿河國富士郡、是可爲去三日、大臣家御追善、御塔材木之由、兼雖被定、依三島神事、延及今日也、二年十月礎石を居る、

十月六日、右丞相十三年御追善、十一月、上棟あり、北條武藏守泰時監檢す、十一月十一日、勝長壽院内新造塔婆上棟、武州監臨、又九輪を上る内、塔婆上九輪、

十二月供養あり、賴經及び夫人參詣せらる、是實朝十三年の忌辰追福の爲なり、但明年正月廿七日正忌日なれど今年此事に及ばれしなり、十二月廿五日、勝長壽院新造塔供養也、已尅將軍家御出、(御布衣)御臺所同車、相州・武州已下數輩供御(布衣騎馬)午一點有供養之儀、是故右大臣家、十三年御追善也、行西奉行之、正日雖爲明年正月廿七日、有沙汰被引上之、導師、當

院別當卿法印良信、願文、文章博士菅原三年二月始て修正公良朝臣草之、酉一尅御佛事訖還御、

會を行ふ始被行修正、導師良信法印、二月九日、於勝長壽院内新造塔、康元元年八月火災に罹り正嘉元年造立の企あり、北條政村が預りとす

證上に見、二年正月在所を東山麓に轉じ、院御塔、改本在所、以東山麓、

二年柱立、二月十八日、四月上棟の儀あり宗尊親爲其所、

塔婆立柱也、四月十九日未尅、勝長壽院三重塔一切經藏等布衣列居本堂前、大工給御馬三疋(一疋置鞍)、御衣(三衣)等、引頭辨長等、給一疋(置鞍)一領、及薄暮還御、廿五日、勝長壽院

○一切經藏蹟 創立の始詳ならず、康元元年十二月火災の時經卷は災を免る、正嘉二年四月上棟塔上九輪

以上【東鑑】其、○南山小御堂蹟、附御堂御所蹟、此堂は右大將賴朝、息女早世の時其菩提の爲創立の意ありしが果さずして逝去あり、後二位禪尼其志を繼て創建せる所なり、證下に、新御堂とも稱し、本尊彌勒を安ぜり、貞應二年二月城内の奥地を點檢し、營作供養等の時日を下守せらる、

【東鑑】曰、二月廿七日、二位家、(平政子)點於彼御亭有時日定、知輔・親職・晴賢・忠業・泰貞・宣賢・重宗、各擇申云、事始(木造地曳)二月廿九日壬寅、居礎四月六日戊子立柱上棟、十九日辛卯、者又御移徒七月廿六日丁卯、御堂供養八月廿日庚寅之由、親職別擇申也、伊賀二郎左衛門尉光宗、

令奉行此事云々、件地者、三月三日、勝長壽院自當御居所當南方也、

三月地神を祭る、院奥地、今日被行土公祭、是爲二品御願、

四月上棟の式を行はる、四月十九日可被立御堂之故也、

勝長壽院奥御堂、同傍御亭等上棟也、隱岐入道行西伊賀二郎左衛門尉光宗等奉行なり、

八月廿日、南新御堂供養、本尊彌勒像也、是師は定豪なり、

梵宇右將大將姫君、御早世之時爲御追善、既欲被建立之處、幕下薨御之間、今被果彼御素願、當日奉行、民部大夫行盛、進士列官代陸邦也、

導師辨僧正定豪、御布施三十物百也、奥州、式部大夫朝時、按ずるに【海道記】に新駿河守重時朝臣、以下人々着廊給、

御堂とあるは則此堂なり、光行今年四月造營中來りし事なればかく書せしなるべし、

其文寺の總、寬喜二年七月二位禪尼の月忌に依て法會あり、

賴家の女、竹御所と稱人な、

參詣して聽聞せらる、七月十一日、二位家御月忌、於南山爲御聽、

三年七月又然り、七月十一日、二位家御月忌、於南山開渡御、

小御堂、被修佛事、導師求佛房也、御臺所渡御、相州・武州參給、

此月恒例の一切經會あり、是も禪尼追福の爲なり、

例一切經會也、兩國司又以詣給、

嘉禎三年七月禪尼十三年の忌景に依て佛事を修す、七月十一日、二位家南小御堂、被修御佛事、導師東北院僧正圓玄、將軍家無出御、匠作、京兆參給、大夫判官景朝、(平禮茶染狩衣)爲奉行、候

御堂西大床、按ずるに、時房去年三月、修理權大夫に叙し、泰時も同年十二月、左京權大夫に任ぜり、其後星霜を歴て頽廢せしかば、建長三年八月、賴朝紀州雜賀庄を以て修理の料に宛、不日に功を終へべき旨、備後前司康持に下知す。八月六日、勝長壽院小御堂者、故禪定二位御家遺跡、濫觴異他、然近年及破壞其蹟已欲改、仍爲被加修理、以紀伊國雜賀庄、募料所、於不日可終功旨、今日被仰備後前司康持附。○御堂御所蹟

貞應二年小御堂と同時の造營なり、四月上棟あり。其文上 七月落成して二位禪尼移徙せらる。二位家新造御亭號(御堂御所)、御移徙也、被嘉祿二年三月、賴家の女、如略水火、陰陽大允親職候反閉、【東鑑脫漏】曰、三月十五日、法經筆立聽聞として來臨あり。竹御所、爲如法經筆立御聽聞、御出御堂御所、○御佛堂蹟 廊御堂と號す、是も前と同時の造立なり、八月造畢して賴朝の守護佛を以て本尊とし、則供養を遂らる、導師は親慶なり。八月廿二日、二位家新御所、御持佛堂(號廊御堂)、造畢間、被奉安置本尊(雲慶作)是右大將軍御平世時御本尊也、即今日被遂供養、導師内大臣僧都親慶、按ずるに、三浦郡芦名村淨樂寺本尊彌陀は雲慶の作なり、古は賴朝祈願所の本尊にして、鎌倉へありしと云傳へ、且其寺の院號を勝長壽と稱すれば、古當寺は因みなどありて、此堂廢せし時、本尊を彼寺に移したるも知へか。九月、畫像の地藏を供養す。九月廿四日、於二品御持佛堂、被供養繪像地藏菩薩、導師大進、

今又尋ね出してぞ下られける、是は義朝の年來召仕はれける紺搔の男、平治の後は、獄舎の前の苔の下に埋もれて、後世弔ふ人もなかりしを、時の大理に逢奉り申請取落いて、兵衛佐殿は流人でおはすれ共、未頼母數人なれば、尋ね給ふ事もこそもあれとて、東山圓覺寺と云所に、深く藏めて置たりしを、文覺尋ね出して頸に懸、左紺搔の男共に、相具してぞ下られける、聖今日すでに鎌倉へ入と聞えしかば、源二位相模河の端まで御迎に參られけり、色の姿に出立て鎌倉へ歸入らる聖をば大床に立我身は庭に立つて、父の首請取給ふぞあはれなる、是を見奉る大名小名、皆袖をぞぬらされける。

【源平盛衰記】に載る所も又異同あり。曰、義朝の首獄門に靜て後文覺上人を使として奏聞して申賜給けり、彼首は東の獄門の前の樗木に係たりけるを、紺五郎と云紺搔の有けるが下野守存生の時は折々に參りて、深く懇申ければ、不便の者に被思けるが其情を忘れず、博士判官兼成に付て、年來哀不便と思召す人なり、久獄門に被梟て曝恥給事、目もあてられず、悲侍今は給納置候へかし、孝養仕らんと申たりければ、兼成大理に申御免有て紺五郎申給て、左の獄門の乾の角に、墓を築て埋たりけるを、今度掘起して見ければ、額には義朝と云銅の銘を打たり、正清が首も同く在けり、左馬頭義朝には贈官あり、補太政大臣、首をば蒔繪の手宮に入れて、錦袋に裏、文覺上人頸に懸たり、正清が首をば、檜木の桶に入れて、布袋に裏、弟子の僧が頸に懸、公家より御使には宮内判官公朝を副られたり、文覺下ると聞えければ、御迎にとて、御使片瀬川まで參たり、既に鎌倉に下着ありければ、佐殿は庭上に下り向給て、上人の馬の口を取給ふ、只今父下野守殿の入給と思給けるにや、涙を流して左の袖をひらきてぞ、義朝の首を

僧都親基、布施御衣一領、並一重一裏。○左馬頭義朝墓 所在詳ならず、【東鑑】に據に文治元年八月、賴朝先考の廟を安置せんが爲當院草創の事、潜に奏聞ありしに法皇賴朝の勳功を歡感の餘り、廷尉に勅して東の獄門の邊より義朝の首を尋出され、江判官公朝を以て鎌府に贈らせらる、賴朝稻瀬川の邊に出迎へて是を請取らる。八月三十日、二品本之處、未盡水菽之酬而平治有事、嚴闕天亡給之後、以每日轉讀法華經、被備後追福、而今極榮貴給之故、今被企一伽藍作事、可安先考御廟於其地之由、御存念之間、潜被伺奏此由、法皇亦歡感勳功之餘、去十二日、仰判官、於東獄門邊、被尋出故左典廡首、相副正清(號鎌田二郎兵衛尉)、首、江判官公朝爲勅使被下之、今日公朝下着、仍二品爲奉迎之、參向自稻瀬河邊給、御遣骨者、文覺上人門弟僧等、奉懸頸、二品自奉請取之、還向于時改以前御裝束(練色水干)着、素服給、按ずるに【平家物語】には義朝の年來召仕ける、紺搔の男平治逆亂の後義朝の首、獄門の前にありしを乞請て東山圓覺寺に納め置けり、然るを文覺尋出して頸に懸て是を請取しと云ふ。曰、八月廿三日、高雄文覺坊故左馬頭に懸、鎌田兵衛が頸をば、弟子が頸に懸させ、關東へぞ下られける、去ぬる治承四年七月に、謀叛をすしめ申さん爲に、聖そよなる鬪闘を、一、白い布に裏んで、奉られたりけるが程なく世を討取て後、一向父の首と、信せられたる所に、

ば請取給ける、正清が首をば娘ぞ是を請取ける、哀は何もとりどりなり、大名小名、皆庭上に下り居つ、各袖を絞りけり、誠に會稽の耻を雪めたりとぞ、見えたりける。九月、義朝の遺骨を境内に埋葬せられ賴朝來臨あり、但供奉の諸士をば境外にとどめられ義朝に舊好の士兩三輩を召具せらる。【東鑑】曰、八月廿日、專光坊依召自伊豆國參上、是故左典廡御遺骨、自京都可到着之間、可奉安南御堂之間、事爲令致沙汰也、九月三日子魁、故左典廡御遺骨、副正清首、奉葬南御堂之地、路次被用御輿、慧眼坊、專光坊等、令沙汰此事也、武藏守義信、陸奥冠者賴隆、御輿二品(着御素服給)、參給、御家人等多難供奉、皆被止郭外、只所被召具者、義信、賴隆、惟義等也、武州者平治逆亂之時、爲先考御供、(于時號平賀冠者)賴隆者亦其父毛利冠者義隆、相替亡之者之御身、被討取訖、彼此依思食舊好、被召拔、是等の事又歡聞ありて左少辨兼忠を勅使として、正二位内大臣を贈らせらる。【平家物語】曰、石殿のさかしきを伐と供養して、勝長壽院と號せらる、公家にもかやうの事共を聞し召て、故左馬頭義朝の墓へ、内大臣正二位を贈らる、勅使は左少辨兼忠とぞ聞えし、賴朝卿武勇の名譽、長ぜるに依て、身を立、家を興すのみならず、亡父尊靈、贈官贈位に及ぬることぞ、義朝は廷尉爲義の嫡男にて平治元年十二月右衛門督信賴に同意し、六波羅の合戦に敗北して明る永曆元年正月尾州智多郡野間庄長田庄司忠致が宅にして害せらる、忠致其首を京都に奉りしかば大路を渡して東の獄門に懸られしなり。事は平治物語に詳なり。○鎌田兵衛尉

正清墓 是も所在を知らず、義朝の遺骨に添て正清が首を鎌府に贈られしを共に境内に葬りし事【東鑑】に見えたり其文前條、正清は權守通清の子なり、義朝と同時に忠致に害せらる、○南新法華堂蹟 二位家法華堂とも號す、二位禪尼の墳墓堂なり、嘉祿二年四月賴經如法經一部を奉納あり【東鑑脫漏】曰、四月四日、如法經御奉納右大將、右府將軍、二品、三箇之法華堂、各一部、按ずるに、此年二月廿二日、如法經筆立あり、蓋此經を奉納ありしならん、筆立の事、御堂御所の條に載す、曆仁元年十二月歲末に依て北條修理權大夫時房・同前武藏守泰時以下の輩參詣す【東鑑】曰、十二月廿八日、匠作、守宮内少輔等、被參右大將家、二位家・右京兆等、法華堂爲歲末之故歟、駿河前司・毛利藏人大夫入道・甲斐守・秋田城介參會、按ずるに、宮内少輔、また其人延應元年五月北條泰時の沙汰として禪尼追福の爲堂傍に浴室を建て、六齋の日に毎に僧徒をして入浴せしむ、其薪等雜掌の結番を定め、提書を出して所課の人々に示す五月廿六日、前二位家御得脱、被積作善事、年々歳々未緩、其中於彼法華堂、傍、被建温室、令結番薪等雜掌人、毎月六齋日、可浴僧徒之由在沙汰、仍誠後年退轉今日被定置文其狀云、南新法華堂、六齋日湯薪代錢支配事右期以前、頭人之許ニ可令沙汰進之由面々所被仰下也、隨到來テ請之テ、寺家ニ令進納テ、可令取進返隨也、若期月の十日を過まで、不辨進、及遲々事有ん時

は、爲頭人之沙汰天、擧錢を取て、先寺納ニ令進納テ後、其憐念人々の手より、不論日數之久近、以一倍テ可令徵取也、其人若不致一倍之辨テ、猶以令難澁者、頭人儘可令申事由也、其時所領を召テ、傍輩の憐念を、可被澁者也、但頭人若私の恨を重、御公事の功を輕くして、彼憐念の咎を隠テ、不訴テ、寺家の訴訟に令及者、憐念の人を聞て、頭人の所領を可被召也、兼又此所課に限ては、如此被定置之後、相互に分限の大を論じて、令痛之輩あらば、是又可被行其科者也、一人若難澁之詞を出さば、傍輩皆以可成習之故也、其初テ發言の人を、重く是を可被澁也、何況則爲頭人之身、不法を致さん人に於ては、永可被弁置也、凡謂事之濫觴、候于關東之諸人、不論貴賤、上下成安堵之思テ、各一郷一村をも、令領知事者、偏是二品禪定靈之御恩德之所然也、有らん輩、誰不知思之誠哉、而此最少の所課に於ては、或は忘却の由を陳じ、或は過分之儀を稱て、若は遅々せしめ、若は令對捍テ聖靈の御爲に疎略を致さん事、是只可類于木石者也、於木石之類者、恩顧を施してそれ何詮かあらん哉、然則至于不法之人々者、所帶をあたらしめられん事、更無所拘也、各可令存知之由、具に可被相觸也、者仰旨如此、誠可恐惶、所詮此巨細の仰を召承、聊も憐念に及者、定て被貽恨者也、早此御下細狀を令書寫テ、各座右に令並テ、常可被備廢忘歟、有始無終者、古人之所誡也、今日物雖驚之、後年者漸々心をゆるくせん者歟、必其終を慎て、永可令通後勤給、能々可有思慮事也、不可准普通儀候、仍執達如件、延應元年五月廿六日、左衛門尉盛綱、建長二年十一月北條陸奥守重時、同相模守時頼參拜す、十二月廿九日、奥州・相州、令巡禮右大將家、右大臣家、二位家、并右京兆等、御墳墓堂給、後藤佐渡前司、小山出羽前司、三浦介、出羽前司、刑部大輔入道等參會、此後の事所見なし、○二位禪尼如實

墓 【東鑑脫漏】に嘉祿元年七月逝去し、御堂御所の地にて茶毘せし事見ゆ七月十一日丑尅、二位家薨御、六十九、是前大將軍後室、二代將軍母儀也、二日辰尅、二位家御事有披露出家男女淑々焉、民部大夫行盛、最前遂素懷畢、戌尅於御堂御所之地、而奉火葬、御葬事者、前陰陽助親職朝臣、令沙汰、但自身不參、進門生宗大夫有秀、今其墳墓詳ならず、禪尼は北條遠江守時政の女にて賴朝の室、賴家・實朝等の母なり、承久元年正月實朝害せられ、將軍賴經幼稚たるに依て禪尼籠中に在て政を聽事七年なり、世に尼將軍と稱す、○右大臣家法華堂蹟 【東鑑】に實朝を當院の傍に葬りし由載たれば法華堂も此地たる事勿論なり、嘉祿二年四月如法經奉納あり【東鑑脫漏】其文前に註す、建長二年十二月重時時頼參詣あり【東鑑】南新法華堂條に註す、正嘉元年八月大慈寺供養導師の事、建議ありて六人の僧名を記して當堂別當の許に遣し、七ヶ日護摩を修するの後其一を執て導師を定めらる八月廿一日、大慈寺供養、曼荼羅供、大阿闍梨事有評議、人々意見雖不同、任建長之例、三位僧正賴兼、安祥寺僧正良瑜、若宮別當僧正隆辨、松殿法印良基等、可被定云々、彼書六函、被遣本願聖靈右大臣家法華堂別當之許、候修七箇日護摩之後、可執進一合之由被仰下廿八日、法華堂函之内、一合取進、披覽之處、三位僧正賴兼名字云々、○右府實朝墓 承久元年正月實朝右大臣拜賀として鶴岡社參の時別當公曉窺ひ來て是を弑し、其首級

を携て遁る【東鑑】事は鶴岡八幡の條に詳載す、故に葬埋の時五體不具なるに依て前日兵衛尉公氏が賜はる所の髮の毛を以て頸として棺に藏め、當院の傍に葬す【東鑑】曰、正月廿七日、公氏候御髮之處自披御鬢一筋稱記念賜之云々、廿八日戌尅、將軍家(實朝)奉葬勝長壽院之傍、去夜不知御首在所、五体不具依可有其禪、以昨日所給公氏之御髮用、實朝は賴朝の二子なり、建仁三年九月征夷將軍に補せられしより次第に昇進ありて建保六年十二月右大臣に任じ明る承久元年正月薨す、治世十七年なり、按ずるに扇谷村壽福寺にも實朝の墓あり、是は同寺開山榮西二世行勇、共に實朝殊に歸依せし僧なれば此僧等彼菩提を弔はん爲に建し所なるべし、遺骸を收めしにはあらず、○別當坊蹟 當職の事【東鑑】正治元年の記五月十七日、其文下に註す、に始めて見えたれど草創の時より置れしなるべし、又住僧の事實同書に所見するもの慧眼房を始とす、此僧正治元年五月職を辭して上洛せり五月十七日、勝長壽院別當、慧眼房、是より先建久二年九月義朝の爲當院にて佛事修行の時導師たり九月三日其文前に註す、三年四月後白河法皇御追福の御佛事に、兩度導師を命ぜらる四月四日、三十七日御佛事也、導師慧眼房阿闍梨、按ずるに、去月十三日法皇崩御あり、廿八日、法皇三十五日御佛事也、慧眼房阿闍梨、爲御導師、五年閏八月志水冠布施被物二重、御馬一疋、(鞍置)

者義高追善の時請僧の員に入れり閏八月八日、今日爲志佛經云々、請僧阿闍梨慧眼、按ずるに、此日彼岸の佛事結願なり、是皆在職中の事なるべし、慧眼房上洛の後六月正治元年其讓りに依て鶴岡供僧定豪補任せらる六月二日、法橋宣豪、補勝長壽院別當職、是日此僧は辨法橋忍辱仙大僧正と稱す、民部權少輔延俊の子にて兼豪入室灌頂の弟子なり、當職中祈禱導師等を勤めし事あり正治元年六月廿日、姫君三幡、遷化云橋爲戒師、建保元年四月廿八日、爲御祈禱、於鶴岡可轉讀大般若經之由云々、此外勝長壽院別當法橋定豪、大威徳法、按ずるに、是和田義盛が謀叛の狀顯れし時なり、此外貞應二年八月廿日、小御堂供養の導師を勤む、其文小御堂條に註す、承久二年正月鶴岡社務職に轉す元勝長壽院別當、補鶴岡別當職鶴岡社務職次第、同時僧親慶を以て其闕に輔任せらる東、正月廿一日、以内大臣僧親慶は内大臣忠親の子なり貞應二年八月境内持佛堂入佛供養の時、導師を勤む、東鑑其文持佛堂蹟の條に註す、元仁元年七月廿四日親慶卒し七月廿四日未起、勝長壽院別當内大臣僧都親慶入、八月良信補任せらる八月八日、大藏卿僧都良信、補此僧は大藏卿僧都と號す、嘉祿元年五月召にて前任定豪等と柳營に參會し、疫癘を攘除す

べき事を議す東鑑脫漏曰、五月一日辨僧正定豪・大藏卿陰陽權助國通等、依召而參會、二品以行西被仰出云、當時世上病死者及數千、爲攘其災、心經尊勝陀羅尼各萬卷、被書寫供養、且何様可爲哉可計申云々、僧正申云、囑千口僧、可被講讀一千部仁王經歟、又僧正法印申云、嗟哉天皇御宇疫癘發、五畿七道天凶之族甚多、仍染宸筆令御書心經給、以弘法大師被遂供養云々、就之心經等書寫之事可宜之由、有其沙汰云々、二年七月二位禪尼周關の佛事に導師を勤む東鑑脫漏其文前に引す其後も屢祈禱導師に撰げし事あり、安貞元年二月十五日、武州於持佛堂、令行涅槃會云々、大藏法印良信、讀舍利講式、東鑑曰、寬喜三年四月十一日、天變御祈禱修法、始行之云々、一字金輪、經法印、嘉祿元年二月十八日、辨僧正定豪、於本坊供養一切、導師與福寺東南院法印公宴、呪願大藏卿法印良信也、十月廿九日可奉造畢之由、千鉢藥師像、一尺六寸、羅喉星忿怒形相、乘青牛左右手捧日月、計都星忿怒相乘龍左手捧日、右手持月、御木名星藥師像、入夜被修計都星祭元文朝臣奉仕之、廿日佛師康定、去夜奉造畢、尊形千體藥師、祇存星羅計二星等也、仍今日早且奉渡于卿法印良信本坊、即爲導師展開眼供養之儀、藤内判官定員、行向彼坊奉行之、兩國司渡御、以卷絹十疋南庭一、被充御施物、按ずるに、兩國司、執權泰時時房なり、延應元年五月五日、依御不例事、被充御祈禱、北斗護摩、大藏卿法印良信、仁治元年正月八日、被行天變御祈禱、摩云々、八字文殊、良信法印、寬元元年六月十六日、深澤村建立一字精舍、安八丈餘阿彌陀像、今日展供養、導師卿僧正良信、按ずるに、深澤は今長谷村の小名なり、七月十五日於

御持佛堂、有孟蘭盆、導師卿僧正、二年正月八日、天變御祈等被修之、藥師大藏卿僧正、五月廿九日、爲若君御祈被修十壇炎魔天供、一壇大藏卿僧正、六月四日、炎早依涉旬、被修十壇水天供、權僧正良信、今日於大殿御方、奉爲後鳥羽院御追善、日來被摺寫法華經百部、此形木即所被影彼宸筆也、仍今日被遂供養、大藏卿僧正良信爲導師、請僧七口、三年二月九日、窮冬廿七、八兩日、客星出現事雜範朝臣進勤文、忽符合于晴茂申狀之間、直蒙御感仰、頃之大納言家、入御卿僧正御堂壇所、召出雜範勸文函、令見子僧正并院圓法印等給、是得其意爲令抽御祈丹誠也、廿五日、被行大殿御不例御祈禱等、七壇藥師御修法也、一壇卿僧正、六月三日、被修法華五種行、導師卿僧正良信、是後鳥羽院追福也、八月廿一日、勝長壽院別當僧正良信、修冥道供、四年三月十四日、信濃國善光寺供養也、大藏卿法印良信爲導師、四月十九日、武州御不例事危急之上、執權既及讓補儀之間、今日被落飾畢、大藏卿法印良信爲戒師、此外寬喜二年十二月、塔供養、三年二月、修正會等の導師を勤めし事あり、其文、安貞元年十二月護持僧等の結番を定められし時、良信月の中旬に當れり東鑑脫漏、十三日、護持僧陰陽師等、被結番云々、建長五年四月別當中旬大藏卿法印、大進僧都常陸律師、建長五年四月別當職を辭し、廿三日卒す四月廿三日、勝長壽院前、年八十一、此月最信を以て當職とせらる四月十六日、權少僧都最、正、嘉元年九月造營の事に依て宗尊親王敎書を賜ふ寺の惣、文應元年八月親王不例により七座の修法あり、信其

一に撰ばる八月八日、依御備以七日頃德被修七座法、安祥、已下也、按ずるに、七東鑑に載する所爰に止りたれば、此後の世代詳ならず、常樂記に貞和二年五月別當聖惠寂せし事、五月十一日、大御堂別當、宮僧正、及文和元年十月候人定潤など記せり十月大納言權僧正定潤、享徳の、頃は足利成氏の弟成潤別當たりしが、三年十二月上杉長尾の輩に一味し、野州日光山に赴き衆徒を催て成氏に敵對す鎌倉大草紙曰、勝長壽院殿は、御弟にて、御所方一味にて、衆徒を催されける、敵と、其後斷絶に及びし年代詳ならず、○供僧坊蹟、當院供僧の員數院號等都て詳ならず、今東鑑に載る所の事蹟を以て爰に採録す、文治三年三月僧聖佛當職に補入せられ、關東繁榮の祈禱を命ぜらる三月八日、南都周防得業聖佛、依召參向、爲、今日二品有御對面、直及御問答、仰曰豫州者欲濫邦國之凶臣也、而逐電之後、搜求諸國山澤、可誅戮之間、度々被宣下畢、然者天下尊卑背彼之處、貴房致祈禱、剩有同意結構之聞、其企如何、者聖佛答申云、豫州、爲君御使、征平民刻、合戰屬無爲之様、可廻祈禱之旨、懇懇契約之間、年來抽丹誠、非報國之志乎、爰豫州稱蒙關東譴責、逐電之時、以謂師壇之好、來南都之間、相構先遁一旦害、退可被謝申于二品之由加諷詞、相副下法師等、送伊賀國畢、其後全不通音信、謂祈請不祈謀

叛、謂諷詞和逆心、畢彼何被處與同哉、凡情案關東安全、只在豫州武功賦、而聞召讒訴、忽忘奉公、被召返恩賞之地之時、發退心之條、人間所堪可然事歟、速翻日來御氣色、就和平之儀、被召還豫州、兄弟令成魚水思給者、可爲治國之謀也、申狀更非引致之篇、所求天下靜謐之術也、者二品依感得業直心給、早爲勝長壽院供僧職、可抽關東御繁榮御祈禱之由被仰命、四月法皇御不豫に依て當國中寺々の供僧等に百部大般若經轉讀を命ぜられし時は勤仕す【東鑑】其文 四年十月宿堂の僧當院參詣の歸路に頓死せしを供僧良覺埋葬す 十月十日、窟堂聖阿彌陀佛房、詣勝長壽院禮佛退出之後、於路頓滅、則爲當寺供僧良覺沙汰、入棺亥刻葬送、建久元年五月日一條能保が室、追福の佛事を修せられし時聖佛導師を奉る其文、寺の總 二年閏十二月供僧等幕府に於て千卷觀音經を讀誦す、頼朝自ら酌を取て酒を與へらる閏十二月十八日、於幕府被讀誦千卷觀音經鶴岡并勝長壽院供僧等奉仕之、被勸酒於彼僧等、自令取酌給 三年五月日法皇七々日御佛事、百供僧の時供僧十三口を加へらる證寺の總 四年三月法皇周關の御忌景、千僧供養にも其員に加はれり 三月四日、來十三日法皇御周關各可參上之由、被仰觸寺々々々、按 六月早魃により命を受ずるに、七寺の内、當院を載す、按 六月早魃により命を受け祈雨の法を修す 岳勝長壽院、永福寺供僧、奉祈雨之法、五年十月日廿五、聖佛如法經十種供養の願文を草す寺の總 説に詳

載十一月鶴岡社頭にして足利上總介義兼、兩界曼荼羅供養の時當院の僧侶十口出座す鶴岡社藏、應永十三年の文書に見ゆ 元久二年院領の内配當ありの條に載す、建保元年十月變異の事により祈禱を命ぜらる十月十四日、依去夜變異、可致御祈禱之由、爲廣元朝臣奉行、被仰付鶴岡、勝長壽院、 寛元の頃當院及鶴岡八幡宮永福寺等の供僧補任の時は其僧受法等の事、互に尋問ありて後補任するを例とせり【鶴岡社務職次第】曰、或記云若宮大御堂、二階堂、此三ヶ所供僧職補任時者、三ヶ所別當方、彼仁鉢受法等、無子細哉否由、相互被尋問事、先補大御堂供僧職時者被尋若宮二階堂時、自兩所受法以下無相違仁之由被申時、被補之、下略、按 弘長元年二月鶴岡仁王會の時供僧等請僧を勤む、又尊俊・俊承の二僧も是に加へらる二月廿日、今日於鶴岡八幡宮、被行仁王會云々、諸僧百口、勝長壽院、永福寺大慈寺、鶴岡等四箇所供僧分、八十三口、十七口者、長福寺・安祥寺兩僧正并左大臣法印嚴惠等、宿老僧綱等、爲宮寺計請加之云々、請僧勝長壽院聖尊云々、勝 〇文覺屋鋪蹟 大御堂谷の西にて座禪川に邊せり潤一町許今陸田を 神護寺の文覺が居蹟なりと云傳ふ、按するに壽永元年文覺江島辨財天勸請の時四月幕布に來り【東鑑】曰、四月廿六日文覺上仁、依七箇日、昨日退出、其間請參營中、自去五日參籠江島、歷三斷食而懇祈碎肝膽由申之、又文治元年八月下向の事【平家物語】其文

前引あり、是等の時に設し旅館の蹟なるべし、〇鳥山六郎重保石塔 琵琶橋の南方路傍にあり、五輪にて明徳五年霜月三日大願主道友と彫れり、後人の建る所なり按するに、明徳四年は、重保討死より、百八十九年の後なり、重保は次郎重忠の長子なり、元久二年六月北條時政が室の讒により由比濱の邊にて佐久間太郎に誅せらる六月廿一日、牧御方請朝雅、去年爲鳥山六郎被誅口 讒訴、被讒曾之、可誅重忠父子之由、内々有計議云々、廿二日寅尅、鎌倉中驚遽、軍兵競走于由比濱之邊、可被誅謀叛之輩鳥山六郎云々、依之奉仰、以佐久間太郎等相圍重保之處、雖爭雌雄、不能破多勢、主從共被誅、文明十八年十月僧萬里此塔邊を過りし事、【梅花無盡藏】に見えたり曰、文明龍集丙午十有八年、小春二十四日云々、 望人丸石於山嶺、指六郎之五輪於路傍云々、【鎌倉志】に塔の西方を鳥山屋鋪と云傳ふ、是も重保が舊宅ならんとあり、今土人此傳を失ふ、〇人丸塚 村南田間寛政四にあり、人丸塚とも稱す、塚高六、上に碑あり、年建、景清娘人丸塔と鐫れり、土人の傳へに惡七兵衛景清が女、人丸姫を龜谷龜谷は隣村扇各の屬なり、古は此邊まで通じて龜谷と唱へしも知べからずの長に預けられし事ありと云る由【鎌倉志】に見えたりされど其事古記に所見なし、又【梅花無盡藏】には人丸石と記せり其文前條に載す

新編相模國風土記稿卷之八十六終

新編相模國風土記稿卷之八十七

村里部 鎌倉郡卷之十九

山之内庄

〇大町村於保末知牟良 江戸より行程十三里、小坂郷に屬す、鎌倉繁榮の頃は此邊悉賈區にして大町の名は居住の商賈が多少をもて夷堂橋を境とし、以北を小町と唱へ以南を大町と稱す、其中央の通衢を大町大路と呼び、其他米町・辻・名越・魚町・武藏大路等の町名あり、【東鑑】建保元年五月二日和田合戦の條に、大町大路・米町・辻等の名見えたり曰、建保元年五月二日、武田五郎信光、於若宮大路米町口、行逢于義秀云々、又於米町・辻・大町大路等之所々合戦、又三日の條に武藏大路の名を擧げ 三日辰刻、曾我・中村・二起、各陣于武藏大路、此日義盛重て御所を襲んとせし條に、及稻村崎邊云々、【東鑑】同日義盛重て御所を襲んとせし條に、名越の名見ゆ、又同時町大路に上總三郎義氏陣を張と記し三日、義盛重擬襲御所、然而若宮大路者、匠作武州防戰治、名越者近江守頼茂、町大路者上總三郎義氏云々、各張陣之間、無據于擬襲、仍於由比浦、法眼辨覺と中山太郎行重、町大並若宮大路、合戰移時云々、

路に戦ふと見えしも當所の事なり 日光山別當法眼辨覺、引率弟子同宿等、於町大路與中山太郎行重相戰、小時行重逃走云々、按ずるに、本書或は町邊と載たるも見ゆ、地形を考ふるに、是も此地を云ふなり
 建長三年十二月鎌倉中在々處々小町屋の買賣を禁じ、更に小町屋七所を定置く、大町米町其中にあり 建長三年十月鎌倉中在々處々、小町屋及買賣之事、可加製禁之由日來有其沙汰、今日被置彼處々、此外一向可被停止之旨、嚴密觸之被仰之處也、佐渡大夫判官基政、小野澤大夫入道光蓮等、奉行之云云、鎌倉中小町屋之事、被定置處々、大町・小町・米町・龜谷・和賀江・大倉・乘和飛坂、山上不可繫牛於小路、文永二年三月事、小路可致掃除事、建長三年十二月三日、文永二年三月鎌倉中散在町屋を止め、九所を免さる、大町・穀町・魚町・武藏大路下等其中にあり 文永二年三月五日、鎌倉中、被止散大路造屋、同被停止之、且可相觸保々之旨、今日可被仰付于地奉行人等、小野澤左近大夫入道也、町御免所之事、一所大町、一所小町、一所魚町、一所穀町、一所武藏大路下、一所須賀賀江橋、一所大倉辻、按ずるに、本書九ヶ所と記すれど、其數七所なり、九は七の誤寫なるか、或は二所の地名を脱せしにや、戸數三十四、東西二十町餘南北五町許、東三浦郡久野谷・小坪二村、西、本御入國の後御料所にて鶴岡八幡宮領交れり、毎年十二月廿八日より晦日迄を市日とす、鶴岡八幡大門通の置石町西にあり、
 ○高札場 ○小名 △町小路 東鑑大町大路、町大 △米町 東鑑或は △辻町 △魚町 已上東鑑に見ゆ、前條に註記せり、 △名越

町 或は那古谷に作る、此町より東南北の三方、山頂に至る迄を、總て名越と唱ふ、此地名も東鑑に多く見えたり、
 △長谷小路 下馬橋より、西方長谷村に達するの路次たるが故此唱あり、東鑑に武藏大路と見えしは、即此舊名なり △元田代 比企谷に屬す、此地に田代信綱が建立來、此稱呼起れり、猶村內安養院の條、茲に併せ見るべし、 △峰岸 △岩崎 △かけ澤 △中座町 △松殿町 △傘町
 ○名起山 村東にあり、山頂に登れば南に三浦郡の海濱西に由比ヶ濱・靈山ヶ崎等を望み、遠く富嶽に對して最勝景なり、建永元年二月將軍實朝此山邊の雪を遊覽あり 東鑑曰建永元年二月四日、將軍實朝此山邊の雪を遊覽あり、軍家爲覽雪、御出名越山邊云々、嘉禎元年六月五大堂二所村にあり、供養の前此山にて南方高山祭を行はる 嘉禎六年六月廿八日、新造精舎供養之間、爲避魔障、被行南方高山祭、於名越山上、辨法印良算奉任之、毛利左近藏人親兄、爲御使云々、
 ○衣張山 東北にて淨妙寺村に跨れり、 ○佐竹山 名越の内にあり、山の形扇の地紙に似て、中に三本の嚙あり、左右を合て五本骨の如し、此所佐竹秀義より代の屋鋪蹟と云ふ、今大寶寺域なり、當所に昔佐竹氏の靈社ありしが、後年村內天王社に合祀す 事は天王社の條に併記す、
 ○天狗堂山 乾方にあり、往昔愛宕社ありしと云ふ、 太平記正慶二年五月の條に、天狗堂に軍ありと見え

しは當所の事なり 曰、かゝる處に、天狗堂と扇谷に軍有と左右へ別て、馳向覺て、馬烟夥しく見えければ、長崎父子んとしけるが云々
 ○甲山 西方にて長谷村入會なり、
 ○名越切通 東方三浦郡久野谷村の界にありて峠を界とす、左右より覆たる巖二所あり、 鎌倉志に里俗是を大空洞 於乎保古乎保と云ふとあり、 東鑑天福元年八月の條に名越坂とあるは此道なるべし 曰、前濱有死人、是被殺害者也云々、御人等、武藏大路・西濱・名越坂・大倉・横大路以下、固方々途路、有犯科者否、可搜求其内家々由、被仰下之云々、按ずるに、今猶隣村三浦郡久野谷村にては名越坂と呼べり 又北方の山間に淨妙寺村に通ずる孔道あり、○名越ヶ谷 東方名越町より東南北三方に亘りて總名とす、 ○松葉ヶ谷 名越谷の内東方四所の谷を云ふ、其内三ヶ所は長勝・安國・妙法の三寺域となれり、池上本門寺傳に日朗元應二年正月二十一日彼寺中の菴室にて遷化せし時遺言に任せ、當所にて茶毘し、猿島山に塔を立しと云ふ 遠島山は、三浦郡久野谷村の屬にて、今法性寺域にあり、今猶其墳墓を存す ○山王ヶ谷 是も名越谷の内にて往昔此所に山王社 今廢 ありしより名とすと云ふ、
 建長四年二月近邊失火、此社前迄延焼せり 東鑑曰、月八日子刻燒亡、西之壽福寺前、東之名越山王堂前云々、同六年正月又失火し當社邊迄

燒亡す 六年正月十日、西風烈、卯一點濱風、早弘長三年三月月又此邊火災の時當社も燒亡せしとなり 十八日亥刻、名越邊燒亡、山王堂在其中云々 ○六坊ヶ谷 山王ヶ谷に並ぶ、 ○花ヶ谷 松葉ヶ谷の並なり、古傳に昔慈恩寺 今廢 域内花壇あり草花數百種を植う、春秋遊觀の人其花を賞せしより此唱起れりと云ふ、應永中僧一曇が撰せし慈恩寺詩の序に 此刻板圓覺寺塔頭、傳宗卷に藏すと、鎌倉志に見えたるれど、今傳はらず、序全文並に詩篇等、志に見えたる所、藝文部に此地名見えたり 曰、相之治、直東北之交、岡連谷盤、詳載す 此地名見えたり 曰、相之治、直東北之交、岡連谷盤、詳載す
 ○比企ヶ谷 北方にて今妙本寺域及田代觀音堂地の邊を云ふ、按ずるに賴朝の乳母比企禪尼 武州比企郡を請所とす、故に比企禪尼と云ふ、當所 居住の故にあらす、此地に卜居す、據て此名起れり、壽永元年七月將軍賴朝の夫人、産氣に依て比企禪尼の家に入所依御産氣、渡御比企谷殿云々、大橋肥後守貞能平家滅亡の後所々に蟄居し、終に躬づから捕はれとなり此所にて、土の牢に籠られしなり、かくて其子一妙丸後號の孝心に據て賴朝其命を助け、安堵の下文を與て九州に歸さる 浪合記曰、九州の守護、大橋肥後守平貞能、其後宇都宮へ仕て、常州に赴き出家す、又三河國に移て住す其所を大橋と云ふ、然して尾張國熱田に潜居せり、斯て賴朝

貞能を尋しむ、尾張國原大夫體春が、扶助する由聞えしかば、梶原源太景季に仰て、原が城を攻しむ、貞能景季が陣に行て、躬づから捕はれ人となる、景季貞能を擒にして、鎌倉に下る、即比企谷土籠に入る、貞能が妻肥後國にて、生ぜし男子一妙丸(後號貞經)、父が生死を尋、鎌倉に下る、鶴岡の八幡宮に毎日毎夜詣て、法華經を高聲に誦誦し、父の事を祈る事數月なり、容色直人にあらず、此事賴朝の御臺所聞召れ、賴朝卿にかくと告給ふ、賴朝即召て、意趣を問しむ、一妙丸泣て、父が事を詳に上達す、是に依て、貞能が命を助け、先に亡安堵の下文を賜ひ、九州に歸さる、是大友元祖也、先に亡し比企能員の女、讃岐局の靈當所の土中に有て祟をなせし事あり、文應元年十月北條政村が女、其靈氣の爲に惱さる【東鑑】曰、文應元年十月十五日、相州政村息女、煩及自詫云々件局爲大蛇、頂有大角、如火炎常受苦、當時在比企谷土中之由發言、問之人豎身毛云々、文永三年四月甲乙人等數輩、此所山の麓に群集し、鬪諍を起す、夜廻馳向ひ張本を生虜て禁籠す文永三年四月廿一日、群集比企谷山之麓、自未刻至酉刻向飛礮、爾後帶武器起鬪諍、夜廻馳向其所、生虜張本一兩輩、被禁籠之所、殘悉以逃亡、關東未有此事、京都飛礮、猶以爲狼藉之甚、固可加禁過之由、前武州禪室、執權之時有其沙汰、被仰六波羅畢、況於鎌倉中哉可奇、天文三年六月北條氏綱客を請して此所に酒筵を設く、其時饗應の爲前濱にて漁獵を命す【快元記】曰、三日、氏綱社參、即於比企谷有御酒由有沙汰、自其前濱一見是京都奉公之方々、有同心爲其饗應歟云々、於濱召集海人等

打假屋被爲引綱、多魚類共引上云々、同九年十一月北條氏康當所に在陣す、九年十一月廿三日辛亥天暗、以大道寺藏人、昨日之法事以下御感、小袖三重、椽十荷、銀系百把、行器三人、送院家中、即香家・相承・淨國三院、爲御禮屋敷參、○經師ヶ谷是も北方比企谷に續く、妙本寺院家常住院の所在を云ふ、元久二年六月三浦義村此所にて榛谷重朝父子を討つ、【東鑑】曰、元久二年六月廿三日、鎌倉中又騷動、是三浦平六兵衛尉、重廻思慮、於經師谷口、謀討榛谷四郎重朝、同嫡男太郎重季、次郎秀重等也云々、建長五年十二月廿二日經師谷口失火云々、○佐介ヶ谷 西北にあり、介内廣して扇谷村入會の地なり、寛元四年六月前將軍賴經入道歸洛の時當所北條時盛入道勝圓の亭に入【東鑑】曰、寛元四年六月廿七日、入道大納言家、渡御子入道越後守時盛、御出門之儀也、云々、寛治元年正月此亭の後山に光物飛來す、寶治元年正月廿日、越後入道勝圓幕府を出て前に云時盛入道勝圓の亭に入る、又曰、廿中將家、田幕府入御子入道越後守時盛佐介亭云々、文永三年七月將軍宗尊親王歸洛の時又入道勝圓の亭に入る、文永三年七月四日、將軍家、入女房與、可有御歸洛之御出門云々、應永廿三年十月上杉禪秀亂を起せし時管領持氏小坪三浦郡を打出て當所上杉安房守憲基第

【鎌倉大草紙】禪秀亂の條に曰、十月二日持氏は、馬に入る、召し云々、小坪を打出、前濱を佐介へ入せ給ふ云々、其後持氏當所の口々へ勢を向らる、四日佐介の口々へ、御勢云々、此法界別門の遺名、今詳ならず、軍破て館に火懸ければ持氏當所を没落せり、六日佐介の館に、火懸りしかも御供申、極樂寺へ懸り、此介内に天狗堂・東樂・西樂堂・肩瀬腰越を打過給ふ云々、此介内に天狗堂・東樂・西樂堂・屋形・木部ヶ谷・貉澤・貉尾・舞臺・七觀音谷・鍛冶ヶ谷・法修坂・寶蓮寺谷・北斗堂谷・廣澤・松ヶ枝・西ヶ谷・寺ノ内・高橋屋鋪・天王山・諏訪山・坂下・七曲り・土器免など字する所あり、○笹目ヶ谷 西方にあり、古は佐々目佐介ヶ谷の内なりと云ふ、寛元四年閏四月北條經時を當所の山麓に葬す、【東鑑】曰、寛元四年閏四月二日、寶治元年五月十三日、御臺將軍賴嗣の夫人をも經時墳墓の傍に葬す、寶治元年五月所遷化、日來御不例之間、祈禱雖被竭其切、終及御大事也、是故修理亮、晰氏之息女、左親衛乙妹也云々、同十四日戌新御臺所奉送于佐々目ヶ谷、建長三年二月廿繩邊燒亡の時西故武州禪室經時墳之傍也、建長三年二月廿繩邊燒亡の時西方は當所に及ぶ、建長三年二月十日、甘繩邊燒失、從大地相下馬橋、西、佐文永三年正月又此地燒亡す、五日、佐々目ヶ谷燒亡、○黃金窟 故加彌、名越谷の内にあり、○飢渴島 加

知婆 西行橋の南路端にあり【鎌倉志】曰、此所昔より刑多し、斬戮する地なり、故に耕作をせず、飢渴島と名づく、○夷堂川 北より南に流る、座禪川の downstream なり當村にての名義は昔橋邊の北方に夷の社今亡す、廢置の、ありしより起ると云ふ、中程より墨賣川と唱へ南方に至りて閻魔堂川と呼ぶ、幅六橋二を架す、北方なるを夷堂橋、中程なるを墨賣橋、長各六と名づく、共に十橋の一なり、○逆川 源は東方名越谷の内黃金窟邊より流出し、名越町の邊にて名越坂及び松葉谷邊より流來る、小流合して一流となり、西南にて前の閻魔堂川に入る、幅九尺餘より、三間餘に至る、鎌倉に逆川と云ふとあれ、志曰、名越坂より流て西北に行、故に源一條ならず、橋二つ架す、一は逆川橋、長凡と唱へしと云ふ、○西行橋 西北佐介谷より出る小流、此餘大門置石に添たる小流合して一條と、長六尺餘是も十橋の一なり、名義に西行法師の事を附會せし傳あれど信じ難し、又の傳に今の名は裁許橋の誤なり、昔賴朝の時此邊に屋鋪有て訴訟を決斷す、故に其唱ありと云ふ、按するに此屋鋪とは問注所の事にて、今も橋南の路傍に飢渴島と名づくる古昔の刑罪場などあれば、又の傳

因なきにあらず、○下馬橋 前の下流にて西の方置石道に出る所に架す尺、古昔は中下の別稱ありて二橋ありしとなり、今は是のみにて一は所在も詳ならず、建保元年五月和田亂の時、義盛兵盡て前濱に退く時北條泰時勢を率て橋邊を固む【東鑑】曰、建保元年五月二日、義盛漸兵盡窮策駿馬遁于前濱、即匠作揚旗率勢、仁治二年十一月三浦の一族と、小山警固中下馬橋給云々、仁治二年十一月三浦の一族と、小山の輩橋邊に諍鬪す、基綱盛綱等は宥て靜謐す仁治二年十一月廿九日、若宮大路、下々馬橋邊騷動、是三浦一族、與小山之輩有喧嘩、兩方緣者馳集成群故也、前武州太令驚給、即遣佐渡前司基綱、平左衛門尉盛綱等、令宥給之間靜謐云々、寛元四年五月鎌倉中の民靜ならず據て辻々を固めし時澁谷一族及北條時頼此所を固む寛元四年五月廿四日、鎌倉中民不靜、資財雜具運隱東西云々、已被固辻々、澁谷一族等、左親衛令警固中下馬橋云々、建長三年二月廿細邊燒亡の時此地も火災に罹る同書前の條目谷の條に引用す、同四年四月宗尊親王鎌倉に入し時、當所其路次たり建長四年四月一日、路次自稻村崎、經由比濱鳥居下馬橋東行、經小町口、入相州御亭云々、同五年十二月又橋邊燒亡す五年八月廿八日、若宮大路下下馬橋邊、燒亡云々、正嘉元年八月大地震にて所々崩倒し地裂け水湧出せしに橋邊の地中よりは焔燃出しとなり正嘉元年八月廿三日戌刻、大地震有音、神社佛閣一字而無全山岳類崩、入屋顛倒、築地皆悉破損、所々地裂水湧出、中下

馬橋邊地裂破、自其中火炎燃出色青云々文永八年九月日蓮捕はれて鎌倉を出る時此橋邊にて下馬し、鶴岡を遙拜して宗門の驗を顯はさん事を乞ふ【注書】曰、文永八年九月十二日、賴綱以下數百人武士等、來名越小菴、擲取聖人、然後申刻、終出鎌倉日中渡小路如朝敵、若宮小路下馬橋邊下馬、向鶴岡高聲告曰、八幡大菩薩實神歟、日蓮日本第一法華經行者也、一切衆生誦法華經、可墮無間大城、天文三年六月本願爲助申法門也、急顯驗可遂靈山誓言矣、

○石清水ノ井 辻町の西裏、若宮舊地の前にあり、○部屋ノ井 傘町の北裏にあり、四方石にて作る、○日蓮乞水 名越切通に達する路傍の小井を云ふ、昔日蓮房川より鎌倉に來る時、此所にて清水を求しに俄に湧出せしとなり、大旱にも涸る事なしとぞ、鎌倉五水の一なりと云ふ、

○下若宮 辻町の西にあり、往昔當所を由比郷鶴岡と號

今舊號 康平六年八月賴義潛に石清水の神宮を模してす今舊號 此所に勸請ありしを治承四年賴朝鎌倉に入て當所の宮を小林郷松ヶ岡に遷し、夫より彼地も鶴岡と號す、其舊地なれば今に祠ありて鶴岡八幡社職の持とす事は鶴宮の條に詳載す、○祇園天王社 松殿町にあり、永保年中新羅三郎義光の勸請にて神體は秘像と云傳ふ、氏成管領の頃は毎年六月七日公方屋鋪に神輿を渡して神樂を奏し奉幣の式あり、又十四日の祇園會も是と同じ、築地のの上棧敷を構へ舞練物等見物あり【鎌倉年中行事】曰、六大・祇園殿中エ光御車寄御透に被立神輿、御神樂あり、其時御妻戸より御一家一人被罷出、御幣持參、公方様は其妻戸の内にて、有拜御申也、奉公中は御縁に祇候、御絹御帷等、有懸御申也、同十四日御同前、當日祇園會、船共參種々舞物有之、御築地の上に被打棧敷、公 又應永年中佐竹四郎義秀方様御簾中様御見物ある也

○社實】 △古鏡一面 圓徑六寸餘、上二所に銀付の穴ありてに貞和五年六月七日、きのうちの又六敬白、内妻ふちにはらの女と彫す、按ずるに、本地佛の像なるべし、△假面 猿田彦の面にて、栗毛塗裏布張なり、六代一面蹟吉定漆部常卿守常等の數字を記せり、△古文書 二通、△神主小坂播磨 吉田家の門人、○山王社 名越山上にあり、小坂播磨持下同、○淺間社 是も東方山上にあり、傍の松樹に三本松の名あり、○神明宮 米町にあり、○諏訪社 一は名越町にあり、是を上

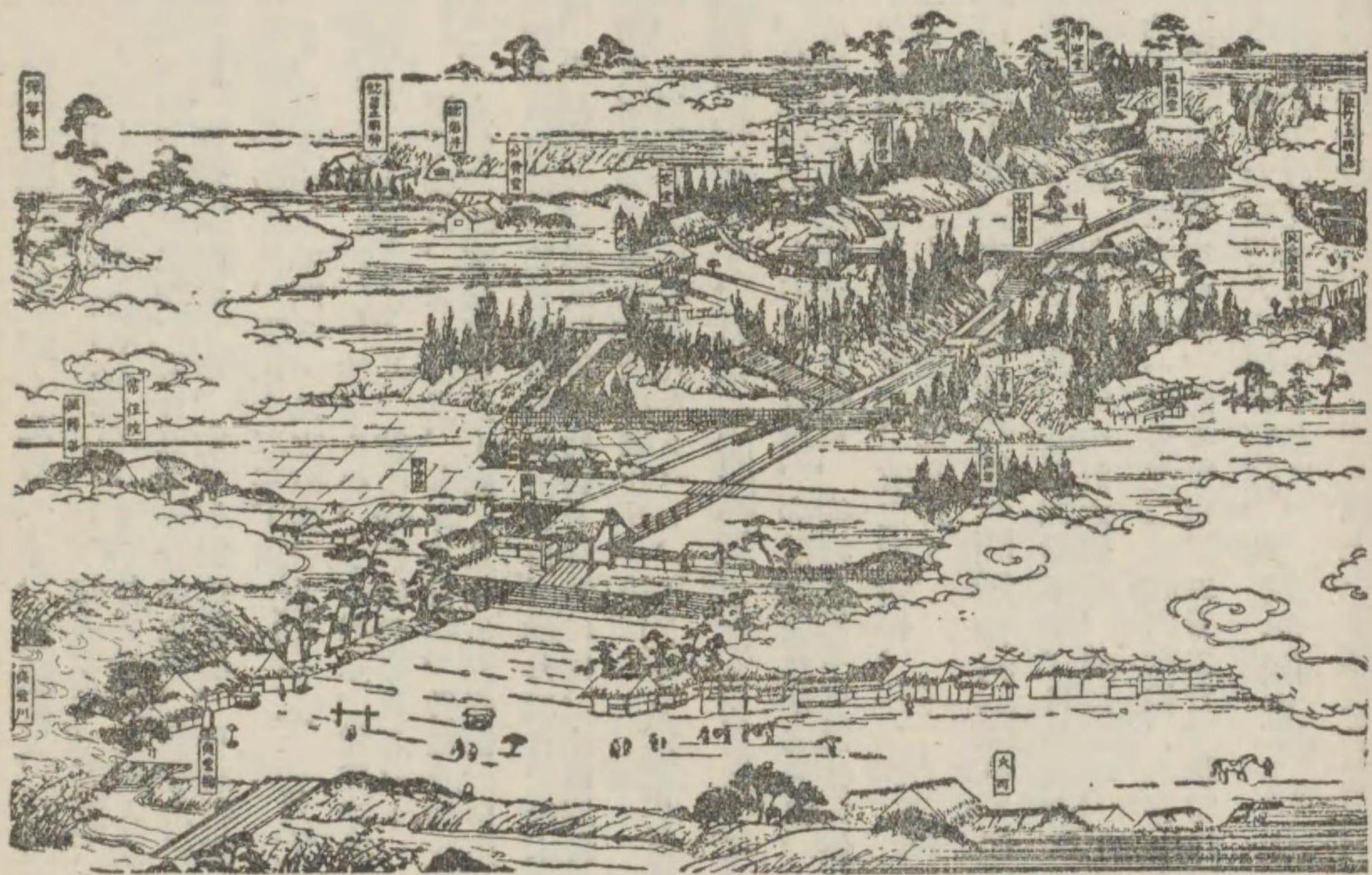
年十月十三日、佐竹入道家督の事に附て、御不審を蒙り、比企谷に有けるを、上杉淡路守憲直に被仰付、發向しければ、佐竹も防戦けるが、終に不叶、法華堂にて自害して失ぬ、其靈魂崇をなしける間、一社の神に祭りにける、例祭舊に因て六月七日より十四日迄行はる、本日當村亂橋村の二所に假屋を設、前の二村小町村又雪ノ下村の内大藏町の四所に四座の神輿巡行あるを例とす、天正十四年六月小田原北條氏より祭禮の時の制札を出せり所藏日、禁制、於鎌倉祇園祭、喧嘩口論之事、押買狼藉横合非分之事、以上右條々、到于違犯之族者、不嫌權門則擄捕、可遂披露、可處嚴科旨、被仰出者也、仍如件、天正十四年丙戌六月十二日、大道寺代、虎朱印を押す、慶長九年三月社領五貫文及山林竹木、守護不入の御朱印を賜ふ、

○諏訪と號す、一は前の神明宮に並ぶ、是を下の諏訪と稱す、○小八幡宮 中座町にあり、長善寺持とす、

○妙本寺 比企谷にあり、長興山と號す。按ずるに、山寺號の法名に日蓮宗一本、此地は元比企判官能員の第蹟なり、其後宗祖説法始の靈場とし、後法嗣日朗に寺域を附屬す、故に朗を開山祖として文永十一年三月本行院日學開基す、寺傳に據るに日學は比企能員の末男にて大學三郎能本と號し、日蓮の俗弟子なり、其先父能員建仁三年北條時政の爲に誅せられし時、伯父伯耆法印顯顯上之村、證菩提寺阿彌陀堂供僧京都東寺に在しに養はれ、剃髮して京に隠れ住り、後文士となりて順德帝に奉仕し寺にあり、當本が妻の墓碑面に比企法橋能本堂とあり、承久三年佐渡國の遷幸に供奉す、其後老後に至り將軍賴經の夫人は能員の外孫なる故、其所縁を以て赦免せられ、鎌倉に歸りて竹御所の爲に當寺を建立せしとなり。〔鎌倉志〕にも、此寺傳を載す、されど〔東鑑〕建仁三年九月三日の條に、被搜求能員餘黨等、或流刑或死罪、多以被糾斷、妻妾并二歳男子等者、依有好預和田左衛門尉義盛、配安房國とあり、此二歳の男子と云ふ即能本なり、さては後配所を通れ去り、潜に上京せしものか、寺傳に云ふ所と、事應永廿九年十月、或は閏十月、佐竹上總入道常元實符合せず、應永廿九年十月、或は閏十月、佐竹上總入道常元家督の事にて持氏の不審を蒙り、當寺に在し時討手として上杉淡路守憲直を向らる、防戦して常元終に此所にて自害し、男一人家人十三人討死す。〔鎌倉大草紙〕に見ゆ、文中に法

華堂と載たるは、當寺を云ふなり、全文既に天王社の條に引用したれば茲に贅せず、照し見るべし、又〔神明鏡〕曰應永廿九年閏十月十三日、佐竹上總入道常元蒙御不審、比企谷法華堂にて自害、家人十三人子息一人討死云々、管領政氏が時某年當寺敷地并寺領寺務職等先規に任ずる旨下知あり、所載文書曰、相州比企谷、妙本寺敷地、并寺領不可恐々謹言、八月十六日、妙本寺政氏華押、此年代詳ならず、按ずるに、明應の末、文龜の堂の頃なるべし、又政氏鎌倉中諸法華公事を赦免す、御赦免候、可存其旨候謹言、六月廿三日、恒岡源左衛門尉殿、政氏の華押、御拘附り必池上本門寺を兼管す、天文の頃猶然り、比企谷池上而預芳札候、殊三種到來珍重候、相應之儀不可有疎略候、猶大道寺駿河守可申候、恐々謹言、閏五月廿一日、妙本寺御報兼住せしは、佛壽院日現なるべし、永祿四年七月廿一日寂す、在任十二、永祿三年十一月成田下總守長泰、武州忍、手の者濫妨狼藉禁止の制札を出す、其頃長泰は上杉謙信に屬す、此年謙信鶴岡に詣、管領の拜賀を遂んが爲小田原退治と稱し、發向ありし故なり、制札、右於鎌倉比企谷妙藉堅令停止畢、若有違犯單者可處罪科狀、同年十二月上杉謙如件、永祿三年庚申拾一月日長泰華押、同年十二月上杉謙信よりも制札を出す、制札、右於相州比企谷妙本寺中、關越犯單者、不嫌甲乙人、可被處罪科者也、仍如件、永祿參年十二月日、丹後守華押、遠江守華押、寺傳に此二人は謙信の老臣

妙本寺境内圖



と云ふ、謙信發向の事〔北越家書〕、〔謙信一代記〕、〔鎌倉九代記〕には三年三月とす、〔小田原記〕のみ同四年と記したるは、同年三月、謙信在京中再度關東勢、越後勢、小田原發向ありしを混じ記せしなるべし、されど以上の書、皆三月なり、文書に十一十二の兩月を記すも、翌四年二月にも又制札を出す、制の他に考ふる所なし、翌四年二月にも又制札を出す、札右於相州鎌倉比企谷法華堂、寺内坊舍并門前在家以下、關越諸軍勢濫妨狼藉令停止之、若有違犯單者、不嫌甲乙人、可被處罪科者也、如件、永祿四年二月日、獅子の朱印を押す、按ずるに、此年三月謙信在京中、關東勢、越後勢、小田原發向あり、其時なるべし、事は〔北越家書〕に見ゆ、又、此より當山住職池上本門寺兼管の事中絶に及て、既に二十餘年を経天正十一年舊に復し、更に貫首の時なるべし、日懼、入院ありて西山を兼管す、時に院代本行院と確執二年に及へり、池上本門寺院家大坊上三院家の一、扱あれども猶止ざりしかば池上の衆徒等は先規を守り、疎意なき旨連署の誓狀を出す、同文書曰、長榮山大衆一同之連署之事、以兩山一同之衆議、當住御入院候之處、無程本行院御不和、漸及兩年候、自他門之覺、不可然候之間、大坊其刷數度、雖然時過未落着、此上之事者、當山中者、如先聖之御仕置、可奉勵馳走旨、一同存定候、此儀不可存疎意候之條、以誓詞如此、大聖朗師之御罰、可蒙編身候、仍連署、天正十二甲申七月晦日、照榮院日濃、北之院日定、西林坊日生、花藏坊日利、常照坊日漢、法樹坊日休、大衆坊日仙、同十五年七月北條中之坊日周、成就坊日潤、各華押あり、

氏直兩山住持職先規の如くたるべく、又法會の時横合狼藉並に境内伐木禁止の掟書を出す住之儀如先聖人之時不可有相違事、法會之砌、横合狼藉等令停止事、兩寺山屋鋪竹木剪取儀、堅制禁肝要之事、右於違犯之輩者、可有披露、可處嚴科者也、仍如件、天正十五年丁亥、此頃にや二月大窪七月六日、妙本寺・本門寺・氏直華押、此頃にや二月大窪與太郎保廣、棧屋鋪の地、按ずるに、小名峯岸、常榮寺域なを寄附す 同文書曰、尊書拜見、奉存其旨候、仍棧屋鋪致進調自是指上可申候、此旨御披露恐惶敬白、極月三日、妙本寺御納所、大窪與太郎保廣華押、此書を寺傳には、小田原城主大久保相模守忠隣の初名と云は誤れり、按、同十八年正月北條氏兵糧の掟を示す、是小田原陣近きにあるを以なり於寺中、竹木假初にも不可剪取事、寺僧業堪忍分之兵糧、少も不可有横合事、來廿五日を切而、鄉村兵糧不可置任置候、寺中へ他之兵糧、被入置問敷事、右定所如件、三月玉繩城庚寅正月十四日、妙本寺、虎朱印を押す、三月玉繩城主北條氏勝より當寺中横合非分有間鋪旨の證書を出す就都鄙兩將干戈、京勢亂入節、若玉繩館下者、自然横合非分之子細不可有之候、但貴山御寺中計之儀者、他所之者、同諸色、一物成共被入候者、此一筆證文二罷成問敷候、是專一之申事候、爲其以證判申合候、恐々敬白、三月二日、柳下妙本寺御寺中、北條左衛門大夫氏勝華押、此、茲年關東に移らせ文に載たる柳下は比企谷中の小名にや、茲年關東に移らせ給ふ迄は世々の住職當寺に在て池上を兼管せしが明る

十九年時の貫首日惺本門寺に移住せしより、歷世池上に住して兩寺を兼帯す、文祿元年正月除地寺庵の僧侶本寺に出仕なきは其地の年貢收公あるべき旨全阿彌其事を令す 今度被除御繩打寺菴、諸宗共、不論多少、到于本年貢等嚴密令催促、可令請取之者也、仍二年東照宮肥前國如件、天正廿年正月日、全阿彌華押、二年東照宮肥前國名護屋御在陣の時使僧して物を獻じ御起居を訊問し奉る時に御書を給へり 曰、當表在陣、爲屑使僧殊精武端、到月十日、妙本寺、本門寺、東照宮御華押、慶長三年二月兩寺あり、此御書は今池上本門寺に藏す、慶長三年二月兩寺領として先規の如く一貫二百文の地を宛らるゝ旨御判物を賜ふ、其後台徳院殿に使僧をもて一種を獻す、其時御書を給ふ、是濃州關ヶ原御陣の後慶長六年御在京の時なるべし 曰、爲見廻遠路預使僧候、并一種如御札心安候、尙大久保治部少輔可申候、恐々謹言、妙本寺、台徳院殿御諱御華押あり、是も今本門寺に藏す、△新釋迦堂 文永十一年起立す、是を本堂と云ふ、本尊は座像なり 背に大日本國相州鎌倉、長興山妙本寺常住、延寶五恒北方法號長壽院妙應日慶、期家門永昌皆成佛堂と記す、古は陳和卿作の立像を安せしとぞ、今客殿の本尊是なり、古傍に四菩薩、背に造立施主、京、大坂商賈三人の、を安す古

は供僧を置れしなり、即元和元年十二月將軍尊氏此堂の供僧職、永教僧都の蹟を大進律師に命ぜし事あり、所藏文書曰、比企谷新釋迦堂、供僧職事、爲永教僧都蹟、可被領掌之狀如件、文和元年十一月十五日、大進律師御坊、尊氏の華押あり 應永廿二年二月管領持氏、又供僧職法印快守蹟を助大僧都に補任す 比企谷新釋迦堂供僧職、刑部卿法印快守跡事、所補任之狀如件、應永廿二年十二月廿日助大僧都御坊持氏の華押あり △祖師堂 宗祖の像を安置す 三尺五寸、依て御影堂とも云ふ、是宗祖在世の時弟子日法隨身して容貌を模せしなりと云ふ 池上本門寺の傳に、祖師身上に安ずるは、一木にて、堂中に木像五體を置く、一は比企判官能員 法名長興、建仁三、一は其室 法名妙本、文永二年九月二日卒す、一は其室 法名理芳、弘安九年二月十五日寂、一は其室 法名芳縁、十三日、一は能員の女讚岐局 初は若狭局と云ふ、將軍頼家の死す、一は能員の女讚岐局 妾嫡男一幡の母、法名芳縁、建仁三年九月二日此地にて自害すと云ふ、又此谷の池にて亡しとも傳ふ、蛇若止大明神と號し、域内別に小社あり、事は其條に 又將軍頼家の嫡男、一幡の位牌を置く 院英才儀道、建仁三年九月二日、六歳にて生害 △客殿 寛永元年六月松平筑前守利常の實母、壽福院日榮尼の建立なり 按ずるに、寺傳は大願主、加賀宰相母公、壽福院日榮大姉と傳へて、建立の年代を傳へず、寛永元年六月十二日をもて

其卒年月とす、今其時世もて彼是參考するに、宰相は利常にて、此人元和元年より、寛永三年迄宰相たれば、起立も此間の事として叶へり、彼家の傳に日榮尼は、寛永八年三月六日歿すと云へば寺傳に云ふ所、全く起立の年歴を傳へ詛れる事論なり、釋迦を本尊とす 立像、長四尺、是はもと新釋迦堂の本尊なりしとぞ 按ずるに、〔鎌倉志〕に元阿彌陀の像を安ず、尊み去られて、今は立像の釋迦、鬼子母神、四菩薩を安ず、釋迦は陳和卿が作と云ふとあり、是に據れば貞享の始近年と云ふは寛文の末、延寶の初をいへるならん、さては其頃こゝに移置せしならん、鬼子母神今失す、四菩薩は釋迦堂に安ずるものは是なるべし、彼は寛文十二年造立と像背に記し、此餘天照大神、長九尺、大黒、各運慶作、毘沙門、長四寸、等の像を安じ、日蓮の頂骨、寶塔厨、佛舍利、尺五寸許、北條重時遺物と、等を置く、△方丈 〔寺寶〕△曼荼羅三幅 蓮筆、一幅は、蛇形の曼荼羅と云ふ、長四尺許、幅三尺餘、日蓮池上にて、此曼荼羅に向て遷化なり、故に臨滅度時の曼荼羅と號す、蛇形と云ふは、昔兵亂の時、盜當寺に濫入せし時、此曼荼羅井中に落て、蓮字の撥たる所蛇形に見えければ、盜懼れ去しとなり、故に名づく、本行院の後に蛇形の井と云ふ今にあり、一幅は歸命曼荼羅と云ふ、佛名皆南無の二字を書加ふ故に名づく、一幅は祈禱曼荼羅と云ふ、病則消滅不老不死の八字を書加ふ、日蓮房州小湊に歸りし時、老母頓死す、蓮悲に堪ず祈誓せし時、念じて此八字を書す、忽に蘇生せしと傳ふ、院家大巧寺にも同物あり、此餘日蓮の曼荼羅數多あり

朗墨蹟一幅 △日蓮消息九通 △鏡一口 能本所持の物と云ふ、下同じ、 △硯一面 △盃二箇 重衡の盃と云ふ、一は波に干、一は魚貝等の蒔繪あり、 △古文書二十五通、三は二條關白昭實書翰、一は足利尊氏が釋迦堂供僧職補任の下文、一は同持氏が釋迦堂供僧職補任状、二は同政氏令書、一は北條氏康書翰、二は同氏直掟書、一は同返翰、一は同左衛門大夫氏勝證書、一は淺野彈正少弼長吉書翰、一は頌正軒書翰、一は大道寺政繁書翰、一は谷全阿彌が下知状、一は酒井忠清書翰、一は大窪與太郎保廣書翰、一は本門寺衆徒連署の誓狀、一は布施佐渡守に送る堀和刑部丞が奉書、五は制札、△題目堂 △蛇苔止明神社 方丈の後にあり是比企能員の女、讚岐局の靈を祀れるなり、文應元年其靈北條時村の女に着し、大蛇となりて常に苦を受ける由自託せし事【東鑑】に見えたり、故に此時其鬼祟を鎮めんが爲爰に崇祀し託言に因て此神號を授けしなるべし 事は前の比企谷條に詳なり △鐘樓 寶永元年再鑄の鐘を懸く、△蛇形井 同所社前にあり 名義は、寺寶曼荼羅の條に詳なり、 △下馬札 駒留木、△院代 本行院 是開基日學の院號なり、さては當山創建の後現住は兩寺を兼管するが故、日學當山

の院代となりしならん、故に相承して今猶此院號を唱ふるなるべし、天正十二年本坊貫首入院の後當院と不和兩年に及し事、本坊所藏文書に見えたり 前に引、夫に本坊寺域 △院家 光住院 經師谷にありに續けり、不二菴と號す、此地に古昔尊養院屋敷の名あり、始北條氏の所領にて天正三年三月布施佐渡守康純が男彈正左衛門尉康朝が抱となる 本坊藏文書曰、鎌倉御領所之内、經師谷尊養院屋敷分之事、四貫百二文、彼寺其方實子相抱に付而渡置、彼替從其方手前、可出由御心得被成候、自今以後尊養院へ年貢所有催促候以此印判代官へ可及斷、然者彼替四貫百二文、岩本一騎令於小田原給置間、自來給速於小田原可相渡者也、仍狀如件、天正三年乙亥三月七日、布施佐渡守殿、堀和刑部丞奉之、虎朱印あり、 茲年十二月康純父子乞て其所領大住那板戸村の内、四貫百二文の地に替へ、此地を當院に寄附す 常院藏書曰、鎌倉經師谷、雖御被請取付而、彼古蹟有建立度口承候間、其意趣達上聞御印判拜領、然者彼替之地我之私領於板戸之郷内、四貫百二文所を以、公方へ成替、永代常住院爲寺領令寄附云々、天正三年乙亥極月十日、比企谷常住院御同宿中、布施佐渡守康純華押、同彈正左衛門尉康朝華押、 是康純が外家の所縁に據てなり、正覺院大巧寺と號す、小町村にあり 委しくは彼村の條に載す、 △塔頭 妙音坊・南之坊・玄了坊・大法坊・大圓坊・善行坊・本成坊・朗慶坊・法泉坊・西之坊・大林坊・龍華坊 鎌倉志には、十

今廢せり、其年代詳ならず、△一幡袖塚 釋迦堂の傍にあり、塚上に梅樹一株あり、古木は枯て植繼しものなり、脇に源賴家卿御嫡男一幡君御廟と題せし標を建つ、建仁三年九月二日比企能員、北條時政が名越亭にて誅せられし時其一門一幡の館 小御所と號す、其所在雪ノ下村に引籠りて防戦しけるが遂に力盡き、火を館に放て各自殺す一幡も其時共に天死せしかば翌三日大輔房源性、其遺體を灰燼中に尋ね、僅に小袖の燒残れるを認めて證とし、頓て遺骨を拾ひ得たり 已上の事歴、【東鑑】に見えたる所、皆雪ノ下村小御所の條に詳載せり、併せ見るべし、 時に其袖をもて此所に埋めしなりとぞ、△比企氏一門塚 祖師堂の右の山麓にて銀杏樹の朽株の内に石の小塔を置く、傍に比企一門打死亡靈之塚、建仁三癸亥年九月二日と彫たる碑あり、其日比企能員誅せられし時、一幡の小御所に籠りて討死なせし一族郎等の墳墓なり、△比企判官能員夫妻墓二基 前と同所の山麓にあり五輪塔なり、各俗稱法名を彫す 一は比企能員、法名長興靈儀廟、一は延尉藤原能員妻、三浦氏妙本墓と刻す、 △同能本入道日學夫妻墓二基 前と同所にて以上の四基並び建り、是も五輪塔にて各法名を刻せり 一は延尉能員之子、大學三郎能本、本行院日學上人、一は比企能法橋能本室、理芳靈位廟と刻す、其内能本墓の臺石に、賜紫日額と刻す、按ずるに境内山上題目の碑は、宗祖四百五十年

忌に、日額の建し由銘あれば、享保の末年、此臺石も同時に造りしものなるべし、△佐竹上總入道常元主從墓 祖師堂の右方山麓の巖窟中に數基並び建り、共に五輪闕崩れて全からず、應永廿九年十月上總入道常元討手を向られ、主從十三人當寺にて自殺ありし其塔と云ふ 事は【鎌倉大草紙】【神明鏡】に記す 文暦元年七月、嘉祿二年十月作事を始られ 【東鑑】脱 嘉祿二年十月十八日、竹御所作事被始居礎、同十二月造畢狩野入道、海老名藤内左衛門尉等奉行、同十二月造畢ありて鎮祭を行はる 十二月八日、竹御所造 同月移徙あり十月竹御所有御移徙、安貞二年正月將軍賴經來臨す 【東鑑】 戊刻入御新御所御興、安貞二年正月將軍賴經來臨す 【東鑑】 日、安貞二年正月廿三日將軍入御竹御所、御狩衣御乘興也、越後守駿河守、已下數輩供奉云々、同十月大風、侍所顛倒す 十月七日大風、御所侍中門 同十二月賴經俄に來臨是雪中の興を催されんが爲なり 十二月廿日、雪降被催其興、將軍家俄渡御竹御所、 此餘當所之事【東鑑】に猶所見あれど悉く贅せず、按ずるに當所文暦元年夫人薨去の後廢絶せしなるべし、○安國寺 松葉谷にあり、妙法山と號す前末寺、寺傳に據るに建長五年日蓮房州小湊より當所に移

住し僅に小菴を營み、茲に肇て法華經の首題を唱し舊蹟なりと云ふ。今北の山中に菴蹟あり、又妙法・長勝二寺にもべ又門内右方に巖窟あり、茲に籠て安國論を編述せしと云へり、弘長元年豆州伊東に謫せられ、同三年赦免ありて再爰に還住しけるが、文永八年又囚れとなりて當所を去る。【註書】曰、建長五年爲諫國主、速自房州移于鎌倉名越松葉谷、栖小菴破諸宗諍法、立三大秘法、每日入名越山中、高聲唱妙法首題云々、重而到駿州入大藏、勸諸經論、指掌知之、記立正安國論一卷、正嘉元年始之。文應元年庚申勸華三十九歳、同年七月十六日、屬鎌倉奉行宿谷左衛門入道、呈于副元帥平時頼云々、其後經數日、諸宗數百人、寄來草菴、欲爲夜討、元祖破多勢中、遁其夜害、始於弟子能登公並檀那進士太郎、被疵者多云々、弘長元年五月十二日四十歳、謫于豆州伊東浦、三年五月廿二日、赦免狀來、歸倉後彌破諸宗、倍值大難、文永八年辛未九月十二日、爲副元帥平時宗之使者、頼綱以下數百人、武後宗門開關の舊蹟たる故をもて同十一年起立して一寺となせしとなり、門に安國法窟の四字を扁す。【佐文山書、鎌倉志】には門の額、安國とありと載す、さては貞享の初迄は、大永の古額、幽賢書を掲しを元祿中に至り、今の額に改しならん、本尊は釋迦を安ぜり、【寺寶】△立正安國論一卷、日朗筆、△安國論緣起一卷、△同緣起の圖一幅、△祖師堂、御影像と唱ふ、宗祖の像、日朗、並に大黒七面、共日蓮の及及び日朗作開眼と云ふ。

進士太郎等の像を置く。寺傳新地太郎に作るは非なり、【註書】に、檀那進士太郎と見えたる是なり、是は熊王の作と傳ふ、是も【註書】に四條三郎左衛門尉頼基許、遣童子熊王令告知云々とある是なり、元和年中水戸頼房卿の臣小野角右衛門言員再興し、其後尾州家再造ありて宗祖の像をも寄納ありしと云ふ、△鬼子母神堂、宗祖開眼の像と云ふ、△稻荷社、巖窟中にあり神體は熊王作と傳ふ、故に熊王稻荷と唱ふ、△日蓮塔、同所にあり、五輪塔なり、○本興寺、辻町にあり、法華山と號す。【本寺前に同じ、古は京妙滿寺の末なりしが、中興の後今の末となると云ふ、本尊三寶祖師を安ぜり、開山を日什、明徳三年二月を日暹と云ふ、延寶三年五月、天正十九年十一月寺領五百五十文の御朱印を賜へり、○常榮寺、小名峰岸にあり、惠雲山と號す。本寺前望の爲當所山上に棧敷を構へし舊蹟なりとぞ、其後兵衛左衛門と云ふ者の妻此地に居住し即棧敷尼と稱せしとなり、法名妙常日榮、文永十一年十一月十二日、八十八歳死す、故に當所舊は棧敷屋鋪と唱へしなり、天正の頃大窪與太郎保廣本山妙本寺に此地を寄附せし事同寺藏文書に見えたり。同寺の條に併せ見るべし、但し彼文書には棧敷敷とあり、全く棧敷屋鋪と有べきを、落字せしものか、又中古の訛傳なるか、今詳にし難し、斯て慶長十一年本山十四世、或は十三日詔す、元和三

年二月十九日寂す、池上本門寺にて、當寺を起立し、寶篋堂は、自性院に作る、四月寂すと傳ふ、當寺を起立し、寶篋堂檀林とす、寺號は棧敷尼の法名を執れり、元祿二年四月本山廿四世、或は廿一日、文永元年七月三日寂す、此檀林を池上本門寺域に遷せり。【今本門寺院家照榮院本堂に、朗慶山立即是、是より後當寺を檀林舊地と稱す、其後日祐、慶雲院元祿四年七月十九日寂す、が時更に講堂再建あり、故に祐を中興と唱ふ、本尊三寶祖師及び鬼子母神の像を安ず、講堂に棧敷尼の像を置き棧敷大明神と稱す、○妙法寺、松葉谷の北方にあり、楞嚴山蓮華院と號す、日蓮宗、京六條本寺傳に建長五年宗祖始て此地に小菴を結び、後年豆州伊東に謫せられ赦免の後爰に移り、總て在任十九年の舊蹟にて當宗最初の精舎と云ふ。【廣布錄】曰、建長五年十二月、始而弘宣法華宗旨、同年八月廿六日、於鎌倉松葉谷結小菴、祖師住此地前後十餘箇年、始法華堂後號本國寺、尤一宗最初之精舎也、其後大光山本國寺と號し、文永八年始祖佐州に配流の後一旦廢せしが、同十一年赦免の後又再建あり。【法華靈場緣起】曰、文永十一年三月廿六日、佐州より歸り給ひて、又此地に住給ふ、同年五月二日、鎌倉將軍より、三國に比類なき、妙宗後代ありがたき尊僧なれば、此以後日本國中に妨有間舖旨、御教書を給はれり、本文仙臺孝勝寺にあ

り云々、【廣布錄】に、寺號之事日蓮の書の大略を引て曰、松葉谷本國寺者、日蓮が草菴也云々、又京六條本國寺所藏文書曰、別當職之事、不及是非同心候者、可爲眞實候、殊以松葉谷本國寺廢地義、止他妨可有早興替候由、仰之旨申渡候義、猶矢部七郎、可申候、恐々謹言、五月七日、日蓮御房、頼綱華押、又曰、就鎌倉法華堂本國寺屋地事、蒙仰候、致披露候、然者其方爲御志、年貢之事被指置候、恐々謹言、四月廿二日謹上、宇野備前御宿所、修理亮朝康華押、按ずるに、此文書文永十一年、日蓮佐州より歸國後再建の時の事なるべし、建長より文永迄、松葉谷小菴居住の事は、【註書】に見ゆ、其文條に引用せり、同年五月宗祖當寺より甲州身延山に退隱す。【廣布錄】曰、文永十一年五月十二日、祖師五十三歳而、退於鎌倉松葉谷本國寺、隱居甲州身延山、弘安五年十月附弟日朗に宗法悉附屬す。同本國寺藏、讓狀に曰、讓應一闍浮提、第一立像釋迦一體、立正安國論一卷、御免狀、右爲妙法流布一切利益、於法華經中一切功德者、所與大國阿闍梨也云々、弘安五年十月三日、日蓮華押、又【廣布錄】曰、弘安五年十月十三日、祖師六十一歳而、於武州池上右衛門志宗仲之家示滅、遺骨納于身延山、祖師入滅十日以前、因て朗を二祖とす、筑後房大國阿闍梨と號せり。元應二年正月、後三世日印、三年十二月廿日寂す、讓與ありしは元應元年十月なり、本國寺藏讓狀曰、讓與日印所右大聖人御讓狀、日朗法日朗其以前日印諸宗對論二度に及べり。【廣布錄】曰、文保二

當高祖入滅已後三十七年、二祖日朗在世之時、三祖日印於高時執事長崎入道圓嘉宅、諸宗對論之事、元應元年從九月四日至十五日、高時之於殿中、夫より四世日靜讓を受く、同寺三祖日印諸宗問答之事、

狀曰、大聖人御讓狀、立像釋迦佛、御自筆安國論、任付弟相承之旨、悉所附屬日靜云々、靜は足利尊氏直義等の叔父なり、同寺藏文書曰、禁制、本國寺、右當寺爲乙人等、不可致亂入狼藉、若有違犯之族者、可處罪科、德行俊之狀如件、貞和四年六月三日、前に直義袖判あり、

秀の由寂聞に達し、嘉曆三年十一月後醍醐帝勅願寺の綸旨を賜ふ、同寺藏繪旨曰、松葉谷本國寺勅願之旨、被仰下悉之以狀、嘉曆三年十一月二十一日、法、貞和元年三月詔に華宗日靜上人御房、葉室左少辨長光奉、

據て當寺諸堂塔頭等、悉京都六條堀川に移る、勅願所本國寺者、始在鎌倉松葉谷、後至于貞和元年、遷于京都六條云々、又貞和元年之春、有詔移於鎌倉本國寺之諸堂塔頭、而營構于京都六條堀川、則此時之院宣曰、勅願所本國寺、今度被遷帝都畢、永爲不易之寺地、任望之旨、六條楊梅東西貳町南北六町、令全管領、早可被致建造由、院宣所候也、依執達如件、貞和元年三月七日、三位僧都御房、權中納言隆蔭奉、因て日靜の弟子、日寂發願にて當所は宗祖小庵の古蹟にて法華堂本國寺の舊地たるが故、延文二年當寺を再興せり、故に叡を五世中興と唱ふ、應永四年十一月九日、六塔宮護良親王遺子にて、楞、師日靜此丹誠を感悦して叡が嚴親王妙法房と稱すと云ふ、師日靜此丹誠を感悦して叡が

幼名楞嚴丸と云ひ、妙法房と稱するをもて即寺山號に銘じ、京都本國寺の末に屬せしむ、跡、今鎌倉松葉谷、妙法寺則當寺末派也、此文に據れば當寺其舊跡なる事論なかるべし、又「鎌倉志」に、長勝、妙法兩寺を混じたる、異傳あれど、論ずるに足らず、其全文、應安四年迄寺務職ありしと云ふ、本長勝寺の條に載す、應安四年迄寺務職ありしと云ふ、本堂に三寶以下宗法の諸尊を安す、今本堂は破壊して、再建して、今假殿を設け、門に法華堂の三字額を扁し、宗門梵宇之發軔高祖小庵之舊地と傍記す、△釋迦堂 本尊釋迦、立像長三尺六、脇に中興日叡の像を安す、長一尺八寸餘、按ずるに、三浦郡金谷村、大明寺の傳に、同寺六世、中興を大明坊日榮と云ふ、此人の作なるべし、榮は京本國寺四世、日靜の弟子にて、應、△祖師堂 日蓮像、座像長二尺八、永八年十一月十六日寂す、△蓮像、座像長二尺八、華經を讀誦す、解々夜明星出る時、高祖此地に於て、互難に値し體相を、夢の如く感拜し、即其尊容を擬し、自ら彫刻す、依て靈夢開運の祖師と號す、脇に四天及び日朗・日印の像を安す、△燒香場 △興ノ院小庵 日蓮の像を安置す、座像長一尺一、是宗祖居住の舊蹟と云ふ、國安寺の傳にも、同寺の北、山中に小庵の舊蹟ありと云ふ、合考すべし、△妙安妙意靈社 此靈神詳ならず、又元祿元年清正の靈を合祠すと云ふ、△位牌堂 破壊して未再建に及ばず、△供所 △鷲宮三十番神合社 抑鷲宮は、往昔由井長者太郎太夫明忠

又時忠と傳る所、其女兒を鷲の爲にとられ、憤怒に堪へず鷲を悉く退治す、其後鷲崇を成すを以て茲に祀る、是鎌倉三宮の内なりしと傳ふ、三十番神は永正年中京本國寺十二世日了の勸請なりと云ふ、鷲宮分と號せし所、先規より法華堂屋地たる事長勝寺藏文書に所見あり、曰、相州鎌倉名越谷松葉谷法華堂屋地事、□□以來鷲宮分候、先規猶永代可爲法華堂本國寺屋地之者也、依爲以後□□狀如件、延德五年五月廿日、正行院、政朝華押、按ずるに、政朝は結城氏なるべし、又宛所正行院の號詳ならず、長勝、妙法兩寺何れの別號にや、又長勝寺にも、△護良親王社 山本國寺舊跡の傳あれば、其地詳ならず、

上にあり、是中興日叡の父宮なるを以其頃祀りしと云ふ、△蛇松一株 社邊にあり、廻一丈五尺餘、高四丈二尺、寺傳に往昔宗祖小庵に居住の際毎朝此山上に登り、此松の本にて日天子を拜し、天下泰平國家安全宗教流布を祈誓し、又房州に向て父母の重恩を拜謝ありしと云ふ、「註畫譜」に、毎日入名越山中、高聲唱法華首題、と有、後年は此所にや、全文安國寺條に引用す、合考すべし、

樵夫此山に入て既に伐らんとす、時に此松聲を發せり、怪みて樹上を望めば大蛇現はれて怒れる色あり、樵夫驚怖して逃去り、遂に伐り得ず、是より里俗此名を唱ふと云ふ、△山門 破壊して未再建に及ばず、△四足門 △二王門 △鐘樓 寶永六年鑄造の鐘を掛く、序

文に寺傳の大略を載す、△化生岩屋 南方にあり、二間一尺五寸、深、寺傳に建長五年日蓮房州より來たり、此所に數日居住す、其頃迄は妖怪多かりしが宗祖讀經說法し厚く教化ありしかば其怪異止しと云ふ、日蓮の石像を安ぜり、土人或は化粧屋鋪とも云ふ、別に故あるにや詳ならず、△塔頭 重善院 永徳二年、當山中、十六年、京本國寺 顯應坊 明應九年、太田左衛門大夫持資起立、七世、日嚴開基す、顯應坊 本國寺十二世、日了、開基と云ふ、案ずるに、持資入道は、文明十八年七月既に死せり、夫より十四年の後なれば、持資起立と云は、其誤論すべからず、但し其氏族を誤り、常縁坊開基詳、蓮乘坊と云ふ、年代詳ならず、傳ふるにや、

○大寶寺 佐竹山にあり、多福山一乘院と號す、前寺傳は文安元年開山日出、長祿三年、起立し、此地に新羅三郎義光の靈廟あるが故、其法名多福院と云ふを執て山號とすと云へり、されど義光の法名を多福院と云ふものは信用し難し、恐らくは訛なるべし、土人の傳に此地は佐竹常陸介秀義以後數世居住の地にて今猶當所を佐竹屋鋪と字するは此故なりと云ふ、是に「諸家系圖纂」を參考するに秀義の後裔右馬頭義盛應永六年鎌倉に多福寺を建とあり、日、義盛左馬助、右馬頭、法名大淳、常盛、四十三歳、應永十四年九月廿一日遠行、號多

福寺殿、多福寺は鎌倉にあり、又曰、大淳者 是に據れば其先 義盛當所の邸宅を轉じて一寺創建ありしが、蚤く廢寺 となりしを文安に至り、日出其舊趾に就て當寺を營み 舊寺號を執て山に名づけ、今の寺院號を稱せしなるべ し、本尊三寶諸尊及び祖師の像を安ず、△祖師堂 日 蓮及び開山日出の像を安ず、鬼子母神の像をも置けり

△多福明神社 新羅三郎義光の靈廟と云ふ、明應八年 權大僧都日證本山 一社に勸請し、其法號を神號とすと 傳ふ、恐らくは佐竹義盛の靈廟を義光と訛り傳ふるな るべし、毎年六月七日佐竹天王祭禮の時爰に彼神輿を 渡し神事を行ふ、其式舊例に隨ふと云ふ、前の天王社 傳に昔此地に佐竹秀義の靈社ありしが破壊の後、彼祇 園の相殿に祀ると云ふ、是に據れば當社も義盛が靈社 と云んに論なかるべし、○長勝寺 松葉谷の南方にあ り、石井山と號す、日蓮宗京都本 寺傳に當所は日蓮菴室 の地なり、其後一寺となし、日期・日印・日靜次第して 住す、靜は將軍尊氏の叔父にて當寺を京都に移す、今 の本國寺是なり、故に當寺を本國寺舊蹟と稱す、後僧 日際平安元年九 其舊蹟たるを追慕し、更に一寺を創建せ り、際は俗稱石井藤五郎長勝と云へり、故に寺を長勝

と名づく因て際を中興開山と稱せりと云ふ、されど當 所を京都本國寺の舊蹟と云は疑べし、寺寶宗祖の筆蹟 二幅ありて一は建長六年石井藤五郎長勝へ授與の物、 一は文應元年九月松葉谷石井長勝屋鋪、法華堂にて書 せし物と云へば當所長勝が宅地にて日蓮此邊小菴に在 りし頃長勝歸依して爰に堂舎を營み、其後一寺となし 長勝寺と號せしならん、日靜が本國寺を京都に移せし は貞和元年なれば夫より四十六年已前、正安元年に寂 せし日際、當時本國寺舊蹟に一寺を建と云ふもの年代 事曆合期し難く其訛論すべからず、【鎌倉志】に長勝寺 は荒地なりしを中興僧日際舊地を慕ひ一寺を立、又寺 號を長勝寺と號す、故に日際を中興開山と云ふなり、 當寺寛永元年の鐘銘にも、日隆 際は、房州小湊の人と云 ふ、再興の年代際が死期もしれず云々、とあるに據れ ば當時長勝入道日際當寺を開基せしが本國寺京都に移 轉の後當時も一旦廢寺となりしを、其後日隆再建あり しより妙法寺と同じく本國寺舊蹟の訛傳は起りしなる べし、天正十八年小田原陣の時豊臣太閤制札を出せり 寺領四貫三百文は同十九年十一月御朱印を賜へり、本 尊釋迦を安ず、本堂は小田原北條氏の臣遠山因幡守宗 爲が建立と云ふ、【寺寶】 △日蓮書一幅 一は建長六年 正月元日、石

井藤五郎長勝と授與之とあり、一は文應元年九月三日、△鬼 松葉谷石井長勝屋鋪法華堂にて、御認なりと書記せり、△鬼 子母神像一軀 長一尺五寸、△釋迦像一軀 唐木、長九寸二 寸、△大黒像一軀 長一尺四分、△寶陀觀音像一軀 長一尺七寸 道潤作、新羅三郎義 光、守本尊と云ふ、△山王像一軀 長八寸二分、△八 幡像一軀 金體立像、長一寸八 齒骨塔一基 △古文書二通 △釋迦堂 本尊は立像な り長一尺、本堂建立の願主遠山因幡守宗爲夫妻の木像を も置けり、△祖師堂 中央に日蓮、左右に日期・日印の 像を安ず、△鐘樓 鐘に寛永元年鑄造の序銘を彫す、 △銚子井 東方にあり、日蓮の供水と云ふ、寺傳には 日蓮乞水と唱ふといへど是は近きあたり、同名の小井 あるを混じ訛れるならん、【鎌倉志】には當寺境内に岩 を穿ちし井あり、石井と號す、鎌倉十井の一なりと記 す、此井の事歟今詳ならず、△表門 妙法華庵の額を 扁す、△駒留木 ○上行寺 名越町にあり、法久山大 前院と號す 本寺前 年に應二 十五日 本尊宗法の諸尊及び宗祖の像を安ず、△稻荷社 瘡守稻荷と號す、正暦年中の勸請と云傳ふ 按ずるに、正 暦より、三百二十餘年前なれば、○安養院 是も名越町 往昔より此所に在し社なるや、

にあり、古昔は笹目ヶ谷に在しとなり、祇園山長樂寺 と號す、淨土宗 昔は無本寺にて、名越一派の本山なり、延 恩院末 當寺は嘉祿元年三月二位の禪尼故賴朝菩提の爲 に屬す 當寺は嘉祿元年三月二位の禪尼故賴朝菩提の爲 笹目ヶ谷邊 按ずるに、西方長谷村界笹目ヶ谷に長 八町の寺域をとし、七堂伽藍を營み律寺を建立して僧 願行を開山としの弟子にて建治二年八月廿八日、八十二歳 にて寂すと云ふ、【高僧傳】曰、釋憲靜、字願行、受業和鏡、勵 精律部云々、即以檀賸化寶王刹名祇園山安養院云々、其年四 月十七日遷化、世齡法臘未考之、救謚宗燈律師、又【大山不動 靈記】に願行永仁三年四月十七日示寂と載す、寺傳と年代月日 異なり 永く菩提所と定め即今の山寺院號を銘すと云ふ、 又茲年七月 寺傳十三日と傳 二位禪尼逝去ありしかば願 行導師となり、當寺に葬送し法名を安養院如實妙觀大 禪尼と號すと云ふ、今【東鑑脫漏】を參考するに附會の 説なるべし 【脫漏】曰、嘉祿元年七月十一日丑刻、二位家 刻於御堂御所地而、奉火葬云々、八月廿七日、今日二品御葬 御佛事、竹御所御沙汰也、導師辨僧正定豪云々、是に據れば 願行導師と云ふは、訛なること論なし、葬地も恐らくは、勝 長壽院なるべし、されど彼院蚤く廢院となれば、其詳なる事 を知る 後兵火の爲に堂宇残らず烏有となりしかば、當

城彈正少弼入道 十二月管領滿兼に至りて同所を又氏滿
 菩提のため更に寄附の命あり 曰、寄進、名越別願寺下野國
 兩郷事、右爲永安寺殿御菩提、所令寄附也、任先例可被致
 沙汰之狀如件、應永七年十二月卅日、左馬頭源朝臣華押、十
 年五月滿兼名越報恩寺敷地山林等を當寺領に寄附す、
 曰、名越別願寺、同所報恩寺敷地并山林等雲澤庵放券及明通
 四至境狀口之事、右爲當寺領、所寄附之狀如件、應永十三年
 五月十二日、左兵衛督源朝臣華押、廿二年十二月管領持氏總野二州の寺
 領地先規に任せ寄附の命を下す 曰、別願寺領、下總國相
 國藥師寺庄半分除、福田・平塚兩郷事、早任去永徳二年十月廿九
 日、明徳二年九月八日、去七年十二月卅日、御寄進之旨、知行
 不可有相違之狀如件、應永廿二 廿七年二月持氏當寺門前
 年十二月廿日、持氏の華押あり 曰、寄附名越別願寺、同所門
 島を滿兼菩提の爲に寄附す 前島等事、右爲勝光院殿御菩
 提、任逸見中務大輔申請旨、所寄附狀如件、應 天文廿二年十
 永廿七年二月十九日、左兵衛督源朝臣華押、 天文廿二年十
 一月小田原北條氏棟別錢を免許す 免、棟別錢先年半分敷
 當年令免許候狀如件、天文廿二年癸丑、 免、殘所百八文、重而
 一月十五日、鎌倉別願寺虎朱印を押す、永祿九年八月北條
 氏の臣大道寺駿河守政繁敷地を寄附せり 曰、敷地三貫文
 之旨、寄進申候、自今以後不可相違候、寺中可有御建立由、
 肝要に候者也、仍如件、永祿九丙子八月五日、別願寺、大道
 寺華 今寺領二貫五百六十文の御朱印は天正十九年に賜

へり、【寺寶】 △阿彌陀像一幅行基 △足利系圖一卷
 △當寺古圖一枚文和二年四月 △縁起一卷 △足利持
 氏墓 本堂の西にあり、五輪塔にて長春院殿其阿彌陀
 佛、永享十一年二月十日と彫る、持氏追福の爲後に建
 たるものか來由詳ならず、○教恩寺 中座町にあり、
 中座山【鎌倉志】に實海山とあり、大聖院と號す、本寺前
 知阿開基は俗稱を傳へず、大聖院東陽岱公とのみ傳ふ
 是北條左京大夫氏康の法名にて今大住郡栗原村萬松寺
 に其碑あり 大聖寺殿東陽岱公、元龜二年十月三日と記せり
 位牌所云 又同寺所藏、天正二年の文書に、大聖院様號御
 々とあり 翔建の年代を傳へざれど、是に據て推考すべ
 し、【鎌倉志】里老の言を引て舊は光明寺の境内北の山
 際に在しを延寶六年僧貴譽此地に移す、元此地に善昌
 寺と云ふ光明寺の末寺あり、其寺廢蕪せしが故當寺を
 爰に移し元の當寺蹟を所化寮とすと記せり、三尊の彌
 陀運慶を本尊とす、寺傳に是は元暦元年平家没落の時
 三位中將重衡囚れて鎌倉に在し程頼朝が授與の靈像に
 て重衡が歸依佛なりと傳ふ、當寺安置の來由傳はらず
 【寺寶】 △盃三口 共に重衡の盃と云ふ 【鎌倉志】には
 重衡手前と、酒宴の時の盃なりと記せり、按ずるに、【東鑑】
 元暦元年四月廿日の條に曰、本三位中將、依武衛御免、有沐

浴之儀、其後及秉燭之期、稱爲慰徒然被遣藤判官代邦通、工
 藤一蘭祐經、官女一人號千手前等、於羽林之方、剩被副送竹
 葉上林已下、羽林殊喜悅、遊興移尅、祐經打鼓歌今様、女房
 彈琵琶、羽林和横笛、先吹五常樂、爲下官以可爲後生樂由稱
 之、次吹皇鑾急、謂往生急、凡於事莫不催興、及夜半女房欲
 歸、羽林暫抑留之而盃及朗詠、燭暗數行虞氏淚、夜深四面楚
 歌聲云々、其後各歸參御前、武衛令問酒宴次第給云々、又武
 衛令持宿衣一領於千手前、更被送遣、其上以祐經、邊鄙土女
 還可有其興歎、御在國之程、可被召置之由被
 仰云々、是に據ば、此宴席に用し物なるべし ○長善寺
 辻町にあり、醫王山と號す、古義眞言宗 三浦郡逗子 本
 尊藥師【鎌倉志】には、行基の作と記す、十二神將 長各四尺
 教日光月光等を安ず、里俗辻藥師と稱するは是なり、
 寺傳に由井の長者、染屋太郎大夫時忠の建立と云ふ、
 起立の年代を元龜年中と傳ふれど、時代最遠へり、神龜の訛
 れるならんか、時忠が事は、長谷村條にあり、併せ見るべし、
 【寺寶】 △劍一口 長三尺程無名なり、
 △石塔二基 笹目ヶ谷の東南に辻あり、其路傍に建つ故
 に此所を塔の辻と呼ぶ、事歴詳ならず、塔の辻の名鎌倉
 中所々にあり、○千葉介常胤第蹟 天狗堂の東方にあ
 り、今千葉屋敷と字す、○諏訪屋鋪 千葉屋鋪の東南の
 島を云ふ諏訪氏の事今考ふべきなし此餘北條時政が名
 越の亭義時が名越の山莊、越後守時盛が佐介の館、大夫

屬入道善信が町大路邊の宅地、武田信光入道光蓮が名
 越の家、佐々木隱岐入道蓮清・加治八郎左衛門尉信朝等
 が武藏大路下の第宅等、【東鑑】に所見あり、當所幕府に
 近き所なれば其他侍臣の宅地猶多かるべき理なれど今
 其蹟の傳なし、○新善光寺蹟 名越にあり、新善
 光寺屋鋪と唱ふ、正嘉二年五月宗尊親王北條時章の名
 越山莊に方違として渡御の事【東鑑】に見ゆ、其山莊
 新善光寺邊と載す 曰、正嘉二年五月五日、御方違被經沙汰
 有入御尾張前司、名越山莊新善光寺、邊之由被定之、又曰、八
 日尾張前司山莊、被新造檜皮葺屋以下數字、又曰、廿九日將
 軍家御方違、尾 後年三浦郡上山口村に移りて今彼所に
 あり 其年代詳ならず、中興の僧密道、天正十八年に寂すと
 ありれば、其世代なるべし、同寺の條併せ見るべし、
 ○慈恩寺蹟 花ヶ谷にあり、足利直冬の花院にて慈
 恩寺の號は即直冬の法名なり 嘉慶元年七月二日卒す、僧
 桂堂開建せしとなり、應永中五山の僧侶が當寺の勝景
 を賞せし詩若干あり、同廿五年寺主板に刻す、時に圓
 覺寺前任一疊聖瑞序を記す、其文中に當寺の開建殿堂
 花木奇石等凡の形狀を載す 藝文の部 享徳二年正月時の
 住僧管領成氏の館に參し事見ゆ 【鎌倉年中行事】曰、正月
 以下被參、御禮有 十一日律家之住持慈恩寺
 之是も御茶あり、 文明の末に至りて堂宇廢蹟となりし

にや【梅花無盡藏】曰、二十有七已亥、緊逼東相府、○無垢息
 寺蹟 花ヶ谷にあり、文安の頃山之内の瓜谷に寺地を
 移せし事圓覺寺黃梅院文書に見ゆ 曰、正續院領、山内瓜
 年貢百文之所也、依移造目足寺候而、本年貢之分ニ給置候、
 未代於居住之徒而、無沙汰候者、名越花ヶ谷目足寺之舊敷地ヲ、
 可被取間々、仍而爲後證、所書進之狀如件、文安三年丙寅十
 月二日、正續院侍衣禪師、黃梅塔主少訓華押、後又廢して今
 山之内村に、木東寺如と云ふ名残れり、○圓應寺蹟 是も
 是其廢蹟なり、寺號本字詳ならず、
 花ヶ谷にあり、其傳詳ならず 按ずるに、山之内村新居間
 昔亂橋村に在しと云ふ、今同村に其舊地あり、鎌倉公方年中
 行事に曰、七月十六日は、濱の新居間慶堂號十善寺にて、應
 永大亂の時、爲亡魂御訪施餓鬼事、扇谷會下海藏寺へ被仰出
 也と見ゆ、是に據ば、享徳の頃は亂橋村に在り、其以前當村
 に在し其
 ○長善寺蹟 松葉ヶ谷の東方字御嶽にあり、
 辻町長善寺の舊地なるにや彼寺に其傳なし、○蓮華寺
 蹟 佐介ヶ谷にあり、土人は今の寺號を以、仁治元年北條經
 時當寺を開基し、僧良忠 浦郡小坪村正覺寺の舊號なり、
 を請て開山とす【鎌倉大日記】に、建長三年、經時の爲に佐介
 等は、年代、寛元元年材木座村に移して光明寺と改む、事
 同寺に詳載す、又武州(葛飾郡)寺島村(蓮華寺)縁起に、佐介
 に經時の菩提の爲、時頼(寺)を建、蓮華寺と號し、開山は辨

法印審範なり、經時の子、佐々目大僧正頼助、此寺島を知行
 ありし時、鎌倉の蓮花寺を此地に移し、弘安二年八月建立云
 云、是に據ば、寛元元年、寺域を今の材木座村に移したる蹟
 地に、尙舊寺號の寺ありしを、弘安に至りて、又武州葛飾郡
 に移せ
 ○國清寺蹟 是も佐介ヶ谷に在て字寺ノ内とも
 云ふ、當寺は高雄の文覺居住の舊地にて律刹なりしを
 上杉民部大輔憲顯禪宗に改て無礙妙謙を開山始祖とし
 ついで其法弟源叟を二世たらしむ 【空華集】曰、本源叟、
 乃高雄上人舊宅也、記曰、後百年當有口身大士、興佛法于此
 地矣、邇來上杉民部大輔、革律爲禪、遂拜佛國上足、無礙謙
 公爲開山祖、惟公勤學土木幾三十年、鬱成叢林及茲前記驗矣、
 而公大功不幸、退居東菴之明年春、請于官入諸山之列、仍法
 弟源叟本公、爲第二世而主之、可謂公矣云々、【鎌倉志】本書
 を引て、私に豆州の二字を添て、伊豆國國清寺の事となすは訛
 なり、是は當所國清寺の事なり、豆州な、應永二十三年上杉
 禪秀亂の時十月六日岩松治部大輔・澁川左馬助の軍兵
 當寺に放火して戦ふ、此時堂宇焼亡せしなり【鎌倉大草
 日岩松治部大輔・澁川左馬助が手の兵、走散て國清寺に(上
 杉憲顯建立)火をかくれば、火烟吹かけ味方の兵ども、烟に
 咽び弓の本末を忘れ込伏て落行ける、江戸遠江守・今川三河
 守・島山伊豆守、其外宗徒の兵廿餘人討死す、佐介の館に火懸
 りしかば、人力防に不叶、同時桃井右京亮宗綱當寺にて江
 持氏落させ給ふ云々、同時桃井右京亮宗綱當寺にて江
 戸近江守を討取し事【浪合記】に見ゆ【浪合記】曰、應永二

宗綱、上杉禪秀に加りて、鎌倉を攻て江戸近江守を、國清寺
 にて討取す、宗綱やがて近江守が首を、武藏國の舊領矢口村
 の川端に梟げ、高札を立、今度攻相州鎌倉、於國清寺討取江
 戸近江守、奉爲新田義興主、仍如件、應永廿三年丙申十月十
 日、桃井右京亮源 此後再建ならず、全く廢寺となれる
 宗綱とぞ書にける
 ならん、又豆州に同名の寺あり【伊豆志】曰、加茂郡名古
 關東十刹而、唐國佛眞禪師之草創也、眞嗣瑞鹿佛光、大檀那
 上杉憲顯、傾頭仰當山云々、佛眞は即妙謙の諡なり、又「高
 僧傳」に、妙謙字無礙出世相之壽福、嗣香佛國枯出尋、徒圓覺
 構如意菴而養老身、吏部侍郎藤憲顯、建國清寺於豆州奈古谷、
 請謙爲開山祖、應安二 彼も是も開山開基共に同人たれば
 年七月十三日寂云々、 元當所に在しを彼國內に移し、故、爰に廢寺蹟の名は
 殘れるなりとも云ふべけれど、然るにあらず、【鎌倉大
 草紙】に據るに前に引用せし如く應永廿三年十月六日
 岩松澁川の兵が放火せしは當所の國清寺なり、其火佐
 介の館に懸ると云ふ其證なり【鎌倉大草紙】の文、差次て
 七日の條に佐介の館より持氏の蹟を追て參る人々豆州
 名古屋の國清寺に馳集ると見えれば【鎌倉大草紙】曰
 名古屋の國清寺に馳集ると見えれば【鎌倉大草紙】曰
 七日御蹟より參
 る人々、御所の御行方をしらず、伊豆の名古の國清寺へ、
 御座の由披露ありければ、宗徒の人々皆國清寺へ馳集る云々
 伊豆の奥の兵共、走湯山の大家をかたらひ、大勢にて同十日
 國清寺に押寄ける云々、寺中矢種盡き、敵は持権をつき寄武
 士大衆入代々々、火を懸て責しか、 既に當時各國に同名兩
 ば、憲基は夜に紛れ落給ふ云々、

寺在し事識るべし、○法住寺蹟 西方扇谷村の接地に
 あり、昔律宗の寺蹟なりと云ふのみ、其傳詳ならず、此
 他三浦郡蘆名村安穩寺の舊蹟 松葉谷にあ 比企谷泰雲寺
 蹟 太田道灌花月百首奥書曰、右百首自相州鎌倉比企谷泰雲寺
 蹟傳寫之獻藤左府者也、天正十二年十一月下旬七日、藤原
 雅等村内に在つるならんが今其遺蹟もなく、土人の傳
 もなし、○七觀音堂蹟 佐介ヶ谷の内にて今七觀音谷
 と云ふ是なり、○盛久敷皮蹟 南方亂橋村界、白田の
 傍を云ふ【芝地方六 盛久は主馬八郎左衛門と云ひて平家
 重恩の士なるが故、文治二年六月首を刎らるべきに決
 し此所に敷皮を設く、然れども故ありて賴朝宥免し、
 安堵の下文を與へしとなり 長門本【平家物語】曰、主馬八郎左
 衛門盛久、京都に隠れ居けるが、年來の宿願にて、等身の千
 手觀音を造立して、清水寺の本尊の右の脇に奉置、千日參詣
 す、右兵衛佐殿、北條四郎時政に仰られ、京中を尋求けれど
 も、更に尋不得、或時下女來て誠にや盛久は清水寺へ、夜ご
 とに詣で給ふなりとぞ申ける、北條悦て清水寺邊に、人を置
 窺見せ、盛久を召捕て、右兵衛佐殿へ奉る、盛久已に鎌倉に
 下着す、梶原景時仰を承て、心中の所願を尋申に、子細を不
 述、盛久は平家重代相傳の家人重恩厚徳の者也、早く斬刑に
 隨べしとて、土屋三郎宗遠に仰て首を刎らるべしとて、文治
 二年六月二十八日に、盛久を由比濱に引すえ、盛久西に向て
 念佛十遍許申けるが、如何思けん、南に向て又念佛二三遍許
 申けるを、宗遠太刀を抜頸を打、其太刀中より打折ぬ、又打

太刀も目貫より折にけり、不思議の思をなすに、富士のすそより光り二筋、盛久が身に當るとぞ見えける、宗遠使者を立て、此由を右兵衛佐殿に申す、又右兵衛佐殿の北方夢に、老僧一人出来て、盛久斬首の罪に當られ候が、枉て宥免候べき由申す、北方誰人に御座するぞ、僧申けるは我は、清水邊に候僧なりと申、夢さめて右兵衛佐殿に此由申す、此に因て盛久を召返され、所帯安堵の御下文を給はる。

新編相模國風土記稿卷之八十八

村里部 鎌倉郡卷之二十

山之内庄

○小町村古摩知 牟良 小坂郷に屬す、江戸より行程十三里許鎌府盛なりし頃は此地に群臣の邸宅を賜はり、其間市鄙駢羅して頗る饒富の地なり、古村内の通衢を小町大路と稱す、建久二年三月第宅市鄙回祿に罹れり【東鑑】曰、三月四日、南風烈、刻、小町大路邊失火、江間殿・相模守・村上判官代・比企右衛門尉・同藤内・佐々木三郎・昌寛法橋・仁田四郎・工藤小次郎・佐貫四郎以下、人屋數十字焼亡云々 嘉禎元年六月明王院供養に依て頼經村内を過て參詣せらる六月廿九日巳二點、依可有明王院(五大尊南門、小町大路北行、塔辻東行、按、寬喜二年十二月頼家の女竹御所、塔辻は村の小名に存す、當時宇都宮辻にあると稱す)村内の通衢を経て幕府、則村の地なり、に入興あり 村内幕府蹟の、建長三年十二月鎌倉の内、小町屋を定められ條に詳載す、十二月三日、鎌倉中在々處々小町屋、及時當村其一所なり 買賣設之事、可加製禁之由、日來有其沙

新編相模國風土記稿卷之八十七

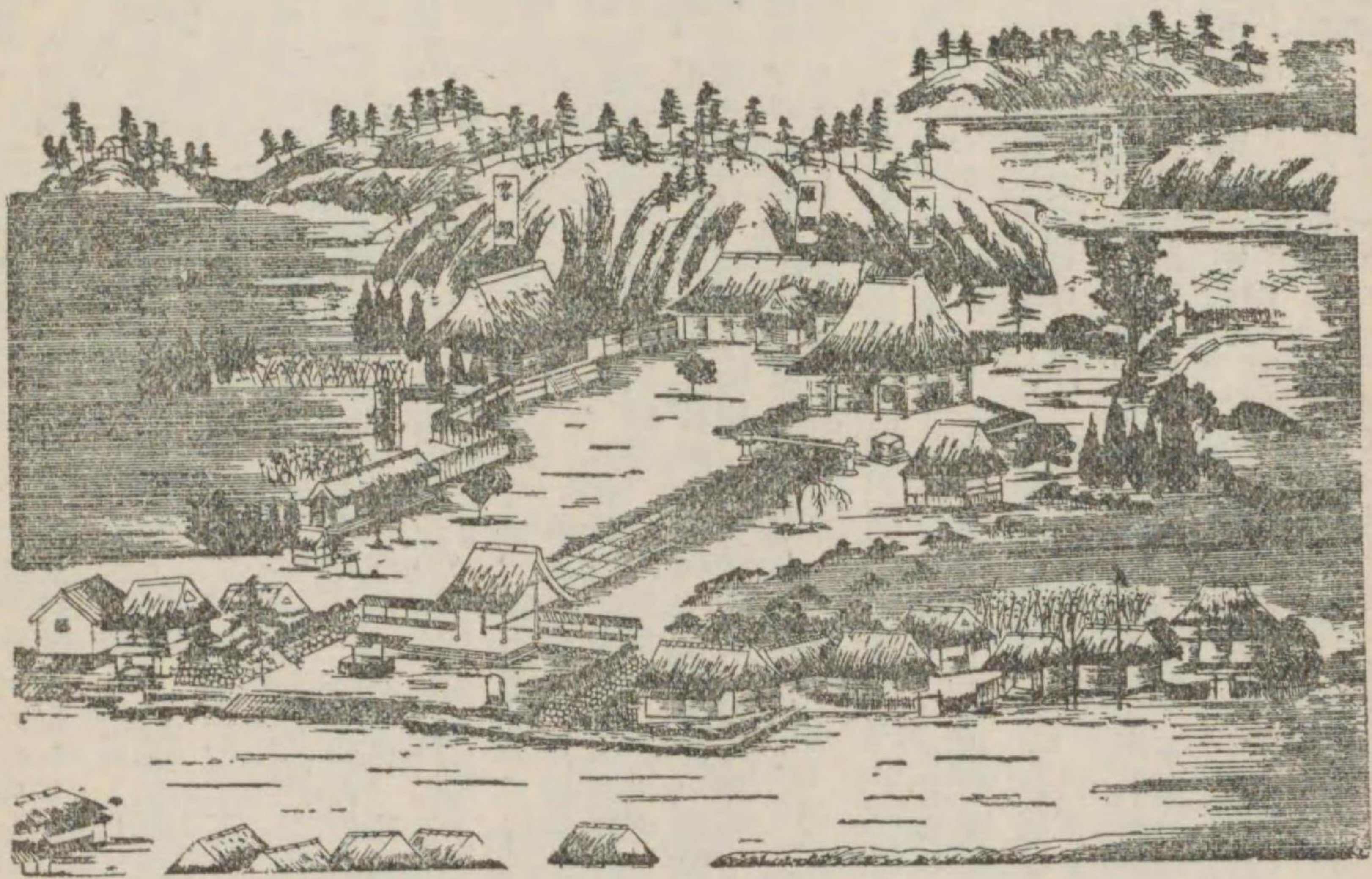
汰、今日被置彼處々、此外一向可被停止之旨、嚴密觸之被仰之處也、佐渡大夫判官基政、小野澤左近大夫入道光運等奉行之、○鎌倉中小町屋之事、被安置處々、大町・小町・米町・龜谷辻・和賀江・大倉辻・乘飛和坂山上、不可繫牛於小路事、小路可致掃除事、建長三年、文永二年三月鎌倉中散在の町屋を止められ、十二月三日、 九箇所を免されし時も其員にあり三月五日、鎌倉中散在の町屋を免されし時も其員にあり、在町屋等、被免九箇所、又堀上家前大路造屋、同被停止之、且可相觸保々之旨、今日可被仰付于地奉行人等小野澤左近大夫入道也、○町御免所之事、一所大町、一所小町、一所魚町、一所穀町、一所武藏大路下、一所須賀江橋、一所大倉辻、按ずるに、本文九箇所と記し、七箇所を擧ぐ、九今尙村内の通衢農商雜處し、比屋稠密にして一聚落を成せり、東西 南北 東南、大町、村、北、村の中程を南北に貫て鶴岡置石係れり 置石の事、雪下村、村の中程を南北に貫て鶴岡置石係れり 鶴岡八幡宮 御入國の後は御料所及寺領相交れり、
○高札場 ○小名 △塔辻 寶戒寺の南方往還に此唱あり、里俗の傳へに執權北條氏の邸宅ありし頃爰に下馬札を建られしと云ふ、按ずるに【太平記】に北條氏滅亡の時安東左衛門入道聖秀、高時が館の燒跡に赴くとて先々出仕の如く塔辻にて下馬すとあれば、土人の傳へ符合せり【東鑑】嘉禎元年六月の條に頼經此地を東に行て明王院に詣し事あり其文前 寶治元年六月三浦若狭前司泰村誅戮の時北條六郎時定若干の軍兵を率て此地

より馳向ふ六月五日、泰村既及攻戰之上、無所于被者仰云云、北條六郎時定、爲大手大將軍時定、令撤軍、揚旗自塔辻馳進、慶長三年正月火災あり 【東鑑】其文結城朝相從之輩如雲霞、慶長三年正月火災あり、廣宅蹟の條に載、正嘉元年十月宗尊親王大慈寺に參詣あり、歸洛薄暮に及び、此邊より松明を取弘長三年十二月荏柄社前失火し、餘炎此所に至る十六日、條文和元年閏二月鎌倉合戰の時脇屋右衛門佐義治・小侯少輔二郎義弘等此所にて南遠江守と戦ふ、遠江守敗北す 【太平記】曰、塔辻の合戰難儀なりと見えければ、脇屋左衛門佐と、小侯少輔二郎と一手に成て、二百餘騎喚て懸られけるに、南遠江守懸立られて、旗を巻て引退く、應永廿三年十月上杉禪秀郎等をして當所に堀切・鹿垣・矢倉等を設て旗を建しむ、是禪秀が亂の最初なり 【鎌倉大草紙】曰、十月二日戌刻計、新御堂殿、并持仲御所、忍びて殿中より御出云々、犬懸の郎等、屋部・岡谷の兩人手者を引率、其夜塔辻へ下り、所々堀切・鹿垣を結渡し、走矢倉を上げ橋を築、家々の幕を打、一揆の旗を打たてたり、(中略)塔辻は敵箭を燒て警固しけ、按ずるに鎌倉中塔辻と呼地所々にあれど古書に載しは此所の事なり、按ずるに【東鑑】に此邊の地名に宇津宮辻あり、今其遺稱を聞ず、但嘉祿元年幕府を移されし地にして【東鑑】寬喜二年十二月の條に頼家の女竹御所 大町村の北、妙本寺 境内に在しなり、より小町大路を経て幕府宮辻の南門に入興せし由を記し嘉禎二年六月の記に幕府 同上

より小山下野守朝政が宅若宮大路にあり、乾の方に當るや、否尋られし事見ゆ、是等に據て今の地形を推考するに、小町大路中十字をなせる所其地なるべし、又按ずるに正嘉元年十一月若宮大路火災の時、宇都宮下野守泰綱が宅災に罹りし事あり、若宮大路は此所の接地なれば宇都宮氏の邸宅ありし故此地名起りしならん、嘉祿元年幕府を爰に移されし事は幕府蹟の條に載、并見るべし△琵琶小路 里人の話に昔此所に辨天社ありて道路迂廻なりし故頼朝社を鶴岡八幡宮境内に移し、直路を開かる、其神體琵琶を持し像なりし故此地名ありと云ふ○屏風山 寶戒寺の背後に在、屏風を立たる如し、故に此名あり、○小富士山 屏風山の傍にあり、此外村西に山あり、秣場あり、○葛西ヶ谷 滑川の東南にあり今寶戒寺の境内となれり、此地は治承の後葛西三郎清重に賜りしより此名ありと云説あれど其據を知らず、承久の亂に、五月宣旨の御使狎松丸を當所にて召捕【東鑑】曰、五月十九日勅使光親卿、被下京兆追討宣旨於五畿七道之由云々、關東分宣旨御使、今日到着、仍相尋之處、自葛西山里殿邊召出之、稱狎松丸、(秀康所從云々)取所持宣旨、并大監物光行副狀、同東土交名註進狀等、於二品亭披閱、承久軍物語曰、國々へ院宣遣さるべき由にて、案察の使中納言光親卿奉つて、これを書云々、御使には惟松と申て、きはめて

足早き者あり、彼を撰ばれてぞ下し給、平九郎判官が、私の使をも相添たり、承久三年五月十五日酉の刻に、都を出ておとらじ負じと、下りける程に、同十九日の午の刻に、鎌倉近き片瀬と云所に着けり云々、さて院宣の御使惟松は、定て鎌倉中にぞあるらん、召寄よと尋られけり、惟松は何とやらん、人の氣色變りて、きはがしかりければ、かきるが谷のある者の家に隠れ居たりける、建長三年二月此地の山崩れを、引出し引張てぞ参りける、【東鑑】曰、建長三年二月廿日、大御所(此間新造、而二人)元弘三年新田義貞鎌倉を攻撃し時、北條相模守高時此谷に引籠り、長崎次郎高重、此所にて奮戦し、【太平記】曰、相模入道殿、千餘騎にて葛西谷に引籠り給、長崎二郎高重は主従八騎、山内より葛西谷まで、十七度まで返し合せ、周防七郎左衛門尉經頼も忠戦の功ありし由見えたり【諸家系圖纂】曰、周防七郎左衛門尉經頼、元弘三年五月廿一日より廿二日まで、於葛西谷致忠戰賜本領○腹切巖窟 小富士山の麓にあり、北條氏滅亡の時殘兵此に逃て自殺せし地なり、近世まで遺骨を掘出すことありしと云ふ、又古瓦をも多く掘出せし事あり、其瓦紋に三つ鱗ありと云、三鱗は北條氏の徽號なれば思ふに北條氏第蹟に散亂して在しを土民耕作の妨あるによりここに埋めしなるべし、○入定巖窟 葛西谷の小巖にあり、寶戒寺第二世普川國師入定の地なりと云ふ、○琴彈松 葛西谷の山上にあり、松風清音尋常に替りしと

寶戒寺境内圖



云、今古木は枯失して別に一株を栽たり、僧萬里が集に此松の名見えたり【梅花無盡藏】曰、文明十八年小春二十有七己亥、面風須菩提(鎌倉諺曰風吹須菩提)着彈琴松、○滑川 東方を流る、幅凡里俗夷堂川とも云ふ、○橋二 一は沓脱橋と呼通衢の小流に架す、一は狩野橋と唱へ村の中程滑川に架せしが今は廢せり○淺間社 寶戒寺下二社同、○稻荷社 ○神明社 ○寶戒寺 金龍山釋滿院と號す、天台宗【東鑑】曰、古はと云、當寺は、建武二年勅に依て、相模守高時入道崇鑑以下、亡靈の怨念を度せんが爲、崇鑑が宅趾に草創し、三月足利尊氏、當國金目郷大住を、寺領に寄附す所文書曰、奉寄圓頓寶戒寺、相模國金目郷半分事、右相模守高時、法名崇鑑天命已盡秋刑忽臻是以當今皇帝、被施仁慈之哀恤、爲度怨念之幽靈、於高時法師之舊居、被建圓頓寶戒之梵宇、爰尊氏奉武將之風詔誅逆徒之梟惡、征伐得時、雄勇遂功、然間滅亡之輩、貴賤老幼男女僧俗、不可勝計、依之割分金目郷、所寄寶戒寺也、是偏有亡魂之恨、爲救遺骸之幸也、然則皇帝久施殷周之化、愚臣且同伊呂之功、仍奉寄如件、建武二年三月廿八日、圓頓寶戒寺上人、參議源朝臣華押、【北條五代記】曰平家の亡魂共、恨をなす由申に因て、高時が屋鋪跡に、寶戒寺を建立し、多の平家の亡魂を弔ひ、高時を德宗權現と號し此寺の鎮守に祝ひ給ひければ、按ずるに【鎌倉志】には尊氏奏聞して葛西谷の東勝寺を遷して北條の一族の骸骨を改め葬り此寺を建立せしと云【江州の人なり、慈威和尙と號し、圓觀僧】

正と稱す、元徳二年、勅命に依て、北條氏を調伏せし事發覺して、六月關東に召下され、結城上野入道道忠預かりて、奥州に赴き、元弘三年六月歸洛あり、後伏見帝を始めとして、五代帝王の戒師たるを以て、五代國師と稱す、延元元年三月朔日卒、詳なる事はを以て開祖となす、延元二年十月住持職及寺領等、元の如く沙汰致すべき旨左馬頭直義證狀を授く、目郷半分事、早如元可被致沙汰之狀如件、建武四年十月十二日、圓觀上人、左馬頭華押、又甲斐國追分宿關所を寄附して造營の料に充らる、戒寺造營料、所被寄進甲斐國追分宿關所也、致其沙汰、可被造營作功、將亦寄附於左右、不可致昔沙汰焉、關貨錢事、右人別參文、於馬者、可爲五文、更不可致過分沙汰、若亦旅人商人等背此旨、致狼藉者、可被處其咎矣、寺家非法事、右徒費關貨、煩往來輩、不終其功者、可有改沙汰焉、此已下壞損し、文和元年七月足利尊氏上總國武射郡小松村、出羽國小田島庄内を造營の料所に寄附す、所藏文書曰、寄進圓頓寶戒寺、上總國武射郡島庄内、東根孫五郎跡事、右爲當寺造營料所、限永代所寄進之狀如件、觀應三年七月四日、正二位源朝臣華押、按ずるに、此年文和と改元あり、又曰、圓頓寶戒寺雜掌申、出羽國小田島庄内、東根孫五郎跡事、早任寄附之旨、沙汰付下地於雜掌ニ、可致執進請取之狀如件、觀應三年七月廿二日、長井備前太郎殿、華押、又曰、圓頓寶戒寺雜掌申、上總國武射郡内、小松村事、早任寄附之旨、沙汰付下地於雜掌、可致執進請取之狀如件、文和元年十二月廿日、千葉介殿、華押あり、

十二月明春當寺造營の事始あるべきにより下野・下總兩國中の棟別錢を以て營作すべき旨沙汰せらる、曰、圓頓寶戒寺造營事、木造始可爲明春之間、於下野・上總兩國中、令取棟別拾文錢貨可被終營作功之狀如件、文和元年十二月廿七日、當寺長老華押是より前末寺光明寺、觀音堂別當なり領金目郷にありしが當寺領に混じて押領ありしを第二世慈源、師と云足利尊氏の第二子なり、幼して多病なりし故、の時は還慧鎮の弟子となり、相承て當寺に主たり、淨光明寺文書曰、相州金目光明寺雜掌善勝、謹重言上、欲早如先度言上、當寺者雖爲金目郷内、自往古寺領者、各別御寄進地也、而以當寺領、混二階堂攝津伊勢入道跡、建武年中ニ、寶戒寺代官、廣田新左衛門尉秀備、瑞泉寺代官、伊戸入道道紹、私令折中之半分、南方者寶戒寺領、半分北方者、瑞泉寺領也、剩此時迄于光明寺本尊、觀音阿彌陀、同寺領等、分子二輩、觀音者、寶戒寺領分、阿彌陀者、瑞泉寺領分、寺田拾町八段、内五段者、寶戒寺進止、五町參段者、瑞泉寺進止、如此件兩寺、押而知行間、寶戒寺押領分者、普川國師在世之時、就敷申如元返給畢云々、明德元年六月日詳なる事は光明寺條に、【鎌倉年中行事】に寺主禮待の事見えたり、十一日、律家之住持、寶戒寺已下被參、香衣に香袈裟、被著たるには御緣迄御出、香の袈裟被懸たるには、御座之内にて、御禮有之、是も、天文十五年九月棟別錢免許に依て關善左衛門御茶あり、所藏文書曰、棟別家數拾四間半、此代七百四十證狀を與ふ、六文御免許、但石卷方御承與存候、恐々謹言、天文十五年丙午九月四日、寶戒寺御足下、關善左衛門華押、又石卷下野守家貞の文書に

も棟別錢の事見ゆ、曰、寺家棟別之儀に付而、御切紙具披見自關善御代官催促處、御免許之内ニ催促候、是者一向不入儀候、唯今其子細關善ニ、相屆候處、七百四十文、御差置之分、催促無用之由、其日被申越候間、別儀有間敷由被申候、其分可有御意得下、得判形返進申候、能々可被爲置候、委細者重而可申候、恐々謹言、五月十五日、寶戒寺衆中御報、石卷下野守家貞華押、永祿元年十一月葛西谷足利左馬頭義氏第蹟の地を還附せらる、曰、北寶戒寺公方被還遣候仍如件、永祿元年霜月十日、寶戒寺、大道寺奉、虎の印、按ずるに、此地寄附の初許ならず、寛永十年十月當寺相續の事に依て本寺住持天海より文書を授ず、相州鎌倉寶戒寺者、後醍醐天皇御願所也、於法勝寺諸末寺中、無止事勝地、代々將軍家、并諸侍受戒靈場也、雖然亂後以來、堂舎伽藍、代々之宣旨、其外書籍等、紛失其間候、併願懇志、相續可爲肝要者也、寛永十年林鐘朔日、山門三院執行探題、大僧、本尊地藏、左右に梵天・帝釋天の像あり、唐佛正天海華押、永四年寺主惟賢が時定めし内陳行法の掟書あり、定置内陣放光菩薩行法事、右當寺住僧已灌頂仁者、不論老少、各三ヶ日可勤之、若有懈怠者、次日粥飯以下、可停止出仕、(五ヶ日)以私所用、不可有懈怠、燈明抹香瓶花料足、(一月分冊五也)、佛俱料(米壹升宣而一月分)、可下行當番承仕、於此足者、可爲關所々出者也、仍所定如件、永和四年戊午六月十五日、沙門推賢行法眼位華押、又地藏尊氏の守本尊、不動等の像あり、大山の像と寺領九貫六百文は天文十九年十一月御朱印を賜へり、【寺寶】△地藏畫像

一幅、尊氏の筆なり、△平高時畫像一幅、或云自筆、△三千佛畫像三幅、唐畫、△涅槃畫像一幅、唐畫、△開山慧鎮畫像一幅、△同自撰記一冊、自筆、△二世慈源畫像一幅、△古文書二十一通、十二通は前に引用し、四通は下塔頭の條に載、一通は材木座村光明寺修理田寄附の文書なれば其寺の條に註す、殘る四通の内一通は開山慧鎮書、曰、寶戒寺口上抄一見了、文理悉口足花口皆相備者歟、類口被載老實愚話之趣、頗超於先賢所談之旨、或口律口誠言契此秘要、或舉自他門異同、彰斯宗教、可謂出自藍青於藍、加之匪啻述口一流之已絶、動演三學口傳宗旨、須爲日域之夜光本朝驪珠哉、感悅之餘、聊述愚懷耳、九、一通は妙法院宮文書、曰、伊壽之月十七日、沙門華押、一本望候、抑檀那相承一心三觀與圓頓戒附法同異事兩條派流可區之間、離合又不可一準歟、凡圓頓戒附法之號、可有兩篇候、戒場相傳者、偏代々座主、相續而傳受來候、其相承之次第、於山務經歷之仁、各々可相替候也、又別授相承事候者、當世之流傳、多黒谷之一流歟、彼相承血脉中、無檀那贈僧正以下、名字候歟、貴札之趣、不口悉口見不審詮要、不辨存之樣候、難待指南候哉謹言、三、一通は上杉朝宗入道禪助返翰、曰、歲末拜領、恐悅無極候、恐惶敬白、十二月廿三日、寶戒寺侍者御中、返報、禪助華押、一通は上杉四郎憲寬文書、曰、去年以來、被勵懇祈之段、承之忻悅候、不例にて進之候、恐々謹言、三月十七日、慈眼寺、憲寬華押、△山王歡喜天徳宗權現合社

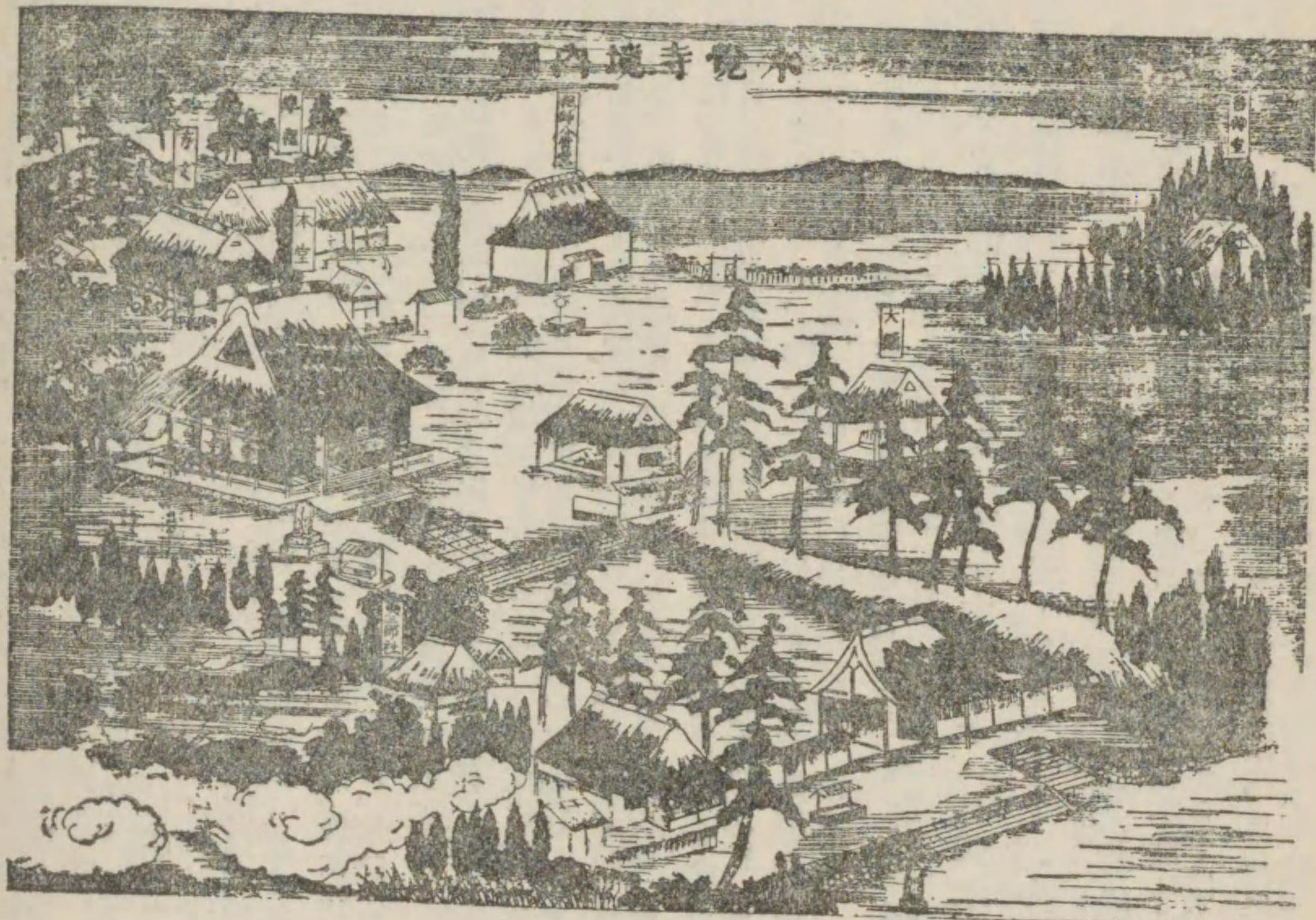
德宗權現は北條高時を祀れり、【北條五代記】に平家の亡魂共恨をなす由申に因て高時が屋敷の蹟に德宗權現と號し、此寺の鎮守に祝ひ給ひければ、さてこそさしも、しづまりぬとあり、按ずるに當時北條家摠領の所領を德宗領と云しなり 異本【太平記】曰、相模入道の一跡、德宗領をば、内裏の供御料所に置る云々、又若州守護職次第に、相模 故に是を以て神號とせしならん、△地藏堂 △塔頭 廢院 古は三字あり一は大持院と號す、北條氏より二貫文の地寄附の證狀二通一に曰、爲御寄進貳貫文目、申調進置候、爲後日仍證文如件、天文十六丁未十月二日、寶戒寺之内大持院、駿河守盛昌華押、一に曰、敷地之事、貳貫文ノ分、任永正十七庚辰歲落着之旨、令寄附者也仍如件、天文十六丁未十月十二日、大持院、虎の 今本坊に藏す、一は光明院と云、是も北條氏一貫八百文の地寄附の證狀一通 一に曰、爲御寄進壹貫八百文目、申調進置候、爲後日仍證文如件、天文十六丁未十月二日、寶戒寺光明院、駿河守盛昌華押、一に曰、敷地之事、壹貫八百文ノ分、任永正十七庚辰歲落着之旨、令寄進狀如件、天文十六丁未十月十二日、光明院虎の印あり、を藏せり、一は總持院と號す、共に廢せし年代を知らず、○大巧寺 長慶山正覺院と號す、法華宗、古大行寺と號し、眞言宗にて今唱ふる梶原屋敷の内にあり、頼朝の祈願所たり、或時此寺にて、軍評定ありて其合戰勝利を得たれば、

大巧寺と改しと云、其後此地に移轉し、僧日蓮妙本寺村、に在し時當寺住僧歸依して改宗し、日證を開山とし、妙本寺の院家に屬せり、天文十六年十月北條氏寺領一貫二百文の地を附す 所藏文書曰、爲御寄進壹貫貳百文如件、天文十六丁未十月二日、大巧寺、駿河守盛昌華押、又曰、敷地之事、壹貫二百文ノ分、任永正十七庚辰歲落着の旨、令寄附者也仍如件、天文十六丁未十月十二日、大巧寺、二十二年十一月棟別錢を免許あり、令免許候狀如件、天文廿二年癸丑十一月十五日、鎌倉大巧寺、虎の印を押す 天正三年二月濱名豊後守時成、鎌倉能成寺分六貫文の地を寄附す 今度三浦森崎郷永代致買得候、是當年鎌倉能成寺分、永代致買得置候、彼地夏秋六貫文之所、御寺之爲修造之并御僧衆之爲御堪忍分、永代御寄進申候、爲其買得之時分申請候、虎御印判、又其外之證文共、坪帳以下指添、御寄進申候、彌我等一類、子孫繁昌任、猶以重而過分之地致買得御寺ニ茂、猶又御合力をも申候様に、朝夕於御佛前可有御祈候、左様御座候ば彌御寺茂可爲御繁昌者也、仍而如件、天正三乙亥年二月十七日、大巧寺御能化參、譜代且那、濱名豊後守時成華押、此外天文二十一年六月、此地を買得せし證狀あり、曰鎌倉能成寺分、山中近江屋敷之事、年貢六貫文所出置候、相拘可致所務者也、仍如件、天文廿一年壬子六月十六日、秀芳、又元龜元年七月、北條氏より與し、證狀を藏す、曰鎌倉能成寺分、山中近江屋敷、從秀芳前、永代買得之由、御心得被成候、仍狀如件、永祿十三年庚午七月十二日、大巧寺口坊主能化、長純奉之、虎朱印、按ずるに、時成が文

書に虎御印判、其外の證文といへるは即此二通にして、寄附以前、既に寺領に寄べき意ありて、當寺への證狀を申請しなると、十二年二月當寺抱の敷地田島等引替寄附あり、大道寺駿河守政繁及富岡美作守某より其旨を傳ふ 所藏文前々御抱之敷地田島、五貫文之處、御由緒之旨、類而以美作守蒙仰候之間、拙者御代官分之内引替、永令寄進候、横合相違之儀、不可有之候、委細者富岡美作守所ニ申越候、仍如件、甲申二月十六日、大巧寺御同宿中、駿河守政繁華押、又曰、大巧寺自古來抱之敷地、田壹貫二百餘、島參貫餘、以上五貫文有子細、其方被申之間、御代官分之内引替、永令寄進候、横合相違之儀、不可有之候、但段錢本増共二百文、五貫文之辻、倍候、此段大巧寺御住持ニ委細可被申届候者也、仍如件、甲申二月十六日、富岡美作守殿、政繁華押、又曰、貴寺從古來、御抱之田島、并段錢本増共、兩毛以上、五貫文目、就御望、駿河守御代官分被引替、永代被進置候、無相違御所務可有之候、然田島自某可有御請取也、任證文坪帳、委細書付進之候、隨而敷地、被進之付而、御一禮被仰届候儀共、小菅民部丞・栗田左京亮・子治部左衛門、定而一筆口以可申達候、恐々敬白、甲申二月廿日大巧寺、富岡美作守華押、按ずる、本尊は三寶に甲申は、天正十二年なるべし故に此に掲ぐ、諸佛を安ず寺領七貫二百文は天正十九年十一月御朱印を賜ふ延德二年二月廿一日と記せし棟札ありしが今失へりと云ふ、【寺寶】 △曼荼羅四幅 共に日蓮の筆なり、云、病則消滅、不老不死の八字を書加ふ、日蓮房州小港にて、老母頓死せし時、悲哀に堪はずして、弘法の功空からずば、再母の命を活し給へと、祈念して、此曼荼羅を書す、母忽に氣を吐て蘇生し、命を延ること、四年なりしと云傳ふ、妙本寺

にも、同じ曼荼羅あり、一は環路の曼荼羅と云、上に環路あり、一は星下りの曼荼羅と云、日證此を庭前の小樹に懸たり、今に存すに掛て、日天子を禮す、時、△無邊行菩薩名號一に星下りし故名く、一は日朗筆なり、幅日蓮、△日蓮消息一幅、△舍利塔一基、五重の玉、神堂、濱名豊後守時成建立すと云ふ、△産女寶塔、堂内に一間四面の二重塔あり、當寺第五世日棟は道念至誠にして毎夜妙本寺の祖師堂に詣す、或夜夷堂橋の邊にて産女の幽魂出て、日棟が回向に預て苦患を免れん事を請、日棟即回向せしかば産女贈金一包を捧て是を謝す、日棟此金を以て造立すと云傳ふ、寺前に産女幽魂の出たる池橋柱の跡など今尙存すと云ふ、△濱名氏墳墓、北條氏政の臣濱名豊後守時成、法名、其母儀妙、等の石碑なり、○本覺寺、妙嚴山と號す、法華宗、身延山久、永享年中の草創にて開山を日出、始は是性房と號し、天台宗なりしが、身延山日延に、と云ふ、當寺は東國法華宗の小本寺なり、日朝、當寺二世、本寺、當寺三世日耀へ贈りし書に、總して東三十三箇國別して關八州の僧録に任じ置事に候へば萬端制法肝要に候云々、とありし由(鎌倉志)に見えたり、傳はず、永正十一年十二月、十七年二月北條家より陣僧飛脚諸公事、停止

本覺寺境内圖



の制書を與ふ 所藏文書曰、制札本覺寺右當寺、陣僧飛脚諸者、速可處罪科者也仍如件、永正十一年甲戌十二月二十六日、北條早雲の華押あり、又曰、制札本覺寺、右當寺、陣僧飛脚諸公事、堅令停止畢、若横合之儀、申懸者有之者速可處罪科者也仍如件、永正十七年庚辰二月二十五日、早雲の華押、又曰、制札、右從代官外自余方、於諸役申輩者相構而代官へ、可有御届候、當寺者被諸役停止之間、若有御用等者、以判形可申定候者也仍如件、永正十七年庚辰 天文十一年七月北條氏康又同事の制札を出せり 諸公事、堅令停止畢、若横合之儀、申懸者有者、速可處罪科者也、仍如件、十六年十月天文十一壬寅七月二日、氏康の華押あり、敷地二貫二百文を寄附す 敷地之事、二貫二百文所、任庚辰文十六丁未十月十二日、本覺寺、虎朱印、同廿二年十一月棟別錢を免許せらる 棟別錢先年半分救免、殘所百四十三文、癸丑十一月十五日、鎌 重而當年令免許候狀如件、天文廿二年倉本覺寺、虎朱印、弘治三年十一月北條氏康應南の戦に使僧を捧げしかば其賞として寺領を附せらる 倉本覺寺爲寺領、拾貫目之畠出之事、但自彼藤前、可請取事、一、於上總寺領有之寺、一所出之事、右去年長南へ、致使走廻候筋目に付而、令落去候狀如件、弘治三年丁巳霜 又茲月寺中諸役及び山内條々の掟書を出す 定條々、一、棟別之事、一、飛脚候共、不可申付候事、一、竹木剪取事、以上、右本覺寺々中諸役、永代令免許候、此外於末寺、惡僧出來、背本寺之掟者

有之者、遂披露可被處罪科候、狀如件、弘治三年丁巳霜月十二日、鎌倉本覺寺玉林、虎朱印、天正七年六月北條氏政より改て先規の如く、諸役停止の證狀を與

先御代以來、敵地エ使被走廻誠感悦候、然者於鎌倉、自大聖院殿、御寄進之下地、彌不可有相違、其外棟別、飛脚僧以下、如先規諸役令停止畢、就中寺中、竹木剪取狼藉致懸者有之者、何時モ無遠慮、可有披露、可處嚴科候、猶如記右、以忠節之筋目、改申出狀如件、天正七年 又大道寺駿河守政己卯六月十六日、本覺寺、氏政華押、

所藏文書曰、自古來之御證文數通、繁證狀を贈りし事あり 令拜見候、如年來御寺中、諸役不可有之候、若非分相違之族、有之付而者、早々可蒙仰候、不可存無沙汰候、後日之狀仍如件、巳十一月廿六日、本覺寺、駿

河守政繁華押、按ずる 本尊三寶を安ず、又釋迦文殊普賢の像あり、元の本尊と云、寺領十二貫二百文の地は天正十九年十一月御朱印を賜ふ、元文二年村雲御所より緋紋袈裟網代の免許あり、【寺寶】 曼茶羅一幅 日蓮

△日蓮消息十通 △記錄一卷 日出天台宗と問答の時、執權某是非を糺し、又修法の怪異に驚き、褒賞して、田園を寄附するの由、日 出の書なり、卷尾に永享八年五月晦日とあり、 △古文書十通 其文前に ○妙隆寺 叡昌山と號す、宗旨前寺

中山法華 千葉氏の起立にて開山は日英なり、二世日親は鍋被上人と異名して宗門に隱なき僧なる由、【鎌倉志】に見えたり、【寺寶】 △曼茶羅三幅 日親 △同

一幅 本寺三世 日新筆、△日蓮像一軀 日新筆、△法華三部一函 筆者無量壽經、普賢觀經等なり、△池 寺後にあり、行ノ池と呼べり、日親一日に一指づ、十指の爪をはなし、此爪百日の間に癒なば所願成就すべしと誓ひ、出る血を此池にて洗ひ其水を以て曼茶羅を書す、是を爪切の曼茶羅とて此寺に在しを法理の異論に依て住持退院の時持去しと云ふ、○妙勝寺

○幕府蹟 宇都宮辻にありしと云 今其地詳ならず、倉に在しを嘉祿元年此地に遷され、嘉禎二年に及て再び若宮大路に遷さる、其間凡て十二年今其中間の事歴を採録して此に出す、嘉祿元年十月幕府を宇津宮地、若宮大路兩所の内に移さるべき沙汰ありて北條相模守時房・同武藏守泰時等、其地を點檢す、【東鑑脫漏】曰、十月三日、當御所可被移於宇津宮地之由、有其沙汰、又可被立於若宮大路東類敷之由、同及群議、四日相州・武州、相具人々、而令巡檢而始被打丈尺、又造營の勘文を召て披閱せらる、三日、御所造營之勘文被召之、天野外 記大夫爲奉行、於御前令披閱其狀、 其後武藏守泰時が亭

にて幕府を移さるべき地の事、再群議に及び 十九日、亭、相州以下有御所御地定、小路(元注宇津宮辻)東西間、何方可被用哉之事、人々意見區々、爰地相人淨法師申云、右大將法華堂下御所地、四神相應最上地也、何可被移他所哉、然彼御所西方之地被廣、可有御造作也、者兩國司直令問答給、

義村兄弟來て和田義盛謀叛し、既に兵を發する由義時に告ぐ、時に此亭圍碁の會あり、義時此變を聞けども神色變ぜず、局を終るの後、裝束を改めて幕府に候す、五月二日、三浦平六左衛門尉義村、同弟九郎右衛門尉胤義等、始者與義盛成一諾、乍書同心起請文、後令改變之、則參入相州御亭、申義盛已出軍之由、于時相州有圍碁會、雖聞此事、敢以無驚動之氣、心靜加目算之後起坐、改折烏帽子於立烏帽子、裝束水干、義盛兵を分て此亭を圍む、居守の家臣防戦して死傷頗る多し、申廻、和田左衛門尉義盛率伴黨、忽襲將軍幕下、相分百五十、軍勢於三手、先圍幕府南門并相州御第西北兩門、相州雖被候幕府、留守壯士等有義勢、各切夾板、以其隙爲矢石之路、攻戰義兵多以傷死、十月實朝方違として來臨あり、十月二日、將軍家爲三年八月災異によりて實朝幕府を避て爰にある事七十五日、十一月歸館す、八月廿二日、地震驚怪事、被行御占之處、重變之由申之、仍去御所入御相州御亭、信綱持御劍、亭主移他所、十一月八日、將軍家自相州御亭、還御御所、依賢怪御旅宿、已經七十五日訖、承久元年正月實朝鶴岡拜賀の時義時劍の役たりしが、俄に病痾により劍を仲章に譲り此亭に歸る、正月廿七日、右京兆俄劍於仲章朝臣退去給、於神宮寺御拜脫之後、歸小野御亭給、按ずるに、小野は小町の誤りなり、其後義時居第を長子泰時に譲り、大倉亭に遷れり、承久三年十一月三日條に、當所を泰時に譲し事見え、義時は時政の二男り其文雪下村、大倉亭蹟の條に註す、

にて初江間小四郎と稱す、元久元年二月相模守に任じ二年閏七月執權に補せらる、其後侍所別當を奉り、右京權大夫・陸奥守等に還住せり、建仁元年十月泰時中野五郎能成をして頼家を諷諫せしめけるに、頼家氣色を損する由僧觀清潛に來て泰時に告ぐ、十月二日入夜、觀清殿館申云、去月廿二日、被談仰能成事具達聽、但紕繆相交歟、間、聞父祖被諷諫申之條、違御氣色之由、隨見其形勢也、按ずるに建仁の頃は、義時猶此亭に在しなり、されど【東鑑】に泰時の第宅を指せる事實は、爰に記載す、下これに倣へ、承元四年十一月火災に遇ふ、十一月廿日、北風甚利、相模宅等、建保元年五月和田義盛を誅して、諸將此亭に參會す、泰時盃酒を勸めて是を犒ふ、五月三日和田之亂、昨今參匠作御亭、亭主勸盃酒於件來客給、此間被仰云、於飲酒者、永欲停止之、其故者朔日入夜、有數獻會而曉天二日、義盛襲來、怒著甲冑雖令騎馬、依淵醉之餘氣、爲忙然之間、向後可斷酒之由誓願訖、而度々相戰之後、爲潤喉尋水之處、葛西六郎取副小筒與盡勸之、臨其期以前之意忽變、用之人、性於時不定、比與事也、但自今以後、不可好大飲、承久三年泰時上洛して六波羅北方にありしが元仁元年六月下旬に依て此亭修理あり、六月廿六日、武州自京都下著、先宿依爲吉日、武州被移鎌倉亭、小間七月二位禪尼、頼經と共に此亭に在て使を三浦駿河前司義村の許に遣し、世

不義の政道、日々に行はれしかば、世の危からん事を悲て、時々諫言を納しかども、高時入道終に承引なかりしかば、世の中あぢきなくや思ひけん、盛なりし時を棄て、出家遁世の身となり、高野山に閉籠り、再び人間に出じと誓たりしが、鎌倉の事共、流石耳に觸、心を動す事多かりしかば、今一度關東の有様をも、見聞ばやと思成て、鎌倉に下着し、此彼の燒跡共を見廻に、御屋形の舊跡、何しか春の草茫々として、秋の露濼々たり、分行袖もしばはれて、懷舊の涙も、争計なりしかば、思ひも分ず心の中に、故郷の昔を見すはもとよりの草の原とや思ひなまし、と口すさび、山より山の奥を尋深きより深道に入、終に散聖の道人と成て生涯を送ける、○土佐房昌俊宅蹟 寶戒寺域内南の畠を云、文治元年十月頼朝の命に依て伊豫守義經誅戮の爲京師に赴く、【東鑑】曰、十月九日、可誅伊而今被遣土佐房昌俊、此追討事、人々多以有辭退氣之處、昌俊進而申領狀之間、殊蒙御感仰、已及進發之期、參御前老母并嬰兒等者、下野國可令加憐愍慰之由申之、二品殊被諾仰、仍賜下野國中泉庄、昌俊相具八十三騎軍勢、三上彌六家季、(昌俊弟)錦織三郎、門真太郎、藍澤二郎以下、此月昌俊騎兵を率て義經が六條室町の亭を夜討す、備前守行家此由を聞馳向て義經を助けて防戦しければ、昌俊利なくして

斯て義經の家士等鞍馬山中にて昌俊并に伴黨三人を生擒し遂に六條河原に於て梟首せり、【東鑑】曰、廿六日土佐鞍馬山奥、豫州家人等求護之、今日於六條河原、梟首云々、○足利左馬頭義氏第蹟 葛西谷に在しなり、寶戒寺境内にて今其地詳ならず、弘治二年春、北條氏康此亭を造營して義氏の居所とす、【小田原記】曰、天文廿三年十月、晴氏卿は御隱居あり、御子義氏を公方に成し奉る、是は氏綱の御息女の腹に出來給ひし若君なれば、小田原よりも、御馳走は限りなし、則京公方より御吹舉あり、勅使を被立、左馬頭に補任あり、葛西谷に移し奉る、【關八州古戦録】曰、甲寅十月古河御所、左兵衛督晴氏父子を擒にし、相州大住那波多野に蟄居なましむ、二歳許送り給ひけるが、氏康情ある人なりしかば、流石鎌倉公方の高家、退轉なましめん事も傷しく、其妹嫁として、長男義氏出生あれば、其好身とも捨難く思はれけるにや、弘治二年の春に至り、晴氏をば隱居なましめ、義氏を家督として、京都將軍義輝卿へ言上して、右兵衛佐の補任を申下し、鎌倉葛西谷に亭を架へ、御父子の安坐をなましむ、按ずるに【北條役帳】に、葛西様御領云々とあるは、義氏領地の事に、當年十二月下にて、當所に住居せし故、かく記せしなり、此年十二月下總國關宿城に遷り、【關八州古戦録】曰、其歲臘月十五日、總大輔政信に、介輔して守立參せよと、懇に云合送たり、按ずるに義氏、天正十五年十二月二十日、同國古河城にて卒す、法諡香雲院長山周善と號す、當所は元寶戒寺の域内なれば舊の如く、彼寺に還附あり、寶戒寺藏文書曰、北寶戒寺公方屋敷、如前々被還附候、仍如件、永祿元年霜月十日、寶戒

寺、大道寺、義氏は左兵衛督晴氏の長男にて弘治二年右奉、虎朱印、兵衛佐に任じ後左馬頭に轉ず、○北條相模守時頼第蹟【東鑑】に據に村内にありしなり、今其遺蹟を傳へず、寛元二年十二月火災に罹る【東鑑】曰、十二月廿六日、武州三年六月落成して移徙の儀あり、六月廿七日戊戌、武州花之儀、日來、新造功已成、四年正月頼經頼嗣俱に來臨せらる、正月四日、家御行始、入御北條左近大夫將監亭寶治元年正月三日頼駕を枉らる、日、將軍家御行始、入御北條左近大夫將監亭、八月居第修理によつて時頼別寢に移れり、八月九日、左親衛令移住于檜皮寢殿給、以本御所依可加修り理也、十月十八日、左親衛寢殿被曳移傍地、大略如新造、二年正月頼嗣來臨あり、正月三日將軍家御行始、三月頼嗣方違として爰に止宿して塵士の射術を見、又蹴鞠の會あり、三月廿五日、將軍家爲御方違、入御相州御亭御遊宴等、先可覽射之由被仰之、五月頼嗣又方違に依て止宿あり、蹴鞠の會笠懸等を催す、五月九日將軍家爲御方違、入御相州御亭、十月八日、將軍家并若君御前等、十月時頼新造の亭に移る、御第、小町御移徙、此月頼嗣新造の亭に到り

止宿せらる、十九日將軍家、并二品、相州新造御亭入御、今夜御止宿也、廿日將軍家、并二品相州從御亭還御、亭主御引出、四年正月頼嗣并に世子入臨あり、日、將軍家、若君御前御行始、相州亭入御、四月宗尊親王京師より下向ありて此亭に入る、四月一日寅一點、親王自關本御出、未一刻出御固瀨宿、御迎人々參會此所、小時立行列、先女房、各舞車、美濃局、別當局、一條局、西御方、次隨兵、(十人)次狩裝束帶弓矢、(廿一人)次御輿、次公卿(一人)次殿上人、(一人)次諸大夫、(一人)次醫院道、(二人)次自京都供奉人々、(四人)路次自稻村崎、經由比濱鳥居西、到下馬橋豐扣御輿、前後供奉人各下馬、中下馬橋東門、經小町口、入御相州御亭、七月南面の平門を毀て新に門を造る、七月九日、當時御所、(相州御來臨あり、南門經小町大路、入御相州南門、六年正月宗尊親王又來臨す、正月一日、將軍家御行始之儀、申一廻入御相州御亭、御引出物如例、康元元年正月又入臨あり、御行始于相州御亭、是年時頼病に嬰り、子時宗幼冲なるにより十一月武藏守長時をして己に代て執權たらしめ、又武藏國務侍別當及此第宅を附屬し十一月廿二日、今日被讓執權於武州長時、又武藏國務侍別當、并鎌倉第内同豫申之、但家督幼稚程之眼代也、山内村に最明寺を創立して此に退居す、時頼は修理亮時氏の二子なり、小字を戒壽と云、後五郎と稱し曆仁元年九月左兵衛少尉に任じ、左近將監に轉ず、寛元四年三月

執權となる、建長元年相模守に任ぜらる、山内に退去して薙髮し覺了坊と號す、弘長三年十一月卒せり、長時居住の時、弘長三年十月御息所夫人なり、輕服により此館に來らる、日、十月廿五日、今夜中御所、出御于武州長時は相模守重時が二子なり、寛元三年十二月左近將監に任じ寶治元年七月京師に往き父に代て六波羅の北に居る、康元元年三月鎌倉に歸り七月武藏守に遷り、十一月時頼に代て執權となり文永元年七月薙髮して專阿と號し八月廿一日卒す、○北條相模守時宗第蹟、今其地詳ならず、【東鑑】文應元年の條に原文下、據るに是も當村に在しならん因て此に載す、文應元年二月廿一日按ずるに【東鑑】此月日次復出、御息所北條時頼の亭、山内よせり、三月となしてかなへり、御息所北條時頼の亭、山内よ幕府に入與の時先此亭に輿を寄せらる、廿一日、御息所入御、先寄御輿於東御亭、(元註相模太郎御亭)檜皮寢殿妻戸、東御方被參、儲相州武州被候之、次自同西門出御、雜色二人取松明、前行、小町大路、十二月宗尊親王方違として來臨あり、十二月廿六日、今夜將軍家御方違、文永二年正月、三年正月の兩度行始として親王來臨せらる、二年正月三日、將軍家御行始、相州御亭、御引出物如例、三年六月世子爰に到らせらる、六月廿三日、御息所并姬宮、俄に入御山内殿、若君入御相州亭、仍人々多以馳參彼所、凡鎌倉中

騷動、不知其故云々、時宗は相模守時頼の子なり、小名は聖壽長して相模五郎と稱す、弘長元年十二月左馬權頭に補し文永元年連署に加り二年但馬權守を兼、又相模守に轉ず五年三月政村に代て執權となり弘安七年四月四日卒す法名道果と云ふ、○北條武藏守朝直第蹟、【東鑑】に據に此第村内に在しなり今其遺蹟詳ならず、此下に載る第蹟皆然り、建長三年十二月頼嗣方違として來臨あり【東鑑】曰、十二月十七日、將軍家爲御方違、而武藏守朝直第入御、弘長三年十一月小町燒亡す其火朝直が第前に至て熄す、十一月廿二日未刻、小町御所、仍御車二領引立南庭、儲御出之儀、爰至前武州亭前火止、是此第村内に在し證とすべし、○大内駿河守惟義第蹟、建久二年三月火災に罹れり、【東鑑】曰、三月四日南風烈、小町大路邊失火、相模惟義は平賀義信が長子なり、始め大内冠者と稱し、伊賀の守護たり、文治元年八月相模守に任じ後駿河守に遷り、修理權大夫に任じ昇殿を聽され正四位下に墜る、惟義子左衛門尉惟信も相承て此に在り、承久二年十月火災あり、十月十一日亥刻、小町邊燒亡、南北長となり、元久中叔父平賀朝政に代て伊賀伊勢の守護に補し、左衛門尉に任じ檢非違使となる、承久の亂に京方にあり、敗軍の後比叡山に逃れ僧となり成願と號

す寛喜二年流罪に處せらる、○仁田四郎忠常宅蹟 文治三年正月頼朝來臨ありて忠常が病を訪せらる【東鑑】月十八日、仁田四郎忠常病惱太辛苦、建久二年三月火災に已欲及死門、仍二品渡御宅令訪之給、【東鑑】三月四日南風烈、丑刻小町大路邊失火、江馬殿・相模守・橋上判官代・比企右衛門尉・同藤内・佐々木三郎・昌寛法橋・仁田四郎・工藤小次郎・佐貫 建仁二年九月頼家來臨して四郎以下、入屋數十宇燒亡、【東鑑】九月廿四日、將軍家渡御新田四郎忠常宅、終日小笠懸あり 有小笠懸、忠常獻懸物十物百、而件懸物十之九者、幸氏・重隆・重朝・胤長・能成・行光等、依有以箭數給之、三年九月忠常不慮の事ありて加藤景康が爲に誅せらる、○村上基國宅蹟 建久二年三月火災あり【東鑑】此下廣綱宅蹟に至る迄皆同、基國は爲國が子にして高陽院判官代たり、○佐々木左兵衛尉盛綱宅蹟 盛綱は源三秀義が第三子なり、始め三郎と稱す、伊豫守護となり後髮を薙て西念と號す、○僧昌寛宅蹟 昌寛は一品房法橋と號す、成勝寺執行たり○佐貫左衛門尉廣綱宅蹟 廣綱は廣光が子にて上野の人なり、始め四郎と稱し兵衛尉に遷る、○關左近將監實忠宅蹟 【東鑑】元仁元年六月廿七日の條に據るに此宅執權屋敷の域内に在りしなり 倉亭、(小町西北)日來所被加修理也、關左近大夫 實忠は左衛門尉政泰が子なり、將監實忠宅、在此郭内也 實忠は左衛門尉政泰が子なり、○尾藤左近將監景綱宅蹟 此宅地は執權屋鋪南門の東

脇にありしなり【東鑑】證前に嘉祿二年十二月火災に罹る、【東鑑】十二月十三日、自政所前失火、尾藤左近將監・平三左衛門尉・清右衛門志・彈正忠・大和左衛門尉・近藤刑部丞等家燒亡安貞元年十一月武藏守泰時輕服によりて景綱が家を喪次とせらる 十一月四日、御所女房阿波局卒去、武州叔母也、將監入道 景綱は尾藤次知景の子にて北條泰時の家司たり、後剃髮して道然と稱し文曆元年八月廿一日死す、其子景氏も此に住せり【東鑑】武州御所御移徙也、日來御所北方、所被新造也云々、南門東脇、尾藤太、同西、左衛門尉、同西、太田次郎、南角、諏訪兵衛入道、北土門東脇、萬年右馬允、同西、安東左衛門尉、同並、景氏は尾藤太と稱す、別髮して淨心と號せり、○平左衛門尉盛綱宅蹟 宅地前と同じ邊にて嘉祿二年十二月の火災にも同く罹りしなり【東鑑】證前に注、嘉祿二年十二月武藏守泰時輕服により此宅に籠居せし事見えたり【東鑑】武州御所御移徙也、(武州御所)早世町宅、盛綱は盛時の子にて初は三郎と稱し、後左兵衛尉に遷れり、泰時の家令なり、○近藤刑部宅蹟 前の宅蹟と同じ邊にて嘉祿の火災に罹れり【東鑑】其文、刑部丞が名諱諱ならず、此下大和左衛門尉が宅蹟も都て是に同じ、○大和左衛門尉宅蹟 ○安東左衛門尉光成宅

蹟 執權屋鋪北土門の西にあり【東鑑】の文、建長六年二月火災に罹れり【東鑑】二月四日、右馬助親家、南所失火、安東藤内左衛門尉家、片時爲灰燼、【東鑑】○太田次郎宅蹟 執權屋敷南門の西にありしなり【東鑑】證前に同下 ○諏訪兵衛尉盛重宅蹟 執權屋鋪南角にありし事見ゆ、盛重は盛綱が子なり、後祝髮して蓮佛と號す、○萬年右馬允宅蹟 是も執權屋鋪北土門の東脇にあり名諱所見なし、○南條左衛門尉貞宅蹟 前と同じ並にあり、時貞始七郎と稱せり、○結城大藏權少輔朝廣宅蹟 塔辻に在て建長三年正月燒亡に罹りし事見えたり【東鑑】正月四日丑刻、塔辻燒亡、入屋數十宇災、大藏り權少輔朝廣之家、在其中、累代相傳地券文書以下、重寶盡以火朝廣は朝光が子なり、始め七郎と稱す後兵衛尉左衛門尉等に累遷せり、○北條遠江守教時第蹟 塔辻に在し別亭なり、文永三年七月藥師堂谷【東鑑】二階堂村小の居第より軍兵を引卒して此別亭に來りし事あり【東鑑】七月四日午刻、中務權大輔教時朝臣、召具甲冑軍兵數十騎、自藥師堂谷亭、至塔辻宿所、依之其近隣彌成群動、教時は遠江守朝時第六子なり、始めは遠江六郎と稱す後刑部少輔に遷り、中務權大輔に轉す、○千葉屋敷蹟 村内妙隆寺の北方を云、按するに大町村にも千葉屋敷蹟あり千葉介常胤が居宅と云傳ふ、さては此處は別邸なりしにや、又常胤は豪族なれば同族の此に在しも知べから

す、今的證を得ず、○東勝寺廢蹟 葛西谷にあり、此寺青龍山と號し【空華集】に、額中山、住東勝山門疏あり、門疏云、青龍盤屈、山護霸王之居、白鶴歸來草埋丁公之宅、開關東之福地、祝北關之皇天とあり、下略す、關東十刹の一なり北條泰時の草創にして行勇を開山の始祖とす【高僧傳】曰、釋行勇號退耕、相州酒匂人云々、副元帥平泰時建淨妙、東勝二刹、請勇爲開山初祖、所住之寺海衆滿堂、仁治二年七月五日、寂於東勝正寢、壽七十九、當寺住侶の名古書に所見するものあり、爰に採録す、【元亨釋書】に道海、釋道海號桑田、番州中間或隱或隱、起童淨智、釋德儉相州人、永仁三年、領禪興、延慶二年正月八日滅、德儉 本郡長勝寺、次移東勝、淨妙、禪興、建仁、建長、元應二年五月、【禪林僧傳】に土雲、南山行實十九日化、病中賜號佛燈國師、【高僧傳】に慧日、傳曰、釋慧士雲號南山、德治二年丁未、住、【高僧傳】に慧日、傳曰、釋慧相東勝、延慶三年庚戌、住東福、【高僧傳】に慧日、傳曰、釋慧俗姓沈氏、宋明州定海縣人、延慶二年東來住禪興、遷圓覺、歷住建長、萬壽、東勝、壽福、垂三十年、引接海衆、聲達于丹墀、仁浩、釋仁浩號無涯、羽州人、得鐵庵生公之印、携錫入元、謁名宿、歸住肥之淨土、相之東勝、洛之建仁、延文四年正月五日、寂于永源庵、【素安】釋素安號了堂、筑之博多人、歷遷壽六十六、塔曰寶明、【東勝】壽福、建仁、三大刹、所至候伯崇信、檀施充暢、安不私一芥、悉備修補、宗渭、釋宗渭號大延文五年十月二十日逝、賜諡本覺禪師、【相州錄】倉人、永和康曆間、善救、釋善救號普濟、賀州河北郡人、十歷遷相之東勝、淨智、善救、七下東關、依天關先于東勝、壽福、等なり、元弘三年五月鎌倉兵火に依て相模入道崇鑑、

千餘騎にて館を出、當寺に引籠りければ諸將の軍兵寺内に充満す、當寺は北條氏代々の墳墓地なれば爰にて自害せんが爲なり、太平記曰、去程に餘烟四方より吹懸て相模入道殿の屋形近く火懸りければ、相模入道殿、千餘騎にて、葛西谷に引籠り給ひければ、諸大將兵共は、東勝寺に充満たり、是は父祖代々の墳墓の地なれば爰にて兵共に防矢射させて、此時長崎次郎高重山内にて心閑に自害せし爲なり云々、最後の一戦を遂、歸來て自害を勧めれば相模入道崇鑑を始め一族門葉二百八十三人皆自殺し、堂宇に火を懸焼拂ふ、長崎次郎高重云々、相模入道のおはします、葛西谷へ歸り参て、中門に畏、涙を流し申けるは、高重數代奉公の儀を忝して、朝夕恩顧を拜し奉りつる御名残、今生に於は今日を限とこそ覺候へ、高重一人數箇所の敵を打散じて、數度の戦に毎度打勝候といへども、方々の口々皆攻破られて敵の兵鎌倉中に充満して候ゆる上は、今はやたけに思ふ共叶ふべからず候へ、唯一筋に敵の手に懸らせ給はぬ様に、思召定させ給ひ候へ、但高重歸參て勸申さん程は、左右なく御自害候な、かみの御存命の間に、今一度快く、敵の中へ懸入、思ふ程の合戦して、冥途の御供申さん時の物語に仕候はんとして又東勝寺を打出れば云々、山内より葛西谷口まで、十七度迄返し合せて、五百餘騎を追退け、又閑々とぞ打て行ける、高重が鎧に立處の矢二十三筋、袋毛の如く折かけて、葛西谷へ参りければ、祖父の入道待請て、何とて今まで遅かりつるぞ、今は是までかと問はれければ、高重畏り若大將義貞に寄合せば、組て勝負をせばやと存候て、二十餘度迄懸入候へ共、遂に近づき得ず、そゞるなる黨の奴原、四百百人斬落してぞ、捨候つらん云々、去程に高重走廻て、早々自害候へ、高重先

を仕て、手本に見せ進らせ候はんと云儘に、胴計殘たる鎧脱て抛棄、御前に有ける盃を以、舍弟の新右衛門に酌を取せ、三度傾て攝津刑部大輔入道道準が前に置、思さし申ぞ、是を肴にし給へとて、左の小脇に刀を撞たて、右の傍腹迄切目長く撞破り、内なる腸繰出して、道準が前にぞ伏たりける、道準盃を取てあはれ肴や、如何なる下戸なりとも此をのまぬ者あらじと戯て、其盃を半分計飲殘して、諏訪入道が前に指置同じく腹切て死にけり、諏訪入道直性、其盃を以て、心閑にて三度傾けて、相模入道殿の前に差置て、若者共隨分盃を盡して舉動し候に、年老なればとて、只は争でか候べき、今より後は、皆是を送り肴に任るべしとて、腹十文字に撞切て、其刀を抜て入道殿の前に指置たり、長崎入道圓喜は、是までも猶相模入道の御事を、如何と思たる氣色にて、腹をもいまだ切ざりけるが、長崎新右衛門今年十五歳に成けるが、祖父の前に畏て、父祖の名を顯すを以、子孫の孝行とする事にて候なれば、佛神三寶も定て御免こそ候はんとんとて、年老殘たる祖父の圓喜が、取て引伏て、其上に重てぞ伏たりける、此小冠者に義を進められて、相模入道も腹切給へば、城入道續て腹をぞ切たりける、是を見て堂上に座を列たる、一門他家の人々、雪の如くなる膚を推祖ぎ、腹を切人もあり、自ら頭をかき落す人もあり、思々の最後の躰、殊に由々敷ぞ見へたりし、其外の人々には、金澤大夫入道崇顯、佐介近江前司宗直、甘名宇駿河守宗顯、子息駿河左近大夫將監時顯、小町中務大輔朝實、常葉駿河守範貞、名越土佐前司時元、攝津刑部大輔、按ずるに、攝津刑部大輔入道道準自殺、既に前に出今重出する者恐非なり、伊具越前前司宗有、城加賀前司師顯、秋田城介師時、城越前守有時、南部右馬頭茂時、陸奥右馬助家時、

新編相模國風土記稿卷之八十九

村里部 鎌倉郡卷之二十一

山之内庄

○扇ヶ谷村阿不幾賀 江戸より行程十二里餘、小坂郷に屬す、戸數三十九、東西十一町四十一間南北十町二十九間、東、雪ノ下村、西、梶原村、村中飯盛山の麓ノ井と稱する清泉あり、地名もやがて是にもとづけるならん、此邊古は總て龜ヶ谷と唱へ、扇ヶ谷は其中なる一所の小名なり、按ずるに、東鑑扇ヶ谷の地名所見なしされど管領上杉定正爰に住し、世に扇ヶ谷殿と稱せられしより龜ヶ谷の唱は漸く廢れ、專扇ヶ谷と稱しならへるなり、元弘三年新田義貞鎌倉に攻入し時此にて合戦の事太平記に載せ、曰、かゝる所に、天狗堂と扇ヶ谷に軍ありと覺て、馬櫻勝しく見えければ、長崎父子左右へ別れて、馳向んとしける云々、諏訪三郎盛高は、相模殿の妾、二位殿御局、扇ヶ谷におはしける所へ参り、龜壽殿を抱取て、應永二十二年上杉彈正少弼氏定、上杉伊豫守顯定、上杉禪秀と戦ひし時、父子共に當所に陣取りしの子なり、

新編相模國風土記稿卷之八十八

相模右馬助高基、武藏左近大夫將監時名、陸奥左近將監時英、櫻田治部大輔貞國、江馬遠江守公篤、阿曾彈正少弼治時、菊田式部大輔篤時、遠江兵庫助顯勝、備前左近大夫將監政雄、坂上遠江守貞朝、陸奥式部大輔高朝、城介高重、同式部大輔顯高、同美濃守高茂、秋田城介入道延明、白石長門入道忍阿、長崎三郎左衛門入道思元、隅田次郎左衛門、攝津宮内大輔高親、同左近大夫將監親貞、名越一族三十四人、鹽田、赤橋、常葉、佐介の人々、四十六人、其門葉たる人、二百八十三人、我先にと腹切て屋形に火を懸たれば、猛火、其餘庭上門外に並居たる軍兵悉く自害す、此所にして死する者總て八百七十餘人なり、庭上門前に並居たりける兵共、是を見て或は自腹かき切て、炎の中へ飛入もあり、或は父子兄弟刺違へ重り伏もあり、此一所にて死する者、總て八百七十餘人、此外門葉恩顧の者僧俗男女をいはず、聞傳々泉下に恩を報ずる人、世上に悲を催す者遠國の事はいざ知ず、鎌倉中を考るに總て六千餘人なり、嗚呼此日如何なる日ぞや、元弘三年五月二十二日と申に、平家九代の繁昌も、一時に滅亡、其後足利尊氏平氏の亡靈を弔はんが爲、奏聞して當寺を入道崇鑑が宅趾に遷して造立し寶戒寺と號せり、詳なる事は、寶戒寺條に記す、

○寶教寺跡 此寺古村内にありしが、三浦郡一色村に移轉す、日蓮宗にて腰掛山と號せり、舊蹟今詳ならず

○由井長者塔 妙勝寺の邊にあり、由井長者とは染谷太郎大夫時忠を稱せしと云、其事歴は長谷村時忠が居宅の條に載す、○日蓮腰掛石 村東往還の左邊にあり

事【鎌倉大草紙】に見えたり 曰、應永二十二年十月四日、佐介上杉彈正少弼氏定父子陣取、同六日に、十萬餘騎にて、六本松に押寄る、氏定扇谷より出向て、爰を先途と防戦けり、又【鎌倉九代記】曰、氣生坂へは、三浦介手勢五百騎、相州在々の驛武者五十騎を率してかけ向ふ、扇谷へは、上杉彈正少弼・同男治部少輔持定、四百五十騎にてかためたり 文明十八年准后道興此地を經歷す【回國雜記】曰、扇ヶ谷にて、秋たにもいとひし風を折しもあれ、扇ヶ谷は名さへすさまじ、うつし繪の扇ヶ谷やこれならん、月は海原雪は富士、御入國の後は御料及び鶴岡八幡領、壽福寺領、淨光明寺領等交れり、檢地の年代は詳ならず、

○高札場 ○小名 △今小路 △下小路 △七曲り

○源氏山 壽福寺の後背にあり、或は旗立山又御旗山とも唱ふ、古昔八幡太郎義家朝敵阿倍貞任宗任等を征伐の路次鎌倉を過りて此山に旗を立つ、今猶旗竿の蹟存せりと【鎌倉九代記】に見えたり、又【詞林採葉抄】には武庫山とあり、古老の傳にも古名なりと云ふ、僧義堂此山にて詩を賦せり 曰、憶昔神人瘞甲兵、至今武庫有山觀 應三年閏二月新田義興・脇屋義治等鎌倉に討入し時、此所に押寄たり 【鎌倉九代記】曰、三千餘騎を二手に分て、源下りにぞ 氏山鶴岡へ旗差少々遣し、大御堂の上より眞押寄たる ○諏訪山 材の西寄佐介谷にあり、○飯盛山 良方にあり 按ずるに、同郡淨妙寺 村にも、同名の山あり、○龜谷坂 村東

より山之内村へ出る坂なり 登半 ○假粧坂 或は氣生又形勢に作る、相傳ふ古平家の大将の首討取て假粧し實檢に備へしより此名起ると云ひ、一説に昔遊女の居住せし地なれば此名を負せしとも云り 【相山日記】曰、抑此里の榮えたりし時は、遊女どもの住し所なりと、やどの大夫殿が語り侍りし、今更に袖ぞしぼる、遊女の、けはひさか行昔思へば、倚て見ん招かば招け 俊基朝臣葛原岡にて害遊女の、騎す扇の谷訪はずとも、 せられし時此所を過ぐ【太平記】曰、俊基朝臣は、殊更謀叛べからず、近日に鎌倉中にて、斬奉るべしとぞ、定られける俊基既に張輿に乗られて、假粧坂へ出給ふ、爰にて工藤二郎引て、敷皮の上に座し給へり、 元弘三年新田義貞鎌倉へ攻入し時、此坂より押寄たり 曰、其一方には新田義貞、堀口・山名・岩松・大井田・桃井・里見・鳥山・額田・一井・羽川以下の一族達を前後左右に圍せて、其勢五十萬七千餘騎、假粧坂より寄られける、鎌倉にも、金澤越後左近大夫將監、安房・上總・下野の勢三萬餘騎にて、假粧坂を固めたり、 文和元年新田義興鎌倉を攻し時は南遠江守當所を固む 倉には將軍の御子息、左馬頭基氏を警固し奉り、南遠江守、安房・上總の勢三萬餘騎にて、假粧坂、巨福呂坂を切塞く、 應永二十三年上杉禪秀の亂にも此坂にて合戦あり【鎌倉大草紙】曰、應永二十三年十月四日、佐介の口々へ、御勢を被差向、氣生坂をば三浦相模の人々、同六日、岩松治部大輔、いよく勝てり、氣生坂へ押寄、凱を上る、霜臺の手破れければ、御馬廻りの人々には、梶原但馬守・海上筑後守・同信濃守・椎津出羽

守・園田四郎・飯田小次郎、三千餘騎、氣生坂へ打上る、 准后道興此坂を越る時、歌を詠す【回國雜記】曰、紅カ谷を通りて、假粧坂を越るとて、詠坂か、坂上に松樹あり、紅掛松と呼ぶ 來由詳ならず ○大坂 佐介谷にあり、○佐介谷 大町村の接地にして入會な事は、大町村の條に出す、此地に狸尾・舞臺・御所人・狸澤等の唱あり、○御前谷 智岸寺蹟の西にあり、此前の並びを尼屋敷と唱ふ、もとは二所共に尼御前の屋敷にて一所なるを土俗誤て二名に分ち唱ふ、さて尼御前と稱するは二位尼政子なりと云へど、政子は後に大御所とて頼朝屋敷に住し、又勝長壽院の奥に伽藍及び亭を立て移住し南新御堂御所と號す、此地に住せし事は所見なし、 【東鑑】建長三年十一月の條に、禪定二位家 將軍頼朝の方と龜谷新造の御亭に御移徙とあるに據れば此二位を稱す土俗誤て政子と傳ふるならん、又鶴岡古文書に龜谷禪尼の名見ゆ、是は上野國淵名與一實秀 或云、天野和泉前司政景が女にて北條實泰が室なり、後尼となりて慈香と號し、此に住するをもて龜谷禪尼と云ひしとなり、又一説に天野藤内遠景此所に居住す、故に天野屋敷なりとも云ふ何れか是非決し難し、○梅ヶ谷 假粧坂の下なる北の谷なり、古昔假粧坂の麓に古刹あり其庭前なる古梅の

薫り諸木に勝れし故、來往の人足を留て香を慕ひしかばおのづから梅谷と呼なせしと【鎌倉根元記】に見ゆ、 鶴岡我覺院藏文書にも此地名を載す 曰、鎌倉梅ヶ谷、新云々、嘉慶二年二月廿八日、權僧正頼印華押 准后道興此所の詠歌あり【回國雜記】曰、冬枯の木立さびしき梅ヶ谷、 紅葉も花も面影ぞなき、 ○泉ヶ谷 英勝寺の東北の谷なり、【東鑑】に建長四年五月宗尊親王方違の本所として當所右兵衛督教定が亭を改め造りし事見ゆ、今亭跡を傳へず、○藤谷 淨光明寺の側にあり、中納言藤原爲相鎌倉に下りし時暫く此に栖たりし跡なり、故に此の名ありと云ふ、○綴喜原 假粧坂の下方の方を云ふ、陸田を開けり、今按ずるに此地山陰卑濕の小境にして原と稱すべき廣平の地にあらず、【鎌倉志】には此邊を綴喜の里と云ふとありて別に原の名を擧ず、但し【夫木集】家隆のつゞきの原の詠歌 誰か里につゞきの原のわかましを引て此地を詠するならんとあれど此歌は武州都筑ヶ原を詠せしなれば其地異なり、○葛原岡 村の北界にあたる丘を云ふ、元弘の頃右少辨俊基此所にて誅せらる 【太平記】曰、俊基朝臣は、殊更謀叛の張本なれば、二郎左衛門尉高景請取て、葛原岡に大幕引て、敷皮の上に坐し給へり、是を見ける助光が、心の中諭し方もなし云々、工

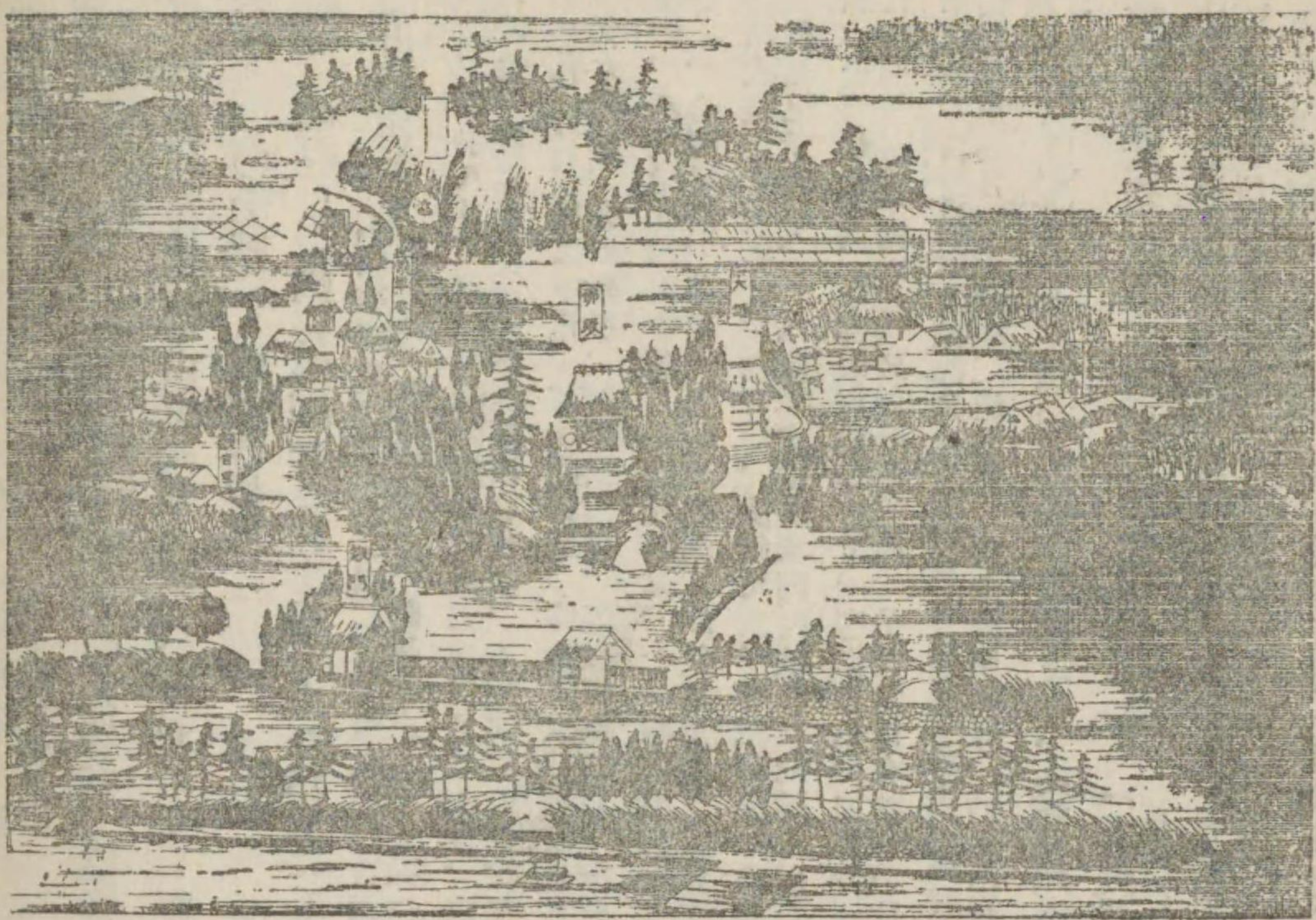
藤左衛門幕の内に入て、餘に時の移れりと勸むれば、俊基墨紙を取出し、額を押拭ひ其紙を推開て、辭世の頌を書給ふ、古來一句無死無生、萬里雲盡長江水清、と筆を差置て、髮の髮を摩給ふ程こそあれ、太刀影後に光れば、首は前に落けるを、自抱て伏給ふ、【神明鏡】曰、元徳元年五月二十日、俊基葛原にて、誅せらるるとて、かくなん、秋をまたで葛原岡に消る身の、露の恨や世に残らん、【太平記】注に【神明鏡】此事を、元徳元年とするは非なり、【増鏡】【常樂記】は元弘二年となし【太平記】異本に、新田義貞鎌倉へ攻入し時陸奥守貞通此所にて合戦す、【梅松論】曰、陸奥守貞通は、中の通の手の軍侶、手繁く戦ける程に、本間山城左衛門以下、數輩討死しける程に、又討負て引退く、此地に松二株あり、六本松と呼ぶ、古は六本ありしにや又里人の口碑に駿河次郎清重此處に登り、鎌倉中を見おろしたり、故に物見松とも唱ふと云ふ、○隠里 村の西方佐介谷にある大巖窟を云ふ、往古夜中に人語の響あり、聞に盡く吉事のみを語りしと云ふ、又窟中に錢洗井と云ふあり、福神此水にて錢を洗ふと云傳ふ、鎌倉五水の一なり、○川 北方の谷合より湧出し、東邊を南流す尺餘、○勝橋加都賀 壽福寺の前に架す、鎌倉十橋の一にして石橋長八尺七寸、幅六尺、○底脱井 海藏寺總門の右にあり、十井の一なり、昔上杉家の尼參禪して此井水を汲み授機せし詠歌あり、日、賤の女が載く桶の底ぬけて、ひた身にかゝる有明

月此歌に依て底脱井と云傳ふとなり、上杉家の尼、何人と云ふ事知らず、又一説に金澤越後守顯時が室、落飾して無著と號し、佛光禪師に參じて悟徹す、時に授機の詠歌あり、日、ちがいた、くをけのそぬけて、水たまらねば月も、已上の二やどらす、ちよのうは、無著が幼名なりとぞ、詠大同小異なり、前の傳は恐くは無著が事をあやまり傳へしならんか、○扇ノ井 飯盛山の麓にあり、岩穴中より清水湧出す、此岩扇の形に穿つ、故に此名ありとぞ、十井の一なり、○和泉ノ井 泉ヶ谷にあり、是も十井の一なり、○天王社 壽福寺の南にあり、村の鎮守とす、もとは相馬次郎師常己が宅地の、巽荒神の鎮守に勸請する所なり、故に相馬天王と號す、此所に移せし年代を傳へず、土人傳へて當社の神靈あらたなるにより中古神輿を相馬次郎の墓邊にあり、の岩窟にこめ、前を石にて蓋ひ別に神輿を造ると云ふ、例祭六月五日より十二日に至る村持なり、○巽荒神社 今小路の南壽福寺の巽にあり故に此唱あり、元は壽福寺境内の鎮守なり、天正十九年社領一貫文の地を賜ふ、今淨光明寺の持なり、○稻荷社 佐介谷にあり、故に里俗佐介稻荷と稱す、華光院持なり、建久年間頼朝の勸請と傳ふ、延文四年足利尊氏

當社に祈願の事鶴岡等覺院文書に見ゆ、日、凶徒對治祈禱之事、可被致精誠之狀如件、延文四年十二月十一日、佐介谷稻荷社別當三位僧都御房、尊氏華押、○天神社 靈梅堂の號あり、古は坂中山正圓寺と云ふ、別當ありしが今廢せり、○子神社 壽福寺持、○壽福寺 龜谷山金剛壽福禪寺と號す、五山の第三にして開山榮西なり、【元亨釋書】曰、釋榮西號明庵、備之中州吉備津宮人、其先賀陽氏、薩州刺史貞政曾孫也母田氏、懷孕八月而誕、母無困惱、永治元年四月二十日、明星出時也、隣人曰、傳聞不測期而有產者、不利其父母焉、母聞之不乳三日、兒又不呱、有沙門陽嚴、往來賀家、以事告其父、父大嘆曰、兒已死乎、對曰猶活也、嚴誠婦家鞠育、甫此始澣浴、八歲從父讀俱舍頌、聰敏過群兒、十一師事郡之安養寺靜心、心者嘗於三井寺、與西父同業、以故就焉、十四落髮、登睿山戒壇、十七心亡、遺言曰、汝尚幼故、不授密法、我及汝其役法兄千命乎、十八命授虛空藏求聞持法、自此精進屢見靈感、十九赴上都、從睿山有辨學台教、應保二年、天下疫西思恃怙罹災、歸本邦省觀、又就命稟灌頂、伯耆大山有基好、啓密乘之肆、西醫足依之盡得其蘊、又還本山重受顯意法師密灌、仁安三年夏四月、乘商船、泛瀛海、著宋國明州界、乃孝宗乾道四年 抑當寺はもと左馬頭義朝の第跡なり、義朝死後也云々、岡崎四郎義實報恩のため此地に梵宇を創建す、【東鑑】曰治承四年十月七日、先奉遙拜鶴岡八幡宮給、次監臨左典既之龜谷御舊跡給、即點當所、可被建御亭之由、雖有其沙汰、地形非廣、又岡崎平四郎義實、爲奉訪御役後、建一梵宇、仍被停其儀、養和元年三月一日頼朝母儀

の忌日たるにより此堂に於て佛事を修せらる、日、養和元年三月一日、武衛依爲御母儀御忌日、於土屋次郎義清龜谷堂、被修佛事、導師箱根山別當行實、請僧五人、專光房良運、大夫公承榮、河内公良齋、專性房全淵、淨如房本月等也、武衛令聽聞給、御布施、導師馬一疋、帖絹二疋、請僧口別、白布二端也、正治二年閏二月十二日夫人政子の願として伽藍を建立せんため、此堂地を民部奉行光・大夫房善信、點檢せし、日、正治二年閏二月十二日、爲尼御臺所御願、爲建立伽藍、心被點出土屋次郎義清龜谷之地、是下野國司御舊跡也、爲報其恩岡崎義實兼、建草堂者也、今日、民部奉行光、大夫房善信、巡檢件地、十三日其地を葉上房律師榮西に寄せて清淨結界の地となし、伽藍建立の事始あり、善信・行光等奉行す、房律師榮西、被寄附葉上界之由、被仰下、午剋結束等行道其地、施主監臨給、所右衛門尉朝光供奉、義清構假屋儲珍勝、未剋堂舍營作事始也、善信・行光 七月六日佐々木左衛門尉定綱調進する十六羅漢の畫像京都より到着す、夫人政子榮西の許に送り、十五日開眼供養あり、日、七月六日、尼御臺所於京都、被圖之、今日到來御拜見之後、令奉送葉上房之寺給云々、又日、十五日、於金剛壽福寺新圖十六羅漢、被送開眼供養、導師當寺長老、葉上房律師榮西也、建仁二年政子夢想の事により尼御臺所爲御聽聞、有參堂、建仁二年政子夢想の事により義朝が沼濱の、今三浦郡、沼舊宅を榮西に寄附せらる、日、建仁二年二月廿九日、壞故大僕卿沼濱御舊宅、於鎌倉、被寄附于榮西律師龜谷寺、行光奉行之、此事當時建立最初、雖有其沙

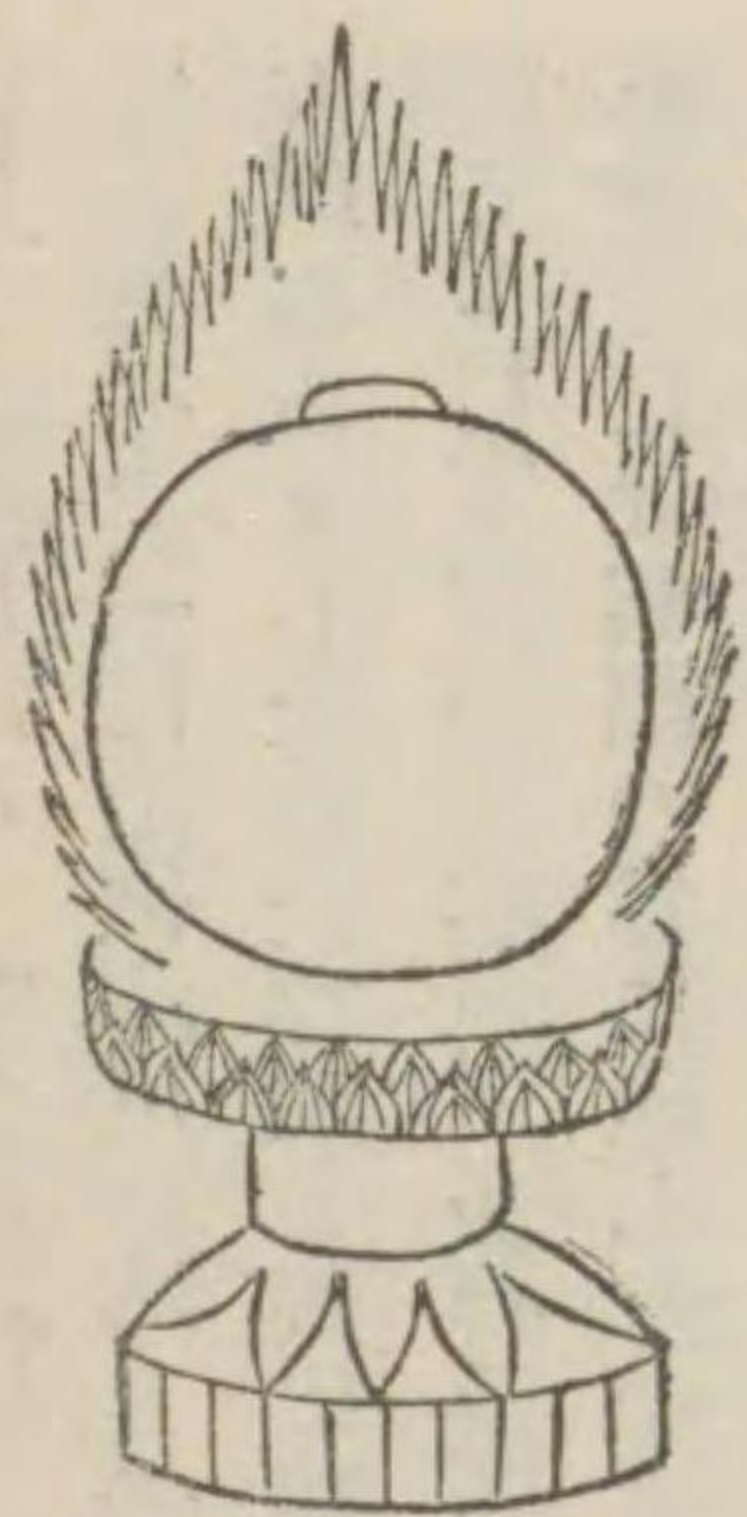
壽福寺境内圖



汰、僅爲被記念、幕下將軍殊被修復、其破壞暫、不可有顛倒儀之由、被定之處、僕卿入于尼御臺所夢中、被示云、吾常在沼濱亭、而海邊極漁獲之、令建立于寺中、欲得六樂、元久元年五月十六日政子北條時家夫妻の爲に佛事を修せらるる日、元久元年五月十六日、尼御臺所、於金剛、建曆元年六月十四日實朝參詣あり、七月十五日にも參詣せられ、法談聽聞せらるる日、建曆元年六月十四日、將軍家御參詣壽福寺、及法談、二年六月廿日實朝へ佛舍利三粒を相傳す、日、二年六月廿日、將軍家渡御壽福寺、自方丈手令相傳佛舍利三粒給、七月九日侍所を破却し當寺に寄らるる日、七月九日、御侍所被破却之、寄附壽福寺、是依去月七日聞亂事也、七日榮中宿衛士爭鬪、死者二人、傷者二人、和田左衛門尉、清圖書允、爲奉行、千葉介成胤、催一族等、沙汰之、建保元年二月實朝參詣せらるる日、建保元年二月三十日、將軍御參詣壽福寺、三月廿日又參詣ありて法談を聽聞せらるる日、三月三十日、將軍家御又去年所進、吾朝大師傳繪、有御隨身、令覽行勇律師給、觀彼求法、入宋之所々、就其銘字誤等、被直進之、四月八日又參詣あり、參詣壽福寺、拜灌佛給、五月三日和田の亂に土屋大學助義清討死す、郎從義清が首級を當寺に埋葬す、日、五月三日、土屋大學助義清、中流矢亡命、僅僕取彼首葬于壽福寺、義清依爲當寺本願主也、是間崎四郎

義實二男、母中村庄司宗平女也、今其墳墓遺蹟なし、十一月三日實朝當寺にて和田義盛等の亡靈を弔へり、日、十二月三日、將軍家御參詣壽福寺、令修佛事給、是爲左衛門尉義盛以下、亡三年六月五日榮西當寺にて寂す、日、三年六月卒得脱、三年六月五日榮西當寺にて寂す、日、三年六月長老、葉上僧正榮西入滅、依病病也、稱結緣、鎌倉中諸人群集、遠江守親廣、爲將軍家御使、蒞終焉之砌、按ずるに、元亨釋書には、建保三年七月五日と載せ、又當寺を營せしを、此年にかゝ、誤りならん、今本文總て「東鑑」に従ふ、第二世を莊嚴房行勇と云ふ、僧、權永福、大慈二院、屬明菴、開播福大、建保四年四月八日實朝十六羅漢の影に禮し、供物を備へらる、【東鑑】曰、四月八日、將軍家御參詣、七月十五日孟蘭盆會を修せらる、日、同年七月十五日、御臺所渡御大夫判官行村、奉行之、五年五月十五日實朝參詣あり、日、五月十五日、將軍家入、福寺寶治元年十一月七日寺院失火す、日、寶治元年十一月七日、福寺佛殿以下、正嘉二年正月十七日又燒失す、日、正嘉二年正月十七日、秋田城介泰盛甘繩家失火、南風扇扇、越藥師堂後山、到壽福寺、總門佛殿庫裏方丈以下、郭内不殘一字、失此頃悲願房朗譽當寺に主たり、【高僧傳】曰、釋朗譽號藏、明白朝公、滅後住上之長榮、正元間移相之壽福禪行、雙行學者盈席、晚旋長樂、建治三年六月四日化、壽八十四、按ずるに正嘉三年、正應水二年又回祿の災に罹りしこと【鎌倉九

代記に見えたり、日、應永二年十二月廿日、夜、壽福寺炎上す云々、故に古書古器物等悉く烏有となり、寺寶什物等をも今は傳へずと云ふ、天正十九年十一月寺領五貫二百文の御朱印を賜はる、其後境内九段餘の地を裂て隣寺英勝寺に御寄附ありし時其替地として慶安二年十月三貫三百八拾七文の地を加へ賜ひ、都て八貫五百八拾文餘の御朱印を賜へり、△佛殿 本尊釋迦・文珠・普賢の像を安ず、釋迦は陳和卿の作なり、是を籠釋迦と云ふ、籠にて作り、上を張たるものなり、祖師堂に達磨・臨濟・百丈・開山像等を置き、土地堂に伽藍神并前住の牌將軍家の尊牌あり【寺寶】 △舍利三粒 玉塔に納む、是を松風の玉と云ふ、今按ずるに【東鑑】に建曆二年六月廿日、將軍家渡御壽福寺、自方丈手令相傳佛舍利三粒給と見ゆ、今實朝手澤の物といへば後復此に寄藏せしならん、又建保五年五月廿五日の條に、於御持佛堂、被供養文殊像、導師壽福寺長老、而將軍以來御松風玉



所持、牛玉、御布施と見ゆれど、牛玉は今失、△十六羅漢畫像各幅 桂陰菴にあり、此畫像は、夫人政子、寄附の物に非ず、其像は、火災に罹りて烏有し、現存の像は後

世のものにして、
 筆者詳ならず、
 幅隠元禪師
 晉畫像一幅筆者詳
 記一卷開山榮西、自筆
 △興善護國論一卷是も榮西の著述にして、自筆なり
 △開山塔 逍遙菴と號す、今菴は廢して塔は積翠菴にて進退す、開山榮西の木像を置き、法雨塔の額を掲ぐ、△鐘樓 開山榮西の時宋朝より渡せる名鐘にていほなし鐘と稱せり、天正十八年の小田原陣に奪て鐵炮の玉に鑄たりと云ふ、今は慶安四年新鑄の鐘にて建長寺の仁叟碩寛の銘あるを掛く、△法堂 善法堂の額をかゝくと云ふ今廢す、△僧堂 選佛場の額ありしと云ふ今廢す、△書院 全署の額を掛しと云ふ今廢す△鳳栖 首座の居る所と云ふ今廢せり、△禪堂 地藏立像長六尺許、運慶作、を安ず、鎌倉廿四所の一なり、△總門 龜谷山の額を掲ぐ、黄檗僧即非の書なり古は、天下古刹の額ありしと云ふ、今は亡せ
 △山門 持氏の筆にて扶桑興禪閣の額を掲ぐ、△畫窟 開山塔の後背山麓にあり、土俗をかきやぐらとも、からくさやくらとも云ふ按ずるに、鎌倉の方言に岩窟を一丈四方程に掘、内に牡丹唐草を胡粉にて濕く

置上て彩色したり、窟中に石塔二基あり、一は實朝の塔と傳へ、一は二位禪尼の塔と云ふ、【東鑑】に據るに實朝事ありし後勝長壽院の側に葬ると見ゆ事は、勝長壽院の條に辨さては當寺開山榮西、二祖行勇、みな實朝歸依の僧なれば此には冥福の爲に建しものにて遺骸を收めしにはあらざるべし、△歸雲洞 本堂の西南にあり、以下雪嶺廟に至る迄を境内十景と名づく、△石切山 本堂の南にあり、山中は石切場なり、山上に望夫石と唱るあり畠山六郎重保由比の濱にて戦死す、其婦此山に登り望み見て戀死し、終に石に化せりと云ふ、こは海邊直立の石に因て松浦瀉の望夫石を附會せしものなるべし、△獨松峰 東寄にあり、△雙碧池 古昔總門の左右に池有し故此名ありと云ふ、△象王巖 堂の西にあり、塔中積翠菴の傍なり、古昔賢を安せしと云ふ、△花鯨峯 在所詳ならず下同じ、△碧玉泉 △金龜井 △梅塙池 △雪嶺廟 古昔白山權現社ありしによりかく名づけたり、今は權現を佛殿の西北に移せり、△觀音堂跡 石切山の東の方半腹にあり、今廢せり、【元亨釋書】に宋の佛源禪師禪興寺に住せし時、夢中に觀音の告を得て後十年建長寺より當寺に移り、西南の一巖を鑿て觀音の像を手刻し、堂を崩建せしとあるは此堂ならん

【塔頭】

△桂陰塔 開祖を覺知と云ふ諱希一、月山と號す、貞治五年六月十三日、其木像を安ず、△正隆菴 開祖を靈光諱慧堪、大用と號すと云ふ、觀音堂 正觀音座像長八寸許を安ず、坂東三十三所の一なり、元普光山松巖寺村内淨光明寺のの持なりしが彼寺廢せし後當菴の持となり、境内に移すと云ふ、又迦葉尊者の像を安ぜり、△悟本菴 開祖佛智圓應なり諱巧安、險崖と號す、元徳三年七月廿三日寂す、△積翠菴 開祖を通照諱慧雲、寒潭と號すと云ふ、將軍實朝の肖像を安ず、此餘松鶴菴・桂光菴・大澤菴・定光菴・聯燈菴・松月菴・雲龍菴・大秀菴・桂

禪尼始東照宮に仕へ奉り恩寵を蒙る、薨御の後薙髮して尼となり、寛永十一年六月此地を賜はり、禪尼自菩提の爲に念佛の道場を創し、賴房卿の息女を薙染せしめ、開山第一祖とす玉峯清因と號す、同十五年十一月寺領として當國三浦郡池子村の地四百二十石を賜ふ、同二十年八月大猷院殿執奏し給ひて勅額を下し賜ひ、且常紫衣の宣旨を賜ふ、△佛殿 寶珠殿の額を扁す良恕法親王筆阿彌陀運慶、左右に善導・法然の像を置く、梁牌の銘を掲ぐ、△寺名 英勝山號東光、煩惱利劍、苦海慈航、寛永二十年八月日、正三位權中納言源朝臣賴房立、(左方)惟茲禮越、新開道場、晨誦夜讀云、祈久 棟札あり日、上棟、相模國鎌倉住持、玉峯清因、(右方) 棟札あり日、上棟、相模國鎌倉十二柔兆因敷十一月二十三日、太田禪尼、英勝院長譽清春建、住持玉峯清因、二品親王良純書之、【寺寶】



實朝木像
 昌菴・瑞龍菴・龍興山乾徳寺等都て十
 一字ありしが早く
 類廢して今其舊趾
 も詳ならず、
 ○英勝寺 東光山
 と號す淨土宗尼寺
 なり寺域は太田道
 灌の舊趾にして水
 戸中納言賴房卿の
 創立なり

△阿彌陀經一部伏見帝宸筆 △天神畫像一幅小野於通の畫贊あり △兩界曼荼羅一幅弘法筆 △阿彌陀畫像一幅慧心筆 △三尊阿彌陀畫像一幅 △金泥曼荼羅一幅 △二十五菩薩畫像一幅 △稱讚淨土經一部當麻中將 △繡梵字三尊一幅當麻中將 △源空自畫像一幅將姫筆 △西明寺圓測仁王經疏一部 △大字繪名號一幅或云弘法筆 △法華經一部一軸菅公

母堂英勝院禪尼太田新六郎康資の女なり、寛永十九年八月廿三日逝す

筆、經の長八寸二分半、後、
 △阿彌陀名號一幅、增上寺觀
 陽成帝、宸筆の添狀あり、
 △短冊一枚、阿彌陀小佛像一軀、此首禪摩作、
 △舍利
 塔一基、△英勝寺記一軸、藝文部に由す、
 △三靈權現社、太田道灌より三代の靈を祀ると云ふ、
 △太子堂、△鐘樓、寛永二十年鑄造の鐘を掛く、銘曰、扇谷
 精廬、巧鑄法器、新脫輔模、華樓直架、蒲牢高呼、聲來耳往、外圍
 中虛、漁嵐成曉、湘烟向哺、遍滿忍界、透徹迷廬、梵唄無倦、德音
 不孤、令聞千歲、日居月諸、寛永廿年五月吉、
 △石盤、方丈の
 日、法印道春撰、治工大河四郎左衛門吉忠、
 前にあり、澤菴宗彭の銘あり、
 △英勝院太夫人墓并祠
 堂、佛殿の西にあり、墓後の岩に三尊を彫刻す、碑面
 に英勝院長譽清春とあり、裏に墓誌を刻す、
 源姓太田氏
 諱勝、父曰康資、母藤氏、遠山丹波守直景女也、太夫人筭歲
 始事東照大神君、侍枕席被恩寵、誕一女早夭、神君愍其無賴
 命水戸候賴房、爲其准母、神君薨後、薙髮爲尼、號英勝院、
 時々拜謁台德公、逮大猷公治世、眷遇特加、常侍營中談舊事
 寛永十一年六月、賜鎌倉扇谷數百弓地、建淨利號英勝寺、奉命
 養賴房女爲比丘尼、號玉峯清因、住持此寺、乃是太夫人高祖

左衛門太夫道灌之舊蹟、所謂源氏山也、十五年十一月、賜三
 浦池子村地爲寺田、十八年秋、太夫人寢疾、十一月四日大猷
 公親臨問之、時嗣君尙幼、然御駕來視、恩光之隆、爲世美談、
 明年八月二十三日、遂屬纊、時年六十五、大猷公哀惜、賜儀鄭重
 其後依賴房請、而大猷公執奏、賜宸筆額扁寺、且賜常
 紫衣宣旨、可謂身後之榮施之不朽者也、孝孫源光園立、△阿
 佛卵塔跡、境内北の方にあり、阿佛は藤原爲相が母な
 り、極樂寺村月影谷は阿佛此地に下りし時棲ける地な
 り、尙彼條合せ見るべし、△總門、東光山の額を掛く
 裏に寛永二十年四月十一日無障金剛二品親王良恕書之
 とあり、△山門、額は英勝寺と題す、宸筆なり、裏に寛永
 二十一年甲申年八月日臨寫之とあり、棟札あり、立相州英
 勝寺山門、從四位下侍從源賴重朝、
 臣、寛永二十癸未歲八月十六日、○淨光明寺、泉谷山と
 號す、泉谷は、所在、眞言・天台・禪・律の四宗兼學なり、
 京泉
 寺の末に、建長三年北條武藏守長時が勅造にして、
 長時、文
 屬す、年三十五、僧眞阿を延て開祖とす、廿四日寂す、
 法名を專阿と云ふ、僧眞阿を延て開祖とす、廿四日寂す、
 永二年五月武藏守長時が爲、當寺にて佛寺を修せらる
 【東鑑】曰、文永二年五月三日、爲故武州禪門
 忌景、於泉谷新造堂佛事、導師若宮僧正隆辨、元弘三年十月
 上總國山邊郡の内及び當國波多野庄にて寺領の繪旨を
 下さる、曰、當寺領、上總國山邊郡内、并鹿見、相模
 國波多野庄平澤村一分等、知行不可有相違候旨、天氣

所候也、依執達如件、元弘三年十月五日、淨光明
 寺長老如仙上人御房、右兵衛□□□華押あり、十二月勅
 願所たるべきの旨、又繪旨を下し給ふ、
 曰、相模國淨光明
 可被致御祈禱□□依御氣色執達如件、元弘三年十月足
 利尊氏より上總國寺領の地當寺雜掌に渡すべき證狀を
 授與す、
 曰、淨光明寺雜掌中、上總國北山邊郡内由井郷事、早
 任寄附之旨、沙汰付下地於雜掌、可被執達請取之狀如
 件、觀應三年十月十五日、貞治三年四月足利基氏又寺領
 千葉介殿、尊氏の華押あり、
 曰、淨光明寺雜掌賢秀申、上總國北山邊郡湯
 の事を沙汰す、
 曰、淨光明寺雜掌賢秀申、上總國北山邊郡湯
 小、及政所屋敷免事、早止千葉介家人等押領、任觀應三年十
 月十五日御寄進狀旨、可被沙汰付下地於寺家之狀如件、貞治
 三年四月十六日、伊豫
 守殿、基氏の華押あり、五年三月當寺領、本州金目郷守護
 代の課役謹責の事を訴訟に及びし時、基氏嚴密に其事を
 沙汰す、
 曰、淨光明寺雜掌賢秀申、相模國金目郷北方事、守護
 代背先例、放入使者於當所、宛仰種々課役、就致謹責、
 土民等及牢籠云々、所行之企、甚難通其苦、所詮爲斷向後違
 亂、嚴密所有其沙汰也、不日可被注進實否狀如件、貞治五年
 九月十六日三浦介殿、應安七年十一月豆州武州三津庄の
 基氏の華押あり、
 曰、淨光明寺慈光院領、伊豆國三津庄内
 地を義滿寄附あり、平澤・立保・草保、久料四箇村事、任去延文
 二年正月八日、等持院殿御書、道本上人□□等、領掌不可有
 相違之狀如件、應安七年十一月十四日、當院主、義滿の華押
 あり、嘉慶三年二月豆州武州の内當寺領諸課役を免除ある

旨國宣旨を下さる、
 宣旨の全文、附錄古
 應永六年十月基氏
 氏滿の遺骨を滿兼當寺に納めらる、
 曰、瑞泉寺、永安寺兩
 奉納當寺也、早令修造薦於萬代之勤行、宜奉祈得脫於三明之
 妙果之狀如件、應永六年十月三日、淨光明寺長老、滿兼華押、
 享德二年十二月當寺領の内都て諸公事課役等の事、一
 切免除すべきの旨成氏の下文あり、
 曰、淨光明寺領、相模
 多野庄内平澤村、四宮庄内長沼、今里、武藏國男衾郡和田郷
 伊豆國三津庄内四ヶ村、上總國北山邊郡那野郷、湯井郷、華藏
 院領、同國郡名郷内十文字、荒野村、相模國那野庄内奴田郷、
 同國波多野庄内大槻村、同國淨業寺領矢田岡郷、上總國周西
 郡最勝福寺領所々、同國粟宇郷内眞珠寺領等、役夫工米國衙
 般若會以下諸公事課役、并守護使郡使催促入部事、假雖有官
 符宣地勘落之儀、任以前度々御教書嚴重之旨、所令免除之也、
 可被存其旨之狀如件、享德二年十二月十五日、當寺長老、足
 利成氏の
 華押あり、今寺領四貫八百文の地は天正十九年十一月御
 朱印を賜ふ、△佛殿、本尊彌陀座像長四
 尺と云ふ、土俗は寶冠の彌陀と稱す、左右に觀音、勢至
 各長二尺八寸を置く、又開山眞阿及び北條長時の像、座像長一
 尺八寸、
 △千手觀音像一
 軀、立像作、
 △三千佛畫像一幅、
 △八幡弘法畫像各
 一幅、此兩像を互の御影と號す、八幡の影は、弘法筆、弘法の
 影は、八幡の神筆にて、互に其形を寫せりと云ふ、
 △二十五條袈裟一頂、茶色なり、願行所
 △淨光明寺地圖

一葉華押あり、寺傳に、上杉顯定の
 旨二通記す、
 △寺領の國宣旨二通 △古文書二十六
 通内八通は前
 二年四月佛舍利安置狀、一は同三年九月支院東林寺住
 持職の下文、一は永和四年十二月支院華藏院領の證狀、
 一は明德五年三月寄進狀、一は應永廿七年十二月寺領
 の證狀二通、一は同廿八年十二月寺領流失の地檢察の
 奉書二通、一は同三十一年九月寺領諸公事免除の奉書
 一は享德二年十二月寺領諸公事免除の證狀、一は長享
 三年九月寺領連署狀、一は天文十六年十月大道寺盛昌
 が寄附狀、一は永祿十三年の制札、一は上杉定頼が書
 翰年代詳なら、一は持氏が當寺長老へ贈りし書翰、一は
 持氏が祈禱卷數の返翰、△鐘樓 正保二年鑄造の鐘を
 掛く此鐘元は、無量寺谷の與禪寺に
 在しを、當寺に移せしと云ふ。 △稻荷社 △綱引
 地藏 佛殿の後山石窟の内に安ず、石像長二尺
 五寸なり、
 古昔由比の海濱にて漁父が網にかけて引あげしにより
 此唱ありと云ふ、此像一説には藤原爲相が建立とも傳
 ふ、背に供養導師性仙長老正和元年十一月日、施主
 眞覺とあり按ずるに性仙は、當寺の前住ならん、又
 圓覺寺の鐘銘にも、性仙の名見えたり、窟中に
 凹長五尺、横三
 尺、深五寸あり、水常に湛へて潮汐の候に従ひて増

減すと云ふ、△不動堂 本堂の西にあり、座像なり、是
 を八坂不動と云ふ、淨藏貴所八坂の塔の傾きたるを祈
 り直せし時の本尊なり、僧文覺鎌倉に負來たりしを後
 當寺に安置すと傳ふ、△多寶塔 僧忍性の墓と云ふ、
 忍性は、郡中極樂
 寺の開山なり、石の五輪にて經塚とも稱す長一丈
 一尺、古當
 寺の支院に多寶寺と云へるありしが、今は廢して此塔
 のみ存せり、△冷泉爲相墓 綱引地藏の後山頂上にあ
 り、五輪塔なり高五尺、月巖寺殿玄國昌久と刻す、爲相
 倭歌所の事により兄爲氏と爭論ありて遂に母阿佛と共
 に鎌倉へ下り、遂に此地にて終れりと云ふ【名所倭歌物
 語】曰、爲相
 卿都にありて、舍兄爲氏卿と、倭歌所の事を爭論あり、され
 ども嫡々なれば、さたには爲氏卿勝給ひぬ、爲相卿は都を捨
 て鎌倉へ下り、倭歌の家をあらため、冷泉家と號し、武家の
 宗匠などといはれ、二條家、冷泉家と、二家に分て、歌の奥
 儀有とかや、爲相卿藤谷に居住し給へば、藤谷殿とぞ申ける
 當所にて百首の詠あり、是を藤谷百首と號し、皆人もてあつ
 かひ給ふ、建治二年、鎌倉藤谷において、爲相卿本式目述
 作あり、阿佛の墓所爲相の石塔、今に残りて見えたり、
 △支院 慈恩院本尊は矢拾地藏と唱へ、源直
 義の守本尊なりしと云ふ。 華藏院・玉泉
 院・東林寺以上四院今皆廢せり、【鎌倉志】には慈恩華
 藏・玉泉の三院現存の由記しあれば、貞享已後廢せしと
 知らる、○興禪寺 汾陽山と號す、曹洞宗京妙心
 寺末、當寺

は朝倉甚十郎正世、其父筑後守宣正寛永十四年二月六日
 卒す、法名興禪院大
 雄支、が追福の爲に創建し、父が法名を寺號となし、僧雲
 居を延て開祖とす雲居名は希膺、上州畑の人な
 り、萬治二年八月八日寂す、釋迦を本
 尊とす、寺後山上に座禪巖と云あり、雲居の修法せし
 處と云ふ、○海藏寺 扇谷山と號す、建長寺の塔頭に
 屬す、開山を源翁と云ふ所藏源翁禪師傳曰、師諱心昭號
 越之前巡荻村人也、初生日、空中有聲曰、此兒爲最尊、幼投
 陸上寺爲沙彌、翁性敏秀、七歲誦俱舍論、十有六歲染受具、
 此時涉獵釋墳略一千卷、十有八歲峨山、於諸嶽參禪門宗、究
 洞上旨、會中推而爲傑也云々、晚掛錫於建長、入大覺之室、
 覺示以臨濟毒手、翁知見一時消、因建海藏寺於扇谷居之、時
 時參大覺室云、弘安三年正月七日、泊然而寂、建治帝勅諡源
 翁禪、翁初は洞家なりしが後建長寺の大覺禪師に嗣法し
 て濟派となり、當寺を創立すと云ふ、今建長寺領の内
 を裂て一貫二百文を附與す、永享の亂に海老名上野介
 戰ひ利なくして當寺に引籠り自殺せし事【東亂記】に見
 えたり曰、永享十年十一月七日、海老名尾張守入道は、六浦
 引越の道場にて自害し、又其弟上野介をば、上杉修理
 大夫持朝の家人共取籠、扇谷の
 會下寺、海藏寺にて腹を切る、△佛殿 本尊藥師を安
 ず、里俗是を啼藥師と號す、相傳ふ昔此山の土中に毎
 夜小兒の啼聲しけるを源翁怪て其處を見るに小墓あり
 金色の光を放ち異香四方に薰す、立寄て袈裟を脱ぎ墓

をおほへば啼聲止ぬ、又夜明て此墓を掘て見るに藥師
 の木像頭面のみ少も朽す鮮に存せり、因て新に藥師の
 像を刻みて其腹中に收め置しと云ふ、故に此唱あり、
 【寺寶】 △五部大乘經二十函筆者詳
 ならず △二十五條袈裟
 一項 開山の袈裟なり、裏に佛超禪庵空外斐の七字を朱にて
 一書し、下に華押を墨にて書す、空外は源翁の號なり、
 又武州多東郡、天土淨底居士檀那也、至徳乙丑二月念五日の
 廿三字を朱書し、書之の二字を下に墨書せり、按ずるに、至
 徳と記すをもて考ふれば、源翁は弘安三年に寂、△開山自
 賛畫像一幅 文字は磨滅し、△開山源翁禪師傳一卷 △鐘
 樓 元は應永二年の鑄鐘あり、其鐘は建長寺中西來庵
 に在りと云ふ銘曰、相州扇谷山海藏寺常住鑄鐘、勸進聖正南
 日、按ずるに、常繼は上杉彈正少弼氏定の法名なり、氏定は禪
 秋亂の時藤澤道場にて、應永廿三年十月八日に自害す普恩院
 常繼仙巖と號す、
 當寺の檀那なり、今貞享五年新鑄の鐘を掛く、△第六天
 社 △辨天社 方丈の西方岩窟にあり、雨寶殿と號す、
 △開山塔蹟 佛超庵と號せしが今廢せり、△道智塚 或
 は阿古耶尼の塚とも云ふ、來由詳ならず、△寂外庵蹟
 寂外は當寺の第二世にて源翁の法嗣なり、本像は本寺
 にあり此邊を寂外谷とも蛇居谷自也久とも唱ふ、昔頼
 朝此處を切通さんとて半ば掘けるに蛇の栖む石有て血

流る、故其事を果さず、故に此唱ありと傳ふ、此餘塔中、棲雲菴・照用菴・崇徳菴・翠藤菴・龍雲庵・龍溪菴・福田菴・龍隱菴の九宇ありしが今皆廢せり、○藥王寺大乗山と號す、日蓮宗、夜光山梅嶺寺と號せしと云ふ、本尊釋迦多寶一尺餘、開山を日像と云ふ、康永二年十一月十三日寂す、中興を日達と云ふ、大乗院と號す、本寺を退隱し、當寺を中興すと云ふ、按ずるに、『鎌倉志』には、梅立寺と記し江戸大乗寺の末なり、實永年中不受不施の僧建立す、其後の住僧國法を懼れて、新義の悲田と號し、寺を藥王寺と改むと載せ、大に異なり、○華光院 龍興山と號す、眞言宗、鶴岡八幡宮の社僧なり、開基を頼舜と云ふ、天福元年八月廿二日寂す、本尊不動を安す、鶴岡社領の内一貫三百文を配當し、佐介稻荷社を進退す、鶴岡社僧相承院藏文書曰、佐介稻荷補任之旨、如元可爲御計之由候也、仍執達如件、應永廿五年二月十日、相承院法印御房、兵衛尉華押、越前守華押、○向陽菴 梅谷山の號あり、本尊觀音、清の守本尊と云ふ、を安す、海藏寺持下同じ、○地藏堂 岩舟地藏 立像長と稱す、法泉寺蹟 御前谷の東向にあり、今白田たり、宇して關東十刹の一なり、開山は素安と云ふ、素安了堂と號す、十日寂す、事は建長寺塔頭、寶珠菴の條に詳なり、是より先、畠山國清其徳を慕

ひて師と仰ぎ、當寺を創建して安を延て第一祖とす、【高僧傳】曰、紀州大守源國清、(畠山氏)景仰其徳執弟子禮、部下諸士罔不歸心、相州城西、建法泉寺、請爲開山祖、某年大藏卿僧都朝潤敷地を附與せし事、郡中上之村證菩提寺藏文書に見え、僧都朝潤被寄進之由承候、訖可存其旨候恐々敬白、五月四日、法泉寺長老重義華押、又曰爲法泉寺敷地、龜谷常光谷地事、自大藏卿僧都朝潤方避給候之間、可致當寺造替候、以便宜時預御披露候者、畏存候恐々謹言、四月廿八日、山下五郎左衛門尉殿、素安華押、天文十六年十月大道寺駿河守盛昌又敷地を寄附せし由、建長寺塔頭寶珠菴文書に見ゆ、法泉寺敷地之事、雖細少候百疋、合三百疋之所申調如此候恐々敬白、天文十六年十月十三日、寶珠菴侍司大道寺華押、同十七年八月盛昌敷地改替の事を令す、法泉寺之爲敷地去年彼所自百疋之分寄進申候間、彼所をば武田殿依被申子細自屋形被渡候也、就其泉之谷に彼末寺候所望候由承候間、爲替地參百疋之分渡置申候、其上百疋二百疋之分も寺中へ被入候者御年貢日大事に候間、上成をは可出之候、猶源六可申入候間、不能詳候恐々敬白、八月廿一日法珠、同十八年再興に因て伐木菴御侍者中大道寺盛昌華押、を禁む、事、於自今以後有切取之者注交名可有披露者也、仍如件、天文十八年己酉、其後廢せし年代詳ならず、當寺元徳二年の鑄鐘に僧清拙の銘あり、鐘器之安、音韻高遠、發上々機者也、建長首座爲

當寺住持了堂素安禪師、捐己貲以鑄之、與寺相爲永久、金山清拙正澄、遂爲之銘曰、山竹園、寺法泉、系西來、葉再傳禮樂興、鐘惟先、命工倕、掌範堯、液金銅、擊注川、大器成、巽簾懸、杵洪撞、音遐宣、司夜旦、令人天、息輪苦、開定禪、心開洞、十虛圓、咬七條、唱機緣、鏗月霜、到客船、梵刹隆、檀壽延、國永安、君萬年、大歲庚午、元徳二年三月二日、大工山城權守物部法名道光、此鐘材木座村光明寺にありと【鎌倉志】に載すれど今復失へり、○清涼寺蹟 法泉寺谷の北海藏寺の外門前の東なり、土人此邊を清涼寺谷と唱ふ、弘長の頃僧忍性當寺に在りし事、【元亨釋書】に見えたり、曰、釋忍性、伴氏和州磯城島人也、歳十一投信貴山、京泉浦十三誓不食肉、弘長之始、入相陽止清涼寺云々、京泉浦寺の末なりしと傳ふ、詳ならず、○智岸寺蹟 英勝寺の北隣にあり、土俗此邊を智岸寺谷と唱ふ、寺院舊文に寺名見ゆ、又尼寺なりし由所見あり、曰、かさいより、使として罷こされ候、東慶寺長老、上様智岸寺候間、此度御歸寺申成すべきの由に候、殊に御一跡御相續の御證文、昨日申調唯今進上致候、めでたく我等に於ても満足に候、さりながら此上の事、御かうかうの御心持に極り參らせ候、委敷儀はかさいより申入らるべく候、御披露かしく、鎌倉智岸寺衣鉢侍者、氏康、又同書、渡邊三右衛門口上書に曰、扇谷の智岸寺も尼寺にて候へども廢れ候時旭山此所へ、隱居あるべきと沙汰有之由申ならはし候、今は英勝寺の屋敷の内に入申候、何の頃か頽廢して地藏堂のみ残りしが、是も又廢して地藏は今鶴岡の供僧正覺院に安す、俗にどこも地藏と

唱ふ、事は正覺院の條に詳なり、○勝因寺蹟 龜谷坂下にさり、今隴畝たり當寺は北條氏創建する所にして至一開山たりし事【高僧傳】に見えたり、曰、釋至一、紀州人、入粉河寺習經爲開山祖、常修辨才天、供土庶多歸云々、廢せし事歴詳ならず、○無量寺蹟 興禪寺の西にあり、今字して無量寺谷と唱ふ、無量寺は京泉浦寺の末なりしと云ふ、【東鑑】文永二年六月三日の條に故秋田城介義景十三年の佛事を無量壽院にて修すと見ゆ、曰、六月三日、故秋田城介義景、十三年之佛事一切經供、義景は藤九郎盛長が孫なり、甘繩に居る此地養也云々、甘繩と接壤なれば無量壽院の故址ならんか、【高僧傳】に僧眞空寺主たりし事所見あり、曰、釋眞空字廻心、自號壽院虛主檀越幕下擇領德補空膺、其選道俗歸之如水就下云々、又【鎌倉大草紙】禪秀亂の條に無量寺口と記す、曰、應永廿三年十月四日、佐介の口々人大夫憲長同六日御馬廻の人々、飯田小次郎、海上筑後守、園田四郎、痛手負無量寺へ取入云々、此頃は現存せしと見ゆ、さては寺號に改めしにや今考ふべからず、○法蓮寺蹟 佐介谷にあり、【鎌倉志】に法住寺谷は無量寺谷の南なり、古律宗の寺の舊跡なりと云傳ふと載す、今法住寺の名村内傳へなければ此地なるべし且地位もかなへり、○北斗堂蹟 同所にあり、【東鑑】弘長三年の

條に北斗堂邊民居火災に罹りし事見ゆ曰、八月廿五日亥斗堂邊民、此地甘繩と接邇するは其遺跡なるべし、○山王堂蹟源氏山の西北にあり、「東鑑」に龜谷の山王と見ゆ、曰、寛元三年三月十九日、大納言家頼、御參鶴岡八幡宮、并龜谷山寶前、今は白田となる、○上杉定正邸蹟華光院の門前にあり修理大夫定正は修理大夫持朝が子なり、享徳の頃より此地に住し、成氏の子政氏を輔翼して政務を沙汰せし事「鎌倉九代記」に見えたり、曰、上杉修理大夫持朝が末子、修理大夫定正は享徳年中より、扇谷に住せられ、成氏の御子息、政氏を左兵衛督に任じて、鎌倉の公方として政道を執行せしかば、關東しばらく、しづかなり云々、其頃世に扇谷の上杉殿と稱せしなり、定正明應二年十月五日に卒せり通鑑了と云ふ、今は纒に其遺跡ありて田圃たり、○相馬次郎師常宅蹟巽荒神の邊を云ふ、師常は千葉介常胤が二男なり、元久元年九月十五日死す、墳墓今村内泉谷にあり、○播磨屋鋪蹟 假粧坂の北の方にあり、今は白田となれり、土人播磨守某が屋鋪なりと云ふ、按ずるに高播磨守師冬は武藏守師直の猶子にして基氏の執事たり、威權ありしが後隱謀の企發覺して誅せられぬ、其第蹟なるか、○大友屋鋪蹟 飯盛山の前の田圃を云ふ、大友と云ふは何人にや今考べからず、○武田屋鋪蹟 梅谷の南にあり、今は畠となす「東鑑」

に武田伊豆入道信光あり、其宅地ならんか此餘中原親能足利家氏龜谷に住し、二條教定泉谷に在し事同書に見えたり、當時鎌府の侍臣連住せしなるべし、今其遺跡を傳へず、○鍛冶正宗宅蹟 勝橋の南にあり、今は民家連住せり、正宗は行光が子なり、行光貞應の比鎌倉に來りて爰に住すと云ふ、今此地に稻荷の小祠あり里俗又稻荷と唱ふ、是正宗が祭る所と云ふ、○佛師運慶宅蹟 正宗が宅蹟の西にあり運慶は東寺の大佛師たり、「東鑑」にも彼が事歴往々所見あり、○景清宅蹟 假粧坂へ登る道左に大なる巖窟あり、土人上總七郎兵衛景清 男にして、景清は清盛が侍所の別當上總介忠清が三際戰功を顯し、世に惡七兵衛と稱せられし事、「源平盛衰記」「平家物語」等に見えたり、が卒と傳ふ、景清は平氏滅亡の後建久六年三月將軍頼朝、南都東大寺の大佛供養として上洛せし時出て降人となりしかば和田義盛に預らる、義盛俱して鎌倉に下り、其家に召籠て置しが屢不遜の舉動ありしかば義盛辭し申すに任せ、改て八田知家が許に置かる、かくて數月を経れど恩免の沙汰なかりしかば景清躬づから漿水を斷て翌七年三月七日に死せりと云ふ「長門本平家物語」に建久六年三月十三日、大佛供養あり、時に頼朝京にあり、上總惡七兵衛景清、鎌倉殿へ降人に參れれば、和田左衛門尉義盛に預らる、昔平家に候せし様に、少も

口へらす、義盛に所をも不置、一座をせめて盃先に取、或は縁のきはに馬引寄のりなどしければ、もてあつかひて他人に預させ給へと申ければ、八田右衛門尉知家に預けらる、其後大佛供養の日を數へて、同七年三月七日にて有けるに、湯水を止て終に死か、れば只召預られしのみ牢中に籠られしにはあらじ、或は云景清鎌倉に下らば籠置んが爲豫て作り設しかど遂に下らざりしなりとも云へど「東鑑」に頼朝建久六年二月十四日上洛有て、同年七月八日鎌倉に著御、時に義盛知家も供奉す、しかれば景清が死建久七年とあれば鎌倉にて死せしなるべし、此土牢に在しと云は信じ難し、洞窟は土人が作爲して人を誑けるものか、

○舊家伊織 家號を神尾と云ふ、中古は神納と稱し、又加納を唱へ後今の家號に改むと云ふ、往昔宋板の一切經を日本に渡せし時高麗の竹溪と云る僧、其經を護送し來り邊に鎌倉に土着す、其子孫相嗣て今の伊織に至り當村の里正を勤め鶴岡八幡宮の經師を勤む、中頃の祖圓賀法橋に敘せられし證狀を藏す曰、法橋御免之事、相違之旨、一品親王被仰下候也、仍執達如件、五月廿五日、法橋圓賀殿、朝俊華押、按ずるに圓賀は十三代目にして、神納越後守徳印と稱し、慶長八年二月廿五日死すといへり、 ○舊家勘左衛門 山村を家號とす、先祖廣正は正宗より五代にして鎌倉に住し

代々刀工を業とす、中興の祖綱廣は北條氏綱より永五十貫文と諱の一字を與へられしより今に致るまで綱廣をもて通稱とせり、由緒書に據るに綱廣が子宗右衛門天正十五年十一月東照宮より永廿貫文の地を賜はりしより歳首・佳節等には拜調を免さる寛永十二年二月死す、其子勘右衛門も父に嗣て、大猷院殿の御用を勤めしより連綿して猶此地に住す、北條氏康の與へし文書一通を藏す、 曰、當陣之兵具太刀到來目出度候、猶歸陣之 ○舊家永助後可申入候、謹言、十二月廿二日、氏康華押、三橋を家號とし佛師を業とす、佛像類纂と云ふ傳書を家藏す、北條氏より與へし傳馬の朱印あり 曰、傳馬二倉之佛師被下、可除一里一錢者也、仍如件、己二月十九日、あたまより小田原迄宿中、宗甫奉之、馬朱印を押す、此餘文書三通を藏す、皆家に關らざるものにて且信じ難きものなり、 ○舊家齋宮 後藤を家號とす、是も佛師なり、北條氏驛馬の文書を藏す 曰、傳馬一疋可出之、佛師被召寄に付而被下、可除一里一錢者也、仍如件、西十月十三日、安藤奉之、自鎌倉小田原宿中、

新編相模國風土記稿卷之八十九之終

新編相模國風土記稿卷之九十二

村里部 鎌倉郡卷之二十二

山之内庄

○二階堂村仁可伊太 上 當村並に西御門・淨妙寺・十二所四村の地は南北の二方、大藏の谷々にして其中間平坦の地に田圃を開きし村落なるが故、中古以來は四村を槩して谷合四ヶ村也都安比と圖稱し、全く一村の如し、正保・元祿改定の國圖には正しく四村に分載したれば夫より已後の所爲なるべし、今に至りては四村の目も自然小名を呼が如くになれり、故に四隣廣袤等の事爰に括載して各村に分記せず、江戸より行程十二里餘、小坂郷に屬せり東西二十八町南北三十町東、峠村、西、雪下村、北、上之村、南、三浦郡久野谷、池子二村、民戸百三十三内當村四十五、西御門村、十四、淨妙寺村、二十九、十二所村、二十六、今御料所なり、古領主の沿革、當村名は文治五年頼朝奥州凱旋の後奥の大長壽院の二階堂に擬して當所に二階堂を建立し、永福寺と號す東鑑曰、文治五年十二月九日、承福寺事始也、於奥州令賢泰衡管領之精舍、被企當寺華構之懇府、且省數萬之

怨靈、且救三有之苦果也、抑致梵閣等並字之中、有二階堂號大長壽院、專依被模之、別號二階堂敷、有梢雲揮天之極碧落起從中丹之謝、揚金荆玉之饒、紺殿刺 此地其寺域の内なるが故加後素之圖謂其濫觴非無由緒、名づくとも云ひ、又其堂上より眼下に望める處故かく唱ふとも云ふ、武州金澤道四ヶ村の南方を通ず幅二

○高札場 小名杉本小路にあり、四ヶ村の高札場なり、

○小名 △四ツ石小路 永福寺蹟傍の小路を云ふ、田圃中に或は姥石と唱ふ、故に此名ありとぞ、又「櫻雲記」元弘三年の條に、二階堂小路の名見えたり、是此地の古名なるにや、

△東御門 荏柄天神社の傍を云ふ、頼朝 △杉ヶ谷 獅子舞ヶ峯の西方少し下る所を云へり、建武四年七月、圓覺寺塔頭、傳宗庵領に寄附ありし事、彼庵所藏の文書に見えたり、併せ見るべし、

△西ヶ谷 △龜ヶ淵 △向荏柄 △稻葉越 △熊野谷 △杉本小路

○座禪川 村南を流る 幅二間より三間に至る、十所ヶ谷間より出る清水一條の小川となり、金澤道を横切て座禪川に合す、往還の係る所橋を架す、歌ノ橋と呼ぶ、鎌倉十橋の一なり 古傳に、澁川六郎兼守と云ふ十首の詠歌を、荏柄天神社に法樂せしかば、遂に其刑を免かる、後報養のため、此橋を架す、是より此號ありと云へり、

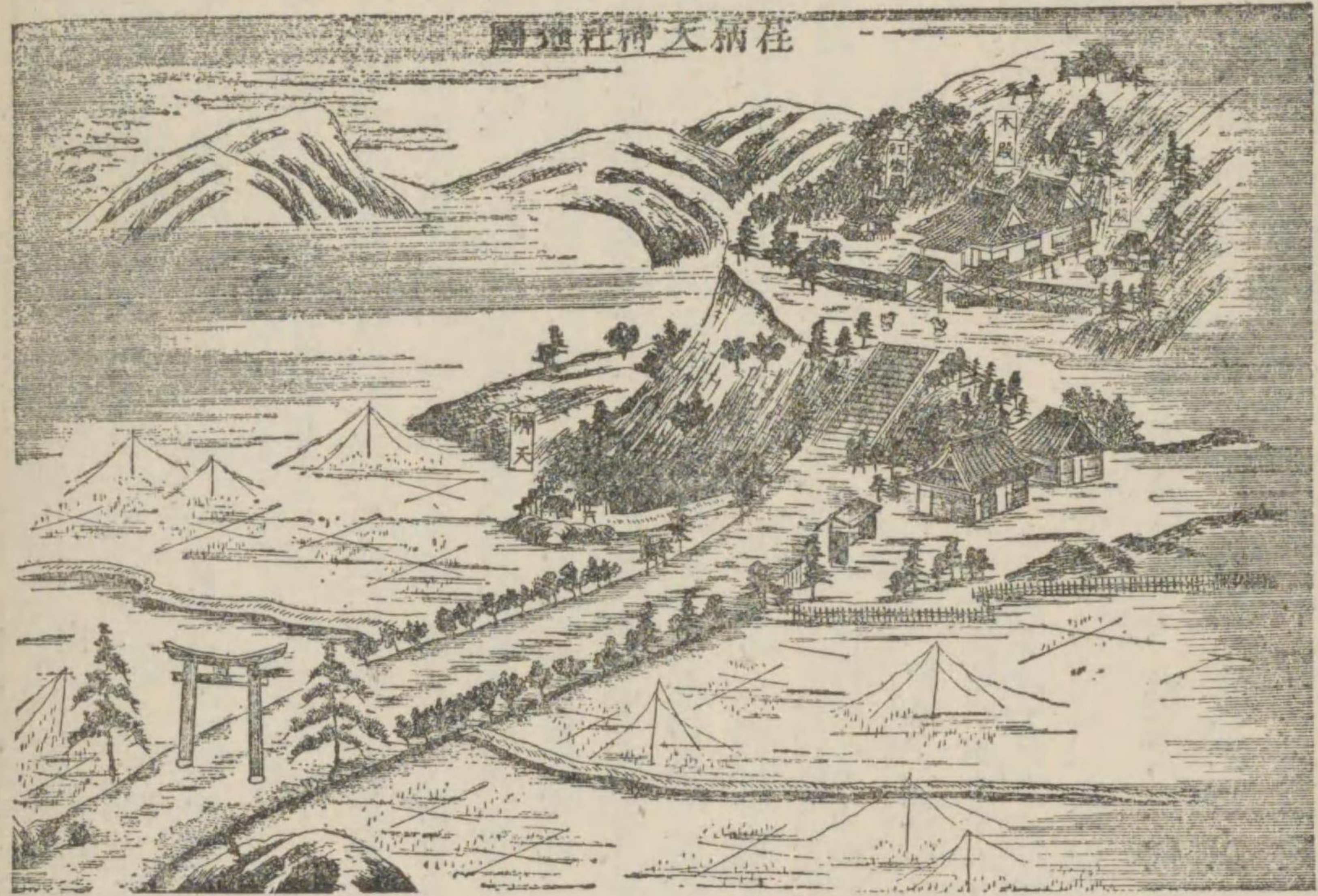
○天台山 瑞泉寺の北方高山を云ふ登五 來由詳ならず

按ずるに小町村將軍家の館より鬼門に當れり、故に京師天台山に倣ひて名づくるならんか、山上より金澤及海上をよく眺望せり、○獅子舞ヶ峯 一に獅子舞ヶ谷とも云ふ、瑞泉寺の北にあり登三 山上に、獅子頭の如くなる巖あり 大さ方六尺許、瑞泉寺古傳に、彼寺十境致の故に名とす、○長者ヶ窪 天台山の北谷にあり來由詳ならず、○砂矢藏 獅子舞ヶ峯の西方に巖穴二十許あり

○荏柄天神社 往還の北側にあり、荏柄山と號す、(倭名鈔)當郡郷名に荏草と記するあり、今其唱を失すれど全く當社地邊の舊唱ならん、草にかやの古訓あれば、えがらはえがやの轉訛なるを後文字をさへ今の如く書改しなるべし、入口に鶏栖を建つ、夫より二町餘を隔て社前に至る 左右松樹の並木なり、此大門路を、馬場と唱ふ、是は當時頼朝館咫尺の地なれば宿直の人々爰にて馬術訓練ありしよ、爰に石階を設く、拜殿あり、本社中央に菅公束帶の座像を置き鎌倉志に、此像足膝燒ふすふりに鈴を掛て舌とし、頭内に十一面觀音を作りこむと云ふとあり、右方に天拜山祈誓の立像左方に本地佛十一面觀音の像を置く、勸請の年代を傳へず、頼朝初めて大藏の地に館造營の時當社を以て鬼門の鎮神とす社傳、建仁二年九月十一日將軍頼家菅

公が三百年忌の祭事を行ふ、大江廣元奉幣使たり東鑑 曰、九月十一日、荏柄社祭也、廣元朝臣爲奉幣御使、建保元年二月二十五日、澁川刑部六郎兼守罪死刑に定まり愁に堪ず、詠歌十首を當社に法樂す 曰、二月二十五日、四人澁川刑部六郎兼守事、衛門尉訖、兼守傳聞之、不堪其愁緒、進十首詠歌於荏柄聖廟、翌日工藤祐高參籠ありしが兼守が獻ぜし詠歌を取て將軍家に持參あり、實朝感ずる餘り其罪を赦す 曰、工藤藤三祐高、去夜參籠荏柄社、參御所、將軍依賞觀此道給、御感之餘、則被宥其過矣、弘安四年惟康親王當社造營あり 記に據る、管領成氏の時は例祭正月二十二日必當社に參詣あり鎌倉年中行事曰、自鶴岡荏柄參詣社前にて千句の催あり 曰、正月二十五日、荏柄天神年御千句二三度あり、初百韻 二月二十三日朝より二十五日まで參籠あるを此頃の例格とす 曰、二月二十三日朝よ參籠あつて、直に極樂寺、舍利會に御參詣、寶徳三年九月成氏當社に國家安寧の祈禱を命ず所藏文書、享徳四年六月成氏追討として今川上總介範忠鎌倉に亂入し、神社佛寺を燒拂ふ、此時當社に入り菅公自畫の像を駿州に奪去る 曰、享徳四年

在柄天神社地圖



六月十六日、今川上總介鎌倉へ亂入、谷七郷の神社佛閣を追捕し、悉焼拂ふ、此時の事にや、鎌倉在柄天神の社檀を破り駿州の軍兵等、天神神跡を、駿州へ亂取しけるとかや、長享元年前の畫像駿州より還座あり、〔鎌倉大日記〕曰、長享元年、在柄天神、駿河より還座、自筆天文十七年社頭造營の爲、北條氏當所に關を居る、關錢を取りて社料に充つに據る、永祿四年里見左馬頭義弘の軍勢此關門を破り、小田原の地に入りし事あり、〔關八州古戦録〕曰、永祿四年、里見左馬頭義弘、相州三浦の地に屯を張り、正木左近大夫時忠父子等を武州金澤へ働しめ、南方より守る處の在柄の關取て押破り、小田原の地に咬入んと、武威を震ふ、今社前の陸田を關取場と云、天文中、北條氏關をすへ、關錢を取、北條氏割據の頃は社領永二十一貫百文の地を鶴岡八幡社領の内にて配當す、〔永祿二年、北條氏帳〕曰、在柄天神天正十五年二月小田原城普請の時、當社領の内十一人の夫を課す、〔鶴岡文書に據る、彼社傳に據る、慶長十二年瀧川下總守雄利、本社東西の脇殿、二字を修造ありし事棟札に見ゆ今社領十九貫二百文の御朱印は天正十九年十一月始めて賜へり、元和七年台徳院殿當社に御參あり、八年鶴岡

造營の時若宮八幡の古宮を當社に移し、又材料を賜ひて本社末社悉造營あり、寛文八年又金子及材木數百本を賜ひしかば本社末社別當坊に至るまで修理を加ふ、元祿十年又鶴岡御造營の殘木を賜へり、元文元年四月先蹤に任せ、又鶴岡修造の殘木を賜はらん事申乞しに即牧野越中守〔于時寺社奉行〕をして是を賜へり、同年九月水野備前守〔于時御作〕の許に請書を出せり、〔請書寫曰、覺、御材木數百八十六本、長一丈一尺より三尺迄、角不同、檜香板二百二十枚、榎香板八十枚、御榎木數千挺、古木古板十五分一右の通今般、鶴岡御修復御殘木、如先格拜領被仰付、難有奉存候、御請之證文、仍而如件、元文元年九月、在柄山天神別當一乘院、御役人中、其後寶曆三年天明元年等にも水野備前守様、御役人中、其後寶曆三年天明元年等に先規の如く鶴岡社頭造營の殘木并古木等を賜はりて修造ありしと云ふ、〔神寶〕△御朱印一通、〔天正十九年十月〕△扇地紙一枚、〔面、金泥なり、今は大かた剝落せり、所な〕△台徳院殿御筆にて、古歌八首を記させ給ふ、當社由緒書に、元和七年、台徳院殿、當社の神寶を上覽ありし時、御筆を染させられ、此扇面を賜ひしとなり、△龜山帝院宣一通、〔弘安三年五月、下〕△菅神自畫像一幅、〔甚古色なり、大日記に、長享元年、在柄天神、駿河より還座、自筆の畫像云々とある是なり、〕△同自畫像三幅、〔一は立身にて降臨の像と稱し、一は綱敷の像と云ふ、一は鏡の御影と稱す、〕△源尊氏自畫

讚地藏一幅、〔仁山書すとあり、仁山と尊氏の道號なり、梅松ある是なるべし、此圖小町村、寶戒寺、及駿州清見寺等にもあり、〕△弘法畫像一幅、〔筆者詳す、〕



△十三佛像一幅、〔惠心〕△十六善神畫像一幅、〔筆者詳ならず、小札の如く、左の文字を記せり、〕△神號三福、〔一は將軍磨滅の所ありて、盡く讀べからず、〕

右方
石會上御菩薩二字聞覺十六善神
大憑茲善利吉

左方
慶上報四思口資三有奉寄附
也應永十六日信心慈覺燈論

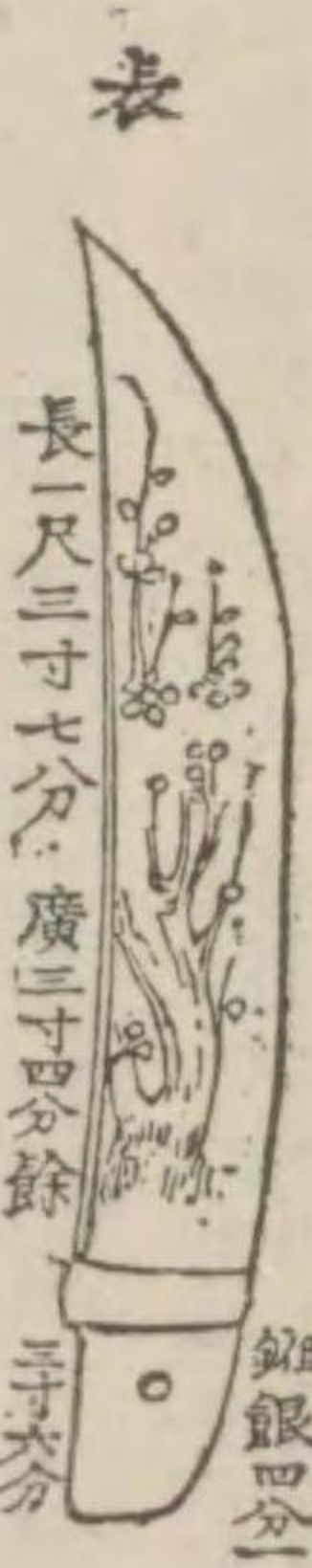
一は親鸞筆、下に縮寫するが、〔如し、一は豊臣秀頼筆と云ふ、〕△法華經二部、〔一は弘法の筆道隆の書なり、奥書に此經建長開山大覺禪師眞蹟之外題也、大覺附與于法嗣保福開山同源和尙、同源附與小師素吳都寺、素吳附屬于法兄法泉開山本覺禪師、本覺安置于瑞岩菴、以爲門下之珍寶、後來容易莫用之、本覺小師比丘素文、謹記之、〕

南護天満自在萬神

南無天満大自在之神

とあり、さらば元來、瑞岩菴の什寶なり、後來當社の神寶となりし由來詳ならず、一は三浦道寸の筆也卷尾毎に奥書あり曰、爲法昌寺殿松岩妙秀大姉百箇日、△般若心經一卷、紺紙にて、基氏の筆なり、奥書あり、延文五年卯月十四日、左兵衛督源基氏と記す、△瑜伽論二卷、菅筆、長二寸五分一行に廿五字づゝ書り、此論は一部百卷の物なり、然を十卷に書つゝめし、其内の二卷なり、此餘は郡内極樂寺に三卷、金澤の稱名寺に一巻、高野三昧院に一巻、竹生島に一巻、合せて八卷は、今尙存す、其外の二卷は、在所不知となり、箱は寛永十九年、伊奈半十郎忠治、寄附の由書記せり、△縁起一卷、舊本は三卷、倉志に、書は土佐の筆、詞書は藤原行能なりと見えたる是なり、然るに舊本は、後年紛失して、今現存するものは、其寫しのみなり、卷末に寛永二年遊行三十二世上人、此本書を借得て寫せしを、後本書失たりしを以て、再寫して當社に納と記し、末に元文五庚申年七月二十五日、遊行半百世、藤澤山二十六世、他阿快存とあり、縁起の文は當社の事に預からず、菅公一世の事跡を記せり、群書類從中に收めしもの、即ち是なり

ちなり △江亭記一卷 江戸城靜勝軒へ寄題する詩、并序文等にて、文明中のものなり、△詩板一枚 梅の詩を彫りたる板なり、詩は鎌倉五山僧の作なり、部頭直孝の家臣、岡本半助石上宣就が筆なりとぞ、宣就卷末に書して云く、右在柄聖廟神前、賀裁梅人之詩數篇、東關五岳者老之傑作也、宮寺一乘院先師、鏤板壽梁以爲席上の奇觀、然歲月久而板面爛朽、惜乎成蠹棲、文字漸欲泯、因茲一乘院當住柳長師、因余需書楮上云々、露光とあり、宣就は初名正武、後今の名に改む、喜菴、又無明道者と號す、書法、嵯峨天皇の遺風を學ぶ、△三十六歌仙額 瀧川下總守雄利が、奉故に天皇流と稱す、△三十一歌仙額 納せしなり、畫は古法眼元信、書は近衛信尹の筆なり、今は散失して、纔に壬生忠見・僧正通照の二枚を存せり、【鎌倉志】には三十枚あり六枚不足と記せり、是に據れば、貞享已後、多く散失せしなり、△紹巴獨吟一冊 卷首に、十二月十四日、△羽柴越前守政宗獨吟千句一冊 卷首、慶長日とあり、△菅公所持硯一面 箱は唐桑にて、社奉連歌者也とあり、長九寸、幅七寸、蓋表に初平の形を、金泥にて置り、石は角にして、長八寸、幅四寸五分、硯池の四邊に、松竹梅獸等の彫物あり、別に唐銅にて鑄れる、牛形水滴あり、これは後人納めしものにて、蓋裏書に、唐鎮牛奉納相州在柄の天満宮、慶安元年子八月廿五日、朝岡宗十郎、△刀一腰 正宗作、正宗立願の爲、新に鍛藤原安次とあり、△刀一腰 當社に納めしものと云ふ、無銘なり、其形庖丁の如し、故に俗庖丁正宗と呼べり、△古大進坊の彫物あり、小柄斧具足せり、各下に換出す、△古



長一尺三寸七分、廣二寸四分、鍔銀四分、三寸六分



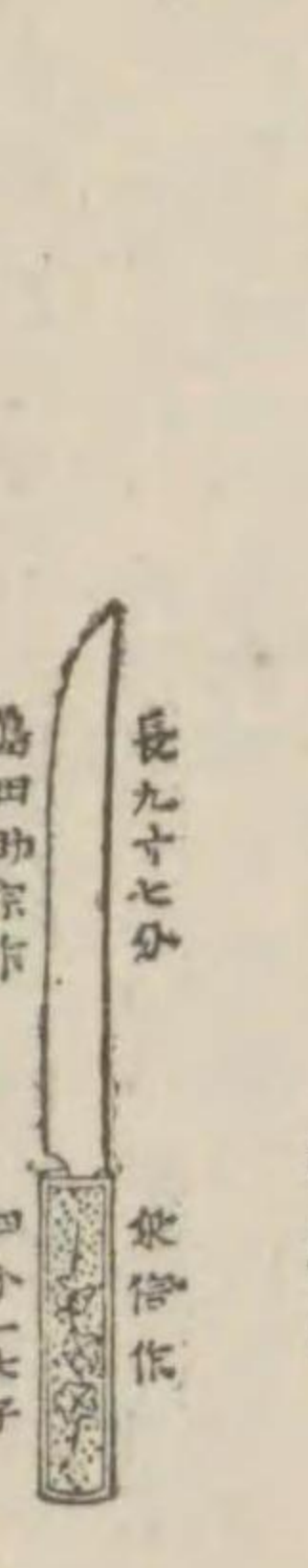
長一尺三寸七分、廣二寸四分、鍔銀四分、三寸六分



長一尺三寸七分、廣二寸四分、鍔銀四分、三寸六分



長一尺三寸七分、廣二寸四分、鍔銀四分、三寸六分



長九寸五分、鍔銀四分、三寸七分

文書三通 菅領成氏令書一通、北條氏關錢寄進狀一通、長尾景仲入道昌賢書翰一通、△老松殿 本社の東にあり、毘沙門を置く、△紅梅殿 本社の西にあり、正宗

の刀 庖丁正宗、を神躰とせしが今は不動を置く、共に慶長十二年瀧川下總守雄利修理す棟札あり其後の事本社と同じ、△末社 辨天しが、館を若宮大路に移せし時、當社の末社となれ、稻荷・山神合祠、△銀杏一株 神木なり、抱 △別當一乘院 荏柄山と號す、古義眞言宗、京、東、○熊野社 熊野谷にあり村の鎮守とす、下同じ、寶珠四顆を神躰とす、例祭は十一月十五日なり、至徳四年六月鶴岡別當二十世僧弘賢當社の別當職を兼帶す、社務職次第、弘賢、左衛門督法印、西南院、治五十六年、至徳四年丁卯六月、轉大僧正、關東護持奉行、走湯山別當、月輪寺、松岡八幡宮、大門寺、勝無量寺、錢阿寺、赤御堂、鷗足寺、大岩寺、越後國々付寺、安房國清澄寺、宮根山平泉寺、雪下新宮、熊野堂、柳營、六天宮、應永二十三年八月二十二世僧快尊又當社別當職に補任す、快尊、大納言法印、號實性院、治六箇月、上樞右衛門佐入道禪秀息、大倉熊野堂別當、應永二十四(丁酉)、正月十日、滿隆、持仲并禪秀以下、馳籠別當坊、即時滅亡了、快尊於小袋坂同滅亡、十五年、菅領成氏の時は例祭正月二十三日、鶴岡社參の序必當社參詣あり、【鎌倉年中行事】曰、正月二十三日、鶴岡ニ後稻荷、御所の上の八、○天王社 例祭六月七日・十四日、幡へも、有御參なり、○瑞泉寺 錦屏山と號す、臨濟宗、圓覺寺塔頭に屬す、關東十刹の内、第二なり、

嘉曆二年起立す開山は疎石 夢窓國師と稱す、高僧傳曰、字多天皇九世裔孫也、九歲出家、十八祝髮、初名智暉、抵南都戒壇院、禮示觀律師、受滿分戒、一昔夢遊支那疎山石頭二刹、有一廬眉僧、持達磨像授之曰、你善奉持、已寤、自謂、吾於禪宗有因緣、因改名、嘉曆元年、解南禪之印、開勢之善應寺、季秋寓相之南芳菴、平師延住淨智、翌歲開錦屏山瑞泉寺、元弘三年、帝已復辟、勅相模守源直義、降官使召石、秋七月、詣關謝恩、帝喜慰勞、以介子都督親王之邸、更爲靈龜山臨川禪寺、命石主之、特賜國師之號、觀應二年九月晦、怡然而化、齡七十、中興開基は足利基氏なり 法名瑞泉院玉巖听公、貞治十八、基氏當寺再建 六年四月二十六日逝、歲二あり、故に開基とす 貞治元年將軍義詮當寺にて僧通叟と贈答の詩作あり 【日工集】曰、貞治元年壬寅冬、瑞泉席上和曰、壬寅冬、瑞泉蘭若席上、和通叟詩、奉贈武衛將軍源公云々、【空華集】兼簡幕下諸公、汗馬防邊十二年、歸來故里問先賢、春風父老千家酒、曉日旌旗萬戶煙、鳥報嘉音驚剝啄、山回喜色動連娟、野人擬繼甘棠詠、君子應歌杖杜篇、將軍弓馬自矜年、儒雅風流也復賢、借問薰亭分豆粥、何如禪榻看茶煙、參軍席上吟蠻語、典午樽前懷季娟、回首青雲猶咫尺、未應便賦卜居篇、同三年、同六年の兩度三月、茲に觀花の詩會を催せり、【日工集】曰、貞治三年甲辰三月八日、陪府君於錦屏山看花、席上分題賦詩、曰朝花、曰谷花、曰夢中看花、忝陪珠履客、吟倚玉欄干、六年丁未三月五日、府君及參佐、茲年四月基氏古天、大喜二老、並入瑞泉賞花、分題賦詩歌、 茲年四月基氏逝して當寺に葬る 四月二十六日、告府君薨矣、余乃入府、以手摩其體、徧身猶煙、於其啓手足之際、

密命野田、就于余所、求僧服并袈裟及條蓋、以備終焉之用也、遺命葬于瑞泉精舍、仍捨安房群房莊、爲冥福之資、二十七日、浴靈換衣、仍脫余之所著羅衣被之、袈裟乃府君所藏也、余主喪事畢、依古佛之法而闍維、請五山諸長老、引導佛事、喪畢余歸黃梅、五月八日、往瑞泉相攸、將創塔亭、二十九日、不開和尚、悼瑞泉寺殿絕句、自武州瑞應來、且囑余曰、煩燒香次誦一遍、其偈曰、皇家礎磧佛金湯、四七春秋夢一場、堂下瑞泉仍舊涌、會看源遠更流長、六月十七日、大喜前帶瑞泉府帖來、再三勸諭、余翻然往領寺事、十一月十日、命工繪前府君玉巖肖像、充瑞泉常住供養、締香火之勝緣、請建長中巖讚、曰、聖斤刪正鶴鶴詩、良史修成尺布詞、 應安元年十月五日誰識寥寥千歲后、瑞泉甘露酒禪枝、 應安元年十月五日基氏の母、大方夫人を當寺に茶毘す 九日、先府主保母清江夫人逝、十月五日、具盛禮而茶毘于瑞泉、佛事次第如常法、奠湯乃余也、二年己酉二月十一日、謝事於瑞泉、歸圓覺舊房、偈曰、三年土木苦四山、幾度求閑未得閑十七日、府君勸余以必還住、余不獲免、遂領焉、十八日歸瑞泉、再領衆、和前偈曰、白髮重來住此山、傍人笑我未甘閑、青氈舊物依然在、月對松門夜不關、同二年四月廿六日故基氏三回の忌辰に當るをもて氏滿當寺に參詣あり、二年四月二十六日、瑞泉寺玉巖大祥忌、府駕入山、管領諸僚佐咸從駕、諸山赴會、凡江湖名勝、與法筵者、不備舉焉、齋罷佛殿上棟諷經、乃鳴鼓就于觀音殿而法事、玉巖眞像、新安子開山祖右脇、余燒香先請淨妙芳庭、爲新像點眼、次請淨智大法安座、次請壽福行山拈香、次請建長石 此後屢參詣ありて室陸座、舉唱訖俗官作樂、及夜會散矣 四年辛亥二月十八日、府君入寺燒或は觀花の會を催さる 四年辛亥二月十八日、府君入寺燒

文、且云、凡治天下國家、無不以文、先君專勤文學、願繼業以副外護之望、君領之、五年壬子二月三十日、早赴瑞泉府君觀花之會、君不觀花、令余講先師年譜、六年癸丑四月二十六日、先君基氏玉巖、七年忌佛事、件々如法、幼府君入山、余引君而就于先師眞前、表師資之儀、蓋府君將入殿、余先爲府君講拜塔之禮、且令頂戴衣蓋也、七月十四日、蘭盆施食、府君管領入山、七年甲寅九月十八日、桂岩忌、府君入山爲證、十二月二十三日、果證院三十三忌、赴瑞泉、府君入山證明佛事、永和改元乙卯十二月二十三日、赴瑞泉雪庭忌齋、府君管領入山、二年丙辰三月十四日、越赴君瑞泉觀花之會、官伴上杉中書、僧伴曇芳少室而已、高僧傳曰、釋祖能號大拙、永和二年、源府帥氏滿、爲先考玉巖听公、就瑞泉寺請能拈香、康曆元年氏滿密謀露顯の時、公方家に對し野心なき旨告文を作りて京に進ず、當寺住僧古天は將軍義滿崇敬の僧たる故其使節を勤め、事靜謐せり 【鎌倉大草紙】曰、滿公、京都に對し申、不存野心由、告文を書て、瑞泉寺の古天和尙を使僧として、京都へ進ぜらる、この和尙は、夢窓の末弟子にて、京公方御崇敬の僧也、和尙の申され様も去事なれば、京公方御納得ありて、同五月二日、公方自筆にて御返事に、子細なき由被仰下問、關東諸家安堵の思ひをなしけり、應永五年十一月四日氏滿逝去す、當寺に埋葬して佛事を修せり 曰、應永五年十一月四日、氏滿四十六歳にて御逝去なり、去年夏より、精進齋にて、御讀經あり、逆修の御弔御勤有ける、永安寺殿と號す、瑞泉寺に於て御弔の次第、剃髮正續院周應和尚、掛眞圓覺寺周滿和尚、鎮齋西來庵增海和尚、奠湯淨智寺素文和尚、點茶壽福寺文昱和

尙、起齋正續院周應和尚、奠湯瑞泉寺中澤和尚、さて又小祥忌には、奥州の滿貞公より、執行せらる、拈香は建長寺等益等なり、かくて域内に埋葬し、一寺を建て永安寺と號し當寺塔頭に列す 今は廢せり、下塔 永享十年持氏亂の時、十一月永壽王 幼名遁て小八幡に在しを當寺住僧昌在、抱取て甲州に隱る 曰、鎌倉の成氏は、持氏一亂の時、永享鎌倉小八幡社迄落しける、瑞泉寺昌在西堂、懷候て筑波別當大夫、郎等二人、御伴申、甲州へ忍て、鍛冶の家にかくる、後永壽王元服ありて成氏と稱し、鎌倉管領となるに及ては毎年二月必當寺に詣するをもて例格とす 【鎌倉年中淨妙寺・長壽寺・大休寺・延福寺・瑞泉寺・長徳院・永安寺・勝光院・太平寺・天壽院・冷光院・保壽院、以上十二ヶ所也云々、寺領三十八貫文は天正十九年以來、圓覺寺領の内を配當あり、當寺住持職は圓覺寺西堂の僧をもて補せらる是私の補仕にあらず、公帖を下されて補せられしなり即慶長八年八月圓覺寺西堂雲如梵意 佛日庵 公帖を賜はりて住持職となる 御文曰、瑞泉寺住持職事、任先例、可被梵意西堂、右大臣、御華押寺後の樹陰に基氏の墳墓あり、五輪塔なり△本堂 本尊釋迦を安す 座像、長七寸許、本尊の前に普濟の二字を扁す、勅額と傳ふるのみ、其時代筆者の傳を失ふ、

古傳に據れば當寺祖塔祥雲菴の額なり、彼菴廢せし後爰に移せしなるべし、本堂には當時氏滿筆、大雄寶殿の四字を扁せしと云ふ、今は亡せり、【寺寶】 △銅雀研記 研は銅雀臺の古瓦を以て造る所、基氏所持の物なり、没後當寺に納むと云へど、今は亡失して傳はず、記は當時住職、義堂が作文なり、全文は藝文部に詳載せり、△夢窓國師書一幅 寬永中、圓覺より寄附 △惣門 山號の三字を扁す、△開山堂 惣門の内右方、山際にあり、中央に開山夢窓、千手觀音按ずるに古傳に、古昔客殿に、觀音殿の三字を扁すと云ふに據れば是客殿の本尊なるべし、【夢窓語錄】に嘉曆三年、師在瑞泉、是年造觀音堂、とあるも、下に引用せし、【日工集】に就于觀音殿而法事云々、と見えたるも、客殿を斥せるなり、

基氏木像 長一尺三寸



古の客殿破壊の後、本尊を爰に移して、合せ安ぜしなり、右に基氏【日集】曰應安二年四月二十六日、佛殿上棟、乃鳴鼓就于觀音殿而法事、玉巖眞像、新安子開山祖、右脇、左に氏滿等の木像を置く、左に縮木像を置く、寫す、今堂宇破壊せしかば姑く此諸像を本堂中に

氏滿木像 長一尺三寸

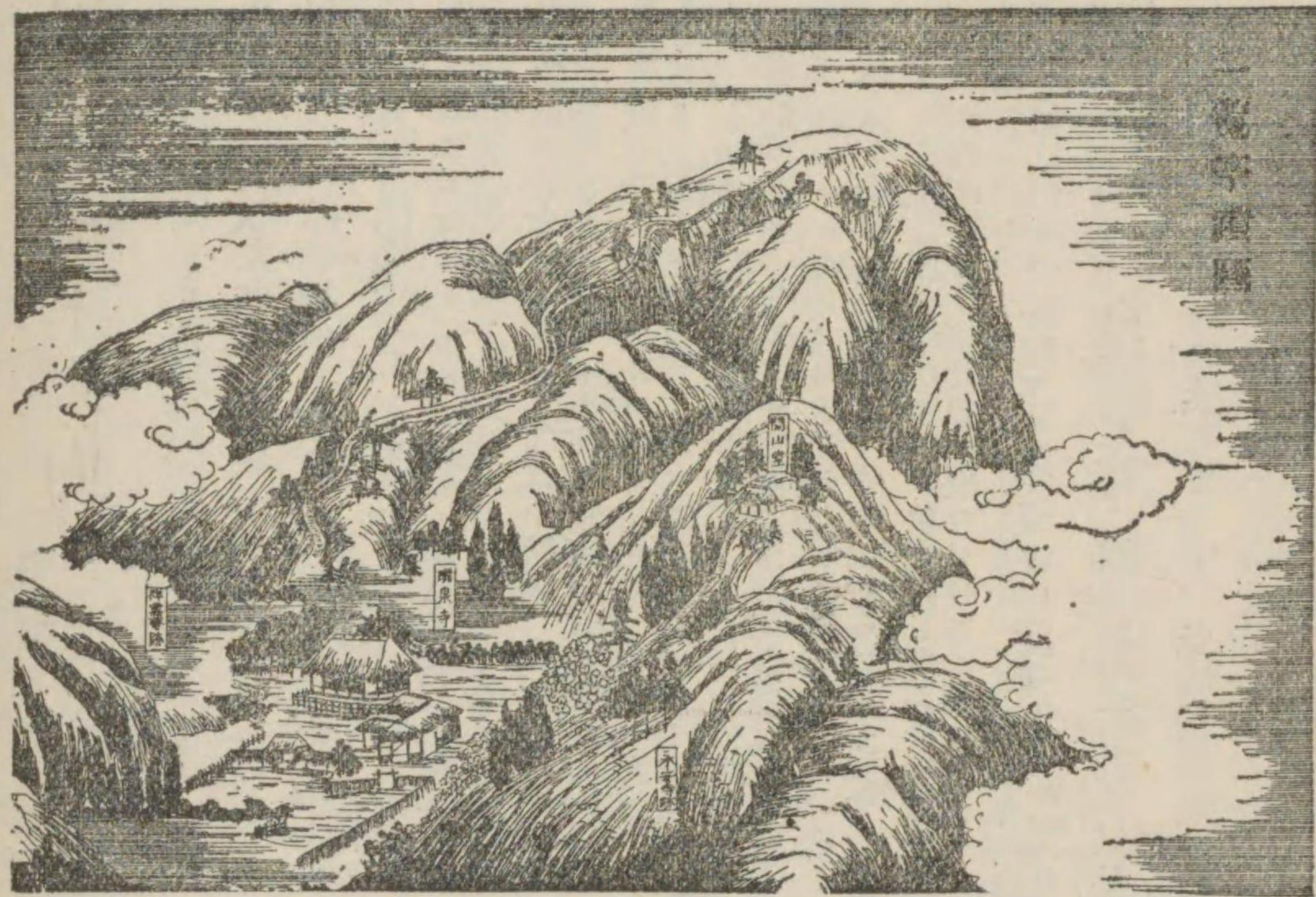


ありて是も十境致の一なりと云へり、十境は紅葉谷、天台睡虎石、寒山石、拾得石、葆光窟、天女窟、貯清池なり、此池に小橋二を架す、是を超て一覽亭に登る、△鐘樓 今廢せり、相傳て、撞鐘は庫裡の取得んが爲、井水を汲干んとする時は、必雨降て得る事を得ずと云ふ、△塔頭廢跡 永安寺跡門外右方の谷を云ふ、蓬萊山と號す、開祖は曇芳なり、應永五年十一月四日管領氏滿逝せし後其祠堂として邦建ありしなり、法名を永安寺壁山全公と號す、同三十一年十一月奥州の滿貞鎌府に參る、滯留の程當寺に寓宿あり、【鎌倉大】十一月二十日、御舍弟奥州の稻村殿、鎌倉へ御上り、永安寺に御座、同二十四日、持氏御悅の餘りに、永安寺へ御出、御

重代の牛の御目貫を被進、同二十七日、重て御重代の鎧通の御腰物を給りけり、何れも御當家嫡々、御相傳の御寶也云々、永享元年二月回祿の災に罹れり、【鎌倉九代後記】曰、永享寺并大樂 十年秋の頃より京鎌倉確執發り、年を超て治平せざりしが持氏遂に敗し、是年十一月十一日當寺に入り、翌年二月結城持朝・千葉胤直、討手として向しかば持氏・滿貞遂に協はずして自害す、【東亂記】曰、永享十一年二月十日、持朝、胤直奉押寄、永安寺を稻麻竹葦の如く、取巻打圍みて、御自害を奉勸、依之御近習祇候の人々、是を聞て、敵の中を破て、蜘蛛手十文字に懸散さんと、喚て蒐る、追つ返しつ引組々々差違、寄手左右へ颯と分れて、散散に射る、御所方引色に成けるが、取て返し討死す、其間に、公方持氏、御舍弟滿貞、御自害、哀なりける次第なり云々、其後管領成氏が時は毎歳二月必當寺に詣せり、【鎌倉年中】ゆ、本坊の條に詳載、△祥雲菴跡 域外左方にあり、是古の祖塔なり、廢置の事蹟を傳へず、此餘長春院の持氏所なり、墳墓の所在詳ならず、今名越別願寺に、持氏の墓と傳ふるものあれど、其實定かならず、照覽して合考すべし、

長春院は則持勝光院 滿筆の塔所なり、墳墓の、尊氏母の法名なり、勝光院 所在詳ならず、下同じ、果證院 尊氏母の塔所なり、保壽院 基氏母、保壽院清江寬公尼塔所、舊は塔頭に列、南芳菴 當山開闢以前、開山夢窓寓居の寮舎なり、すと云ふ、【夢窓語錄】に嘉曆元年九月、至鎌倉、於水福寺傍卓菴、曰南芳云々、と見えたり、羅漢院・三聖院・妙智院・證悟院・吉祥院・西芳院・東禪院等の塔頭在しと傳ふれど悉廢して其遺蹤も詳ならず、△遍界一覽亭跡 本堂北方の高山を云ふなり、登十八曲の坂路、凡百間許、南北東西五間、嘉曆三年の建立なり、【夢窓語錄】曰、嘉曆三年、是歲造覽仍題偈、明極、清拙、同賦鏤版揭焉、夢窓國師此亭にして詩を賦し、又歌を詠せり、【夢窓國師詠草】曰瑞泉院の一覽亭にて、雪の降ける基氏此亭にて櫻花・紅葉等を翫て詩を賦し、又五山の僧徒等が亭席にての詩文章許多あり、【藝文部】に、此餘一覽亭集」と名づくるもの一卷あり、諸名僧の詩作を載す、其後何れのころ廢せしにや文明十八年僧萬里亭跡に登て詩を賦せし事、【梅花無盡藏】に見えたり、曰、二十有九辛古刹、禁斷崖數十丈、認一覽亭之所在、只殘礎縱橫、亭子不存、枝茂林深、四面之風致、十一不能望之、遠則富士之半巔、近則鶴岡之左段、僅掛蜘蛛之網底耳、國師行道之寶地、四衆絶輻輳之跡、紫苔荒而黃葉積、無一木可支之公案、吁監院之

一覽亭蹟圖



懶歟、寺産之薄歟、抑亦山靈之秘清境歟、未爲易識焉、謹作一覽亭詩曰、東鹽素念別非鞭、一覽亭西富士煙、殘礎昔荒黃葉積、蛛絲 元祿の頃水戸光圀卿より山上に一堂を建立ありて千手觀音像を安す 銘曰、此千手觀音像は、常州筑波錦屏山瑞泉寺一覽亭、以充四衆瞻禮云、元祿二年歲次己巳九月穀旦、水戸侯源光圀識、華押、其傍に寮を建て爰に彼「一覽亭集」の原本を板に彫りて掛置れしとぞ、天明中堂寮ともに破壊せしかば、此板今本堂に置り、大小八枚あり、文字は楷書なり、原本寮物今は亡失せり、

新編相模國風土記稿卷之九十一 終

新編相模國風土記稿卷之九十一

村里部 鎌倉郡卷之二十三

山之内庄

○二階堂村下

○覺園寺 鷲峰山眞言院と號す、四宗兼學 京師、泉藥師 長八尺、運慶作、〔鎌倉志〕 及日光・月光・十二神 各長宅間には、宅間作と云へり、 故に今も此地の小名を藥師堂谷と稱呼す、此堂は建保六年七月、北條義時靈夢に因て、創立ありし所なり、
【東鑑】曰、建保六年七月九日、未明、右京兆渡御大倉郷、於南山際、卜便宜之地、建立一堂、可被安置藥師像、是昨將軍家、御出鶴岡之時被參會、及晚還御亭、令休息給、御夢中藥師十二神將内戌神、來于御枕上曰、今年神拜無事、明年拜賀之日、莫令供奉給、御夢覺之後、尤爲奇異、且不得其意云々、而自御壯年之當初、專持二六誓願給之處、今靈夢之所告、不可不信仰之間、不及日次沙汰、可被建立梵宇之由被仰、爰相州李部等、不可心此事給、各被諫申云、今年依御神拜事、雲客以下參向、其間云御家人、云土民等、多以費産財、愁歎未休之處、亦被相續營作、難協撫民之儀歟云々、右京兆是一身

安全宿願也、更不可假百姓之煩、矧當八日戊剋、有醫王善逝眷屬戌神之告、何點止所思立乎之由被仰、仍召匠等被下指圖也
十二月二日入佛供養あり、義時并室家等參堂す 二月二日、右京兆依靈夢、所令草創給之大倉新御堂安置藥師如來像〔雲慶奉造之〕今日被遂供養、導師莊嚴房律師行勇、呪願圓如房阿闍梨遍曜、堂達頓覺房良喜也、施主并室家等座簾中、相州、式部大夫、陸奥次郎朝時、被坐正面廣廂、信濃守行光、大夫判官景籙已下御家人、爲結緣群參、源筑後前司、賴時、美作左近大夫朝親、三條左近藏人親實、伊賀左近藏人仲能、安藝權守範高等、爲布施取各參候于堂南假屋、戊剋事終、導師已下、被引御布施、承久元年正月靈驗ありて義時不慮の危難を免る、因て二月八日報賽のため參堂あり 曰、二月八日、右京兆詣大倉藥師堂給、此梵宇依靈夢之告、被草創之處、去月廿七日戊剋、供奉之時、如夢號白犬、見御傍之後、心神違亂之間、讓御劍於仲章朝臣、相具伊賀四郎計退出畢、而右京兆者、被役御劍之由、禪師兼以存知之問、守其役人、斬仲章之首、當彼時此堂戌神、不坐于堂中給、 貞應二年十二月三日祥異あるにより當堂にて祈禱を修す 曰、十二月三日丑日、仍即時於大倉藥師堂、被始御祈寬元元年二月二日回祿の災に罹る 二月二日辰剋、故前右京兆崇敬、大倉藥師堂燒亡、失火云々、本佛奉取出之、 建長二年二月北條時頼靈夢を得て病中參堂あり 曰、建長二年二月八日、相州扶病氣、被參大倉藥師堂依有靈夢之告、 十二月時頼懷婦平産祈の爲參詣せり 十二月八日、相州參大倉藥師堂給、是偏彼懷 三年十月近邊失火婦、平安御祈也、剩被奉願書於内陣、

し延て此地に及びり 延二階堂大略、南宇佐美判官在柄家於
 到之 此時當堂もや、此災に罹りしかば即修補を加ふ事
 云々 信據なければ、前後引用する「東鑑」の文に據り、推考して記す、弘長三年三月十日遂に堂
 宇修造なりて今日供養あり 弘長三年三月十日、故右京兆
 導師遠江僧都公朝、 永仁四年北條貞時本願主となり、
 一寺となして今の山寺號を負せ 元祿四年、梁牌追銘曰、
 海、以永仁四年、爲副元帥平貞時檀主、開山住持心慧國師、諱智
 建立伽藍、寺名覺園、山名鷲峯云々、僧智海を延て開山
 始祖とす【高祖傳】曰、釋智海、字心慧別號道照、不詳本貫、
 侍宗燈室、保受毘尼、兼傳密乘、從忍性承通受羯磨
 永仁四年、副元帥平貞時、開鷲峯山覺園律寺延爲開山、贊揚
 律儀、化門弘多、歸不動尊畫明王像、修八千枚法、五千餘座
 手畫尊像、 元應二年十月寺領伊豫國西條庄、殺生禁斷
 現今在寺云 藏文書曰、覺園寺領伊豫國西條庄、殺生禁斷
 の事を示す 事、右任今年七月十六日關東御下知之旨、可致
 其沙汰之狀如件、元應二年十 元弘三年十二月繪旨を下さ
 月七日、陸奥守平朝臣華押、 曰、相模國覺園寺、爲勅願寺、宜令致
 れ、勅願寺とせらる 御祈禱、者天氣如此、仍執達如件、元
 弘三年十二月二十一日、如 建武元年八月伊豫國西條庄内
 日上人御房、右中辨華押、 曰、伊豫國新居西條庄
 四ヶ村の地寺領安堵の繪旨を賜ふ内、得重、得恒、福武、稻
 滿等四ヶ村、爲相模國覺園寺領、知行不可有相違之由、天氣
 所候也、仍執達如件、建武元年八月五日、如日上人御房、左

衛門佐 延元元年十一月足利直義祈禱を命ず 曰、祈禱事、
 華押、尤以神妙、彌可被致精誠之狀如件、建武三 貞和四年
 年十一月廿七日、覺園寺長老、直義の華押あり、 貞和四年
 五月山内に侍所の制札を出す 右甲乙人等、不可致亂入狼
 藉、若於違犯之輩者、可爲罪科之狀 文和元年六月寺領當
 國毛利庄に尊氏制札を出して兵士の亂妨を禁ず 曰、制
 寺領、相模國毛利庄内、妻田、散田、萩野郷等事、右武士甲乙
 人之輩、寄絆於左右、令亂入當所、或致殺生等之狼藉、或代
 取竹木之條甚不可然於向後者、固可停止之、若有違犯之族者、
 爲處罪科、可注申交名之狀如件、觀應三年六月十三日、尊氏
 袖判 茲月尊氏更に寺領當國眞廣名の地、寄附の令あり
 是去る貞和四年故直義の寄附地なり 曰、相模國眞廣名事
 日、鎌倉殿寄進之旨、寺家領掌不可有相違之狀如件、又上總
 觀應三年六月廿一日、覺園寺長老、尊氏の華押あり、
 國小蓋、八板兩村に制札を出し、武士の亂妨を禁ず 曰、制
 覺園寺、右於當寺領上總國小蓋、八板兩村、武士甲乙之輩、不
 可致亂妨狼藉、若有違犯之族者、爲處罪科、可注申交名之狀
 如件、觀應三年六月廿 二年三月尊氏祈禱を命ず 曰、天下
 四日、尊氏袖判あり、 事、殊可被精誠之狀如件、文和二年三
 月十五日覺園寺長老、尊氏の華押あり 十月尊氏違例によ
 り基氏祈禱を命ぜり 曰、將軍御違例間御祈禱事、可被致精
 誠之狀如件、文和二年十月廿九日、覺
 園寺長老、基氏華押、末に副書あり、文和二年十一月
 三日、津戶彈正忠持來、同四日、大般若轉讀訖と記す、是月

尊氏當寺門前敷地に造築の沙汰あり 曰、覺園寺門前地事
 密退敷地居住之輩、急可被致築地修功之狀如 任繪圖□目之旨、嚴
 件、文和二年十一月六日、左馬頭殿、尊氏華押、三年佛殿修造
 成て十二月尊氏梁牌銘を書す 曰、梁牌銘、左に今上皇帝
 有道、異國降伏、昌懇祈之法場、伽藍常住、轉不窮之法輪、
 人々歸敬三寶、國々歌樂太平、敬白征夷大將軍源朝臣尊氏謹
 書、(右に)征夷將軍冠蓋一天、武威統於萬邦、榮運及於億載、
 梵宇固基、至慈尊之出世、法燈無盡、照徧界之重昏、衆僧和
 合、諸天擁護、敬白、文和三年十 又白筆を下すの旨證書
 二月八日、住持沙門思淳謹誌、 可爲萬代龜鑒之狀如件、文和三年十二月八日、覺園
 寺長老、尊 同日天下靜謐の祈禱を命ず 曰、就天下靜謐祈
 氏華押、 禱事、被致精誠之
 由承訖、彌可被抽懇丹之狀如件、文和三年 十二月八日、覺園寺長老、尊氏の華押あり、延文二年正月越
 後國刈羽郡植生保、先例に任せ寄附あり 曰、越後國刈羽
 覺園寺領事、右任先例、知行不可有相違、仍渡 一年三月慧
 狀如件、延文二年正月二十五日左衛門尉華押、 星出現するにより基氏祈禱を命ず 曰、天下安全祈禱事、
 精誠之狀如件、康安二年二月廿三 就慧星出現、殊可被致
 日、覺園寺長老、左兵衛督華押、 至德三年六月寺領當國
 愛甲郡内三ヶ村上總國小蓋、八板二村の地諸役免除の
 國宣旨を下し賜ふ 曰、左辨官下、相模國應因准傍例、停止
 宮以下、勅事院事棟別段錢押書、五月會炭役、大小國役、國司入
 勘、并國郡及甲乙人妨、寺領内山野狩漁等、永爲覺園寺領、

當國妻田、散田、萩野、同眞廣名事、右得彼寺住持沙門思怡今月
 一日奏狀、覺園寺者、心慧上人所建立也、奇峯峭嶮、深谷
 蒼莽、視此幽邃、創於基蓋、導北洛泉涌之派流、排東海律藏之
 講席、或顯或密、六度英衲駢闐、自東自西、三學緇徒、輻至、
 去永仁四年、副元帥平貞時朝臣、爲討天元冠賊、捨財貨營造
 之者矣、刻桶丹楹、設堂宇之嚴麗、千柱萬椽、施廊廡之雕奇、
 別復造立塔婆、准擬阿育王弘願、夙達天聽、特賜金剛寶殿題、
 寔相州之名藍、海内之法窟也、伏惟皇帝陛下、惟聖惟哲、用
 協乾坤、立孝立仁、明俸日月、玄化貫於三靈、域中無事、德
 風扇于四裔、天下咸康、紆於皇鑒、延及佛家、望請洪恩因准
 傍例、被成下官府於寺領、被免除件諸役等、者仰恩光於今日
 治法潤於無窮、清衆精祈、時々梵鐘、響應聖朝、寶運萬々、
 玉燭光調、不勝懇迫之至、粗錄事狀、伏乞仁慈、曲垂照覽、者
 權大納言藤原朝臣通定宣、奉勅依請、者國宣承知、依宣行之、
 至德三年六月十五日、大史小槻宿禰華押、右中辨平朝
 臣華押、上總國に賜ふ所、全同文故、こゝに贅せず、四年三
 月上野國の内寺領地諸役免除の旨氏滿下知あり 曰、覺
 上野國察米、役夫工米以下諸役事、任官府宣并御書之旨、所
 被免除也、早可被止彼役之狀如件、至德四年三月十五日、安
 房入道殿、氏 應永四年七月氏滿武州男衾郡竹澤郷を修
 滿の華押あり 應永四年七月氏滿武州男衾郡竹澤郷を修
 理料に寄附あり 曰、寄進眞言院、竹澤兵庫助入道跡事、右
 可被致沙汰之狀如件、應永四年 七月十日、左兵衛督源朝臣華押、
 三田村用水の事により管領持氏令書を與ふ 曰、覺園寺
 寺領相模國散田郷用水事、爲同國河入郷之流末之間、可致并
 料沙汰之旨、就成煩有其沙汰、去九年十月廿六日、成收分明

覺園寺境内圖



覺園寺境内圖

之處、動及催促云々、所詮且任先落居旨、且守舊例、停止永彼違亂、可令全寺家所務之狀如件、應永廿六年六月三日、持氏華、永享十年九月持氏凶徒退治の祈禱を命ず、治祈禱事、近日殊可致精誠之狀如件、永享十年九月、應永・永享の際、當國毛利庄妻田・荻野兩村、上總國小蓋・八坂二村の寺領地、擾亂の爲に廢絶に及びしかば文安五年十一月申請に任せ將軍義政命を下し、全く寺領に附與せらる、細川右京大夫勝元奉はれり、曰、泉涌寺雜掌申、末寺相模國覺園寺上總國小蓋・八坂兩村、云々等事、可沙汰付雜掌之旨、可被成敗之由所被仰下也、仍執達如件、文安五年十一月廿一日、上杉右京亮殿、實德元年二月上件の地を領知し、朝家の御祈を修すべき旨更に繪旨を賜ふ、相模國覺園寺領、同國毛利庄内、妻田・荻野兩郷、並上總國、小蓋・八坂兩村、云々等事、早全知行、可專御祈禱、者天氣如此、仍執達如件、文安六年二月七日、關勝上人御房、左大辨、管領成氏が時は正月十一日必律家の寺主を禮待す、當寺も其一なり、鎌倉年中行事曰、正月十一日、律家之住持覺園寺已下被參、御禮有之、天文三年四月北條氏綱當寺諸役免許并伐木禁止の旨を令す、藏文書曰、當寺諸役免許畢、並竹木伐取事有之者、可處罪科者也、仍如件、天文三甲午四月九日、覺園寺氏綱の花押、同十二年四月北條氏より修補勸進、殘貨を奉加あり、曰、鎌倉覺園寺修理勸進之事、去年殘候奉所、心落に可令奉加也、仍如件、癸卯四月十四日、北條氏虎朱印あり、按

ずるに、癸卯は天文十二年なるべし、今寺領七貫百文は天正十九年十一月始て御朱印を賜へり、永祿七年十一月古河の義氏令して山内伐木を禁ず、曰、禁制、覺園寺、右於當寺家進止之山然、於向後者、堅可令停止之、若尙令違犯者、可處罪科之狀如件、永祿七年十一月十五日、義氏の袖判あり、十年五月義氏下總國古河の内にして三貫文の地を寄附あり、曰、於古河之内、田島參貫文分、爲御合力、被相任仍如件、永祿十年五月十一日、覺園寺納所昌歡、義氏の朱印あり、**【寺寶】** △繪旨四通 △院宣一通 △國宣旨二通 △不動畫像一幅開山心慧 △伽藍目錄一幅 △年中行事一卷思淳 △阿佛尼文一通 △古文書三十六通 二は足利尊氏下知狀、一は同寺領の寄附狀、二は同祈禱の令書、一は同梁牌銘自筆の證狀、一は足利直義下知狀、三は足利基氏祈禱の令書、一は同書翰、一は同當寺中持寶院領の寄附狀、一は足利氏滿寺領地諸役の免狀、一は同寺領の寄附狀、三は足利持氏の令書、一は同書翰、一は足利滿兼書翰、一は古河義氏朱印、一は北條陸奥守維貞下知狀、一は細川右京大夫勝元下知狀、二は同書翰、一は上杉朝宗入道禪助下知狀、一は山内管領執事の奉書、一は左衛門尉某寺領の渡狀、一は北條氏綱諸役の免狀、一は北條氏康印狀、一は散位爲基書翰、四は制札、一は侍所制札の添狀、

△地藏堂 大地殿の額を掛く、八分字なり、傍に永祿十二年李龍周興新、舊くより黒地藏と稱呼し、鎌倉年中行事又造之とあり、相傳て、此像地獄を廻り、罪人の苦を加ふれど、一枝の内に、元の如く黒色に變ずといへり、每歲七月十三日の夜男女群參す、此堂舊くは鎌倉海濱に在しを後理智光寺開山僧願行此に移せしなり、時に此像靈佛にして奇瑞多かりし事、沙石集に見えたり、鎌倉の濱に、古き地藏堂有、丈六の地藏を安置す、其邊の浦人、常に詣り、或時浦人共、夢に見けるは、若き僧のみめ美しきが、日來常に見參しつるに、人にうられて、外へこそまかれさて名殘惜くて、詣たりとの給と見て、怪み思程に、此主賃しきま、に、堂を賣間、東大寺の願行房、是を買て、二階堂の邊に移し造られんとて佛像を渡し奉るに人足らずして、思ひ煩ふ處に、法師の勢大なるが來て、十人が振舞は、仕つるべしとて持奉る、此法師安々とぞ渡しつる、さて食せさせんとする程に、かき消やうに失ぬ、權化の所爲にやと人怪むさて彼佛、御うなじの寶相に御坐す上人佛師を呼て、直さしめんとするに、靈像にて御坐せば、容易く破り難しと云ければ、別の佛師を呼んとするに件の佛師來て、夢に若僧來て、只我身をば直せ苦みなきぞと、仰せらると見て候へばとて、直し奉りぬ、其後檀那出來て、供料など寄進してけり、當代の不思議、高僧傳願行が傳中にも此事あり、海濱有堂、移之二階堂地、患役夫不足、俄有異僧、請能致之、須臾搬送而以其像不端嚴、謀加粧、刻工畏像靈、不下刀手、其夜異僧

護良親王石塔



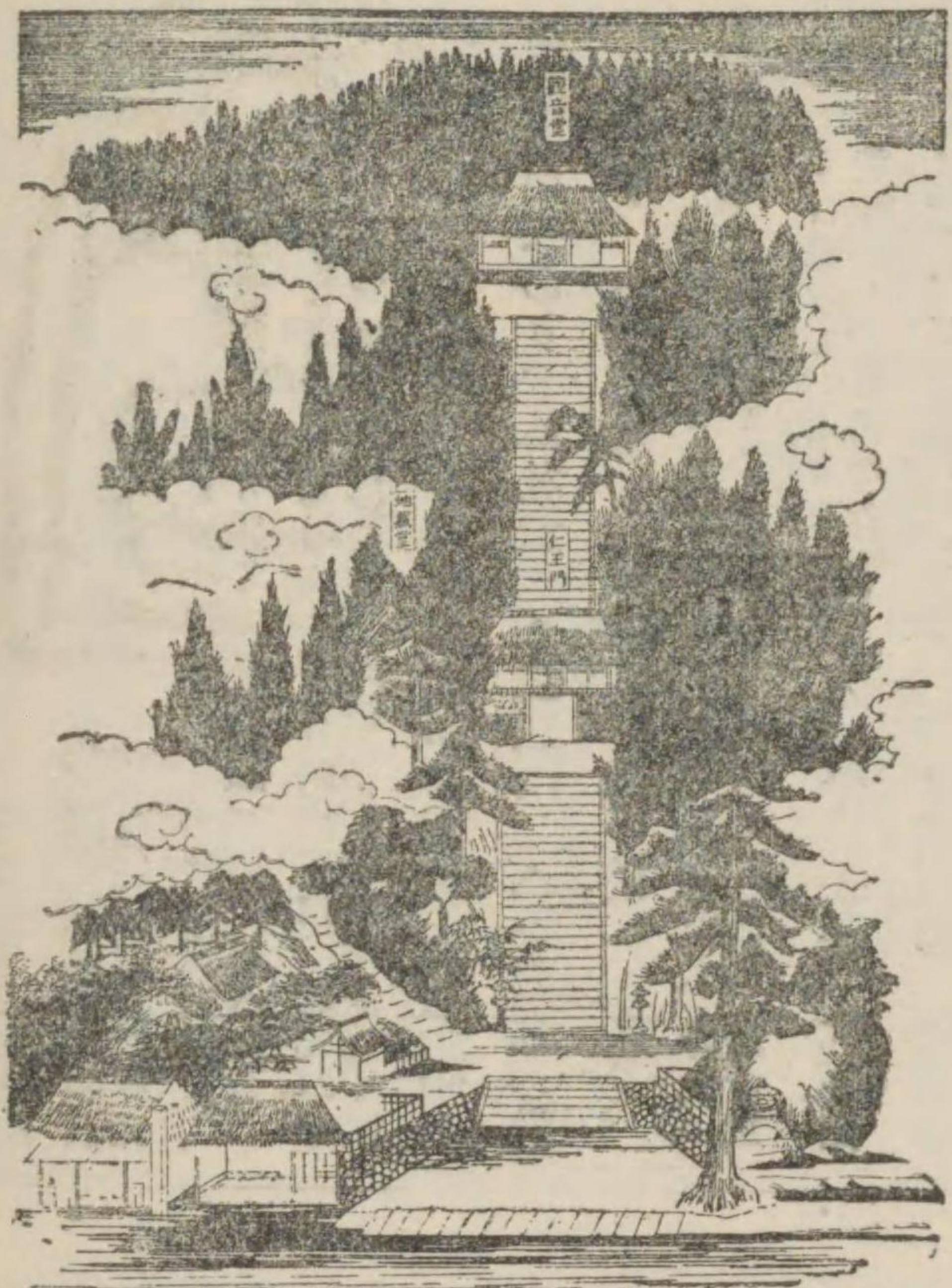
南海光りて、流より浮木あり、木面十一面の梵字を現す、則十一面の像を刻み、爰に安ず、今の中尊是なり、又行基東國下向の時、大藏山の峯に登りしに、十一面觀音、影向ありて靈木に指し、此靈栢を以て、我像を刻み、爰に安置せよと示すに因り、五尺餘の像を、一刀三禮して刻す、今右の方に安ずる是なり、北條時頼が時、其命によりて、大覺禪師袈裟の袈をもて、佛面を覆へり、是より覆面觀音とも云へりとぞ、又寛和年中、横川の恵心、勅を蒙り、十一面觀音を造立す、今左の方に安ずる是なり、此時靈場順禮、運慶作尺七の同體をの記文等を、當山に納めしとたり、縁起に據れば是建久二年九月賴朝が收めし前立とす、

ものなり、此餘釋迦佛、毘沙門宅間等を安ず、堂に杉本寺の額をかく九世、子純筆、文治五年十一月二十三日の夜、堂宇回祿に罹り別當淨臺坊焰中に入りて取出せしに纔に衲衣を焦すのみ、聊其身を過またず、【東鑑】文治五年十一月二十三日、終日風烈、入夜大倉觀音堂、回祿失火云々、別當淨臺房見煙火、涕泣到堂砌悲歎、則爲奉出本尊、走入衲中、忽然奉出之、建久二年九月十八日賴朝參詣ありしに堂宇の破壊を憐み、修理料として准布二百段を寄附し、【東鑑】曰、建久二年九月十八日、幕下御參大藏觀音堂、是大藏、行基草創伽藍也、累年風霜侵、覺破軒傾也、殊有御隣愍、爲修理以准布、【東鑑】曰、建久二年九月十八日、賴朝再興、時に七尺の前立、并、同き三年五月八日後白河法皇七々日の御佛事を南御堂にて修行せられ百僧の供養あり、當寺僧も其員に加へらる、【東鑑】曰、三年五月八日、法皇四十僧供、僧衆之一、九日御佛事、於南御堂被修之、有百大倉觀音堂一口、四年九月十八日立願の爲賴朝參詣あり四年九月十八日、將軍家令詣岩殿大藏、建曆二年九月十八日實朝參詣す、【東鑑】曰、建久二年九月十八日、將軍奧州の國司北畠顯家及其他の軍勢當國に亂入せし時、斯波家長相馬重胤堂内に遁れ入て自殺せり、【天正本太平記】曰、志和三郎家長、杉本觀音堂にて、腹切しかば、島田平内五郎、板倉平次、同三郎貞泰を始として、三百餘人討死す、【常樂記】曰、

延元二年十二月二十二日、家長被討、系圖云、十二月二十五日討死、【櫻雲記】曰、延元元年、奥州より義良親王、北畠顯家諸軍を將て攻上る時、斯波陸奥守家長、相馬重胤等、顯家と戰て、杉本觀音寺に於て、家長重胤自殺す、【案諸書皆、延元二年に作る、今年とするものは誤なり】、【鶴岡社務記】曰、建武四年、【即延元二年】九月廿三日國司顯家卿、打入鎌倉、廿四日合戰、廿五日杉本城落了、元弘日記裏書曰、延元二年九月、親王並顯家卿、有西征之義、於鎌倉小壺、杉本、前濱、腰越、有合戰、堂領五石六斗餘の御朱印は天正十九年賜ふ官軍皆有利、堂領五石六斗餘の御朱印は天正十九年賜ふ門前に民戸二あり、△札堂 △二王門 △辨天社 巖穴に安置す、△地藏堂 石佛長三尺、像の前に凹あり、由來詳ならず、【或傳に、此石佛を、杉本太郎義宗が、身代の地藏とも云ふ、按ずるに、延元二年、斯波三郎、此にて自盡せし、斯波家長等が爲に、造建せし、石佛なるべし】 △別當杉本寺 大藏山觀音院と號す、天台宗、【小町村實戒寺末】 ○地藏石像 覺園寺山續郡界にあり、俗にだんこ付地藏と唱ふ、縁故詳ならず、巖穴間許中に安ぜり、

企當寺華講之懇府、且宥數萬之怨靈、且救三有之苦果也、抑彼梵閣等、並宇之中、有二階堂、號大長壽院、專依被模之、別號二階堂、稍雲挿天之極碧落、起從中丹之謝、揚金判玉之飴、紺殿刺加後素之圖、謂其濫觴非無由緒、建久三年正月廿一日賴朝土石の運送を監臨あり、上總五郎兵衛尉僞て隻眼となり、幕下を謀らんとして事ならず、面縛せられしは此時なり、【正月廿一日、渡御于新造御堂地、犯土之間、運土石疋夫等之中、有左眼盲之男、幕下覽惟之、彼者自何國、誰人進我之由被尋仰、仍景時雖相尋之、不分明被召寄御前、佐貫四郎大夫何御旨、面縛之處、懷中帶一尺餘打刀、恰如寒氷、又覽其盲、魚鱗覆眼上、彌知食有害心者之間、被推問之、名謂申言、上總五郎兵衛尉也、爲奉度幕下、數日經廻鎌倉中云々、即下賜于義盛、十月二十五日總門を可召尋同意單之旨、被仰舍之云々、】 十月二十五日總門を建らる、【十月二十五日、二階堂被立總門、【保曆間記】曰、三年十一月二十五日、永福寺を造立し、供養を遂らる】 導師は公顯僧正なり、此寺は専ら池の禪尼の孝養とぞ聞えし誠に平治の亂の時、此尼公の口入に依て、助かり給ひしかば報答も其故尤と、二十九日扉壁等畫圖の功成れり、【東鑑】曰、十月廿九日、永福寺扉、并佛後壁畫圖終功、修理少進季長書之、是被模秀衡建立圓隆寺、至于畫圖一事、已上如彼、十一月二日堂供養の事及び導師以下雜事等の沙汰あり、【東鑑】曰、十一月二日、御堂供養、來月可被遂行之、導師下、二十日營作の功終りしかば夫人政子參詣あり、【東鑑】曰、廿日永福功、雲軒月殿、絶妙無比類、誠是西土九品莊、寺營作已終其殿、悉東關二階梵宇者歟、今日御臺所有御參、二十五日堂供

養に因て頼朝參詣導師請僧等に施物を授與す 曰、廿五日
 養也、有曼陀羅供、導師法務大僧正公顯、前因幡守廣元爲行
 事、導師請僧施物等、同于勝長壽院供養之儀、布施取被採用
 十人、又導師加布施銀、前少 四年三月後白河法皇の御
 將時家取之、將軍家御出云々 曰、四年三月
 爲千僧供養あり、當寺も其衆に加へらる 曰、四月十三
 日法皇御周闕也、仍被供養千僧之間、臨當日各
 可參上之由、被觸仰寺々、七ヶ寺之一、永福寺、六月祈雨法
 を修行す 曰、六月廿日、炎旱涉旬、民衆思雨、依之、五年八
 月、鶴岡・勝長壽院、永福寺供僧、奉仕祈雨法



月金泥の法華經を當寺に收む 曰、五年八月廿七日、金泥
 是爲被安置勝長壽院、十二月當寺奉行人を増加せらる 曰
 永福寺、御持佛堂也、十二月當寺奉行人を増加せらる 曰
 二月二日御願寺社、被安置奉行人訖、而今日有重其沙汰、被
 加入數、永福寺、三浦介義澄、畠山次郎重忠、義勝房成尋、
 正治元年十二月梶原景時が家屋を破却ありて當寺に寄
 附せらる 曰、正治元年十二月十八日、景時事就諸人連署狀、
 今日被退出鎌倉中、其後破却彼家屋、被寄附永福寺
 坊二年閏二月二日彼岸初日たる故、法華堂に於て法華
 織法を行はる當寺も其衆に加へらる 曰、二年閏二月
 也、爲尼御臺所御願、於故將軍法華堂、建仁三年三月一
 被始行法華織法、永福寺供僧等爲其衆、建仁三年三月一
 切經會を行ふ、此間頼朝參詣あり 曰、三年三月十五日
 將軍覽舞御出、烟霞眺望、十一月當寺の奉行人を定め
 櫻花覽色、有興有感、 曰、十一月十五日、鎌倉中寺社奉行事、更被
 らる 定之永福寺畠山次郎、三浦兵衛尉善進士、元久元
 年八月鎌倉中寺社領の沙汰あり、右京進仲業當寺公
 文職に補せらる 曰、元久元年八月三日、鎌倉中寺社領
 寺公文職、且令奉行寺中沙汰、且 二年二月武州土袋郷
 可明寺領年貢進未之由被仰付、 曰、二年二月武州土袋郷
 を當寺の供料に募せらる 曰、二年二月二十一日、武藏
 寺住侶等供料也、 國土袋郷乃貢者、所被募永福
 遠州下知給、 承元二年七月武州威光寺の訴により
 柏江入道増西當寺の宿直百箇日を役して其過失に替



へらる 曰、二年七
 月十五日、
 武藏國威光寺院主僧
 圓海參訴云、柏江入
 道増西、去月廿六日
 率五十餘人惡黨、亂
 入寺領、及苜田狼藉、
 増西折節參候之間、
 被召決之處、圓海所
 申無相違、仍令勤仕
 永福寺宿直百箇日、
 可贖其過、圖書允清

定奉 行の建曆元年四月山城守行村に當寺の奉行を命ず 曰、
 廿九日、將軍家渡御永福寺、當寺 十月十九日宋本一切經
 事可令行村奉行之旨被仰付之、 曰、十月十九日午刻、於
 の供養あり、依て實朝渡御あり 永福寺、供養宋本一切經
 五千餘卷、曼荼羅供、大阿闍黎葉上坊律師榮西、讚
 衆三十口、題名僧百口也、將軍家御出、行政奉行之、十一月
 三日總門回祿の災にかゝれり 曰、十一月三日寅刻、永福
 不及 他所十一月實朝歲末の恒規として參詣あり 曰、十二月
 軍家御參勝長壽院、永福 二年七月總門再建就れり 曰、二
 寺等、是歲末之恒規也 建保元年十月十四
 二十三日、永福寺并大倉堂等、總門被 建保元年十月十四
 建之、永福寺門者、去比依燒失也 是は去夜變異あるに
 日大江廣元奉行として祈禱あり、 曰、建保元年十月十四日、依去夜變異、可致御祈
 依てなり 曰、建保元年十月十四日、依去夜變異、可致御祈
 禱之由、爲廣元朝臣奉行、被仰付鶴岡、勝長壽院、

永福寺 二年十二月一切經會を行ふ、恒例に依て將軍實
 等供僧 二年十二月一切經會を行ふ、恒例に依て將軍實
 朝參詣あり 曰、十二月十日將軍家御出永福 五年九月晦日
 舍利會を行はる 曰、九月廿日、永福寺始被行舍利會、尼御
 舞樂以下、十二月二十五日方違として實朝夜陰僧坊に渡
 盡善盡美、十二月二十五日方違として實朝夜陰僧坊に渡
 御の事あり 曰、十二月廿五日、入夜將軍家、爲御方違渡御
 翌日歸館の時衣二領に一首の詠歌を添へ、彼坊内に殘
 し置れしとなり 曰、廿六日未明還御、而被殘置御衣二領於
 被盡芳情、春侍て霞の袖にかさねよと、霜の衣
 を置てこそゆけ、此詠歌【金槐集】にも見えたり 承久元年九
 月二十二日鎌倉中燒亡して當寺の總門に至れり 曰、承
 久元年 九月二十二日、鎌倉中燒亡、 二年十二月二日又寺内坊中
 南風甚利、上延永福寺總門、 二年十二月二日又寺内坊中
 兩三字回祿にかゝれり 曰、二年十二月二日寅刻、永
 三年十月二十五日當寺總門等回祿の災に罹れり 曰、十
 日、及晚大風吹、相州公文所燒亡、南風頓扇、東及
 勝長壽院橋邊、西迄永福寺總門之内門、烟炎如飛、四年十一
 月二十九日頼經當寺林頭の雪を一覽として渡御、詠歌
 の催あり 曰、四年十一月廿九日、早旦雪聊降、庭上偏似霜
 馬也、武州履從、式部大夫・陸奥五郎・加賀守康俊、大夫判官基
 綱、左衛門尉定員・都筑九郎經景・中務丞胤行・波多野次郎朝

定、已下、撰召携和歌之輩、爲御供、於寺門邊、鄉僧正快雅參會、入御釣殿有和歌、但雪氣變雨脚之間、餘與未盡還御、
 嘉禎元年七月五日總門上棟に依て將軍賴經渡御あり、
 日、嘉禎元年七月五日、永福寺總門棟上之間、將軍家御出、相州・武州供奉給、此門去寛治三年十月廿五日炎上、按ずるに、寛治は寛喜の、寛元二年四月堂宇修理の沙汰あり、
 治二年二月の條に據る、下に引用、七月五日堂舎修補の事始あり、
 寛元二年七月五日、永福寺并西方脇堂、有修理之儀、今日事始也、肥前前司久良、中民部大夫元業等爲行事、件寺右大將家御時、文治五年、依殊素願被建立之、三年十月將軍頼嗣書寫の法華經を當寺奥の院に奉納あり、
 日、三年十月十二日持佛堂之號、有如法華經十種供養、導師本覺院僧正、即今日被奉納于永福寺奥山、是爲大納言家御願、日來所被勤行書寫也、
 寶治二年二月當寺三堂修理懈怠するにより更に急速の沙汰あり、
 日、寶治二年二月五日、永福寺三堂修理事、去寛治二年四月、雖及其沙汰、日來頗懈緩也、而左親衛、明年廿七歳御慎也、可被興行當時、三月十五日法會を行ふ、諸人群參す、
 日、二年三月十五日、永福寺法會、十月清左衛門尉滿定奉行として修理の條目を沙汰す、
 日、十月廿一日、永福寺修理間事、條々有其沙汰、清左衛門尉滿定奉行之、
 日、建長三年十月七日又回祿の災にかゝる、
 日、十月七日、藥師堂、四年七月祈雨の祈禱

を命ぜらる、
 日、四年七月六日、去月廿三日、甘雨以後、炎旱又及數日、仍祈雨事、被仰勝長壽院、永福寺、明王院等、行方、元弘三年高時亡びし後新田義貞足利千景頼奉行之、
 日、義詮幼名、を俱して須臾當寺に逗留あり、
 日、梅松論曰、子時四歳、を俱して須臾當寺に逗留あり、
 日、關東、義貞の事は、義貞其功を成す所、如何ありけん、義詮の御所、四歳の御時、大將として、御與に召れて、義貞と御同道にて關東御退治以後は、二階堂の別當坊に、
 日、建武二年八月尊氏下向あり、相模次郎時行等の凶徒追伐の後、直義と共に當寺に在陣ありて賞罰を行ふ、
 日、さる程に將軍御兄弟に御座ありしかば、京都より供奉の輩は、
 日、勳功の賞に預ることを悦び、又先代與力の輩は、
 日、死罪流刑を宥められける程に、
 日、先非を悔て、如何にも忠節を致さ、
 日、至徳二年十二月地藏院僧正道快當寺の別當に補せらる、
 日、永福寺別當職事、任地蔵院僧正道快、
 日、今月三日讓附之旨、
 日、者可被執務の狀如件、
 日、至徳二年十二月二十五日、
 日、遍照院僧正御房、
 日、左兵衛督氏滿華押當時補任の撰に定まれる例格あり、
 日、必鶴岡若宮并に大御堂兩別當に其僧の事業を僉議ありて補せられしなり、
 日、彼兩所別當の補任も是と同じく當寺別當に是否を訊問ある事なり、
 日、鶴岡八幡社務職次第曰、
 日、若宮・大御堂・二階堂受法等、
 日、無子細哉否申、
 日、相互被尋問事、
 日、先補大御堂供僧職時者、
 日、被尋若宮二階堂時、
 日、自兩所受法以下、
 日、無相違仁之由、
 日、被申時補之、
 日、又補二階堂職時者、
 日、被尋若宮大御堂、
 日、自兩所從返事、
 日、又補任若宮供僧職時如此、
 日、但補二階堂供僧後、
 日、任若宮二階

堂時被尋之、又任若宮供僧後者、
 日、應永十二年十二月十七日雖居兩職、不及是非尋云々、
 日、回祿の災にかゝれり、
 日、鎌倉九代後記曰、
 日、應永十二年九月持氏の沙汰として寺領武藏國春原庄の地諸役免除あり、
 日、足柄上郡金子村、
 日、最明寺藏文書曰、
 日、永福寺領、
 日、武藏國春原庄内、
 日、別當領號德富地、
 日、役夫工米事、
 日、依爲内檢、
 日、前々不致其辨之條、
 日、所見分明之上者、
 日、於向後當役已下、
 日、諸公事所被免除也、
 日、可被存知其旨之狀如件、
 日、應永廿九年九月十五日、
 日、永福寺別當法印御房、
 日、從三位華押、
 日、管領成氏の時、
 日、毎年正月十一日評定始に當寺の事を記す、
 日、但し勝長壽院と隔年なり、
 日、當時回祿せし後は更に除かれしとなり、
 日、鎌倉年中行事曰、
 日、正月十一日、
 日、御評定始、
 日、右筆折紙ニ三ヶ條記之、
 日、一ヶ條皇太神宮、
 日、伊勢之御事也、
 日、一ヶ條者八幡宮、
 日、鶴岡之御事也、
 日、一ヶ條は勝長壽院之御事也、
 日、此三ヶ條、
 日、油磨の座中に、
 日、右筆祇候、
 日、令披露云々、
 日、御評定始之發言は、
 日、一年充番に廻て、
 日、三ヶ條有意見、
 日、上古には勝長壽院之事一年、
 日、二階堂永福寺之事一年、
 日、各年に披露あり、
 日、當寺古昔は無雙の大伽藍たり、
 日、海道記に粗其形狀を載す、
 日、海道記の据に臨て、
 日、二階堂を禮す、
 日、是は餘堂の踔躒して、
 日、感歎及びがたし、
 日、第一第二の重擔には、
 日、玉の瓦、
 日、鶯の翅をとばし、
 日、兩目兩足の並び給へし臺は、
 日、金の盤、
 日、鶴燈を挑けたり、
 日、大方魯般意匠窮て、
 日、成風天に望むにす、
 日、しく、
 日、昆首手功を盡せり、
 日、發露人の心に催す見れば、
 日、又山に曲木あり、
 日、庭に怪石あり、
 日、地形の勝れたる、
 日、佛寶と言つべし、
 日、三壺雲に浮べり、
 日、七萬里の浪池邊によせ、
 日、五城霞に峙り、
 日、十二樓の風、
 日、階の上にくふ、
 日、誤て半日の客たり、
 日、疑ふらくは、
 日、七世の孫に逢んことを云々、

又【東關紀行】にも殊勝の莊嚴たる由見えたり、
 日、古昔のさまを想像するに足れり、
 日、東關紀行曰、
 日、二階堂は殊にす、
 日、鼻の鐘箱に響き、
 日、樓臺の莊嚴より始て、
 日、林池のありとに至るまで、
 日、殊に心とまりて見ゆ、
 日、當時全く頽廢せしは享徳の頃なるべし、
 日、△藥師堂、
 日、頼朝の建立にて建久五年七月十四日上棟頼朝監臨ありて工匠に祿を與ふ、
 日、東鑑曰、
 日、五年七月十四日、
 日、永福寺郭内被建一宇、
 日、今日上棟將軍家監臨給、
 日、工等預祿大工馬三正野劍一、
 日、小工各馬一政、
 日、仲業奉行之、
 日、九月十一日當堂宿直詰番の士を定めらる、
 日、結城朝光、
 日、畠山重忠、
 日、和田義盛等其員にあり、
 日、九月十一日、
 日、永福寺内新造御堂宿直人事、
 日、今日被詰番之、
 日、今度堂供養の導師として東大寺の別當勝賢を招ん爲、
 日、十月十三日右京進季時使節の命を奉はりて上洛す、
 日、十月十三日新造御堂事、
 日、今年中依可被遂供養、
 日、爲導師可被請申、
 日、東大寺別當僧正之由、
 日、仍右京進季時、
 日、爲其使節上洛、
 日、十一月七日扉立頼朝監臨して工等に祿を與ふ、
 日、十一月七日、
 日、永福寺内、
 日、新造御堂被立扉、
 日、仍將軍家監臨給、
 日、工等預祿廿日堂供養の時導師等に與ふべき施物の類、
 日、京より到着す、
 日、七日、
 日、御堂供養間導師已下施物調進、
 日、十二月二日當堂奉行人を定らる、
 日、十二月二日御願訖、
 日、永福寺藥師堂今新造豐後守季光、
 日、年人佐康清、
 日、平民部丞盛時、
 日、十五日近日導師下著によ

り招請使を定め、並に傳馬を宛らる曰、十五日、御堂供下著之由、先使到來之間、爲其迎可被遣御家人等、又所被宛催傳馬已下也、三浦介五正、和田左衛門尉四正、梶原平三二正、中村庄司五正、小早川彌太郎五正、澁谷庄司五正、十九日導師下著して先八田知家の宅に入る曰、十九日、東大勝賢下著、被招入于八田右衛門尉知家之宅、廿六日供養を行ふ、頼朝參詣導師等に施物あり曰、廿六日、永福寺内新造藥師堂供養、導師前權僧正勝賢將軍家御出、北條五郎時連持御、愛甲三郎懸御調度云々、導師布施、錦被物三重、綾被物七十重、綾百端、長絹百疋、染絹三百端、白布千端、加布施金作劍一腰、香呂箱、供米三百石、此外馬二十疋、請僧布施（別）色々被物卅重、絹三十疋、染絹三十端、白布二百端、絹百端馬二疋、廿八日頼朝并夫人政子幼子萬壽參詣あり曰、廿八日、將軍家并御臺所、若君等、令參永福寺藥師堂給、供養無爲之間、故及御禮佛儀、建仁三年十一月又當堂の奉行人を定らる曰、三年十一月十五日、鎌倉中寺大夫將監・千葉兵衛尉・藤民部丞、寛元二年七月修理を加ふ曰、二年七月五日、永福寺三堂、當時飯田村今上下二村に當堂の供田あり、正嘉二年已來地頭私曲せしめ、收納減少ある旨供僧等歎訴に及びしかば正安元年十月召決せられ、未進

の分は速に究濟すべき旨公裁あり鶴岡我覺院文書曰、永承成、與相模國飯田郷地頭等、相論條々、供米收納斗事、右訴陳之趣、子細雖多、所詮承成則當郷所當米、毎年百八十石也、以當國本斗、令收納之處、正嘉二年以後、地頭令減少收納斗之由申之、地頭并爲清左衛門尉滿定之奉行、被定下收納斗之間、供僧所加判形也、非本斗之旨陳之者、用當國本斗之由、承成雖申之、無實證之上、如供僧等三問狀者地頭歎申之間、被定下收納斗之由載之、令符合地頭之申詞畢、但地頭所持斗者、供僧加判形之由、地頭雖申之、無判形之間、不足信用、爰於引付之座、問答之時、地頭所帶延應元年、九月十二日御下知畢、如狀者可用御寺斗之由被載之、自餘寺領文用寺家斗之由、承成所承伏也、彼斗者被納量寺庫口、然則以寺庫之斗、可收納也、次正嘉以後、年々減少分可被糺返之由、承成雖申、於前々斗者、兩方所申、共以爲胸臆之間、就今之相論、被用寺家斗之上者、不及其沙汰焉納所事、右於彼供米者、付送供僧等宿坊之條、爲先規之由、承成所申也、而地頭陳狀不分明之間於引付之座、召決之處、付送鎌倉於地頭宿坊之所、令下行寺家使者之旨、地頭申之爰如地頭所進、延應元年御下知者、飯田三郎能信、返給當郷之時、於供米者、止寺庫納、以御寺斗、直可下行佛聖供僧、并預承仕之由被載之、仍就彼御下知、地頭可下行之由申之、雖似有子細、附送住坊之條、可被尋證人等之由、於引付之座、問答之時承成申之處、供僧使者下國之時、爲地頭之芳志、有付送之事云々、可謂承伏歟、但寺家使、可取收納斗由、承成雖申之、爲地頭之沙汰、可量渡矣、壇供餅御節供等事、右彼壇供者、爲供米百八十石内之由、於引付之座、兩方承伏畢、而承成則壇供并御節供、地頭對捍之由申之、地頭亦無未進之旨陳之、者早遂結解、有未進

者、可令究濟焉、以前條々、依鎌倉殿仰、下知如件、正安元年十月廿七日、陸奥守平朝臣華押、相模守平朝臣華押、
△阿彌陀堂 創建の年代を傳へず、建久五年十二月當堂にも奉行人を置る【東鑑】曰、建久五年十二月、御願寺社掃部頭親能、民部丞行政、武藏大藏丞頼平、建仁三年十一月又當堂の奉行人を定めらる曰、三年十一月十五日、鎌倉中寺社奉行事、更被定之阿彌陀堂北條五郎、大和前司、足立左衛門尉、承元二年七月十九日、二十五三昧を行はる曰、二年七月十九日、於永福寺阿彌陀堂、被行二十五三昧、仍爲御聽、建仁二年三月十四日供養あり、導師は榮西なり、此日二位の禪尼頼家參詣あり、是は頼家の乳母武藏守義信亡妻の爲なり、二位の禪尼導師に施物を與ふ【東鑑】曰、二年福寺内多寶塔供養也、尼御臺所、并金吾爲御結緣御參、導師榮西律師、是金吾乳母、入進武藏守源義信朝臣亡妻追福也、導師施物等、自尼御臺所、被調遣之、右衛門尉朝光爲奉行、建曆元年十一月三日回祿の災にかゝれり曰、建曆元年十一月三日寅刻、永福寺總門、并塔婆寺一基（武藏守源義信建立也）、燒亡不及△塔 建保四年八月十九日故伊賀守朝光追福の爲に建る所なり、其日の導師は莊嚴房行勇鶴岡八幡宮主は北條義時の室并朝光が子太郎左衛門尉光季、式部丞光宗なり【東鑑】曰、建保四年八月十九日、及曉爲故伊賀守朝光追福、造立塔婆、（在永福寺郭内）供養導師莊

嚴房律師行勇、施主相州室、并光季、光宗云々、光季光宗が事は大系圖に據る、【東鑑】を參考するに朝光は刑部丞光郷の男にて承元四年伊賀守に任じ、建曆二年從五位上に敘せらる、建保三年九月十日四頓滅翌日山城前司行政が家の後山に葬す、義時其所を監臨せしとなり、其地即當所にして行政が山莊、今其蹤跡を傳へざれど子孫二階堂をもて稱せらるれば此山麓にありし事論すべからず、さては朝光が墳墓當寺郭外にありしと覺ゆれど今其蹤たになし、△池 建久三年八月廿四日に穿ちし池なり、頼朝監臨あり、時に近國の諸士に各役夫三口を宛らる【東鑑】曰、建久三年八月廿四日、二階堂地、始被掘池、地形本自、水木相應所也、仰近國御家人、召各三人疋夫、將軍家監臨給、廿七日岩石數十箇を召寄せ、池邊に積て高岡をなせり、僧靜玄此事を役す曰、廿七日、將軍家渡御二階堂、召阿波阿闍梨靜空弟子僧靜玄堂前池、立石事被仰合、岩石數十果、自所々被召寄之積而成高岡、九月十一日靜玄指揮して奇石大石を池邊に居り、畠山重忠一人躬づから運致す曰、九月十一日、靜玄立堂逗留行政家、爲覽此事也、汀野、埋石、金沼、汀野筋鴉會、石島等石、悉以今日立終之、至沼石并形石等者、一丈許也、以靜玄訓、畠山次郎重忠一人捧持之、十一月十三日池邊の巖石頼朝意に應ぜざる趣ありとて重て靜玄に下知あり、即畠山重忠・佐貫四郎大夫綱廣・大井次郎實久等命を承

て巖石を運び意の如く立革む、其力量百人の功に等し
とて感賞あり 日、十一月十三日、二階堂池奇石事、猶背御
郎、佐賀大夫、大井次郎運巖石、凡三、已上の古跡當寺頽廢
輩之勤、已同百人功、御感及再三、

伊賀守朝光梵刹を營し事【東鑑】に見えたれど 日、建曆
廿二日、伊賀守朝光、永福寺之傍、建一梵宇、今日遂供養、
導師葉上房律師、講衆八人、相州并室家、匠作等渡御、
是も何れの頃廢せしにや今は遺蹟をだに傳へず、○東
光寺蹟 覺園寺東南の山麓にありて醫王山と號せし、
一字の禪刹なり、蚤く廢して寺號のみ陸田の字に残れ
り、建武二年五月 元弘日記「裡書梅松論」保曆間記等、皆
足利直義大塔宮を東國に下し、土牢を構へて禁獄せし
は即此所なり 【太平記】曰、建武二年五月三日、宮を直義朝
臣に渡されければ、數百騎の軍勢を以て路次
を警固し、鎌倉へ下し奉りて、二階堂の谷に土の牢を塗て
置進らせける云々、按ずるに、此【太平記】の文意を正しく
穴中に禁籠せしと見違へ、此邊山腹の土穴を、彼宮土籠の跡
なりと云ふは、後世附會の妄誕に近し、【太平記】の文意を
推考すれば、土もて塗籠たる、獄舎を云るにて、元より山腹
などを掘穿し、土穴とは見え、爰に牢を塗ると云ひ、淵邊義
博が宮を弑する條に、牢の御所に參ると記し、御覽を庭に昇居
えたるを、御覽してなど、あるを見て、土穴ならざるを識べし、
【梅松論】にも、藥師堂谷の御所と記し、櫻雲記「鎌倉大日記」
等には正しく當寺にて弑すとある、是實を得たりと云ふべし、

七月淵邊伊賀守義博直義の内命を承け、爰に來たりて
宮を弑す 【櫻雲記】曰、建武二年七月、直義鎌倉を出、護良
日、兵部卿宮直義が爲に東光寺に於て生害云々、【太平記】曰
左馬頭既に、山内を打過給ひける時、淵邊伊賀守を近づけて
宜ひけるは云々、只當家の爲めに、始終誓とならるべきは、
兵部卿親王なり、此御事死刑に行ひ奉れと云ふ、勅許はなけれ
共、此次に只失ひ奉らばと思ふなり、御邊は急ぎ、藥師堂
谷へ馳歸て、宮を刺殺し進らせよと、下知せられければ、淵
邊畏て承候とて、山内より主従七騎引返して、宮のおはしけ
る、牢御所へ參れば、宮はいつとなく、闇の夜のおはしけ
土牢の中に、朝に成りぬるをも知せ給はず猶燈を挑て、御經
あそばして、御坐有けるが、淵邊が御迎に參て候由を申て、
御輿を庭に昇居たりけるを御覽じて、汝は我を失はんと、
使にてぞ有ん、心得たりと仰られて、淵邊が太刀を奪はんと
走り懸らせ給ひけるを、淵邊持たる太刀を取直し、御膝のあ
たりを、したゝかに打奉る云々、起舉らんとし給ひける處を
淵邊御胸の上に乗懸り、腰の刀を抜て、御首を搔んとしけれ
ば宮御頭を縮て、刀の鋒をしかとくはへさせ給ふ、淵邊した
たかなる者なりければ、刀を奪はれ進らせしと引合ける間刀
の鋒一寸餘り、折て失にけり、淵邊其刀を投捨、脇差の刀を
抜て先御心もとの邊を、二刀さす、刺れて宮、少し弱らせ給
體に見えける處を、御髮鬘で引擧て、則御首を搔落す云々、
按ずるに屍は、理智光寺の住僧、拾ひ取て埋葬せしとな、慶
長元年五月圓覺寺前住昭元寶滿寺に在りて寓して寂せ
り、時に塔を當寺に建つ 【高僧傳】曰、釋昭元、字無爲平
安城人、早入聖一國師室、遊大

覺佛光二尊宿之門、瑞世筑之承天、繼遷維之三聖、東福、相
之圖覺、應長元年春因病退圓覺、寓寶滿寺五月十六日、書偈
投筆而化、塔于東光
寺、勅諭大智海禪師、貞和三年七月住僧友桂、國朝の爲に
寶塔を創立せり 【竺仙錄】曰、貞和三年七月二十三日、日本
爲國朝建 國相模州鎌倉縣、東光福寺住持比丘友桂、
立寶塔、永和二年五月義堂當寺に大講を訪し事【日工
集】に見えたり 日、永和二年五月廿二日、余就于東
ば當時存在にて堂塔廢亡せしは是より後の事なるべき
か今其傳なし、或説に當寺は民部大夫行光 二階堂の祖
が長、が承元三年に創建せし伽藍にて茲年十月十日供養
を遂ぐ、時に二位の禪尼を始北條の一族等參堂ありし
事【東鑑】に 日、十月十日、民部大夫行光、永福寺之傍、建
師、尼御臺所渡御相州、武州、前大膳大夫、遠江守、大夫屬人道
已下、爲聽聞參堂、堂上堂下如市、導師御、布施、會場儀等
盡美、時 見えたる是なるべしと云へど、信據なければ
從ひ難し、又按ずるに此邊に藥師堂新造の事、同書に
見えたり、そは建久二年賴朝精舍建立の志ありて二月
十五日大倉山邊を歴覽し、此に堂地を下す 日、建久二
日、幕下歴覽大倉山邊給、爲建立精舍、得其靈地給之故也、
是去々々、征奥州給之時、合戰無爲之後、鎌倉中可帥創伽藍
之由、有御 立願云々、三年六月十三日、島山次郎重忠、佐貫四郎大夫
廣綱等の近臣、手づから土石梁棟を運びて堂宇を營む

賴朝監臨あり 日、六月十三日、幕下渡御新造御堂之地、島
河邊四郎等、引梁棟、其力已如力士、數十人可盡筋力事等、
各一時成功、觀者驚目、幕下感給、凡云犯土云營作、江間殿
已下、手 四年九月二十七日供養の導師下向の事を京に
申す 日、九月廿七日、來月御堂供養、導師 三十日近國の
諸士に供養警固の役を命ず 日、三十日依御堂供養事、爲
近國御 十月三日導師前權僧正眞圓の許に旅中の雜費を
家人等 日、十月三日、御堂供養、導師下向之間、十一月八
送らる 海道驛家雜事送夫等事、被支配御家人等、十一月八
日導師眞圓下著、比企能員の宅に招入、就て願文の草
到著あり 日、十一月八日、前權僧正眞圓、自京都參著、是永
依被招請也、點於比企右衛門尉能員宅、被招入之、又願 十一
文到著、草式部大輔光範卿、清書按察使朝方卿云々、 十一
日布施被物等を召整らる 日、十一日、御堂供養、御布施物
等事、爲行政、後兼、盛時、仲業奉
行、召 廿七日藥師入佛供養を行はる、賴朝渡御あり、
事訖て導師眞圓に布施被物を授けらる 日、廿七日、永福
將軍家渡御寺内、於南門外整行列、千葉小太郎成胤持御劍、
愛甲三郎季隆懸御調度、先陣隨兵十人、後陣隨兵八人、及午
剋導師前權僧正眞圓、相率伴僧參堂事訖、被引御布施、導師
分錦被物二十重、綾被物百重、沙金五十兩、帖絹二百疋、紫
絹五十疋、白布二百疋、藍摺三百疋、綿五百兩、色革百枚、
鞍馬十疋、同加布施五衣一領、水精念珠、金作銀一腰、請僧

分口別錦被物五重、綾被物卅重、帖絹五十疋、染絹五十疋、紫絹廿疋、白布百端、藍摺百端、綿三百兩、色革三十枚、鞍馬三、此等の事蹟歴然と見えたりとも別に今其廢跡をとどめず、恐らくは當寺の事あるも識るべからず、醫王をもて山號となすものは必藥師安置の故なれば姑く爰に臆説を擧ぐ、△大塔宮土籠跡 前寺廢跡北方の山腹にあり、窟中二段に穿てり潤二是建武二年直義大塔宮を禁獄せし所と云へど疑らくは前條に辨ぜし如く、後人の所爲にして全く附會せしものならん、されど累世著名の舊蹟たれば姑く爰に附記して臆説を加ふ、又或説に此邊の人民往古は山腹を穿ちて穴居せしと云ふに據れば是もさる類なるべき歟、○護寶寺舊蹟 荏柄天神社の傍を云ふ、廢置の年代詳ならず、【鎌倉年中行事】に據れば尼寺五山の一にて毎年正月十六日成氏の館に招請ありて酒茶の饗ありしとなり日、正月十六日、太平寺長老、同天樹院殿、東慶寺松岡長老、御田御茶以後、御酒數獻、國恩寺、護法寺、禪明寺にも有御茶、此三ヶ寺も、比丘尼五山之内也云々、さては享徳已前既に建立ありし事論なし、廢寺となりしは永祿已後の事なり、即九年六月の文書圓覺寺塔頭、如意庵藏、に茲寺地の内を圓覺寺塔頭、壽德庵中、養龍軒に寄附の事見えたり日、前々寄進之分、相、任承附進候、但淨智寺之内六百文、護法寺之内壹貫百文、如此落著所

至于向後不可有相違者也、仍如件、永祿九年丙寅六月晦日、養龍軒參、資親華押、○和田平太胤長宅跡 荏柄天神社の前なり、建保元年三月胤長奥州に配流の後此地闕所たるにより昵近の諸士各是を所望す【東鑑】日、建保元年三月廿五日、和田平太胤長屋敷地、在荏柄前、依爲御所東隣、昵近之士面々、頻望申之、而今日左衛門尉義盛、屬女房五條局愁申云、自故將軍御時、一族領所收公之時、未被仰他人、彼地適有宿直祇候之便、可令拜領之歟、然るに四月二日北條義時に此地を授與ありしかば即義時、金窪左衛門尉行親・安東兵衛尉忠家に割き與ふ各爰に移住せり日、四月二日、相州被拜領胤長荏柄前屋地、左衛門尉義盛代官、久野谷彌次郎、各所ト居也、今陸田の字に存せり、此餘山城守行政、民部大夫行光・隱岐守行村及び其支族、此地に住して二階堂を稱せしもの多く見え、又比企能員・宇佐美判官等村内に居住せし事【東鑑】に見えたりと今は其遺蹟を傳へず、

新編相模國風土記稿卷九十一之終

新編相模國風土記稿卷九十二

村里部 鎌倉郡卷之二十四

山之内庄

○西御門村仁志美加、土幸良 谷合四ヶ村の一なり、是は賴朝舊館雪下村の屬、西門の所在に基て村名に唱ふとなり、建武四年七月土御門二品親王より當所を圓覺寺塔頭、傳宗庵領に寄附あり圓覺寺傳宗庵藏文書日、鎌倉西御門、大藏杉谷二ヶ所御地事、御寄進圓覺寺傳宗庵定照院間、土御門二品親王、御宮、令旨如此候、早守先例、可有其沙汰之狀、依仰執達如件、建武四年七月十四日、南山和尚御門徒中、沙彌道光華、

○小名 △小笠原谷

○蛇ヶ谷 鶴岡の東麓にあり、【沙石集】に昔或人の女若宮僧坊の兒を戀て遂に死し、其靈蛇となり、遺骨も又小蛇と化せし怪事を載す、是を當所の名義に執ものあれど從ひ難し、○山 北方に連れり、山王山・赤山・飛石山等の名あり、正嘉元年八月十八日陰陽師等此山上に登り方違の方位をトせしこと、【東鑑】に見えたり、

日、正嘉元年八月十八日、陰陽師等參、評定各申也今朝未明先登西御門山、于時殘月在西、日出東、彼是紆方角、自最明寺指大慈寺、相當辰戌、最明寺・永福寺、相當卯酉云々、是は近日大慈寺落成供養故、將軍爲方違、將暫徙于他家、令勘其方位故、○嘯十五窟和女幾慈不、和字久津 村北山上の巖窟を云ふ中央に血盆地藏、左右に如意輪觀音と闍王の像を彫れり、嘯十王の事傳へなければ詳にし難し、○朱椽窟 村東の山上にあり、名義詳ならず、

○山王社 山王山にあり、村民持下同じ、○天王社 字大門にあり、○稻荷社 字普慶寺山にあり、

○來迎寺 □□山と號す、時宗光寺末、一遍の創建なり本尊彌陀を安ず、○高松寺 壽延山と號す、法華宗無本、寛永十九年八月水野淡路守重長紀伊家屬臣、寛文八年十月二十八日卒す法名本廣院眞、太平廢寺跡に末に別録せり就て起立す、是休常榮日補、太平廢寺跡に末に別録せり就て起立す、是室家の亡母紀伊家屬臣、三浦長門守爲春入道定環女、水野高松院妙壽日仙と云ふ、重良室は、水野監物忠元女、延寶三年六月廿五日歿す、法名は慧雲院妙意日照と云ふ、追福の爲に創建せしなり、按ずるに、寛文十一年の鐘銘に、水野は、聊文の足、住職第一世は重良が幼女にて日隆尼と號ざるなるべし、境内高二石五升七合の地は寛文十二年公許ありて除地となれり、當宗尼寺の根本と稱

する二軸を本尊とす 共に身延山久遠寺日境、及び日鏡二世は隆が俗妹にて日祐尼と云ふ 明曆三年、隆が法嗣となり文十二年、住職となり、元 水野重長猶子元が時より祿四年七月十九日寂す、三世日宗 祿四年より住職が時より世々男僧住職す、【寺寶】 △鏡一領 水野重長、所有の具と云ふ下同し、△鏡一筋 △番神堂 疱瘡神社 是は今 △鐘樓 寛文十一年の鑄鐘を掛く 銘曰、東海路相模國鎌倉縣西帝谷、法三浦藤氏定環女、水野前文主監源忠元之簾中、高松院日仙之所創建也、臻當世殿堂門楣、百舉悉足、猶恨未有洪鐘已久矣、於是高松之女、前淡州太守、源重良之閨中慧雲院、觀之不耐、發普救濟六趣四生、驚昏啓聵、兼而擬當息女理應院日通大姉之開悟之弘願、取其遺財、鑄鑄華鐘焉、致非欲求稱譽、所以肅送迎齋教令、使人天幽明、異類因音聞、以返開自性、成無上道也、是則寺之完美、爲之銘曰、傳聲之器範金烹銅資汝考擊四通、下徹地府、上振天宮、脫幽出厄、驚昏啓蒙、破驚驚睡、驚胡蝶夢、萃賢迎聖、累德積功、十方無間、如風度空、山怪告漢、霜降鳴豐、方石有聲、洪音無窮、物我由聽、共證圓融、維時寛文第十一、太歲辛亥、南呂上浣日、檀越一色右京源朝臣直房內室、住持比丘尼妙雲院日隆、長谷正東兩山嗣法、境心日勝 △塔中 境妙菴、三世僧日宗起立す、○法華堂 村北の丘上にあり、頼朝の墳墓堂にして元は持佛堂なり、故に土俗は頼朝持佛堂とも稱すに【東鑑】

す、【鎌倉志】を閲するに、當時人多く法華を信ず、故に持佛堂、皆法華堂と稱すと載す、此説恐らくは是にあらざる【東鑑】を考究するに、法華堂と稱するは、皆墳墓の堂名なり、實朝政子、義時、共に其卒後、葬地の堂を稱して、法華堂と云ふ、生前未此堂ある事を載せず、元仁元年の條に、故奥州禪室、義時、墳墓供養なりと記し、分注して、新法堂と號すと載す是其證とすべし、又直に墳墓堂とも記せしあり、建長二年の條に曰、奥州・相州、令巡禮、右大將家・右大臣家・二條家、右京兆等、御墳墓堂云々と見ゆ、是即法華堂を云ふなり、斯文に據れば、其墳墓の堂名たる事知るべし、右大將家法華堂の如きは頼朝既に此地に館し、薨逝の後、其館後堂丘上を壘域となし、別に墳墓堂を創せず、生前の持佛堂を以て、直に墳墓堂となせしならん、さては土俗の持佛堂と唱るも、誣ざるなり又【鎌倉志】を按ずるに、【東鑑】を引て、文治五年七月頼朝專光房に命じて、曰、此亭の後山に於て、梵宇を草創すべし、年未本尊正觀音の像を、安置し奉んが爲なり、茲年八月專光房後山の山に擧登り、梵宇を營作して、觀音堂の號を授くと記し、此にいふ法華堂の事とす、恐くは牽強の説ならん、是より先、既に持佛堂にて、法華經講讀の事、所見あれば、文治四年四月二十三日始て法華經を講讀せらる、此日夫人政子が祖母の忌日たるに因てなり【東鑑】曰、四月二十三日行法華經講讀、唱導阿闍梨義慶也、是可爲每 建久二年二月月廿三日哉、此日御臺所御祖母之忌日也、

法華堂境內圖



物二、時家并源高重等取之同五年八月金泥法華經五部、京都より參着す、其一部を納めらる 曰、八月廿七日、金泥法華經五部院、永福寺、閏八月七箇日の間彼岸の佛事を修せらる 閏八月二日、御臺所令歸鎌倉給、(前日三崎の山莊に到る)今日彼岸初日也、七箇日之間、可被修御佛事之故也、於御持佛堂有此儀、佛、(釋迦・彌陀・觀音・文殊・不動・經・法華)供養并同經讀誦等也、當日御導師、法橋定豪也、八日御臺所御佛事結願也、同六年十月二十一日造營の事始あり 曰、十月廿一日始、左近將監能直左京進仲業 正治元年正月十三日頼朝薨等奉行之將軍家令監臨給、 莊嚴房行勇、導師として百箇日忌辰の佛事あり 曰、四月廿三日、故將軍百箇日御忌辰也、經法華經六部、導師 於御持佛堂、佛新圖釋迦、阿彌陀各一鋪、莊嚴房阿闍梨行勇、同二年正月十三日頼朝の小祥により法會を行はる、此時始て法華堂の稱あり 曰、正月十三日將軍周關御忌辰、於彼法華堂、被修佛事、北條殿以下、諸大名群參成市、佛繪像釋迦三尊一鋪、阿字一鋪、以御臺所御除髮、被奉縫之、經金字法華經六部、摺寫五部大乘經、導師葉上房律師榮西、諸僧十二口、布施、唱導師、錦被物十重、綾被物二十重、帖絹百匹、染絹百端、綿千兩、糸二千兩、白布百端、紺布百端、藍摺二百端、鞍置馬十疋、加布施、沙金三十兩、五衣一領、諸請口別、錦被物五重、綾十重、帖絹三十匹、染絹三十端、綿五百兩、絲千兩、白布三十端、紺布三十端、藍摺百端、鞍馬三匹、此外有百僧供、(中略)凡駿河伊豆相模武藏等、國中佛寺、各修追善、於海道十五箇國內、可然贖、或堂舍、或

營修 閏二月二日彼岸會として二位禪尼、法華織法を修せらる。日、閏二月二日、彼岸初日也、爲尼御臺所御願、於故民部承行光奉行之、八日、法華織法結願也、諸僧等給施物口別、帖絹三匹、白布五端、藍摺十端也。建仁元年十一月十三日頼朝の忌日により京都に於て淨寫ありし法華經の供養あり。日、十一月十三日、迎故將軍家御月忌、漸所終寫功也、導師顯學房、請僧六口、導師布施、帖絹三匹、請僧口別、白布一端也、被收公所帶職等、依微力之不單、捧少財志之所之聖靈可令照覽給之趣載諷誦文、(和字)唱導讀上之間、令察彼懷舊、衆皆不禁悲淚尼御臺所、爲御結緣、密々給同三年十月十三日頼朝の追善を修せられ、實朝參堂あり。日、十月十三日、於法華堂、被修故大將軍御追善、導師眞智法橋將軍家有御參堂、源大夫將監親廣、取布施、十一月十五日安達右衛門尉して奉行と定む。日、十一月十五日、鎌倉中社奉行事、更被定之、右元久元年二月十三日佛事大將家法華堂、安達右衛門尉、元久元年二月十三日佛事を修せられ。日、二月十三日、法華堂御修せられし後暮夜昏黒に紛れ、盜人別當大學坊に入て寶器を盗み去る。日、九月十三日、法華堂佛事訖、乘燭程、騎申之間、仰當番衆等、彼盜搜捕の事を令せしに武藏國洲河の地頭生擒して十一月十七日和田義盛が許に縛送す。日、十一月十七日、法華堂重寶等、去九月紛失之間、可尋求之由、被觸仰所之處、於武藏國洲河、地頭攝取件犯人

今日將來于和田左衛門尉之宅、重寶悉取之令隨身、十八日御劍及寶器等別當坊に還附あり。日、十八日、法華堂御劍以下重寶等、被返渡別當今是を失へり、鶴岡相承院藏に、弘安九年十一月執權平貞時別當法印公朝に、與へし狀あり。日、右大將軍御劍號藏、後御上洛之時、依或貴所御惱、爲御護被進之、其後被籠或靈社之處陸奥入道眞覺、令尋取之云々、去年十一月、合戰之後、不應被尋出之間、於殿中被加裝束、爲被籠法華堂御厨子、以工藤右衛門入道果禪昨日被送之、(入赤地錦袋)仍令隨進奉籠御臺之狀如件とあり、此頃まで承元三年五月二十日營中は在しと見ゆ、何へ頃失しにや。承元三年五月二十日營中屢恠異あるにより故梶原景時并に一類の冥福を修す、日、五月廿日、於法華堂爲故梶原平三景時、並一類亡卒等、被修佛事、導師眞智法橋隆宣也、相州被參、是日來營中有恠異等、又有御夢想之告、仍且以十月十三日頼朝の爲に修善爲被宿怨靈、俄及此儀、日、十月十三日、當故右大佛事あり、二位の尼參堂あり。日、十月十三日、當故右大佛事あり、導師明王院僧正(公胤)、施主尼御臺所御參、相州、武州列聽衆給、有書寫妙典、圖繪佛像已下之作善御布施等、皆莫非金銀錦繡、更非翰墨之所載、佛經讚嘆、吐富彼那辨說、幽靈定證正覺於一時之間、施主又期同居於百年之後給歟、十二月十三日實朝參拜あり、二位の尼も參堂あり、恒例の佛事なり。日、十二月十三日、尼御臺所、並將軍家、令參導二十三日實朝又參詣あり。日、廿三日將軍家、御參勝長齊奉人齊、建曆元年十月十三日鴨社司菊大夫長明入道其頃

鎌倉に下向せり、此日頼朝の忌辰たるにより參堂し誦經の間懷舊の情に堪へず、去るに臨て一首の歌を堂柱に題す。日、十月十三日、鴨社氏菊大夫長明入道、(法名蓮胤)依雅經朝臣之舉、此間下向、奉謁將軍家、及度々、而今日當于幕下將軍御忌日、參彼法華堂、念誦讀經之間、懷舊之淚頻相催、註一首利歌於堂柱、草も木も靡し秋の霜消て空き苦を拂、十二月十三日實朝參詣あり。日、十月十三日、將軍御參法華堂、有恒例佛事。同二年十一月十三日、十二月二十九日又參詣あり。日、十一月十三日、將軍家令參法華堂給、供僧等參入、以國絹被施之、行光爲奉行、又日、十二月廿九日、將軍家法華堂以下、巡禮諸堂給、相州、遠江、右近大夫等供奉、建保元年三月十日堂後の山上に光物あり。日、三月十日戌越、法華堂後山、五月二日和田義盛叛し、火を放て攻撃しかば實朝火を此に避く、三日會我・中村・二宮・河村の輩を招きしかど、疑議して來たらず、檄を馳て是を促しければ諸軍齎しく進て義盛を敗る。日、五月二日、將軍家入御于右大將家法華堂、可遁火災御之故也、三日、會我・中村・二宮・河村之輩、如雲騷如蜂起、各陣于武藏大路及稻村崎邊、自法華堂御所、雖有恩喚、義兵有疑貽之氣無左右不能參上、欲被遣御致書之比數百騎之中、波多野彌次郎朝定、乍被疵應此召、參石橋之御書之、彼御致書者、以安藝國住人山太宗高、爲御使被遣之、軍兵令拜見之、同三年三月十三日實朝參詣あり。日、三月十日、法華堂、被修佛事、大學坊法印行慈、弟子慈淵爲御導師、承久師又爲鶴岡供僧者、不可從此御佛事外之田、有其汰沙、承久

三年正月二十七日實朝大祥忌の法會を修せらる。日、正月七日、於法華堂、修故右大臣第三年追善、二品沙汰也、導師莊嚴律師行勇、百僧供、布施口別、上絹一疋、被物一重、準布十端、導師分、上絹百匹、被物三十重、色々砂金五十兩、鞍馬三匹、加布施、太刀一腰、伊豫中將實雅取之、右京兆、相州、以下人群集、次有施行乞食千人、口別十四、亦犯科者三十許輩厚免之、秋田城介景盛入道、隱岐守行村入道等今日奉行嘉祿二年三月十五日如法經書寫筆立の供養あり、竹御所參らる。【東鑑】日、三月十五日、竹御所爲如法經筆立御所參らる。御聽聞、御出御堂之御所、去月二十二日被始之、四月四日如法經奉納あり。日、四月四日、如法經、御奉納、法華堂、寛喜三年十月二十五日堂回祿に罹る。【東鑑】日、各一部也、寛喜三年十月二十五日堂回祿に罹る。十月廿五日及晚大風吹、相州公文所燒亡、南風頻扇、東及勝長壽院橋邊、西迄于永福寺總門、煙炎如飛、右大將家、并右京兆法華堂、同御本尊寺等爲灰燼、凡人畜燒死不知其員、是盜人放火之由有其聞、二十七日相模守時房武藏守泰時等造營の事を議す、墳墓の堂は災後再興の例なき由群臣執し申すにより助成ありて其事を寺家に命ぜらる。日、廿七日、相州、武州、參評定所給、式部大夫入道爲理運、火災於關東尤可怖畏思召之由、各進意見、同造營事、被經評定所、如師員(攝津守)行西、(隱岐入道)康連、玄蕃允、墳墓堂等炎上之時、無再興例之由依十一月十八日上棟あり。日、十一月十八日、右大將家、天福元年正月十三日武藏

守泰時參拜す 曰、正月十三日、武州參右大將家法華堂給、坐給、御念誦移越、此間別當尊範令參會、可有御堂上之由頗難申之、御在世之時、無左右不參堂上、薨御之後、何忘禮哉之由被仰、遂自 嘉禎元年九月一日市店失火し、炎焰堂に及ばんとせしに誣訪盛重指麾して中間の民屋を破壊し火遂に熄す 曰、九月一日子越、右大將家法華堂前、湯屋失火、風頻吹、法華堂頗難免此災之處、誣訪兵衛尉盛重一人、最前馳向、令壞中 曆仁元年十二月二十八日修理權大夫時房、前武藏守泰時參拜あり 曰、十二月廿八日遠江守、右馬權頭、駿河守、宮内少輔等、被參右大將家二位家、前右京兆等、法華堂、爲歳末之故歟、仁治元年十二月二十一日前武藏守泰時、故隱岐入道行阿が爲に初七日の佛事を修す、是より後評定以下公事に預る輩は此堂に於て追善を營むべき由衆議に及ぶ 曰、十二月朝前武州、相其評定衆等、令參右大將家法華堂、被修佛事、莊嚴房僧都行勇爲導師、是爲故隱岐次郎左衛門入道行阿、初七日忌景也、凡向後於評定以下携公事 同二年十二月三十日前武藏守泰時參堂す 曰、十二月三十日、前武州、參寛元四年十月十三日左近將監時頼參拜あり 曰、十月十三日將家法華堂、令 實治元年六月五日三浦泰村戰敗れて後聞恒例御佛事給 弟能登守光村等と猶健闘して自殺せり

曰、六月五日、折節北風變南之間、放火於泰村南隣之人屋、風頻扇煙覆彼館、泰村並伴黨、咽煙遁出館、參籠于故右大將家法華堂、舍弟能登守光村者、在永福寺總門内、從兵八十餘張陣、遣使者於兄泰村之許云、當寺爲珠勝城郭、於此一所、相共可被待討手、泰村答云、雖有鐵壁城郭、定令不得遁歟、同者於故將軍御影御前、欲取終、早可來會此處、光村出寺門、向法華堂、終參拜堂、然後西阿(毛利藏人入道)泰村、光村、家村、資村、並大隅前司重隆、美作前司時綱、甲斐前司實章、關左衛門尉政泰以下、列候子繪像御影御前、或談往事或及最後述懷、西阿者專修念佛者也、勵請諸衆爲願一佛淨土之因、行法華讚廻向之、光村爲調聲、左親衛軍兵攻入寺門、發登石橋、三浦壯士等、防戰竭弓劍之盡、兩方挑戰者、殆經三刻也、敵陣箭窮力盡、而泰村以下爲宗之輩、八日承仕僧を召て泰村が堂内にての顛末を糺問す 曰、六月八日、被召出法華堂供佛前之處、泰村以下大軍、俄亂入堂内之間、失方角于欲遁出、昇天井、間彼等面々言談之由、達上聽之故也、仍平左衛門尉盛時、萬年右馬入道等、召問件子細、令記申詞及拔開、至件承仕法師者、被返遣本所、此外承仕一人者、去五日依不避本堂内奔入大床下之間、爲步兵等、被取着之 斯月二十三日寺産を増加せらる 曰、六月廿三日、神社佛寺有新加御閏十二月十三日相模守重時、左近大夫時頼參拜す 曰、二月三日、相州、左親衛等、令參右大將家法華堂、並右京兆墳墓堂等給、恒例御佛事之上、有副供養經卷等依爲歳末也、建長二年三月十三日佛事を修さる 曰、三月十三日、右大將家法華堂御佛事、雖

爲恒例、猶有副供養等事可有謀叛輩之 十二月二十九日陸奥守重時相模守時頼參詣あり 曰、十二月廿九日、奥州、相模堂 同四年正月十三日恒例の佛事を修せらる 曰、正月十日將家於法華堂、被行恒例御佛事、然 同六年十二月二十五日夜に入て堂宇震動す、因て二十六日密に別當に令して不動護摩供を修せらる 曰、十二月廿五日、入夜右大將兼日夢夢想、有告申人々事、廿五日、於法華堂、仰別當、密々被終不動護摩、供料等相州令沙汰之給、是依夢想震動事也、弘安七年十二月十三日相模國林郷大多和村の地を堂領に附せらる 鶴岡相承院藏文書曰、右大將家法華堂領、相模國林郷大多和村内、田參町、島壹町、在家參宇事、爲禪衆分事、爲禪衆分、可令領知之狀、依仰執達如件、弘安七年十二月十三日、民部阿閩梨御房、左馬權頭貞時、華押、陸奥守業時、華又禪衆領承仕下部等給分の外、除田壹町及び在家等をも寄附あり 曰、右大將家法華堂領、相模國林郷大多和村可令領知也、次禪衆領、承仕下部等給分之外、□村除田壹町大參拾歩、并在家貳宇、可爲一和尚沙汰之狀依仰執達如件、弘安七年十二月十三日、貳阿閩梨御房、同八年二月相模國左馬權頭貞大時華押、陸奥守業時華押、同八年二月相模國石上西飯田兩郷にて田地在家等を附せらる 曰、可早領、相模國石上郷内、屋敷壹所、并澁谷庄西飯田郷内、田壹町、在家壹宇、(早河庄内、長尾名田島替事)右守先例可

致寺用沙汰之狀依仰下知如件、弘安八年二月廿二日、正慶四年八月大多和村堂領、違亂の事有べからざる旨鎌倉より命を傳ふ 曰、右大將家法華堂、禪衆清平申、相模國林郷等、甚無謂、所詮關東靜謐之上者、如元可被知行若於不拘制止輩者、就註申交名、可被處罪科狀如件、正慶四年八月十二日、安元華押、貞宇、觀應二年三浦介高通大多和村に制札を出す 曰、制札、右大將家法華堂領、三崎庄内、大多和村科之狀如件、觀應二年十月七日、三浦介華押、又文和元年 南朝正平七年正月、尊氏等、不可致亂妨狼藉、若有違犯之輩者、可處罪科之狀如件、正平七年正月日、尊氏の華押あり、貞治二年五月足利基氏より武藏國榛澤郡人見郷及秩父郡白鳥郷にて堂領を寄附あり 曰、寄進右大將家法華堂武藏國榛澤郡人見郷内、(安保右爲天下安全武運長久、所奉寄附之狀如件、貞治二年五月十六日、左兵衛督源朝臣基氏、華押、七月二十九日堂領年貢の事により執事上杉民部大輔憲顯より大多和村地頭に命を傳ふ 曰、相模國三浦大多和村、當年領家歳末御靈供、并今年三五七(三ヶ日分)御節供及料科之定所被仰下也、任切符之旨可被沙汰之狀、依仰執達如件、貞治二年七月廿五日、地、應永十七年相模國中郡犬田郷堂領の地頭、沙彌、華押、

頼朝墓 堂後の山上に五輪塔高五尺餘一基を建つ、正治元年正月十三日に薨じ、法號は武皇嘯原大禪門と云ふ、
 【東鑑脱漏】嘉祿元年十月の條に西方岳上に右幕下の御廟を安すと見ゆ 會給、御所地事重有御沙汰、珍譽法眼申云、
 法華堂前御地不可然之處也、西方岳上安右幕下御廟、其新墓高而居其下、子孫無之由見本文、幕下御子孫不御座、忽令符合歟、
 ○島津忠久墓 法華堂の後阜岩窟の内にあり、忠久は頼朝の庶子なり、民部大輔惟宗廣言が婿となりて惟宗氏を冒す、始左兵衛尉となり、左衛門尉に遷り後豊後守に轉じ、薩摩・大隅・日向の三國を領す、安貞元年六月十八日卒す、六十歳、法名を淨光明寺得佛と云ふ 【系圖】家傳云、比金判官能員妹丹後局、仕頼朝卿寵愛甚渥、及其孕避政子嫉妬、潛赴西國、路到住吉會日將昏、因求投宿、里人不許、且雨降不知前路、到一瑞籬中而憩、忽將產因踞石上誕一男、有狐火群來照暗、所生子即忠久也、因稱其石曰產石、住吉末社有島津稻荷者、即此狐也、至今島津家臨事、以雨降爲佳瑞、又曰、忠久、民部大輔惟宗廣言贅婿、因冒惟宗氏云々同書に、忠久謁近衛殿、賜藤原氏と見えたり、【東鑑脱漏】曰、安貞元年六月十八日辰刻、島津豊後守從五位下惟宗朝臣忠久卒とあれば、終身惟宗氏たり、按ずるに忠久の墓此地に在る事疑ふべし、鎌倉の事蹟舊く記せしものにも所見なし、今碑に安永八年己亥二月薩摩中將重豪建之、承薩州侯之命、東都龍湖親和八十歳謹書すと彫す、古墳を修飾せし

にも非ず、此に頼朝の墳墓あるにより新に遠祖の碑を造立せしものと覺ゆ、○大江廣元墓 同所にあり、廣元は中納言匡房の曾孫、式部大輔維光が子なり、始中原氏にて安藝介に任じ、頼朝に仕へて開國の功臣たり其後本氏に復し、累遷して陸奥守に任ず、嘉祿元年六月十日卒す、七十八歳、按ずるに廣元の墳墓と云へど土人の口碑に傳ふるのみ其證考ふる所なし、或は北條義時が古墳と云へり、元仁元年六月此地に義時が墳墓を營し事は【東鑑】に見へたり 其文は前に引用せり、然して其墓蹟此邊他に遺蹟なければ其説近しと云へども今は是非を決し難し、△庵一字 堂の左にあり、○報恩寺廢蹟 西方の谷にあり、南陽山報恩護國寺と號せし禪刹にて應安四年十月上杉兵部大輔能憲 法名報恩寺道諱敬堂、永の起立なり 【日工集】曰、應安四年辛亥十月十五日、余應上杉兵部大輔能憲、創一刹於鎌倉城北、名曰報恩護國、山稱南陽、開基演說、余先試把鑿開土三下入口中、而後與檀那運搬一次、二十一日、報恩方丈立柱上棟、檀那兵部證明僧義堂を請して開山始祖となせり、即義堂梁の牌を銘す 銘曰、皇圖傍礴、永開壽域於無疆、佛運延洪、益播眞風於有載、建寺檀那、前兵部員外郎、奉菩薩戒弟子、藤原道護立、山號南陽、鐘磬谷千峯之秀、寺臨東府、臨棠陰百葉之光、應安三年辛亥十月望日、開基嗣祖比丘、義堂周信敬題、十二月能憲捨田の公文を送る 【日工集】曰、應安四年十二月、報恩檀那管領領兵部、

送新捨田公文、方丈の營作成るに及び、五年六月十五日力石來持其命、
 義堂こゝに遷居し 曰、五年六月十五日、余遷居報恩新寺、普請撤土築壇、謝諸道友云々、其南軒に竹を栽え、軒を擊竹と名づく 【空華集】曰、既方丈先扁曰擊竹而居焉、蓋取香嚴白匡古事、示有所慕也云々、又集中所載、懷南陽竹侍者詩卷叙曰、余嘗慕慕忠國師之蹟、卜築相城西麓、名山曰南陽、種竹數竿、晨昏培植孩育、乙卯歲、余病遷於保壽精舍、自春涉夏杜門苦霖雨、咫尺間不造竹所者數月矣、方因臥滯暑中、想見其玉碧森々如而超下風灑吾熱也、忽憶岩醫公、來自鹿峯、展此卷而視之、乃題曰懷南陽竹侍者瞻南陽竹、固余所懷也、而諸君亦有懷焉者歟、雅稱侍者者果何哉、古之字竹曰君者、阿猷也、曰丈夫者、小杜也、曰尊者、者甘露滅也、其稱侍者、果誰歟、僊岩吟而曰、子何寐語邪、吾友名竹字、南陽侍者其舊識也、今子誤爲南陽所種眞竹、無乃惑乎、且夫以物視之、竹固非侍者、若以德視之、竹與僊者初無二致焉、中洞然而虛、上入之心也、外稜然而堅、上人之節也、炎而弗附、涼而弗變、上人之志也、然則以竹爲侍者、不亦宜乎、夫竹本植物也、而以僊似乎賢者、尙能封植焉、況乎上人竹之下、以僊以遊、高歌諸君之詩、快灌余襟之熱則足矣、七月義堂衆徒に座禪をもて專務とせんことを示す 【日工集】曰、五年壬子七月一日、余既居報恩、黃昏自鳴座禪聲、且告衆曰、古人塚間樹下、唯以座禪爲務、不必待屋宇周備也、本寺方丈既成、自今始宜打版四時座禪、永以爲規矩、先師專以座禪爲本也、遂率一衆、假大閣而爲禪堂、自鳴鐘爲入定之度向之、所謂古人且畔且戰之語、借兵爲喻也、土木之隙修禪學道勿怠、十一月後山に菴を構へ、雲

臥菴と號す、是住持の隱栖に設けし所なり 曰、應安五年十月十五日、新開荒於報恩方丈後、山、名曰雲臥庵、蓋備菴表也、六年二月尼壽珍菴領として田園を寄す 師尼壽珍、書捨田券、打歸于當庵、十月此南軒に小亭を造り副へ、是を半雲亭と名づく 六年癸丑十月一日、報恩新寺未有僧堂、假就于方丈西北寮、而爲座禪單位、六月、造小亭於雲臥之上、名曰半雲、云々、【空華集】曰、余壬子冬十一月十六日、相攸於南陽北舊趾披、榛蕪蕪構數椽之屋、及明年九月、屋成、自扁椽雲臥庵、以擬菴表、仍飲其南軒曰半雲亭、以永和元年六月義堂化鐘の偈を作て募緣し 【日工集】曰、永和元年六月、義堂化鐘の偈を作て募緣し、集曰、永和改元乙卯六月二十三日、爲新寺作化鐘偈、二十四日、檀那兵部管領至、話及本寺化鐘々功德之事、【空華集】曰、報恩化鐘偈並序、凡禪教律院法器之制、莫先於鐘、故建寺安衆、不論大小刹、必先庇焉、若吾禪院、其禪誦之起止、齋粥之早晚、送迎緩急之節、皆鐘主之、加復凡聽是鐘聲也、无幽顯、无遠近、警昏導迷、停輪息苦、獲益者不可勝計焉、昔南陽豐山有九鐘、霜降則自鳴、今茲新寺山稱南陽、而鐘未成、不亦缺典乎、於是爲偈代疏、仰叩諸檀官貴長者、或男或女同心樂施、成就其福可量哉、西門有寺稱南陽、未有鳴鐘、十二月洪鐘成、警夜長、但得諸人齊着力、一聲不待五更霜、り、是高麗國の銅鐘なり 【空華集】曰、相州南陽山報恩護國禪寺、鐘銘並叙、寺權與於應安三年辛亥十月十五日、越五年、鐘魚尙闕、爰有壽高麗國銅鐘者、厥直萬錢、開基住山比丘五臺沙門義堂周信、作偈募緣而市之、乃作銘々曰、維新蘭若、鐘磬未完、大哉法器、出自三韓、四佛影現、九乳星拱、厥音鏗爾、聽者或歡、上而天

界、下而冥間、警寢戒食、息苦停酸、豐嶺霜霽、禪堂月寒、扣惟無盡、應亦莫殫、庶乎萬歲、君臣永安、永和改元乙卯、十二月日、建寺檀那關東副元帥上杉、二年十一月佛殿の柱立大檀那關東副元帥左典殿源朝臣、【日工集】曰、十一月十三日、報恩寺佛殿あり立柱、檀那上杉兵部、入山而證明矣、四年四月十七日上杉能憲卒す、遺骸を當寺に送て茶毘し、其骨を收む、永和四年戊午四月九日、赴湯醫於熱海、十七日、余剛命駕而歸、徑入琢磨谷、則日晚也、乃入兵部宅、見靈容其顔怡然、和雅如生、其令弟房州曰、表事以下遲師來云々、余乃迎靈輿於報恩寺、十八日茶毘、佛事如常法、十九日、房州請余於收骨佛事、余辭以清規有舉骨無收骨佛事、設有又當推讓、以余之爲喪主也、二十日、余引衆、爲兵部收骨、鑿鼓送骨、安置方丈客殿、及晚府君入山、親於牌前燒香、房、五月遺言州刑部侍中、拜送出門、恭敬擲節、肅々如也、【日工集】曰、五月遺言により舊第を域内に移して塔菴とす、先兵部敬堂遺命、以舊第歸報、八月塔菴成て又安房守憲方其傍に己が壽塔を經營す、遣使慶敬當菴施之成、且欲新壽塔一基、以表陪祀之誼如何、余曰、古今其例非一、近則圓覺佛日庵、其後何れの爲平氏四世香火、生火生亦其例多、祀宜遵命、其後何れの頃廢寺となりしや詳ならず、當時の本尊地藏は今法華堂に安ぜり、【日工集】曰、肚中に紙片あり、繪所宅間掃部法眼淨堂に安ぜり、宏作、上杉能憲の爲に造立と記せり、境内に白旗明神社在しとなり、是も寺滅し頃共に廢せしなる

べし、今趾だになし、是應安六年十一月初立せしものなり、【空華集】祭白旗神文曰、應安六年癸丑、冬十一月十五日、南陽山報恩護國禪寺、白旗大明神靈祠成、奉安神蔬食、以代牛羊之饌、致祭云々、【日工集】曰、應安元年戊申九月廿九日、先府主保母、清江夫人逝矣、義堂を請じて開山とす、【日工集】曰、應安元年戊申九月廿九日、先府主保母、清江夫人逝矣、十月五日、茶毘于瑞泉、是日以夫人遺命新名西御門別殿、曰保壽院、乃就子院行中陰之儀、十二月七日、幼君白大夫人命余以管保壽事、余不受、大夫人重命亦辭焉、八日、大夫人入山燒香次面囑以夾輔幼主而成大之器事、又囑領保壽、以貴命追余遂、二年七月基氏當院に公文三通を下す、二年己酉七月受焉、命以梶原道景、五年氏滿參詣あり、義堂貞觀政要賜保壽公文三通、五年壬子二月十日、府君入保壽而燒香、余獻貞觀政要奉す、要、乃云、唐太宗治天下皆收在此書、幕下治天下亦宜準此書、六年二月一日參詣此時義堂貞觀政要を讀す、六月二日、在報恩寺、保壽僧奴來、告府君臨駕、余忙々地走赴、略謝來意仍讀貞觀政要六紙、及晚歸駕、又七月十二日、行香罷引就于書閣、而獻茶、茶話及先府君玉巖瑞泉寺之事、并天下政教、已來屢參詣其度義堂茶話に治國の談あり、應永三十三年十月二日上杉禪秀の亂に、滿隆持仲當院に籠りて旗上あり

【鎌倉大草紙】曰、應永三十三年十月二日戊戌、新御堂殿、并持仲忍びて殿中より御出、西御門寶壽院へ御出有て、御旗を揚ら、文安六年六月當住聖教、鶴岡等覺院に當院安置の本尊等を寄附す、鶴岡等覺院文書曰、當院大師奉寄附本尊以六月廿七日、快季管領成氏が時は例歳二月及歲末に參詣あり、【鎌倉公方年中行事】曰、二月御寺御燒香、日限不定、公方様御直垂、供奉人々皆直垂也、御寺と申は云々奉保壽院、以下十二ヶ所也、御燒香等は、雖爲二月始、日限不定、如、【日工集】曰、益與歲末の御燒香は、御草物也、○太平寺廢蹟、今高松寺地是なり、賴朝の起立にして開山は詳ならず、相傳て賴朝、池禪尼に隨侍せる姪女を、鎌倉に呼下し、禪尼の深恩を、報せんと欲すれど、世に在らざればよしなし、因て其恩を、汝に報せんと思ふ何事にても、所望あらば、申せとあり、女答へて、有爲の世界に豈望む事有んや、我願くば出家して、世間の女人、或は父母夫ありて、出家することを許されざるもの、一度我寺院に入て後は、其妨有べからずと云ふ免除の寺を立て、居住せば足りなんと云ふ、是に依て、太平寺を起立し、彼尼を以て、開山と云ふ、後年基氏の後裔清溪尼を中興の祖とすと云ふ、又持氏の女、昌泰道安、成氏の女、昌全義天、【鎌倉公方年中行事】曰、正月十一日、太平寺長老、公方様姫君、同天壽院殿、東慶寺、管領妹也、御出、御茶以後御酒數献、按ずるに、此に據ば、成氏の女、住持せしは、及生實御所義明の女、青岳等當寺に住職せしと云へり、古傳に、此時房州の里見氏、青岳を奪ひ取、【鎌倉

志】に圓覺寺開山塔の昭堂は當寺の佛殿なりとす、【圓覺文書】曰、太平寺客殿正續院ニ被引、則可有建立由、尤承屆候、猶大道寺可申由、可得貴意候、恐惶敬白、十一月廿五日、圓覺寺、氏康華押、按ずるに、昭堂と記せしは、此正續院の事を誤りしにや糾べし、成氏が時は例歳二月必當寺に詣せり、【鎌倉公方年中行事】曰、二月御寺燒香、日限不定、公方様御直垂、供奉人々皆直垂也、御寺と申は云々、大平寺、以上十二ヶ所也、御燒香等雖爲二月始、日限不定如此記之、永祿の頃は寺領百二十貫文の地を三浦郡池子長柄兩村の内にて領せり、【北條役帳】曰、寺領泰平寺殿は、八十貫文、三郡長柄村福嚴寺は當寺の隱栖所にして寺領の内なりと云ふ、廢せし年代詳ならず、此餘村内に普慶寺山と唱ふる字あり、是も寺跡なるべきか其傳へなし、又文永十一年二月日蓮赦免ありて鎌倉に入り、西御門の御房愛染堂の別當を命ぜられし事、【註書】に見へたり、【日工集】曰、文永十一年二月十四日、有赦免狀、三月二十六日、入于鎌倉、是時聖人御年五十三、賴朝云、西御門造御房、可奉成愛染堂別當候、彼御堂寄進其地及一千町、可有天下之御祈禱之由仰候、聖人云、別不可有御祈禱、只可止念佛真言禪律等、邪僧御歸依、然即起、さては當時堂宇ありしと識らるれど、其遺蹟等傳はらず、

新編相模國風土記稿卷九十二之終

新編相模國風土記稿 自卷之六十九至卷之九十二 要目

卷之六十九	一	鎌倉郡卷之一	一	卷之七十	一	卷之七十一	三
圖說	一	七里濱	四	鎌倉郡卷之二	一	鎌倉郡卷之三	三
正保改定圖	二	袖ヶ浦	四	山之内庄	一	山之内庄	三
元祿改定圖	三	境川	四	鶴岡一	一	鶴岡二	三
今考定圖	四	戸部川	四	鶴岡八幡宮一	一	鶴岡八幡宮二	三
倭名鈔所載合郷七	九	馳川	五			鶴岡八幡宮社頭地繪圖	四
今所唱合郷十一	九	滑川	五	卷之七十二	一	鶴岡八幡宮三	三
今所唱合郷三	一〇	阿久和川	五	鎌倉郡卷之四	一	山之内庄	三
鎌倉山	一	柄澤川	五	山之内庄	一	鶴岡三	三
鎌倉里	一	砂押川	五	鶴岡八幡宮三	一	鶴岡八幡宮三	三
切通四	二	出口川	五	神寶	一		
坂四	二	舞岡川	五	卷之七十三	一	卷之七十三	一
瀑布二	二	名瀬川	五	鎌倉郡卷之五	一	山之内庄	三
井十	二	丑堰	五	山之内庄	一	鶴岡四	三
名水五	二	渡津	五	鶴岡八幡宮四	一	鶴岡八幡宮四	三
橋十	二			上宮	一	上宮	三
海	二						
由比濱	二						

新編相模國風土記稿要目

卷之七十四	鎌倉郡卷之六	山之内庄	鶴岡五	鶴岡八幡宮五	下ノ宮	卷之七十五	鎌倉郡卷之七	山之内庄	鶴岡六	鶴岡八幡宮六	供僧	卷之七十六	鎌倉郡卷之八	山之内庄	鶴岡七	鶴岡八幡宮七	神主大伴主膳清芳	社僧	社人	承仕	伶人	職掌	巫女	神官	經師神納伊織知寧	大工棟梁	卷之七十七	鎌倉郡卷之九	山之内庄	鶴岡八	鶴岡八幡宮八	別當坊跡	若宮御影堂跡	供僧廢院	卷之七十八	鎌倉郡卷之十	山之内庄	山之内村一	建長寺	卷之七十九	鎌倉郡卷之十一	山之内庄	山之内村二	圓覺寺上	圓覺寺	佛殿	方丈	寺寶	卷之八十	鎌倉郡卷之十二	山之内庄	山之内村三	圓覺寺下	祖塔	塔頭	卷之八十一	鎌倉郡卷之十三	山之内庄	山之内村四	淨智寺	禪興寺	明月院	東慶寺	德泉寺蹟	卷之八十二	鎌倉郡卷之二十一	山之内庄	大町村	比企ヶ谷	下馬橋	妙本寺	妙法寺	安養院	盛久敷皮蹟	卷之八十八	鎌倉郡卷之二十	山之内庄	小町村	寶戒寺	本覺寺	幕府蹟	執權第蹟	足利左馬頭義氏第蹟	北條相模守時賴第蹟	東勝寺廢蹟	卷之八十九	鎌倉郡卷之二十一	山之内庄	足利氏屋鋪跡	三浦若狭前司泰村宅蹟	畠山次郎重忠宅蹟	足利氏屋鋪跡	卷之八十七	鎌倉郡卷之十八	山之内庄	雪下村五	勝長壽院廢蹟	彌勒堂蹟	南山小御堂蹟	左馬頭義朝墓	右府實朝墓	供僧坊蹟	卷之八十六	鎌倉郡卷之十八	山之内庄	雪下村五	勝長壽院廢蹟	彌勒堂蹟	南山小御堂蹟	左馬頭義朝墓	右府實朝墓	供僧坊蹟	卷之八十五	鎌倉郡卷之十七	山之内庄	雪下村四	北條陸奥守義時亭蹟	後藤左衛少尉基清宅蹟	大膳大夫廣元亭蹟	八田右衛門尉知家宅蹟	小山下野守朝政宅蹟二	和田左衛門尉義盛宅蹟	卷之八十四	鎌倉郡卷之十六	山之内庄	雪下村二	大藏幕府蹟	大藏町	若宮小路	小袋坂	卷之八十三	鎌倉郡卷之十五	山之内庄	雪下村二	大藏幕府蹟	大藏町	若宮小路	小袋坂	卷之八十二	鎌倉郡卷之十四	山之内庄	雪下村一	置石町	横小路	若宮小路	小袋坂
-------	--------	------	-----	--------	-----	-------	--------	------	-----	--------	----	-------	--------	------	-----	--------	----------	----	----	----	----	----	----	----	----------	------	-------	--------	------	-----	--------	------	--------	------	-------	--------	------	-------	-----	-------	---------	------	-------	------	-----	----	----	----	------	---------	------	-------	------	----	----	-------	---------	------	-------	-----	-----	-----	-----	------	-------	----------	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-------	-------	---------	------	-----	-----	-----	-----	------	-----------	-----------	-------	-------	----------	------	--------	------------	----------	--------	-------	---------	------	------	--------	------	--------	--------	-------	------	-------	---------	------	------	--------	------	--------	--------	-------	------	-------	---------	------	------	-----------	------------	----------	------------	------------	------------	-------	---------	------	------	-------	-----	------	-----	-------	---------	------	------	-------	-----	------	-----	-------	---------	------	------	-----	-----	------	-----

卷之七十四	鎌倉郡卷之六	山之内庄	鶴岡五	鶴岡八幡宮五	下ノ宮	卷之七十五	鎌倉郡卷之七	山之内庄	鶴岡六	鶴岡八幡宮六	供僧	卷之七十六	鎌倉郡卷之八	山之内庄	鶴岡七	鶴岡八幡宮七	神主大伴主膳清芳	社僧	社人	承仕	伶人	職掌	巫女	神官	經師神納伊織知寧	大工棟梁	卷之七十七	鎌倉郡卷之九	山之内庄	鶴岡八	鶴岡八幡宮八	別當坊跡	若宮御影堂跡	供僧廢院	卷之七十八	鎌倉郡卷之十	山之内庄	山之内村一	建長寺	卷之七十九	鎌倉郡卷之十一	山之内庄	山之内村二	圓覺寺上	圓覺寺	佛殿	方丈	寺寶	卷之八十	鎌倉郡卷之十二	山之内庄	山之内村三	圓覺寺下	祖塔	塔頭	卷之八十一	鎌倉郡卷之十三	山之内庄	山之内村四	淨智寺	禪興寺	明月院	東慶寺	德泉寺蹟	卷之八十二	鎌倉郡卷之二十一	山之内庄	大町村	比企ヶ谷	下馬橋	妙本寺	妙法寺	安養院	盛久敷皮蹟	卷之八十八	鎌倉郡卷之二十	山之内庄	小町村	寶戒寺	本覺寺	幕府蹟	執權第蹟	足利左馬頭義氏第蹟	北條相模守時賴第蹟	東勝寺廢蹟	卷之八十九	鎌倉郡卷之二十一	山之内庄	足利氏屋鋪跡	三浦若狭前司泰村宅蹟	畠山次郎重忠宅蹟	足利氏屋鋪跡	卷之八十七	鎌倉郡卷之十八	山之内庄	雪下村五	勝長壽院廢蹟	彌勒堂蹟	南山小御堂蹟	左馬頭義朝墓	右府實朝墓	供僧坊蹟	卷之八十六	鎌倉郡卷之十八	山之内庄	雪下村五	勝長壽院廢蹟	彌勒堂蹟	南山小御堂蹟	左馬頭義朝墓	右府實朝墓	供僧坊蹟	卷之八十五	鎌倉郡卷之十七	山之内庄	雪下村四	北條陸奥守義時亭蹟	後藤左衛少尉基清宅蹟	大膳大夫廣元亭蹟	八田右衛門尉知家宅蹟	小山下野守朝政宅蹟二	和田左衛門尉義盛宅蹟	卷之八十四	鎌倉郡卷之十六	山之内庄	雪下村二	大藏幕府蹟	大藏町	若宮小路	小袋坂	卷之八十三	鎌倉郡卷之十五	山之内庄	雪下村二	大藏幕府蹟	大藏町	若宮小路	小袋坂	卷之八十二	鎌倉郡卷之十四	山之内庄	雪下村一	置石町	横小路	若宮小路	小袋坂
-------	--------	------	-----	--------	-----	-------	--------	------	-----	--------	----	-------	--------	------	-----	--------	----------	----	----	----	----	----	----	----	----------	------	-------	--------	------	-----	--------	------	--------	------	-------	--------	------	-------	-----	-------	---------	------	-------	------	-----	----	----	----	------	---------	------	-------	------	----	----	-------	---------	------	-------	-----	-----	-----	-----	------	-------	----------	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-------	-------	---------	------	-----	-----	-----	-----	------	-----------	-----------	-------	-------	----------	------	--------	------------	----------	--------	-------	---------	------	------	--------	------	--------	--------	-------	------	-------	---------	------	------	--------	------	--------	--------	-------	------	-------	---------	------	------	-----------	------------	----------	------------	------------	------------	-------	---------	------	------	-------	-----	------	-----	-------	---------	------	------	-------	-----	------	-----	-------	---------	------	------	-----	-----	------	-----

山之内庄 三三七
 扇ヶ谷村 三三七
 壽福寺 三三三
 卷之九十 三四四
 鎌倉郡卷之二十二 三四四
 山之内庄 三四四
 二階堂村上 三四四
 荏柄天神社 三四五
 瑞泉寺 三四九

卷之九十一 三五五
 鎌倉郡卷之二十三 三五五
 山之内庄 三五五
 二階堂村下 三五五
 覺園寺 三五五
 觀音堂 三六一
 永福寺蹟 三六三
 藥師堂 三六七
 卷之九十二 三六三

鎌倉郡卷之二十四 三七三
 山之内庄 三七三
 西御門村 三七三
 法華堂 三七四
 島津忠久墓 三八三
 報恩寺廢蹟 三八二
 保壽院廢蹟 三八四

新編相模國風土記稿 自卷之六十九至卷之九十二 要目 終

昭和八年六月十日印刷
昭和八年六月十五日發行

大日本地誌大系 新編相模國風土記稿四

非賣品

版權所有

發行所

東京市麴町區飯田町六ノ二三

雄山閣

振替東京二四二二七番
電話九段(二三)五三七四番

編輯者 雄山閣編輯局

發行者 長坂金雄
東京市麴町區飯田町六ノ二三

印刷者 上田榮吉
東京市淀橋區戶塚町一ノ一三

